

新温泉町地域防災計画

風水害等対策計画編

令和7年2月修正

新 温 泉 町

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編

目 次

第1編 総則	
第1節 目的	1
第2節 計画の内容	1
第3節 防災関係機関の業務の大綱	1
第4節 新温泉町の地勢、地質及び気象と風水害等災害	7
第5節 災害想定	9
第2編 災害予防計画	
第1章 基本方針	10
第2章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備	10
第1節 防災基盤・施設等の整備	10
第1款 防災基盤整備事業の推進	11
第2節 水害の防止施設等の整備	11
第1款 河川施設の整備	11
第2款 ため池の整備	18
第3節 地盤災害の防止施設等の整備	19
第1款 砂防施設の整備	19
第2款 地すべり防止施設の整備	25
第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備	28
第4款 治山施設の整備	56
第5款 土地造成等の規制	65
第4節 交通関係施設の整備	65
第1款 道路施設の整備	65
第5節 ライフライン関係施設の整備	66
第1款 電力施設等の整備	66
第2款 LPガス施設等の整備	67
第3款 電気通信設備等の整備	67
第4款 水道施設等の整備	68
第5款 下水道施設等の整備	69
第3章 災害応急対策への備えの充実	70
第1節 組織体制の整備	70
第2節 災害対策要員の研修・訓練の実施	71
第3節 広域防災体制の確立	72
第4節 情報通信機器・施設の整備	73
第5節 防災拠点の整備	73
第6節 消防施設・設備の整備	74
第7節 防災資機材の整備	76
第8節 災害ボランティア活動の支援体制の整備	76
第9節 災害救急医療システムの整備	77
第10節 備蓄体制等の整備	77

第11節 緊急輸送体制の整備	83
第12節 避難行動要支援者支援対策の強化	83
第13節 外国人支援対策の強化	87
第14節 観光客支援対策の強化	88
第4章 住民参加による地域防災力の向上	88
第1節 防災に関する学習等の充実	88
第2節 自主防災組織の育成	90
第3節 防災訓練の実施	92
第4節 企業等の地域防災活動への参画促進	94
第5章 調査研究体制等の強化	95
第1節 気象観測体制の整備	95
第6章 その他の災害の予防対策の推進	96
第1節 大規模火災の予防対策の推進	96
第1款 出火防止、初期消火体制の整備	96
第3編 災害応急対策計画	
第1章 基本方針	98
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	99
第1節 組織の設置	99
第2節 動員の実施	106
第3節 情報の収集・伝達・調査	110
第4節 防災関係機関との連携促進	117
第1款 自衛隊への派遣要請	117
第2款 関係機関との連携	119
第3章 円滑な災害応急活動の展開	123
第1節 災害ボランティアの派遣・受入れ	123
第2節 災害情報等の提供と相談活動の実施	124
第1款 災害広報の実施	124
第2款 各種相談の実施	128
第3款 災害放送の要請	128
第3節 消火活動の実施	129
第4節 水防活動の実施	131
第5節 救援・救護活動等の実施	131
第1款 災害救助法の適用	131
第2款 人命救出活動の実施	137
第3款 避難対策の実施	138
第4款 食料の供給	160
第5款 応急給水の実施	161
第6款 物資の供給	162
第7款 住宅の確保	163
第8款 救急医療の提供	165
第9款 医療・助産対策の実施	168
第10款 防疫対策の実施	169
第11款 健康対策の実施	172
第12款 精神医療の実施	172

第13款 遺体の火葬等の実施	173
第14款 食品衛生対策の実施	174
第15款 愛玩動物の収容対策の実施	174
第16款 生活救援対策の実施	175
第6節 廃棄物対策の実施	177
第1款 ガレキ対策の実施	177
第2款 ごみ処理対策の実施	178
第3款 し尿処理対策の実施	179
第7節 環境対策の実施	180
第8節 交通・輸送対策の実施	180
第1款 交通の確保対策の実施	180
第2款 緊急輸送対策の実施	182
第3款 兵庫県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請	184
第9節 ライフラインの応急対策の実施	186
第1款 電力の確保	186
第2款 電気通信設備の確保	187
第3款 水道の確保	190
第4款 下水道の確保	191
第10節 教育対策の実施	193
第11節 農林関係対策の実施	195
第12節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進	197
第4章 その他の災害の応急対策の推進	200
第1節 雪害の応急対策の推進	200
第2節 大規模火災の応急対策の推進	201
第3節 危険物等の事故の応急対策の推進	203
第1款 危険物事故の応急対策の実施	203
第2款 火薬類事故の応急対策の実施	205
第3款 毒物・劇物事故の応急対策の実施	206
第4款 放射性物質事故の応急対策の実施	207
第4節 突発重大事故の応急対策の推進	207
第1款 突発重大事故の応急対策の実施	207
第2款 航空機事故の応急対策の実施	209
第5節 海上災害の応急対策の推進	209
第1款 流出油等の応急対策の実施	209
第4編 災害復旧・復興計画	
第1節 災害復旧事業の実施	211
第2節 災害義援金・義援物資の取扱い	215
第3節 災害復興計画の実施	216
第1款 復興本部	216
第2款 復興計画	216

第 1 編 總 則

新温泉町地域防災計画 風水害等対策計画編

第1編 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新温泉町の地域にかかる災害対策全般について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、町、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の内容

1 計画の構成及び内容

本計画の構成及び内容は次のとおりとする。

新温泉町の地域に関する防災に関し、町及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱及び想定される被害等について定める。

- (1) 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための処置について定める。
- (2) 災害応急対策計画は、災害が発生する恐れがある場合、又は災害が発生した場合に災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための措置並びに応急的救助の措置について定める。

2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

3 計画の習熟

この計画は、防災関連施設の管理者、関係者及び町職員等に周知徹底を図り計画の習熟に努めるとともに、住民への広報を行い防災意識の高揚に努める。

第3節 防災関係機関の業務の大綱

指定地方行政機関、県、指定公共機関等は防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 指定地方行政機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
農林水産省 近畿農政局 兵庫県拠点	応急食料（米穀） 及び災害対策用 乾パンの備蓄	応急食料（米穀） 及び災害対策用 乾パンの供給（売却）		

気象庁 神戸地方気象台		災害に関する気象、地象、水象等の観測、通報、予防、警報の発令及び伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時、適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時、適切な提供
国土交通省 近畿地方整備局	1 被災公共土木施設（直轄）の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報の発表及び伝達	1 被災公共土木施設（直轄）の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 公共土木施設（直轄）の2次災害の防止 4 被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣	被災公共土木施設（直轄）の復旧	
国土交通省 海上保安庁 第8管区 舞鶴海上保安部	海難防止指導による海難防止	1 海難その他海上災害における救助 2 災害時における港内の船舶交通安全の確保及び整頓 3 災害時の緊急海上輸送の応援 4 災害時の海上交通の治安維持	障害物の除去等による船舶交通安全確保	

2 自衛隊

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊第3師団中部方面特科連隊		人命救助又は財産保護のための応急対策の支援		

3 県及び町

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
兵庫県（知事部局・企業庁）	1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関	1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関	1 県、市町、防災関係機関の災害復興に関

	<p>する事務又は業務の総合調整</p> <p>2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援</p> <p>3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備</p> <p>4 防災に関する組織体制の整備</p> <p>5 防災施設・設備等の整備</p> <p>6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備</p> <p>7 防災に関する学習の実施</p> <p>8 防災訓練の実施</p> <p>9 防災に関する調査研究の実施</p> <p>10 県所管施設の整備と防災管理</p>	<p>に関する事務又は業務の総合調整</p> <p>2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援</p> <p>3 災害応急対策に係る組織の設置運営</p> <p>4 災害情報の収集・伝達</p> <p>5 災害情報の提供と相談活動の実施</p> <p>6 水防活動の指導</p> <p>7 被災者の救援・救護活動等の実施</p> <p>8 廃棄物・環境対策の実施</p> <p>9 交通・輸送対策の実施</p> <p>10 県所管施設の応急対策の実施</p>	<p>する事務又は業務の総合調整</p> <p>2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援</p> <p>3 県所管施設の復旧</p>	<p>する事務又は業務の総合調整</p> <p>2 市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援</p> <p>3 災害復興対策に係る組織の設置運営</p> <p>4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施</p>
兵庫県（教育委員会）	<p>教育委員会に属する施設の整備と防災管理</p>	<p>1 教育施設（所管）の応急対策の実施</p> <p>2 被災児童生徒の応急教育対策の実施</p>	<p>被災教育施設（所管）の復旧</p>	<p>1 学校教育充実のための対策の実施</p> <p>2 体験を通じての生きる力を育む教育の推進</p> <p>3 児童生徒のこころのケアの実施</p>
兵庫県（警察本部）		<p>1 情報の収集</p> <p>2 救出救助、避難誘導等</p> <p>3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等</p>		
新温泉町	<p>1 新温泉町防災会議に関する事務</p> <p>2 災害予防に関する事務又は業務の総合調整</p> <p>3 町土の保全、</p>	<p>1 災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整</p> <p>2 災害応急対策に係る組織の設置運営</p> <p>3 水防・消防そ</p>	<p>1 災害復旧に関する事務又は業務の総合調整</p> <p>2 被害の調査実施</p> <p>3 町施設及びライフライン</p>	<p>1 災害復興に関する事務又は業務の総合調整</p> <p>2 災害復興に係る組織・運営</p> <p>3 災害復興計画の策定及び</p>

	防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災関連施設・設備の整備及びライフラインの新設・改良 6 医療、物資及び資機材の備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 新温泉町における公共的団体並びに自主防災組織の育成指導 8 防災に関する学習の実施 9 防災に関する知識の普及 10 防災訓練の実施 11 その他新温泉町の地域に係る災害予防の推進	の他の応急措置 4 災害に関する予報又は警報の伝達 5 災害及び被害に関する情報の収集・伝達 6 災害情報の提供と相談活動の実施 7 被災者の避難・誘導、救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 教育対策の実施 11 災害の拡大防止 12 町施設等の応急対策の実施 13 その他新温泉町の地域に係る災害応急対策の推進	等の復旧 4 被災者の生活支援 5 その他新温泉町の地域に係る災害復旧の推進	都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施 4 その他新温泉町の地域に係る災害復興の推進
--	--	---	--	--

4 指定公共機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
西日本電信電話株式会社（兵庫支店） （株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） KDDI（株） ソフトバンク（株） 楽天モバイル（株）	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
西日本旅客鉄道株式会社（兵庫支社）	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設等の災害復旧	
日本赤十字社（兵庫県支部）		1 災害時における医療救護 2 救援物資・義援金の募集・配		

		分		
日本放送協会(神戸放送局)	放送設備の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
日本通運株式会社		災害時における緊急陸上輸送		
日本郵便株式会社(浜坂郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策	1 被災郵政事業施設の復旧 2 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による長期融資	
関西電力送配電株式会社(姫路本部)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	

5 指定地方公共機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
全但バス株式会社(湯村温泉営業所)		災害時における緊急陸上輸送		
美方郡医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的、身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的、身体的支援
兵庫県プロパンガス協会但馬支部美方西地区会	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	
ラジオ関西 サンテレビジョン	放送施設の整備と防災管理 放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施		

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
社会福祉協議会	1 地域における要配慮者の把握等への協力 2 防災訓練、防災に関する知識の普及への協力	1 町が行う避難及び応急対策への協力 2 被災者の保護及び救護物資の支給	被災者に対する町支援への協力	被災者に対する町支援への協力

農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災訓練、防災に関する知識の普及への協力 2 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導 3 農作物等の防災管理指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、町が行う被害応急対策への協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 農業生産資機材、生活用品、食料品等の確保及び供給（売却） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、町が行う被害状況調査への協力 2 被害農家に対する融資の斡旋・指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、町が行う被害状況調査への協力 2 被害農家に対する融資の斡旋・指導
漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災訓練、防災に関する知識の普及への協力 2 漁業施設等の災害防止事業の指導 3 漁船等の防災管理指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、町が行う被害応急対策への協力 2 漁船等の災害応急対策の指導 3 漁業設備、資機材等の確保及び供給（売却） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、町が行う被害状況調査への協力 2 被害漁業者に対する融資の斡旋・指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、町が行う被害状況調査への協力 2 被害漁業者に対する融資の斡旋・指導
商工会	防災訓練、事業に対する防災知識の普及への協力	<ol style="list-style-type: none"> 1 町が行う被害応急対策への協力 2 救助用物資の確保についての協力 	<ol style="list-style-type: none"> 1 町が行う商工業関係被害調査への協力 2 復旧資機材の確保についての協力 	<ol style="list-style-type: none"> 1 町が行う商工業関係被害調査への協力 2 復旧資機材の確保についての協力
病院等医療施設の管理者	避難施設の整備と避難訓練の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における収容者の保護及び誘導 2 災害時における病人等の収容保護 3 災害時における被災負傷者の治療及び助産 		
金融機関			被災事業者に対する資金融資	被災事業者に対する資金融資
美方郡西部土木建設業協同組合 温泉町建睦会 美方郡西部土木建築業協会		災害時における作業員、車両機械の手配		
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備 	関係機関への被害状況及び応急対策の実施状況の報告		

第4節 新温泉町の地勢、地質及び気象と風水害等災害

1 位置及び地勢

新温泉町は兵庫県の西北端に位置し、東西19.6km、南北26.2km、面積241.0km²である。地勢は南北に長く、東南は香美町、西は鳥取県岩美町に境し、北は日本海に面している。

流域30kmの岸田川をはじめ、その支流に熊谷川、春来川、照来川、久斗川、味原川、幹流大栃川、結川が流れ日本海に注ぎ、その河川流域に平坦な耕地が形成されている。その他は、おおむね山間地帯であって、山岳の多くは北に面し、地勢は傾斜が強い。

2 地質

新温泉町は、地史的な隆起、沈降作用や火山活動による独特な地形や地質となっている。地質は比較的新鮮な火山岩をはじめ火成岩を主として、特に海岸部は柱状節理等異質な景観を示し、更に白山火山帯に位置しているため数箇所温泉が湧出している。

3 気象

新温泉町は、標準的な裏日本型（山陰型）気候に属し、冬期は曇天降雨雪の日がほとんどで、北風が強い。

地勢などの関係から年間降雨量も約2,300mmと多く、また過去の日雨量極値も509mm（大正7年）、最深積雪350cm（昭和38年）と多い。

更に一般的には湿気が多いが、海岸部のため比較的しのぎやすい。また、春にはフェーン現象が生ずるため、火災にも注意しなければならない地域である。このような気象条件は、海岸部の松の傾きによっても示されている。

4 風水害等の被害

風水害の代表的なパターンの一つに、梅雨期に梅雨前線による豪雨に伴うものがある。前線が兵庫県の南部で停滞しているときに、弱い熱帯低気圧が北上すると前線の活動が活発化しやすく、風水害発生危険性が大きい。短時間による集中豪雨が近年の特徴であり、水害はもとより土砂災害が増えている。

もう一つの代表的なパターンは、台風によるものである。台風による風水害は過去に大きな被害をもたらしており、強風による倒壊や飛散と豪雨による決壊や浸水により嚴重な注意が必要である。

台風の進行方向に秋雨前線が停滞するときは、特に豪雨となりやすい。

本町では昭和34年の伊勢湾台風、平成2年の台風19号、平成16年の台風23号が大きな被害を及ぼし、特に台風19号は浜坂地域において公立浜坂病院等の公共施設と一般家屋の床上浸水170戸の被害が発生し、災害救助法の適用を受けた。

但馬の主な風水害等記録

番号	発生年月日	災害の名称	災害の概要	備考
1	1918.9.13～14 (大正7年)	台風	紀伊半島に上陸。豊岡で最大風速24m	
2	1934.9.21 (昭和9年)	室戸台風	室戸岬に上陸し、京都を通過。県下各地に大被害	
3	1953.7.4～5 (昭和28年)	梅雨前線による豪雨	西日本に梅雨前線が停滞し、山陰に豪雨	

4	1959. 9. 26 (昭和 34 年)	伊勢湾台風	潮岬の西方に上陸し、三重・岐阜を経由して日本海へ。但馬に大きな被害
5	1961. 9. 16 (昭和 36 年)	第 2 室戸台風	室戸岬に上陸し、阪神間を経由して日本海へ。県下一円に被害
6	1964. 7. 15 (昭和 39 年)	梅雨前線による豪雨	梅雨前線により但馬地方に豪雨。公共土木被害
7	1972. 7. 9 (昭和 47 年)	7 月豪雨	梅雨前線の活動により全国各地で水害発生
8	1972. 9. 16~17 (昭和 47 年)	台風 20 号	潮岬に上陸後、日本海へ。県下で死者 5 名
9	1976. 9. 8~13 (昭和 51 年)	台風 17 号	九州北部から日本海へ。県下で死者 19 名
10	1979. 10. 18~19 (昭和 54 年)	台風 20 号	大型で広範囲の暴風域を持った台風。県北部を中心に風水害発生
11	1886. 12. 28 (昭和 61 年)	暴風	暴風により餘部鉄橋列車転落。死者 6 名
12	1987. 10. 16~17 (昭和 62 年)	台風 19 号	大雨により県下全域で床上、床下浸水。浜坂地域で大きな被害発生
13	1988. 8. 24~25 (昭和 63 年)	雷雨による大雨	雷雨大雨のため、県北部で床上、床下浸水
14	1989. 10. 2~3 (平成元年)	大雨	大雨により県北部で被害。温泉地域 44mm/h
15	1990. 9. 17~20 (平成 2 年)	台風 19 号	日本海沿岸に停滞していた秋雨前線が台風接近に伴って活発化。但馬に甚大な被害。特に浜坂地域に被害
16	2004. 10. 23 (平成 16 年)	台風 23 号	台風による集中豪雨で、円山川堤防が決壊するなど豊岡市を中心に但馬全域に甚大な被害
17	2023. 8. 15 (令和 5 年)	台風 7 号	台風による集中豪雨で、但馬北部を中心に被害が発生

5 船舶油類等の流出による被害

日本海を有する本町は、冬期間の荒波により船舶の座礁、遭難、沈没等により事故が発生するおそれがある。平成 9 年に島根県沖でロシア船籍タンカー「ナホトカ号」が沈没し、船体から流出した油は日本海沿岸 8 府県に漂着し、漁業関係者に大きな被害を与えたと共に山陰海岸国立公園の海岸や海水浴場に漂着し、観光面にも大きな影響を及ぼした。

発生年月	場 所	原 因	流出量	被 害 内 容
平成 9 年 1 月	島根県隠岐島沖	沈 没	重油 6,000Kl	広範囲に渡る重油の漂着

第5節 災害想定

兵庫県は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により水位周知河川等が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定している。令和2年5月末に兵庫県が公表した想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図等では、岸田川水系で洪水浸水想定区域面積が8.9km²、最大浸水深が8.4m、最大浸水継続時間が60時間、家屋倒壊等氾濫想定区域の氾濫流・河岸浸食面積が5.1km²と想定されている。

また、想定最大規模降雨により、地盤が緩み、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防三法指定区域において、土砂災害の発生が考えられ、本町で想定される災害被害を、兵庫県が指定した洪水浸水想定区域を洪水による被害として、兵庫県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等を土砂災害による被害として想定する。

加えて、令和3年2月に兵庫県が公表した想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域図等では、堤防等が破壊する場合の浸水面積が47ha、最大浸水深が1.4m、堤防等が破壊しない場合の浸水面積が48ha、最大浸水深が1.5mと想定しており、それらを高潮による被害として想定する。

・洪水想定区域の算定に用いた雨量

	想定最大規模降雨
岸田川水系	518mm/24時間
大栃川水系	444mm/12時間
結川水系	463mm/12時間

・想定最大規模降雨での浸水面積等

	浸水面積	最大浸水深	最大浸水継続時間	氾濫流・河岸浸食面積
岸田川水系	8.9 km ²	8.4m	60時間	5.1km ²
大栃川水系	0.5 km ²	4.9m	13時間	0.1km ²
結川水系	0.14 km ²	2.2m	11時間	0.05km ²

・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況（令和4年5月31日現在）

	急傾斜	土石流	地すべり	計
土砂災害警戒区域	595	188	29	812
土砂災害特別警戒区域	426	70	0	496

・最大規模の高潮による浸水面積等

最高潮位※1 (T.P.+ m)	堤防等の破壊有無	全体	浸水深毎の浸水面積 (ha)			最大浸水深 (m)
			0.5m以上	1m以上	3m以上	
2.2	破壊する	47	28	15	0	1.4
	破壊しない	48	29	16	0	1.5

※1 潮位は0.1m単位で切り上げ

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針

災害予防計画は、次の考え方のもとに作成する。

1 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え迅速かつ円滑な復旧を図りうる災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項を重点とする。

- (1) 防災基盤・施設等の整備
- (2) 水害の防止施設等の整備
- (3) 地盤災害の防止施設等の整備
- (4) 交通、ライフライン関係施設の整備

2 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を効果的に展開する上で必要な平時の備えを充実するため、次の事項を重点とする。

- (1) 平時の防災組織体制整備と災害対策要員の研修、訓練の実施
- (2) 広域防災体制の確立
- (3) 災害対策拠点、情報通信機器、施設や防災拠点の整備
- (4) 消防防災施設、防災資機材等の整備
- (5) 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- (6) 災害医療支援体制の整備
- (7) 備蓄体制等の整備
- (8) 要配慮者支援対策や外国人支援対策の強化
- (9) 緊急輸送体制の整備

3 住民参加による地域防災力の向上

自らの命、まちを自ら守る防災の原点に沿ったまちづくりを行うため、次の事項を重点とする。

- (1) 防災に関する学習等の充実
- (2) 自主防災組織の育成
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 企業等の地域防災活動への参加促進

4 調査研究体制等の強化

災害に対し、よりの確な備えを行うため、次の事項を重点とする。

- (1) 気象観測体制の整備
- (2) 風水害等の災害に関する調査研究の推進

5 その他の災害の予防対策の推進

大規模火災、危険物等の事故、その他人為的災害等の予防対策について計画する。

第2章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

第1節 防災基盤・施設等の整備

第1款 防災基盤整備事業の推進

実施担当 救助環境部（町民安全課）、総務部（総務課・地域振興課）

第1 趣旨

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災基盤整備事業計画の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

第2 内容

1 対象事業

地域防災計画等との整合性を図りつつ、地方公共団体が地域の防災機能の向上等を目的として計画的に行う防災基盤の整備事業であり、対象となる事業を例示すれば次のとおりである。

(1) 防災施設整備事業

防災訓練、食料備蓄等の機能を備えた防災拠点施設、避難地・避難路、初期消火資機材等の整備

(2) 防災システムのIT化事業

防災無線施設、要配慮者のための消防緊急通報システム等の整備

2 防災基盤整備事業計画

町は、事業の目的、効果、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定にあたり、あらかじめ県に協議することとする。

3 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、元利償還金の一部については、地方交付税措置が講じられる。

4 事業の実施

町は、防災基盤整備事業計画に基づき、事業の計画的執行に努めることとする。また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討するものとする。

第2節 水害の防止施設等の整備

第1款 河川施設の整備

実施担当 建設部（建設課）

第1 趣旨

河川の氾濫を予防し、地域の災害防止を図るための対策について定める。

第2 内容

1 町内河川の概況

町内を貫流する岸田川を主流とし、宮谷川、大栃川、結川、釜屋川、三尾川、小三尾川、間塩川がある。これらの河川には多数の支流河川があり、兵庫県が砂防河川に指定し管理している。その他砂防河川を除いた町管理河川は未改修河川である。

集中豪雨による土砂礫等の堆積物で流れが阻害され、多雨期には氾濫の危険性があるので、これらの堆積物の除去対策を推進する。

2 土石流警戒区域等

(1) 土石流警戒区域

番号	区域名	字	面積	公示番号	公示日
1	寺井川Ⅰ	居組	30515	県告第838号	H19.8.7
2	居組川Ⅰ	居組	14235	県告第838号	H19.8.7
3	京屋谷川Ⅱ	諸寄	12768	県告第838号	H19.8.7
4	奥町川Ⅰ	諸寄	22642	県告第838号	H19.8.7
5	松堀川Ⅰ	諸寄	28076	県告第838号	H19.8.7
6	諸寄南谷川Ⅰ	諸寄	72055	県告第838号	H19.8.7
7	諸寄川Ⅰ	諸寄	44085	県告第838号	H19.8.7
8	諸寄北谷川Ⅰ	芦屋	14640	県告第838号	H19.8.7
9	宮谷川Ⅰ	浜坂	9118	県告第838号	H19.8.7
10	浜坂西谷川Ⅰ	浜坂	28966	県告第838号	H19.8.7
11	用土谷川Ⅰ	用土	43250	県告第838号	H19.8.7
12	三谷山川Ⅰ	古市	18056	県告第838号	H19.8.7
13	岸田川Ⅱ	古市	7930	県告第838号	H19.8.7
14	七釜谷川Ⅰ	七釜	12856	県告第838号	H19.8.7
15	味原川Ⅱ	浜坂	60433	県告第838号	H19.8.7
16	田君谷川Ⅱ	栃谷	22788	県告第838号	H19.8.7
17	下三成川Ⅰ	栃谷	20248	県告第838号	H19.8.7
18	間谷川Ⅰ	久斗山	14287	県告第838号	H19.8.7
19	山谷川Ⅰ	久斗山	7081	県告第838号	H19.8.7
20	久斗山谷川Ⅱ	久斗山	4274	県告第838号	H19.8.7
21	境川Ⅱ	境	13317	県告第838号	H19.8.7
22	猪ノ奥川Ⅰ	境	16596	県告第838号	H19.8.7
23	大味谷川Ⅱ	境	16914	県告第838号	H19.8.7
24	辺地谷川Ⅰ	辺地	27360	県告第838号	H19.8.7
25	三谷山川Ⅰ	辺地	35834	県告第838号	H19.8.7
26	后山川Ⅰ	辺地	22372	県告第838号	H19.8.7
27	高末東谷川Ⅱ	高末	6086	県告第838号	H19.8.7
28	正法庵川Ⅰ	正法庵	21872	県告第838号	H19.8.7
29	高末北谷川Ⅰ	高末	40533	県告第838号	H19.8.7
30	久谷北奥谷川Ⅰ	久谷	4320	県告第838号	H19.8.7
31	久谷南谷川Ⅱ	久谷	53930	県告第838号	H19.8.7
33	赤崎谷川Ⅰ	赤崎	8468	県告第838号	H19.8.7
33	赤崎谷川Ⅰ	赤崎	8468	県告第838号	H19.8.7
34	赤崎川Ⅰ(1)	赤崎	15028	県告第838号	H19.8.7
35	赤崎川Ⅰ(2)	赤崎	47262	県告第838号	H19.8.7
36	和田川Ⅰ	和田	65625	県告第838号	H19.8.7

37	下住川 I	和田	72716	県告第 838 号	H19. 8. 7
38	和田川 I	和田	19890	県告第 838 号	H19. 8. 7
39	和田北谷川 II	和田	31368	県告第 838 号	H19. 8. 7
40	和田南谷川 II	和田	17829	県告第 838 号	H19. 8. 7
41	対田川 I	対田	17293	県告第 838 号	H19. 8. 7
42	奥村川 I	対田	13966	県告第 838 号	H19. 8. 7
43	田井北川 I	田井	14, 345	県告第 838 号	H19. 8. 7
44	田井東川 I	田井	21, 843	県告第 838 号	H19. 8. 7
45	田井南川 I	田井	23, 213	県告第 838 号	H19. 8. 7
46	田井西川 I	田井	38, 937	県告第 838 号	H19. 8. 7
47	指杭川 I	指杭	27, 625	県告第 838 号	H19. 8. 7
48	清富東谷川 II	清富	44, 329	県告第 838 号	H19. 8. 7
49	清富西谷川 I	浜坂	37, 882	県告第 838 号	H19. 8. 7
50	小三尾川 I (1)	三尾	27848	県告第 838 号	H19. 8. 7
51	小三尾川 I (2)	三尾	12374	県告第 838 号	H19. 8. 7
52	三尾川 I (1)	三尾	36710	県告第 838 号	H19. 8. 7
53	三尾川 I (2)	三尾	16316	県告第 838 号	H19. 8. 7
54	三尾川 II	三尾	10553	県告第 838 号	H19. 8. 7
55	下鎧谷川 I	岸田	6590	県告第 405 号	H22. 3. 30
56	田中川 (1) I	岸田	74279	県告第 405 号	H22. 3. 30
57	田中川 (2) I	岸田	80361	県告第 405 号	H22. 3. 30
58	猪の谷川 I	岸田	137534	県告第 405 号	H22. 3. 30
59	田中川 (3) I	岸田	96415	県告第 405 号	H22. 3. 30
60	石橋川 II	石橋	32316	県告第 405 号	H22. 3. 30
61	越坂西谷 II	越坂	62852	県告第 405 号	H22. 3. 30
62	内山南谷 II	内山	24700	県告第 405 号	H22. 3. 30
63	小又川 (1) I	内山	28445	県告第 405 号	H22. 3. 30
64	小又川 (2) I	内山	31484	県告第 405 号	H22. 3. 30
65	内山北谷 II	内山	5274	県告第 405 号	H22. 3. 30
66	千谷川 II	千原	23200	県告第 405 号	H22. 3. 30
67	千谷南谷 II	千谷	13880	県告第 405 号	H22. 3. 30
68	長谷川 I	千谷	7598	県告第 405 号	H22. 3. 30
69	オミキ川 I	千谷	41013	県告第 405 号	H22. 3. 30
70	千谷北谷 II	千谷	2902	県告第 405 号	H22. 3. 30
73	坂本川 (1) I	鐘尾	13143	県告第 405 号	H22. 3. 30
74	坂本川 (2) I	鐘尾	58299	県告第 405 号	H22. 3. 30
75	白谷西川 I	千原	69495	県告第 405 号	H22. 3. 30
76	白谷川 I	千原	46009	県告第 405 号	H22. 3. 30
77	千原南谷 II	千原	50063	県告第 405 号	H22. 3. 30

78	千原北中谷Ⅱ	千原	45794	県告第405号	H22.3.30
79	寺谷川Ⅰ	千原	16101	県告第405号	H22.3.30
80	千原北谷Ⅱ	千原	20702	県告第405号	H22.3.30
81	照来川Ⅰ	切畑	39575	県告第405号	H22.3.30
82	切畑川Ⅰ	切畑	17158	県告第405号	H22.3.30
83	切畑Ⅰ	切畑	39509	県告第405号	H22.3.30
84	丹土川Ⅰ	丹土	254185	県告第405号	H22.3.30
85	前田川Ⅰ	塩山	31832	県告第405号	H22.3.30
86	ホウキ川Ⅰ	飯野	28213	県告第405号	H22.3.30
87	飯野川Ⅰ	飯野	24287	県告第405号	H22.3.30
88	奥山川東谷Ⅰ	飯野	30263	県告第405号	H22.3.30
89	奥山川Ⅰ	飯野	43829	県告第405号	H22.3.30
90	亀谷川Ⅱ	飯野	5654	県告第405号	H22.3.30
91	所谷川Ⅰ	竹田	15930	県告第405号	H22.3.30
92	下道川Ⅰ	竹田	89156	県告第405号	H22.3.30
93	西ヶ谷(1)Ⅰ	竹田	37762	県告第405号	H22.3.30
94	西ヶ谷川Ⅰ	竹田	25274	県告第405号	H22.3.30
95	西ヶ谷(2)Ⅰ	竹田	31182	県告第405号	H22.3.30
96	湯谷西谷Ⅱ	春来	5950	県告第405号	H22.3.30
97	芦谷川Ⅰ	歌長	9215	県告第405号	H22.3.30
98	高山南谷Ⅱ	歌長	77789	県告第405号	H22.3.30
99	古賀谷川Ⅱ	歌長	6526	県告第405号	H22.3.30
100	桑谷川Ⅱ	湯	14103	県告第405号	H22.3.30
101	湯東谷Ⅰ	湯	4112	県告第405号	H22.3.30
102	湯東奥谷Ⅰ	湯	27252	県告第405号	H22.3.30
103	鳥ノ奥川Ⅰ	湯	25493	県告第405号	H22.3.30
104	湯川Ⅰ	湯	70805	県告第405号	H22.3.30
105	釜町川Ⅰ	湯	10891	県告第405号	H22.3.30
106	稲負谷川Ⅰ	湯	7085	県告第405号	H22.3.30
107	湯西谷Ⅱ	湯	5052	県告第405号	H22.3.30
108	稲負谷川Ⅰ	湯	9434	県告第405号	H22.3.30
109	滝見ヶ原川Ⅰ	湯	10091	県告第405号	H22.3.30
110	済谷川Ⅰ	湯	19662	県告第405号	H22.3.30
111	湯川Ⅰ	湯	15485	県告第405号	H22.3.30
112	登尾川Ⅱ	細田	5416	県告第405号	H22.3.30
113	三谷川(1)Ⅰ	湯	12077	県告第405号	H22.3.30
114	三谷川(2)Ⅰ	細田	29247	県告第405号	H22.3.30
115	細田川Ⅰ	細田	22584	県告第405号	H22.3.30
116	井土川Ⅰ	井土	71106	県告第405号	H22.3.30

110	済谷川 I	湯	19662	県告第 405 号	H22. 3. 30
111	湯川 I	湯	15485	県告第 405 号	H22. 3. 30
112	登尾川 II	細田	5416	県告第 405 号	H22. 3. 30
113	三谷川 (1) I	湯	12077	県告第 405 号	H22. 3. 30
114	三谷川 (2) I	細田	29247	県告第 405 号	H22. 3. 30
115	細田川 I	細田	22584	県告第 405 号	H22. 3. 30
116	井土川 I	井土	71106	県告第 405 号	H22. 3. 30
117	八日市川 I	井土	74387	県告第 405 号	H22. 3. 30
118	谷奥川 I	井土	91898	県告第 405 号	H22. 3. 30
119	井土南谷 I	井土	34885	県告第 405 号	H22. 3. 30
120	井土北中谷 I	井土	59375	県告第 405 号	H22. 3. 30
121	井土北谷 II	井土	49822	県告第 405 号	H22. 3. 30
122	金屋口南谷 I	今岡	19547	県告第 405 号	H22. 3. 30
123	数久谷川 I	歌長	34841	県告第 405 号	H22. 3. 30
124	数久谷 I	歌長	23251	県告第 405 号	H22. 3. 30
125	大宮谷川 I	伊角	31570	県告第 405 号	H22. 3. 30
126	庄谷川 I	伊角	12990	県告第 405 号	H22. 3. 30
127	ササンベ川 I	熊谷	21765	県告第 405 号	H22. 3. 30
128	長谷川 II	熊谷	34027	県告第 405 号	H22. 3. 30
129	奥川 I	熊谷	18821	県告第 405 号	H22. 3. 30
130	フタメ川 (1) I	熊谷	3664	県告第 405 号	H22. 3. 30
131	フタメ川 (2) I	熊谷	11080	県告第 405 号	H22. 3. 30
132	折谷口西川 II	熊谷	6156	県告第 405 号	H22. 3. 30
135	細見谷川 II	竹田	22088	県告第 405 号	H22. 3. 30
136	山口川	歌長	56624	県告第 533 号	H26. 6. 10
137	南谷	千谷	7235	県告第 235 号	H27. 3. 24
138	徳原下	竹田	4857	県告第 235 号	H27. 3. 24
139	ヲバ谷	千原	43790	県告第 235 号	H27. 3. 24
140	相谷	飯野	16835	県告第 235 号	H27. 3. 24
141	広土	飯野	13303	県告第 235 号	H27. 3. 24
142	北垣	飯野	11877	県告第 235 号	H27. 3. 24
143	杉谷川	飯野	10413	県告第 235 号	H27. 3. 24
144	大門	飯野	14253	県告第 235 号	H27. 3. 24
145	峠ノ下夕	塩山	34704	県告第 235 号	H27. 3. 24
146	米持	竹田	8890	県告第 235 号	H27. 3. 24
147	プロ谷	竹田	4432	県告第 235 号	H27. 3. 24
148	鑄物ヶ谷	湯	15464	県告第 235 号	H27. 3. 24
149	天地面	湯	11111	県告第 235 号	H27. 3. 24
150	稲負谷川	湯	42271	県告第 235 号	H27. 3. 24

151	池ヶ谷	多子	14510	県告第 235 号	H27. 3. 24
152	小神谷川	湯	7002	県告第 235 号	H27. 3. 24
153	高手	今岡	24005	県告第 235 号	H27. 3. 24
154	後山	歌長	18699	県告第 235 号	H27. 3. 24
155	向山	歌長	19881	県告第 235 号	H27. 3. 24
156	アハラ山	熊谷	12416	県告第 235 号	H27. 3. 24
157	大平	歌長	2709	県告第 235 号	H27. 3. 24
158	長尾	歌長	4198	県告第 235 号	H27. 3. 24
159	境向	熊谷	2165	県告第 235 号	H27. 3. 24
160	ニゴリ	春来	7088	県告第 235 号	H27. 3. 24
161	横尾下モ	春来	8719	県告第 235 号	H27. 3. 24
162	横尾	春来	6609	県告第 235 号	H27. 3. 24
163	橋ヶ谷川	熊谷	4790	県告第 235 号	H27. 3. 24
164	庄谷川	伊角	7874	県告第 235 号	H27. 3. 24
165	浅原	伊角	7329	県告第 235 号	H27. 3. 24
166	横谷	伊角	3615	県告第 235 号	H27. 3. 24
167	タチヤ	春来	2479	県告第 235 号	H27. 3. 24
168	釜屋 (1)	釜屋	26358	県告第 235 号	H27. 3. 24
169	釜屋 (2)	釜屋	26962	県告第 235 号	H27. 3. 24
170	諸寄	諸寄	36346	県告第 235 号	H27. 3. 24
171	三谷(1)	三谷	6, 511	県告第 235 号	H27. 3. 24
172	三谷(2)	三谷	29, 867	県告第 235 号	H27. 3. 24
173	七釜	七釜	16, 571	県告第 235 号	H27. 3. 24
174	栃谷(1)	栃谷	16, 853	県告第 235 号	H27. 3. 24
175	栃谷(2)	栃谷	7, 540	県告第 235 号	H27. 3. 24
176	栃谷(3)	栃谷	32, 174	県告第 235 号	H27. 3. 24
177	田井	田井	30290	県告第 235 号	H27. 3. 24
178	対田	対田	9, 457	県告第 235 号	H27. 3. 24
179	赤崎	赤崎	9, 804	県告第 235 号	H27. 3. 24
180	高末(1)	高末	27, 993	県告第 235 号	H27. 3. 24
181	高末(2)	高末	18, 295	県告第 235 号	H27. 3. 24
182	藤尾	藤尾	29, 867	県告第 235 号	H27. 3. 24
183	境	境	4, 463	県告第 235 号	H27. 3. 24
184	久斗山(1)	久斗山	10, 616	県告第 235 号	H27. 3. 24
185	久斗山(2)	久斗山	87, 825	県告第 235 号	H27. 3. 24
186	久斗山(3)	久斗山	65, 746	県告第 235 号	H27. 3. 24
187	久斗山(4)	久斗山	2, 786	県告第 235 号	H27. 3. 24
188	小神谷川	湯	29, 867	県告第 246 号	H28. 3. 11

(2) 土石流特別警戒区域

番号	区域名	字	面積	公示番号	公示日
1	居組川Ⅰ	居組	454	県告第109号	R2.1.31
2	京屋谷川Ⅱ	諸寄	275	県告第109号	R2.1.31
3	松堀川Ⅰ	諸寄	2068	県告第109号	R2.1.31
4	諸寄北谷川Ⅰ	芦屋	467	県告第109号	R2.1.31
5	岸田川Ⅱ	古市	456	県告第109号	R2.1.31
6	田君谷川Ⅱ	栃谷	4377	県告第109号	R2.1.31
7	下三成川Ⅰ	栃谷	1552	県告第109号	R2.1.31
8	間谷川Ⅰ	久斗山	4549	県告第109号	R2.1.31
9	山谷川Ⅰ	久斗山	119	県告第109号	R2.1.31
10	大味谷川Ⅱ	境	1697	県告第109号	R2.1.31
11	正法庵川Ⅰ	正法庵	2654	県告第109号	R2.1.31
12	高末北谷川Ⅰ	高末	465	県告第109号	R2.1.31
13	久谷南谷川Ⅱ	久谷	368	県告第109号	R2.1.31
14	久谷北谷川Ⅰ	久谷	2221	県告第109号	R2.1.31
15	下住川Ⅰ	和田	19443	県告第109号	R2.1.31
16	和田北谷川Ⅱ	和田	886	県告第109号	R2.1.31
17	和田南谷川Ⅱ	和田	240	県告第109号	R2.1.31
18	奥村川Ⅰ	対田	1310	県告第109号	R2.1.31
19	田井西川Ⅰ	田井	1198	県告第109号	R2.1.31
20	三尾川Ⅰ(2)	三尾	319	県告第109号	R2.1.31
21	内山南谷Ⅱ	内山	610	県告第1023号	H30.11.30
22	小又川(1)Ⅰ	内山	107	県告第1023号	H30.11.30
23	小又川(2)Ⅰ	内山	346	県告第1023号	H30.11.30
24	内山北谷Ⅱ	内山	1699	県告第1023号	H30.11.30
25	千谷南谷Ⅱ	千谷	465	県告第1023号	H30.11.30
26	長谷川Ⅰ	千谷	293	県告第1023号	H30.11.30
27	隠尻川Ⅰ	鐘尾	82	県告第1023号	H30.11.30
28	坂本川(2)Ⅰ	鐘尾	314	県告第1023号	H30.11.30
29	白谷西川Ⅰ	千原	198	県告第1023号	H30.11.30
30	千原南谷Ⅱ	千原	619	県告第1023号	H30.11.30
31	千原北中谷Ⅱ	千原	118	県告第1023号	H30.11.30
32	寺谷川Ⅰ	千原	914	県告第1023号	H30.11.30
33	切畑川Ⅰ	切畑	3522	県告第1023号	H30.11.30
34	丹土川Ⅰ	丹土	2597	県告第1023号	H30.11.30
35	飯野川Ⅰ	飯野	195	県告第256号	H28.3.11
36	奥山川Ⅰ	飯野	51	県告第256号	H28.3.11
37	亀谷川Ⅱ	飯野	584	県告第256号	H28.3.11

38	高山南谷Ⅱ	歌長	1425	県告第 1023 号	H30. 11. 30
39	古賀谷川Ⅱ	歌長	317	県告第 1023 号	H30. 11. 30
40	湯東谷Ⅰ	湯	246	県告第 1023 号	H30. 11. 30
41	湯川Ⅰ	湯	274	県告第 1023 号	H30. 11. 30
42	稲負谷川Ⅰ	湯	348	県告第 1023 号	H30. 11. 30
43	稲負谷川Ⅰ	湯	89	県告第 1023 号	H30. 11. 30
44	滝見ヶ原川Ⅰ	湯	473	県告第 1023 号	H30. 11. 30
45	細田川Ⅰ	細田	119	県告第 1023 号	H30. 11. 30
46	八日市川Ⅰ	井土	212	県告第 1023 号	H30. 11. 30
47	井土北中谷Ⅰ	井土	785	県告第 1023 号	H30. 11. 30
48	数久谷Ⅰ	歌長	290	県告第 1023 号	H30. 11. 30
49	ササンベ川Ⅰ	熊谷	937	県告第 1023 号	H30. 11. 30
50	長谷川Ⅱ	熊谷	1432	県告第 1023 号	H30. 11. 30
51	フタメ川 (2) Ⅰ	熊谷	1047	県告第 1023 号	H30. 11. 30
52	南谷	千谷	139	県告第 1023 号	H30. 11. 30
53	徳原下	竹田	672	県告第 1023 号	H30. 11. 30
54	広土	飯野	5397	県告第 256 号	H28. 3. 11
55	北垣	飯野	941	県告第 256 号	H28. 3. 11
56	杉谷川	飯野	5666	県告第 256 号	H28. 3. 11
57	大門	飯野	235	県告第 256 号	H28. 3. 11
58	プロ谷	竹田	235	県告第 1023 号	H30. 11. 30
59	鋳物ヶ谷	湯	913	県告第 1023 号	H30. 11. 30
60	長尾	歌長	98	県告第 1023 号	H30. 11. 30
61	境向	熊谷	121	県告第 1023 号	H30. 11. 30
62	横尾下モ	春来	140	県告第 1023 号	H30. 11. 30
63	横尾	春来	176	県告第 1023 号	H30. 11. 30
64	庄谷川	伊角	120	県告第 1023 号	H30. 11. 30
65	釜屋 (1)	釜屋	2441	県告第109号	R2. 1. 31
66	栃谷(1)	栃谷	1107	県告第109号	R2. 1. 31
67	栃谷(2)	栃谷	2564	県告第109号	R2. 1. 31
68	高末(1)	高末	2950	県告第109号	R2. 1. 31
69	境	境	111	県告第109号	R2. 1. 31
70	久斗山(4)	久斗山	130	県告第109号	R2. 1. 31

第2款 ため池の整備

実施担当 農林水産部（農林水産課）

第1 趣旨

豪雨等によるため池の決壊等による被害を防止するための対策について定める。

第2 内容

1 事業計画

町は、町内危険ため池（新温泉町水防計画）を主に、ため池等整備事業等により積極的に改修工事を行う。

2 危険ため池

町は、梅雨期、台風期におけるため池の決壊等による災害を防止するため、毎年6月に危険ため池の管理者に対し、施設等の点検と指導を行う。

(1) 点検事項

- ア ため池監視員の有無
- イ 非常時の通報方法及び避難場所の確認
- ウ 非常時の応急資機材(土のう、杭、縄等)の確認
- エ 大雨予想時の減水対策、洪水吐開削等の確

3 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

町は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制等の整備を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難の判断に必要な情報を地域住民等に提供するものとする。

第3節 地盤災害の防止施設等の整備

第1款 砂防施設の整備

実施担当 建設部（建設課）

第1 趣旨

豪雨等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備等について定める。

第2 内容

1 危険区域内における災害未然防止への警戒

(1) 新温泉町水防計画第4章第7節「警戒区域等の監視」により実施する。

2 警戒避難体制の整備

(1) 避難を要する場合

- ア 洪水の襲来が予想され、また発生した場合
- イ 地すべり等、大規模な地盤被害が予想され、また発生した場合

(2) 避難準備情報

町長は住民の避難を要すると予想したときは、気象情報及び警戒区域等を防災行政無線・CATV、自主防災組織を通じて住民に伝え、避難準備を呼びかける。

また、要配慮者に自主防災組織や民生児童委員、消防団と連携して情報を伝え、避難の準備と体制づくりを行う。

(3) 避難のための指示

ア 指示

(ア) 町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をすることができる。

(イ) 町長は、避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告する。

(ウ) 警察官は、町長が避難の指示をする事ができないと認めるとき、又は町長から要請があったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。

この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を町長に通知することとする。

3 土砂災害警戒区域等の把握と住民への周知

町は、土石流危険渓流に対する警戒避難体制の整備に資するため、県と協力して調査を実施し、状況を把握するとともに、土砂災害警戒区域等を図として住民の閲覧に供し、住民への周知に努めることとする。

なお、本町における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定区域数は、次のとおりである。

土砂災害警戒区域等の指定状況

地区名等	区域数		内訳						指定年月日	告示番号
			急傾斜地		土石流		地すべり			
	Y	R	Y	R	Y	R	Y	R		
旧浜坂町	215	0	161	0	54	0	0	0	H19. 8. 7	県告第 838 号
旧温泉町全域	318	0	237	0	81	0	0	0	H22. 3. 30	県告第 405 号
新温泉町全域	22	0	0	0	0	0	22	0	H26. 3. 14	県告第 228 号
歌長	1	0	0	0	1	0	0	0	H26. 6. 10	県告第 533 号
新規抽出	226	0	175	0	51	0	0	0	H27. 3. 24	県告第 235 号
湯地区	1	0	0	0	1	0	0	0	H28. 3. 11	県告第 246 号
飯野地区・ 中辻地区	0	30	0	23	0	7	0	0	H28. 3. 11	県告第 256 号
湯地区ほか	4	0	4	0	0	0	0	0	H30. 11. 30	県告第 1019 号
旧温泉町	0	214	0	177	0	37	0	0	H30. 11. 30	県告第 1023 号
旧浜坂町	18	0	18	0	0	0	0	0	R 2. 1. 31	県告第 98 号
旧浜坂町	0	252	0	226	0	26	0	0	R 2. 1. 31	県告第 109 号
久斗山地区ほか	7	0	0	0	0	0	7	0	R 4. 5. 31	県告第 701 号
計	812	496	595	426	188	70	29	0		

Y：土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

R：土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

4 県管理の砂防指定区域は次のとおりであり、砂防事業の実施を推進している。

(1) 砂防指定地（河川）

河川名			溪流名	位置		中左右各岸	指定年月日
幹流	支流	小支流		大字	字		
岸田川			岸田川	岸田 他 1	上ノ山 他 59	70	S 18. 3. 13
岸田川	田井川		田井川	田中 他 2	古道 他 19	20	S 18. 3. 13
岸田川	味原川		味原川	浜坂	下夕山 他 7	20	S 18. 3. 13

岸田川	味原川	三谷川	三谷川	三谷 他 1	村奥 他 7	20	S 18. 3. 13
岸田川	味原川	上ラ山川	上ラ山川	浜坂	上ラ山	20	S 18. 3. 13
岸田川	味原川		上ラ山川	浜坂	上ラ山		H元. 10. 21
岸田川	久斗川		久斗川	久斗山他 4	本谷奥 他 16	40	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	奥村川	奥村川	対田	奥田 他 14	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	奥村川	大谷川	対田	大谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	久谷川	久谷川	久谷 他 1	キグワ 他 28	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	久谷川	和田川	和田 他 2	イシク谷口 他52	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	久谷川	赤崎川	赤崎	三尾瀬 他 13	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	久谷川	下住川	和田	石田 他 24	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	久谷川	瀬間谷川	久谷	セバ谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	奥山川	奥山川	正法庵	奥山 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	三谷山川	三谷山川	辺地	三谷山 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	亀谷川	亀谷川	藤尾	亀谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	鹿間川	鹿間川	藤尾	鹿間谷 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川		鹿間川	藤尾	鹿間谷、方ノ谷		H元. 1. 21
岸田川	久斗川	大味川	大味川	境	ムスン谷 他 14	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	大味川	大滝川	久斗山 他1	大滝 他 10	20	S 18. 3. 13
岸田川	大滝川		ワシン谷及び支川	久斗山	ワシン谷	40	S 49. 10. 9
岸田川	久斗川	猪之奥川	猪之奥川	境		10	S 37. 4. 28
岸田川	久斗川	ツヅライ川	ツヅライ川	久斗山	坂本 他 10	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	西谷川	西谷川	久斗山	大山 他 10	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	門谷川	門谷川	久斗山	門谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	宮谷川	宮谷川	久斗山	クリヲロ他10	25	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川		宮谷川	久斗山	宮谷、大宮谷、クリヲロ		S 63. 3. 26
岸田川	久斗川	宮谷川	シラ木川	久斗山	シラ木	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	宮谷川	小宮谷川	久斗山	小宮谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	イモジ川	イモジ川	久斗山	イモジロ 他4	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	焼尾川	焼尾川	久斗山	焼尾 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	ヨロン谷川	ヨロン谷川	久斗山	ヨロン谷 他1	20	S 18. 3. 13
岸田川	段川		段川	七釜	西奥山 他 11	30	S 18. 3. 13
岸田川	田君川		田君川	千原 他 2	後山 他 21	150	S 18. 3. 13
岸田川	田君川	三成川	三成川	栃谷	若栃口 他 9	50	S 18. 3. 13
岸田川	田君川	細見谷川	細見谷川	竹田 他 1	細見谷 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	田君川	糸城川	糸城川	竹田	糸城	30	S 18. 3. 13
岸田川	三谷山川		三谷山川	古市	三谷山 他 8	30	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川		熊谷川	伊角 他 1	神田 他 24	30	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	大八屋川	大八屋川	金屋	大八屋西他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	数久谷川	数久谷川	歌長 他 3	堀越 他 17	20	S 18. 3. 13

岸田川	熊谷川	数久谷川	大畑川	歌長	大畑	25	S 37. 4. 28
岸田川	熊谷川	仁連寺川	仁連寺川	熊谷	家ノ奥 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	シワガラ川	シワガラ川	熊谷	下六郎 他 9	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	シワガラ川	間谷川	熊谷	間谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	シワガラ川	ゼイナ川	熊谷	ゼイナ 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	シワガラ川	中谷川	熊谷	ゼイナ 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	穴谷川	穴谷川	熊谷	穴谷	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	フタメ川	フタメ川	熊谷	フタメ 他 1	30	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	長谷川	長谷川	熊谷	大熊 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	ササンベ川	ササンベ川	熊谷	ササンベ	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	橋ヶ谷川	橋ヶ谷川	熊谷	橋ヶ谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	徳谷川	徳谷川	熊谷	徳谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	ミコ谷川	ミコ谷川	伊角	柿平	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	庄谷川	庄谷川	伊角	庄谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	浦栃川	浦栃川	伊角	浦栃 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	大宮川	大宮川	伊角	大宮谷 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	横谷川	横谷川	伊角	横谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	譲り葉川	譲り葉川	伊角	譲り葉 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	虫尾川	虫尾川	伊角	虫尾 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	浅谷川	浅谷川	伊角	浅谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	神田川	神田川	伊角	神田	20	S 18. 3. 13
岸田川			谷奥川	井土	杉谷、谷奥		S 62. 1. 26
岸田川	天ノ谷川		天ノ谷川	井土	天ノ谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川		春来川	春来 他 3	尾崎 他 53	40	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	三谷川	三谷川	細田	シヨバラ他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	済谷川	済谷川	湯 他 1	済谷 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	鳥ノ奥川	鳥ノ奥川	湯	鳥ノ奥 他 6	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	稲負谷川	稲負谷川	湯	滝谷山 他 17	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	稲負谷川	滝見ヶ原川	湯	愛宕山 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	稲負谷川	小神谷川	湯	小神谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	稲負谷川	釜町川	湯	釜町 他 2		S 60. 7. 13
岸田川	春来川	稲負谷川	大神谷川	湯	大神谷 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	桑谷川	桑谷川	歌長 他 1	桑谷 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	ゴウロ川	ゴウロ川	歌長	向山 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	高山川	高山川	歌長	カンマチ他 1	25	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	高山川	古賀谷川	歌長	桑谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	高山川	清水谷川	歌長	清水谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	芦谷川	芦谷川	歌長	後山 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川		芦谷川	歌長	後山 他 2		S 60. 10. 31

岸田川	春来川	山口川	山口川	多子	十字谷 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	山口川	インゲ谷川	歌長	向山 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	地藏谷川	地藏谷川	歌長	大未 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	和津川	和津川	多子 他 1	ワズ谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	小豆谷川	小豆谷川	歌長	小豆谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	小瀬川	小瀬川	歌長	小瀬	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	茅ノ谷川	茅ノ谷川	歌長	茅ノ谷	20	S 18. 3. 13
岸田川	西ヶ谷川		西ヶ谷川	竹田	西ヶ谷 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川			下道川	竹田	上中		S 60. 2. 12
岸田川	所谷川		所谷川	竹田	所谷 他 7	20	S 18. 3. 13
岸田川	中谷川		中谷川	竹田	向山	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川		照来川	切畑 他 6	大谷 他 6	40	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	登り尾川	登り尾川	竹田	登り尾	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	五反谷川	五反谷川	飯野	五反谷	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	杉谷川	杉谷川	飯野	北垣	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	相谷川	相谷川	飯野	相谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	奥山川	奥山川	飯野	奥山 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	ホウキ川	ホウキ川	飯野	吉谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	前田川	前田川	塩山 他 1	灰子 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	前田川	坂本川	塩山 他 1	池田 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	中辻川	中辻川	中辻 他 2	大谷 他 16	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	中辻川	久谷川	中辻	大関谷 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	寺谷川		寺谷川	千原	ヤナセ 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	白谷川		白谷川	千原	白谷 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	楠谷川		楠谷川	千原	楠谷 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	坂本川		坂本川	千原 他 1	坂本 他 4	40	S 18. 3. 13
岸田川	隠尻川		隠尻川	鐘尾	隠尻 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	古道川		古道川	鐘尾	蓼原 他 8	40	S 18. 3. 13
岸田川	オミキ川		オミキ川	千谷	北谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川			オミキ川	千谷	北谷		S 63. 10. 31
岸田川	霧谷川		霧谷川	千谷	長原 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川		千谷川	千谷 他 1	スス田 他 15	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川	長谷川	長谷川	千谷	木ノ根 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川	木ノ根川	木ノ根川	千谷	木ノ根 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川	高田川	高田川	千谷	高田 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川	長ノ谷川	長ノ谷川	千谷	南谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川	後山川	後山川	越坂	勝負町 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	滝谷川		滝谷川	宮脇	上エナゴ他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川		小又川	海上 他 3	口西山 他 32	30	S 18. 3. 13

岸田川	小又川	滝谷川	滝谷川	海上	橋詰 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	梨木谷川	梨木谷川	海上	梨木谷 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	尾ノ谷川	尾ノ谷川	海上	東尾 他 6	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	ヤジキ谷川	ヤジキ谷川	海上	高田 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	高田川	高田川	海上	高田 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	クゼン畑川	クゼン畑川	海上	クゼン畑他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	セスガ谷川	セスガ谷川	海上	セスガ谷他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	寸原川		寸原川	前	小林 他 3	100	S 18. 3. 13
岸田川	田中川		田中川	岸田	前田 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川			猪谷川	岸田	猪谷		S 62. 1. 26
岸田川	鎧谷川		鎧谷川	岸田	石原	20	S 18. 3. 13
岸田川	宝谷川		宝谷川	岸田	上栃間 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	石原川		石原川	岸田	石原	20	S 18. 3. 13
岸田川	前原川		前原川	岸田	ゴウロ 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	荒神山川		荒神山川	岸田	上肘田 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	霧ヶ谷川		霧ヶ谷川	岸田	上ノ山 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	大八屋川	大八屋川	金屋	大八屋西		H 5. 3. 2
間塩川			間塩川	三尾	西尾坂 他 2	20	S 18. 3. 13
三尾川			三尾川	三尾	中倉 他 8	20	S 18. 3. 13
三尾川	瀧谷川		瀧谷川	三尾	大谷 他 3	20	S 18. 3. 13
小三尾川			小三尾川	三尾	鳥崎 他 4	20	S 18. 3. 13
宮谷川			宮谷川	芦屋	今在家		S 26. 6. 11
宮谷川			宮谷川	芦屋、浜坂	宮ノ谷 他 1		S 57. 12. 2
大栃川			大栃川	諸寄	深イゴ 他 5	40	S 18. 3. 13
大栃川	赤川		赤川	諸寄	青葉 他 6	30	S 18. 3. 13
大栃川	松堀川		松堀川	諸寄	松堀ノ上他 4	30	S 18. 3. 13
大栃川	二又川		二又川	諸寄	正丸 他 14	40	S 18. 3. 13
大栃川	二又川	柏谷川	柏谷川	諸寄	柏谷 他 5	30	S 18. 3. 13
大栃川	二又川	京屋川	京屋川	諸寄	京屋ノ上他 1	30	S 18. 3. 13
大栃川	二又川	出合川	出合川	諸寄	長谷 他 1	30	S 18. 3. 13
大栃川	下戸町川		下戸町川	諸寄	桑谷 他 1	30	S 18. 3. 13
大栃川	奥戸町川		奥戸町川	諸寄	砥谷ノ上他 1	30	S 18. 3. 13
大栃川	砥谷川		砥谷川	諸寄	砥谷 他 1	30	S 18. 3. 13
大栃川	七龍川		七龍川	諸寄	砥谷ノ上他 3	30	S 18. 3. 13
釜屋川			釜屋川	釜屋	六訓谷 他 9	30	S 18. 3. 13
釜屋川	西谷川		西谷川	釜屋	西ノ谷 他 2	30	S 18. 3. 13
結川			結川	居組	大鷲 他 27	30	S 18. 3. 13
結川	寺井川		寺井川	居組	寺井 他 5	30	S 18. 3. 13
結川			寺井川	居組	寺井		S 63. 3. 18

結川	大坂川		大坂川	居組	大坂 他 3	30	S 18. 3. 13
結川	居組谷川		居組谷川	居組	居組谷 他 2	30	S 18. 3. 13
結川	皆瀬川		皆瀬川	居組	皆瀬谷 他 3	30	S 18. 3. 13

(2) 砂防指定地 (山腹)

水系名	大字	区域	指定年月日	告示番号
岸田川 (照来川)	切畑	岡田、岩風呂、高畔、村中柳原、黒杉、計田	S33. 5. 8	1121
	塩山	麦田、長田		
	桐岡	藤尾、大般、下田、橋詰シヲシ田		
	中辻	中島、前田、田尻、孤岩		
	丹土	藤尾、下田、引土、大ノ田 下岩隈、菖蒲池、曲畑、岩隈 中縄手、池田、尾崎、野田 竹ノ下、下中、城ノ前、家ノ下 中島、向田、中ノ坪、小丹土 横尾下、上中、長田、横尾 常登、油、殿村、小林		
	飯野	山本、向ウツンジヤ		
多子	池町、林ノ首、奥土井、下土井 中村、川原、大木の下			
岸田川 (照来川)	切畑	三原野、引尾谷、小旗	S42. 3. 31	1176

第2款 地すべり防止施設の整備

実施担当 建設部 (建設課)、農林水産部 (農林水産課)

第1 趣旨

豪雨等に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備等について定める。

第2 内容

1 地すべり防止対策の普及啓発

町は、地すべり災害を未然に防止するため、県に協力して地すべり防止区域の点検指導を行うとともに、防災思想の周知徹底と防災体制の整備を推進するものとする。

2 地すべり警戒区域等の把握と住民への周知

町は地すべり警戒区域等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県と協力して調査を実施し、状況を把握するとともに、地すべり警戒区域等を図として住民の閲覧に供し、住民への周知に努めることとする。

3 地すべり防止区域

国土交通省 地すべり指定

区域名	面積 (ha)	告示年月日	告示番号	指定区域	
				大字	字

丹土	56.69	S35.8.29	1833	丹土	藤尾、下田、下岩隈、大の田、菖蒲池 中繩手、岩隈、尾崎、向田、野田、家の下 城の前、中ノ坪、竹の下、中島、小丹土 長田、長谷坂、油、引土、曲畑、畑中、沈田 下中、横尾下、横尾、殿村、中村、小林 桂畑、常登、上中、田岡、横道、一反畑 赤坂、
中辻	26.08	S35.8.29	1833	中辻	孤岩、田尻、前田、上前田、殿垣、釜ヶ尻 野中、中山、音材、立道
前	58.57	S35.8.29	1833	前	利経、北垣、小林、向川原、中道、寸原 越原、滝谷、城向、桜坪、上家永、家永 西垣、サフケ田、中土井、上杉山、追原 ハフキ、栃本、梨木、上川原、中ノ坪、くゑ 松立、多子、門中、西山、其田、杉山、板岩 大平、下家永、出合
内山	28.02	S35.8.29	1833	内山	井出ノ上、フリアガリ、何連、八久保田 アネンバ、向、桂淵、海尻、世川、寺本下 味取田、寺本、出合、大ッン田、イカダ尾 寺本奥、此ノ下、さが、越ジ、水屋、丘 堂ノ尾
海上	61.05	S35.8.29	1833	海上	浮田ノ里、八正下、池成、下ラコ、橋詰 上滝の谷、中津エ田、梨木谷、高田、上高田 セスガ谷、クゼン畑、取合尾、尾の谷、若栃 口尾谷、大谷口、上ノ山、ヲトシ、赤城平 向山、村中、児島平
切畑	15.95	S35.8.29	1833	切畑	計田、黒杉、柳原、村中、高畔、岩風呂 平林、奥川、岡田、西畑、郎道、落ヶ鼻
桐岡	7.45	S35.8.29	1833	桐岡	シラジ田、橋詰、下田、大般ニヤ、藤尾 湯田、前原、石田
多子	61.00	S35.8.29	1833	多子	大木の下、小山、川原、下土井、中村 奥土井、林ノ首、池町、安岡、石原、甲丹田 清水、峠の前、スグ谷、マセバ、平野 小ブケ、赤坂、水落シ、曲町、内の池 下大平ル、中大平ル、飛岡、ボケガ平ル 上大平ル、松ヶ坂、長作
飯野	38.26	S35.8.29	1833	飯野	向ウツシヤ、山本、藤尾、ウツシヤ、尾田 マトバ、竹ヶ端、神田川原、麦田

農村振興（旧構造改善）局 地すべり指定

区域名	面積 (ha)	告示 年月日	告示 番号	指定区域	
				大字	字
中辻北	36.12	H2.3.16	415	中辻	上ノ山、上スワ、下野、荒神前、土橋、 向田、下大堂、稲木場、大堂、古尾、 他人田
塩山	63.40	H21.3.18	359	塩山他	

林野庁 地すべり指定

区域名	面積 (ha)	告示 年月日	告示 番号	指定区域	
				大字	字

春来	34.2	S34.6.5	503	春来	サンド、下カジ、横尾、フドラ、谷山、 下岡、馬場中、大宮、ガンタタチヤ、 山田
	11.6	H2.10.2	1280		
中山	22.66	S40.8.7	863	中山	下原、中山、大城
久斗山	10.22	S40.8.7	863	久斗山	上ノ坪 他5筆
	22.42	H6.11.4	1495		
飯野	40.55	S55.4.17	481	飯野	相谷
細田	18.1	H4.6.12	702	細田	岩井谷、柿ノ谷、村中
歌長	25.2	H9.3.27	453	歌長	ジャマメ、向山
大山	27.41	H11.7.21	932	久斗山	

地すべり警戒区域

番号	箇所名	字	面積	公示番号	公示日
1	境	境	33,393	県告第228号	H26.3.14
2	宮の谷	久斗山	8,790	県告第228号	H26.3.14
3	古市	古市	63,078	県告第228号	H26.3.14
4	三谷	三谷	6,654	県告第228号	H26.3.14
5	桧尾	桧尾	20,115	県告第228号	H26.3.14
6	高山	高山	107,937	県告第228号	H26.3.14
7	歌長	歌長	44,585	県告第228号	H26.3.14
8	多子	多子	155,025	県告第228号	H26.3.14
9	切畑	切畑	25,944	県告第228号	H26.3.14
10	桐岡	桐岡	1,100,219	県告第228号	H26.3.14
11	丹土	丹土	272,405	県告第228号	H26.3.14
12	中辻	中辻	228,984	県告第228号	H26.3.14
13	飯野	飯野	286,709	県告第228号	H26.3.14
14	塩山	塩山	343,297	県告第228号	H26.3.14
15	前	前	25,066	県告第228号	H26.3.14
16	岸田	岸田	31,292	県告第228号	H26.3.14
17	青下	青下	37,241	県告第228号	H26.3.14
18	鐘尾	鐘尾	26,119	県告第228号	H26.3.14
19	千谷	千谷	105,228	県告第228号	H26.3.14
20	内山	内山	182,624	県告第228号	H26.3.14
21	越坂	越坂	89,692	県告第228号	H26.3.14
22	海上	海上		県告第701号	R4.5.31
23	久斗山	久斗山		県告第701号	R4.5.31
24	大山	久斗山		県告第701号	R4.5.31
25	春来	春来		県告第701号	R4.5.31
26	中山	湯		県告第701号	R4.5.31

27	細田	細田		県告第701号	R4. 5. 31
28	歌長	歌長		県告第701号	R4. 5. 31
29	中辻北	中辻北		県告第701号	R4. 5. 31

第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備

実施担当 建設部（建設課）

第1 趣旨

豪雨等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備について定める。

第2 内容

1 警戒区域等のパトロール及び普及啓発

町は、県の協力を得て平時から、急傾斜地崩壊警戒区域等、危険区域をパトロールし、地域住民に対しがけ崩れ等の危険性について、周知徹底と防災意識の高揚に努める。

2 情報の収集及び伝達と気象予警報発令及び伝達

(1) 危険区域について、範囲、面積、人口、世帯数、建造物等についてあらかじめ調査し、その実態を把握し、予想される災害について被害状況の検討に努める。

(2) 危険区域情報としては主として次のとおりである。

ア 危険区域及び周辺の降雨量

イ 危険区域内における状況

ウ 急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の転倒、人家等の損壊及び住民の数

(3) 伝達等については、災害応急対策計画第2章第3節「情報の収集・伝達・調査」及び新温泉町水防計画第4章第6節「気象の観測、監視及び報告」第5章「住民に対する周知方法」により実施する。

3 急傾斜地崩壊警戒区域等の把握と住民への周知

町は、急傾斜地崩壊警戒区域に対する警戒避難体制の整備に資するため、県と協力して調査を実施し、状況を把握するとともに、急傾斜地崩壊警戒区域等を図として住民の閲覧に供し、住民への周知に努めることとする。

4 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域は次のとおりであり、急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進している。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

区域名	所在地	面積(ha)	告示年月日	告示番号
諸寄	諸寄	2.66	S45. 6. 19	県告第 778号
三尾	三尾	0.52	S45. 6. 19	県告第 778号
三尾(2)	三尾	1.45	S49. 2. 12	県告第 266号
小三尾	三尾	0.87	H6. 3. 25	県告第 503号
釜屋	釜屋	1.30	S50. 3. 4	県告第 400号
釜屋(2)	釜屋	0.47	S55. 3. 28	県告第 733号
宇都野	浜坂	0.49	H8. 3. 22	県告第 466号

居組	居組	0.72	S57. 3. 26	県告第 794号
向町	居組	1.77	S60. 3. 22	県告第 464号
二日市	二日市	1.17	H5. 4. 13	県告第 698号
芦屋	芦屋	0.65	H11. 8. 20	県告第1217号
奥町	諸寄	1.27	H11. 8. 20	県告第1217号
田井	田井	1.08	H13. 3. 21	県告第 422号
久谷	久谷	1.23	H13. 10. 12	県告第1257号
久谷(3)	久谷	1.03	H15. 2. 7	県告第 161号
指杭	指杭	3.22	H16. 2. 17	県告第 183号
赤崎	赤崎	1.52	H17. 3. 29	県告第 431号
七釜	七釜	0.23	H17. 7. 5	県告第 779号
温泉	湯	1.12	S45. 6. 19	県告第 778号
歌長	歌長	1.50	(S55. 3. 28) H6. 2. 22	(県告第 733号) 県告第 262号
歌長(2)	歌長	0.87	H15. 2. 25	県告第 243号
桧尾	桧尾	0.72	S47. 2. 12	県告第 192号
稲負谷	湯	1.79	S58. 3. 29	県告第 977号
数久谷	歌長	2.49	(S59. 2. 24) S62. 7. 21	(県告第 375号) 県告第1145号
細田	細田	0.49	S60. 3. 22	県告第 464号
天神	細田	0.78	H元. 2. 25	県告第 255号
西稲負谷	湯	0.51	H元. 2. 25	県告第 255号
千谷	千谷	1.94	H3. 2. 26	県告第 299号
湯	湯	0.77	H10. 9. 29	県告第1396号
千原	千原	1.01	H14. 3. 26	県告第 451号
大門	飯野	2.78	H15. 3. 28	県告第 440号
井土	井土	2.75	H16. 7. 20	県告第 907号
宮脇	宮脇	2.40	(H17. 9. 13) H26. 11. 11	(県告第 986号) 県告第1004号
岸田	岸田	3.06	H17. 9. 13	県告第 986号
居組(2)	居組	1.11	H18. 12. 11	県告第1238号
久斗山	久斗山	1.44	H21. 3. 10	県告第 268号
諸寄(2)	諸寄	0.38	H26. 10. 31	県告第 963号
奥町	諸寄	1.27	H11. 8. 20	県告第1217号
久谷(4)	久谷	0.43	H24. 9. 25	県告第1265号
温泉(2)	湯	0.11	H31. 2. 19	県告第 136号
歌長(3)	歌長	0.87	H26. 10. 31	県告第 964号
金屋	金屋	0.72	H26. 10. 28	県告第 940号
三谷	三谷	0.55	H26. 11. 11	県告第1001号

(2) 急傾斜地崩壊警戒区域Ⅰ（人家5戸以上等の箇所）

番号	箇所名	字	面積	公示番号	公示日
1	三尾①Ⅰ	三尾	140722.6	県告第838号	H19.8.7
2	三尾(2)Ⅰ	三尾	39695.67	県告第838号	H19.8.7
3	小三尾Ⅰ	三尾	41919.42	県告第838号	H19.8.7
4	小三尾(2)Ⅰ	三尾	20885.48	県告第838号	H19.8.7
5	赤崎(1)Ⅰ	赤崎	10056	県告第838号	H19.8.7
6	藤尾Ⅰ	藤尾	12322.09	県告第838号	H19.8.7
7	久斗山(3)①Ⅰ	久斗山	31784	県告第838号	H19.8.7
8	本谷Ⅰ	久斗山	14248.13	県告第838号	H19.8.7
9	田井(3)Ⅰ	田井	24621.96	県告第838号	H19.8.7
10	指杭(1)Ⅰ	指杭	26192.31	県告第838号	H19.8.7
11	二日市Ⅰ	二日市	13685.74	県告第838号	H19.8.7
12	七釜(2)Ⅰ	七釜	5350.46	県告第838号	H19.8.7
13	新市Ⅰ	新市	27558.74	県告第838号	H19.8.7
14	用土Ⅰ	用土	11701.05	県告第838号	H19.8.7
15	田君Ⅰ	田君	14883.15	県告第838号	H19.8.7
16	三谷(2)Ⅰ	三谷	29199.04	県告第838号	H19.8.7
17	三谷緑町Ⅰ	三谷	4177.21	県告第838号	H19.8.7
18	浜坂宇都野町(2)Ⅰ	浜坂	20000.67	県告第838号	H19.8.7
19	宇都野町Ⅰ	浜坂	17670.27	県告第838号	H19.8.7
20	奥町Ⅰ	諸寄	9263	県告第838号	H19.8.7
21	諸寄②Ⅰ	諸寄	22167.11	県告第838号	H19.8.7
22	釜屋(2)Ⅰ	諸寄	25511.68	県告第838号	H19.8.7
23	釜屋Ⅰ	諸寄	19252	県告第838号	H19.8.7
24	居組Ⅰ	居組	5712	県告第838号	H19.8.7
25	諸寄①Ⅰ	諸寄	4987	県告第838号	H19.8.7
26	諸寄③Ⅰ	諸寄	19642.19	県告第838号	H19.8.7
27	久斗山(3)②Ⅰ	久斗山	9480	県告第838号	H19.8.7
28	諸寄(4)Ⅰ	諸寄	7464.52	県告第838号	H19.8.7
29	浜坂(1)Ⅰ	浜坂	12384.06	県告第838号	H19.8.7
30	三谷(4)Ⅰ	三谷	15371.08	県告第838号	H19.8.7
31	三谷(5)Ⅰ	三谷	2548.53	県告第838号	H19.8.7
32	三谷(6)Ⅰ	三谷	18759.2	県告第838号	H19.8.7
33	田君(2)Ⅰ	田君	29082.65	県告第838号	H19.8.7
34	用土(2)Ⅰ	用土	6678.33	県告第838号	H19.8.7
35	高末(2)Ⅰ	高末	25299.51	県告第838号	H19.8.7

36	高末 (3) I	高末	10556.35	県告第838号	H19.8.7
37	三尾 (3) I	三尾	10836	県告第838号	H19.8.7
38	和田 (2) I	和田	9968.99	県告第838号	H19.8.7
39	対田 (1) II	対田	3861.25	県告第838号	H19.8.7
40	栃谷口 (2) I	熊谷	15891	県告第405号	H22.3.30
41	栃谷口 (3) I	熊谷	21085	県告第405号	H22.3.30
42	仁蓮寺 I	熊谷	44822	県告第405号	H22.3.30
43	金屋 (1) I	今岡	33347	県告第405号	H22.3.30
44	数久谷 I	歌長	27674	県告第405号	H22.3.30
45	金屋 (2) I	今岡	19334	県告第405号	H22.3.30
46	城坂① I	井土	21659	県告第405号	H22.3.30
47	細田 I	細田	23784	県告第405号	H22.3.30
48	温泉 I	湯	12471	県告第405号	H22.3.30
49	高山 I	歌長	42465	県告第405号	H22.3.30
50	歌長 I	歌長	24681	県告第405号	H22.3.30
51	西稻負谷 I	湯	11601	県告第405号	H22.3.30
52	湯 I	湯	10910	県告第405号	H22.3.30
53	切畑 I	切畑	12292	県告第405号	H22.3.30
54	丹土 I	丹土	9231	県告第405号	H22.3.30
55	飯野 (1) I	飯野	20849	県告第405号	H22.3.30
56	大門 I	飯野	52569	県告第405号	H22.3.30
57	飯野 (2) ① I	飯野	17602	県告第405号	H22.3.30
58	千原 I	千原	19230	県告第405号	H22.3.30
59	鐘尾 (1) ① I	鐘尾	50875	県告第405号	H22.3.30
60	鐘尾 (2) I	鐘尾	13376	県告第405号	H22.3.30
61	千谷 I	千谷	26950	県告第405号	H22.3.30
62	岸田 I	岸田	48722	県告第405号	H22.3.30
63	向山 I	海上	20613	県告第405号	H22.3.30
64	海上 I	海上	12256	県告第405号	H22.3.30
65	鐘尾 (1) ② I	鐘尾	60467	県告第405号	H22.3.30
66	城坂② I	井土	10870	県告第405号	H22.3.30
67	数久谷② I	歌長	22237	県告第405号	H22.3.30
68	数久谷③ I	歌長	16629	県告第405号	H22.3.30
69	千谷 (3) I	千谷	3695	県告第405号	H22.3.30
70	海上 (2) I	海上	11210	県告第405号	H22.3.30
71	鐘尾 (3) I	鐘尾	9203	県告第405号	H22.3.30
72	竹田 (4) I	竹田	12311	県告第405号	H22.3.30
73	竹田 (5) I	竹田	4975	県告第405号	H22.3.30
74	竹田 (6) I	竹田	14635	県告第405号	H22.3.30

75	竹田 (8) I	竹田	5564	県告第405号	H22. 3. 30
76	飯野 (3) I	飯野	32142	県告第405号	H22. 3. 30
77	飯野 (4) I	飯野	7703	県告第405号	H22. 3. 30
78	塩山 (1) I	塩山	11583	県告第405号	H22. 3. 30
79	今岡 (2) I	今岡	33887	県告第405号	H22. 3. 30
80	井土 (2) I	井土	31561	県告第405号	H22. 3. 30
81	井土 (3) I	井土	7375	県告第405号	H22. 3. 30
82	細田 (4) I	細田	8596	県告第405号	H22. 3. 30
83	細田 (5) I	細田	7087	県告第405号	H22. 3. 30
84	細田 (6) I	細田	11459	県告第405号	H22. 3. 30
85	湯 (2) I	湯	21975	県告第405号	H22. 3. 30
86	湯 (3) I	湯	24186	県告第405号	H22. 3. 30
87	湯 (4) I	湯	17416	県告第405号	H22. 3. 30
88	湯 (7) I	湯	7649	県告第405号	H22. 3. 30
89	湯 (8) I	湯	7578	県告第405号	H22. 3. 30
90	湯 (9) I	湯	33473	県告第405号	H22. 3. 30
91	湯 (10) I	湯	3333	県告第405号	H22. 3. 30
92	湯 (13) I	湯	7736	県告第405号	H22. 3. 30
93	湯 (14) I	湯	11516	県告第405号	H22. 3. 30
94	中辻 (1) I	中辻	13671	県告第405号	H22. 3. 30
95	歌長 (3) I	歌長	8519	県告第405号	H22. 3. 30
96	歌長 (6) I	歌長	5012	県告第405号	H22. 3. 30
97	歌長 (7) I	歌長	10153	県告第405号	H22. 3. 30
98	熊谷 (1) I	熊谷	35830	県告第405号	H22. 3. 30
99	熊谷 (2) I	熊谷	21175	県告第405号	H22. 3. 30
100	塩山 (8) II	塩山	4809	県告第405号	H22. 3. 30
101	今岡 (3) II	今岡	32345	県告第405号	H22. 3. 30
102	細田 (7) II	細田	10628	県告第405号	H22. 3. 30
103	湯 (19) II	湯	6492	県告第405号	H22. 3. 30
104	歌長 (15) II	歌長	11977	県告第405号	H22. 3. 30
105	切畑 (5) II	切畑	12664	県告第405号	H22. 3. 30
106	熊谷 (7) II	熊谷	6951	県告第405号	H22. 3. 30
107	伊角 (6) II	伊角	6705	県告第405号	H22. 3. 30
108	伊角 (7) II	伊角	13217	県告第405号	H22. 3. 30
109	伊角 (9) II	伊角	20672	県告第405号	H22. 3. 30
110	千原 (8) III	千原	13034	県告第405号	H22. 3. 30
111	井土 (7) III	井土	24866	県告第405号	H22. 3. 30
112	千原(9) I	千原	8080	県告第235号	H27. 3. 24
113	湯(23) I	湯	7183	県告第235号	H27. 3. 24

114	春来(15) I	春来	2062	県告第235号	H27. 3. 24
115	居組 (9)	居組	9014	県告第235号	H27. 3. 24
116	諸寄 (16)	諸寄	20600	県告第235号	H27. 3. 24
117	諸寄 (20)	諸寄	7896	県告第235号	H27. 3. 24
118	諸寄 (21)	諸寄	5177	県告第235号	H27. 3. 24
119	七釜(5)	七釜	10,468	県告第235号	H27. 3. 24
120	赤崎 (1) I-2	赤崎	14684	県告第98号	R2. 1. 31
121	和田 I-2	和田	23479	県告第98号	R2. 1. 31
122	久谷 (2) I-2	久谷	6722	県告第98号	R2. 1. 31
123	久斗山 (1) I-2	久斗山	23952	県告第98号	R2. 1. 31
124	田井 (1) I-2	田井	19,130	県告第98号	R2. 1. 31
125	指杭 (2) I-2	指杭	25,928	県告第98号	R2. 1. 31
126	七釜 (2) I-2	七釜	4375.43	県告第98号	R2. 1. 31
127	三谷緑町 I-2	三谷	10326.53	県告第98号	R2. 1. 31
128	奥町 I-2	諸寄	21337	県告第98号	R2. 1. 31
129	向町 I-2	居組	11192	県告第98号	R2. 1. 31
130	居組 I-2	居組	15329	県告第98号	R2. 1. 31
131	諸寄① I-2	諸寄	14787	県告第98号	R2. 1. 31
132	三尾③ I-2	三尾	6471	県告第98号	R2. 1. 31
133	千谷 (12) I	千谷	42273	県告第1019号	H30. 11. 30
134	天神 (2) I	細田	12179	県告第1019号	H30. 11. 30
135	稲負谷 (2) I	湯	39380	県告第1019号	H30. 11. 30

(3) 急傾斜地崩壊警戒区域Ⅱ (人家1～4戸の箇所)

番号	箇所名	字	面積	公示番号	公示日
1	下住川 I	和田	4343.08	県告第838号	H19. 8. 7
2	久谷 (1) I	久谷	18095.61	県告第838号	H19. 8. 7
3	久谷 (2) I	久谷	3435	県告第838号	H19. 8. 7
4	正法庵 (2) ① I	正法庵	6660	県告第838号	H19. 8. 7
5	久斗山 (1) I	久斗山	1636	県告第838号	H19. 8. 7
6	久斗山 (2) ① I	久斗山	5513.78	県告第838号	H19. 8. 7
7	田井 (1) I	田井	15754	県告第838号	H19. 8. 7
8	田井 (2) I	田井	10333	県告第838号	H19. 8. 7
9	対田 (2) I	対田	11433.61	県告第838号	H19. 8. 7
10	七釜 (1) I	七釜	15773.46	県告第838号	H19. 8. 7
11	古市 I	古市	5913.3	県告第838号	H19. 8. 7
12	居組 (2) ① I	居組	11564.6	県告第838号	H19. 8. 7
13	向町 I	居組	2875	県告第838号	H19. 8. 7

14	三尾② I	三尾	12840.81	県告第838号	H19.8.7
15	三尾③ I	三尾	13490	県告第838号	H19.8.7
16	諸寄 (2) I	諸寄	9947.53	県告第838号	H19.8.7
17	諸寄 (5) I	諸寄	6054.21	県告第838号	H19.8.7
18	芦屋 (2) I	芦屋	4779.22	県告第838号	H19.8.7
19	芦屋 (3) I	芦屋	9086.4	県告第838号	H19.8.7
20	指杭 (3) I	指杭	8468.4	県告第838号	H19.8.7
21	二日市 (2) I	二日市	5647.97	県告第838号	H19.8.7
22	七釜 (3) I	七釜	8407.15	県告第838号	H19.8.7
23	七釜 (4) I	七釜	12969.8	県告第838号	H19.8.7
24	久谷 (3) I	久谷	1271.49	県告第838号	H19.8.7
25	久斗山 (4) I	久斗山	13628.41	県告第838号	H19.8.7
26	境 (1) I	境	2019.1	県告第838号	H19.8.7
27	居組 (4) II	居組	3953.01	県告第838号	H19.8.7
28	居組 (5) II	居組	1001.25	県告第838号	H19.8.7
29	居組 (6) II	居組	10614.15	県告第838号	H19.8.7
30	釜屋 (3) II	諸寄	8658	県告第838号	H19.8.7
31	諸寄 (6) II	諸寄	7278.78	県告第838号	H19.8.7
32	諸寄 (8) II	諸寄	1213.5	県告第838号	H19.8.7
33	諸寄 (9) II	諸寄	12286.12	県告第838号	H19.8.7
34	諸寄 (10) II	諸寄	4370.98	県告第838号	H19.8.7
35	芦屋 (4) II	芦屋	14526.27	県告第838号	H19.8.7
36	芦屋 (5) II	芦屋	11042.57	県告第838号	H19.8.7
37	浜坂 (2) II	浜坂	691.87	県告第838号	H19.8.7
38	浜坂 (3) II	浜坂	1887.43	県告第838号	H19.8.7
39	浜坂 (4) II	浜坂	221.93	県告第838号	H19.8.7
40	清富 (2) II	清富	67760.89	県告第838号	H19.8.7
41	三谷 (7) II	三谷	8061.22	県告第838号	H19.8.7
42	三谷 (8) II	三谷	4743.52	県告第838号	H19.8.7
43	古市 (2) II	古市	6346.59	県告第838号	H19.8.7
44	古市 (3) II	古市	6298.7	県告第838号	H19.8.7
45	古市 (4) II	古市	1234.11	県告第838号	H19.8.7
46	指杭 (4) II	指杭	2218.13	県告第838号	H19.8.7
47	指杭 (5) II	指杭	2621.95	県告第838号	H19.8.7
48	二日市 (3) II	二日市	8362.08	県告第838号	H19.8.7
49	二日市 (5) II	二日市	2861.72	県告第838号	H19.8.7
50	田井 (4) II	田井	2088.35	県告第838号	H19.8.7
51	田井 (5) II	田井	7965.65	県告第838号	H19.8.7
52	対田 (3) II	対田	3759.54	県告第838号	H19.8.7

53	対田 (4) II	対田	8608.77	県告第838号	H19.8.7
54	赤崎 (4) II	赤崎	10060.49	県告第838号	H19.8.7
55	赤崎 (7) II	赤崎	10304.7	県告第838号	H19.8.7
56	高末 (4) II	高末	14275.62	県告第838号	H19.8.7
57	正法庵 (2) ②II	正法庵	3964.78	県告第838号	H19.8.7
58	久谷 (4) II	久谷	2704.12	県告第838号	H19.8.7
59	久谷 (5) II	久谷	2813.54	県告第838号	H19.8.7
60	久谷 (6) II	久谷	3735	県告第838号	H19.8.7
61	辺地II	辺地	4956.15	県告第838号	H19.8.7
62	藤尾 (2) II	藤尾	14785.77	県告第838号	H19.8.7
63	藤尾 (3) II	藤尾	6133.02	県告第838号	H19.8.7
64	境 (2) II	境	6923	県告第838号	H19.8.7
65	境 (3) II	境	1186.62	県告第838号	H19.8.7
66	久斗山 (2) ②II	久斗山	3278.12	県告第838号	H19.8.7
67	久斗山 (5) II	久斗山	6519.04	県告第838号	H19.8.7
68	久斗山 (6) II	久斗山	2660.96	県告第838号	H19.8.7
69	久斗山 (7) II	久斗山	3574.61	県告第838号	H19.8.7
70	境大味 (1) II	境	8626.24	県告第838号	H19.8.7
71	境大味 (2) II	境	622	県告第838号	H19.8.7
72	境中小屋 (1) II	境	5465	県告第838号	H19.8.7
73	境中小屋 (2) II	境	3905.47	県告第838号	H19.8.7
74	赤崎 (8) II	赤崎	7270.13	県告第838号	H19.8.7
75	三谷 (9) III	三谷	3755.09	県告第838号	H19.8.7
76	二日市 (6) III	二日市	10440.19	県告第838号	H19.8.7
77	二日市 (7) III	二日市	12252.66	県告第838号	H19.8.7
78	赤崎 (8) III	赤崎	12609.15	県告第838号	H19.8.7
79	赤崎 (10) III	赤崎	16929	県告第838号	H19.8.7
80	和田 (5) III	和田	16539.6	県告第838号	H19.8.7
81	桧尾①I	桧尾	9357	県告第405号	H19.8.7
82	今岡I	今岡	18103	県告第405号	H22.3.30
83	稲負谷I	湯	15626	県告第405号	H22.3.30
84	宮脇I	宮脇	1525	県告第405号	H22.3.30
85	田中I	岸田	11448	県告第405号	H22.3.30
86	千谷 (2) I	千谷	23872	県告第405号	H22.3.30
87	内山 (1) I	内山	9108	県告第405号	H22.3.30
88	内山 (3) I	内山	11907	県告第405号	H22.3.30
89	竹田 (1) I	竹田	15752	県告第405号	H22.3.30
90	竹田 (2) I	竹田	12298	県告第405号	H22.3.30
91	竹田 (3) I	竹田	10551	県告第405号	H22.3.30

92	竹田 (7) I	竹田	12568	県告第 405 号	H22. 3. 30
93	井土 (1) I	井土	10627	県告第 405 号	H22. 3. 30
94	細田 (2) I	細田	38208	県告第 405 号	H22. 3. 30
95	細田 (3) I	細田	10025	県告第 405 号	H22. 3. 30
96	湯 (5) I	湯	9428	県告第 405 号	H22. 3. 30
97	湯 (15) I	湯	9961	県告第 405 号	H22. 3. 30
98	熊谷 (7) I	熊谷	14453	県告第 405 号	H22. 3. 30
99	伊角 (1) I	伊角	1458	県告第 405 号	H22. 3. 30
100	千谷 (5) II	千谷	2111	県告第 405 号	H22. 3. 30
101	内山 (4) II	内山	614	県告第 405 号	H22. 3. 30
102	内山 (5) II	内山	5885	県告第 405 号	H22. 3. 30
103	内山 (6) II	内山	6608	県告第 405 号	H22. 3. 30
104	内山 (7) II	内山	9598	県告第 405 号	H22. 3. 30
105	内山 (8) II	内山	10403	県告第 405 号	H22. 3. 30
106	内山 (9) II	内山	5610	県告第 405 号	H22. 3. 30
107	内山 (10) II	内山	2261	県告第 405 号	H22. 3. 30
108	越坂 (1) II	越坂	12611	県告第 405 号	H22. 3. 30
109	越坂 (2) II	越坂	4977	県告第 405 号	H22. 3. 30
110	越坂 (3) II	越坂	6402	県告第 405 号	H22. 3. 30
111	越坂 (4) II	越坂	12789	県告第 405 号	H22. 3. 30
112	越坂 (5) II	越坂	4840	県告第 405 号	H22. 3. 30
113	海上 (3) II	海上	5362	県告第 405 号	H22. 3. 30
114	石橋 (2) II	海上	5618	県告第 405 号	H22. 3. 30
115	田中 (4) II	石橋	1123	県告第 405 号	H22. 3. 30
116	田中 (5) II	切畑	2050	県告第 405 号	H22. 3. 30
117	鐘尾 (4) II	岸田	32228	県告第 405 号	H22. 3. 30
118	千原 (3) II	鐘尾	17060	県告第 405 号	H22. 3. 30
119	千原 (4) II	千原	11447	県告第 405 号	H22. 3. 30
120	千原 (5) II	千原	5735	県告第 405 号	H22. 3. 30
121	千原 (6) II	千原	22010	県告第 405 号	H22. 3. 30
122	竹田 (9) II	竹田	7787	県告第 405 号	H22. 3. 30
123	竹田 (10) II	竹田	18440	県告第 405 号	H22. 3. 30
124	竹田 (11) II	竹田	5410	県告第 405 号	H22. 3. 30
125	竹田 (12) II	竹田	21191	県告第 405 号	H22. 3. 30
126	飯野 (2) ㊷II	飯野	11722	県告第 405 号	H22. 3. 30
127	飯野 (5) II	飯野	13556	県告第 405 号	H22. 3. 30
128	飯野 (6) II	飯野	4570	県告第 405 号	H22. 3. 30
129	飯野 (7) II	飯野	5223	県告第 405 号	H22. 3. 30
130	飯野 (8) II	飯野	10313	県告第 405 号	H22. 3. 30

131	飯野 (9) II	飯野	5468	県告第 405 号	H22. 3. 30
132	飯野 (10) II	飯野	4566	県告第 405 号	H22. 3. 30
133	飯野 (11) II	飯野	4298	県告第 405 号	H22. 3. 30
134	塩山 (2) II	塩山	3251	県告第 405 号	H22. 3. 30
135	塩山 (3) II	塩山	2839	県告第 405 号	H22. 3. 30
136	塩山 (5) II	塩山	1021	県告第 405 号	H22. 3. 30
137	塩山 (6) II	塩山	912	県告第 405 号	H22. 3. 30
138	塩山 (7) II	塩山	2157	県告第 405 号	H22. 3. 30
139	塩山 (9) II	塩山	3386	県告第 405 号	H22. 3. 30
140	塩山 (10) II	塩山	4913	県告第 405 号	H22. 3. 30
141	今岡 (4) II	今岡	5958	県告第 405 号	H22. 3. 30
142	今岡 (5) II	今岡	3069	県告第 405 号	H22. 3. 30
143	井土 (6) II	井土	20214	県告第 405 号	H22. 3. 30
144	細田 (8) II	湯	13026	県告第 405 号	H22. 3. 30
145	湯 (16) II	湯	6780	県告第 405 号	H22. 3. 30
146	湯 (17) II	湯	10779	県告第 405 号	H22. 3. 30
147	湯 (18) II	湯	1926	県告第 405 号	H22. 3. 30
148	湯 (20) II	湯	10586	県告第 405 号	H22. 3. 30
149	桐岡 (3) II	湯	4120	県告第 405 号	H22. 3. 30
150	桐岡 (4) II	桐岡	6631	県告第 405 号	H22. 3. 30
151	桐岡 (5) II	桐岡	11437	県告第 405 号	H22. 3. 30
152	桐岡 (6) II	桐岡	8641	県告第 405 号	H22. 3. 30
153	丹土 (2) II	丹土	3285	県告第 405 号	H22. 3. 30
154	中辻 (3) II	中辻	1395	県告第 405 号	H22. 3. 30
155	歌長 (8) II	歌長	5128	県告第 405 号	H22. 3. 30
156	歌長 (9) II	歌長	4044	県告第 405 号	H22. 3. 30
157	歌長 (12) II	歌長	1896	県告第 405 号	H22. 3. 30
158	歌長 (13) II	歌長	15491	県告第 405 号	H22. 3. 30
159	歌長 (14) II	歌長	12338	県告第 405 号	H22. 3. 30
160	多子 (1) II	多子	12246	県告第 405 号	H22. 3. 30
161	多子 (2) II	多子	4602	県告第 405 号	H22. 3. 30
162	多子 (3) II	多子	2572	県告第 405 号	H22. 3. 30
163	多子 (4) II	多子	4045	県告第 405 号	H22. 3. 30
164	多子 (5) II	多子	1063	県告第 405 号	H22. 3. 30
165	多子 (6) II	多子	1658	県告第 405 号	H22. 3. 30
166	切畑 (3) II	切畑	950	県告第 405 号	H22. 3. 30
167	切畑 (4) II	切畑	302	県告第 405 号	H22. 3. 30
168	春来 (1) II	春来	11477	県告第 405 号	H22. 3. 30
169	春来 (2) II	春来	8882	県告第 405 号	H22. 3. 30

170	春来 (3) II	春来	4451	県告第 405 号	H22. 3. 30
171	春来 (4) II	春来	15224	県告第 405 号	H22. 3. 30
172	春来 (5) II	春来	13257	県告第 405 号	H22. 3. 30
173	春来 (7) II	春来	44061	県告第 405 号	H22. 3. 30
174	春来 (9) II	春来	3782	県告第 405 号	H22. 3. 30
175	春来 (11) II	春来	5638	県告第 405 号	H22. 3. 30
176	熊谷 (3) II	熊谷	12886	県告第 405 号	H22. 3. 30
177	熊谷 (5) II	熊谷	14375	県告第 405 号	H22. 3. 30
178	熊谷 (6) II	熊谷	15756	県告第 405 号	H22. 3. 30
179	熊谷 (8) II	熊谷	9529	県告第 405 号	H22. 3. 30
180	熊谷 (9) II	熊谷	3902	県告第 405 号	H22. 3. 30
181	熊谷 (10) II	熊谷	7343	県告第 405 号	H22. 3. 30
182	熊谷 (11) II	熊谷	1581	県告第 405 号	H22. 3. 30
183	伊角 (2) II	熊谷	3531	県告第 405 号	H22. 3. 30
184	伊角 (3) II	伊角	9239	県告第 405 号	H22. 3. 30
185	伊角 (4) II	伊角	1066	県告第 405 号	H22. 3. 30
186	伊角 (5) II	伊角	795	県告第 405 号	H22. 3. 30
187	伊角 (8) II	伊角	1049	県告第 405 号	H22. 3. 30
188	伊角 (10) II	伊角	5383	県告第 405 号	H22. 3. 30
189	伊角 (11) II	伊角	510	県告第 405 号	H22. 3. 30
190	桧尾②II	伊角	14096	県告第 405 号	H22. 3. 30
191	桧尾③II	桧尾	11665	県告第 405 号	H22. 3. 30
192	岸田 (2) II	桧尾	3572	県告第 405 号	H22. 3. 30
193	岸田 (3) II	岸田	21192	県告第 405 号	H22. 3. 30
194	井土 (7) II	岸田	61746	県告第 405 号	H22. 3. 30
195	井土 (8) II	井土	1961	県告第 405 号	H22. 3. 30
196	千原 (9) III	井土	1795	県告第 405 号	H22. 3. 30
197	千原 (11) III	千原	40483	県告第 405 号	H22. 3. 30
198	湯 (21) III	千原	48938	県告第 405 号	H22. 3. 30
199	春来 (12) III	歌長	11991	県告第 405 号	H22. 3. 30
200	春来 (13) III	歌長	13675	県告第 405 号	H22. 3. 30
201	熊谷 (5) II	歌長	18055	県告第 405 号	H22. 3. 30
202	春来 (14) III	春来	20016	県告第 405 号	H22. 3. 30
203	桧尾④III	桧尾	8719	県告第 405 号	H22. 3. 30
204	千谷(9) II	千谷	2176	県告第 235 号	H27. 3. 24
205	越坂(6) II	越坂	7779	県告第 235 号	H27. 3. 24
206	千谷(11) II	千谷	6849	県告第 235 号	H27. 3. 24
207	宮脇(4) I	宮脇	6312	県告第 235 号	H27. 3. 24
208	海上(5) I	海上	3463	県告第 235 号	H27. 3. 24

209	海上(6) I	海上	1091	県告第 235 号	H27. 3. 24
210	海上(7) II	海上	24330	県告第 235 号	H27. 3. 24
211	海上(8) II	海上	4775	県告第 235 号	H27. 3. 24
212	海上(9) II	海上	1815	県告第 235 号	H27. 3. 24
213	前(1) II	前	25340	県告第 235 号	H27. 3. 24
214	前(4) II	前	1236	県告第 235 号	H27. 3. 24
215	竹田(15) II	竹田	6236	県告第 235 号	H27. 3. 24
216	千原(10) II	千原	5175	県告第 235 号	H27. 3. 24
217	飯野(13) II	飯野	30197	県告第 235 号	H27. 3. 24
218	飯野(14) III	飯野	1037	県告第 235 号	H27. 3. 24
219	塩山(12) II	塩山	2514	県告第 235 号	H27. 3. 24
220	塩山(13) II	塩山	3034	県告第 235 号	H27. 3. 24
221	岸田(4) II	岸田	1380	県告第 235 号	H27. 3. 24
222	岸田(5) II	岸田	2600	県告第 235 号	H27. 3. 24
223	竹田(16) II	竹田	2167	県告第 235 号	H27. 3. 24
224	塩山(14) II	塩山	3771	県告第 235 号	H27. 3. 24
225	塩山(15) II	塩山	781	県告第 235 号	H27. 3. 24
226	竹田(17) II	竹田	7142	県告第 235 号	H27. 3. 24
227	竹田(18) II	竹田	1772	県告第 235 号	H27. 3. 24
228	飯野(15) II	飯野	9775	県告第 235 号	H27. 3. 24
229	飯野(17) II	飯野	912	県告第 235 号	H27. 3. 24
230	岸田(6) II	岸田	7378	県告第 235 号	H27. 3. 24
231	岸田(7) II	岸田	5688	県告第 235 号	H27. 3. 24
232	中辻(4) II	中辻	4375	県告第 235 号	H27. 3. 24
233	今岡(6) II	今岡	5360	県告第 235 号	H27. 3. 24
234	井土(9) II	井土	371	県告第 235 号	H27. 3. 24
235	細田(9) II	細田	7840	県告第 235 号	H27. 3. 24
236	湯(22) II	湯	7025	県告第 235 号	H27. 3. 24
237	桐岡(7) II	桐岡	1617	県告第 235 号	H27. 3. 24
238	丹土(3) II	丹土	6188	県告第 235 号	H27. 3. 24
239	丹土(4) II	丹土	19592	県告第 235 号	H27. 3. 24
240	丹土(5) II	丹土	5242	県告第 235 号	H27. 3. 24
241	中辻(5) II	中辻	6898	県告第 235 号	H27. 3. 24
242	中辻(7) I	中辻	445	県告第 235 号	H27. 3. 24
243	丹土(6) II	丹土	4260	県告第 235 号	H27. 3. 24
244	湯(25) II	湯	29248	県告第 235 号	H27. 3. 24
245	多子(7) II	多子	13872	県告第 235 号	H27. 3. 24
246	今岡(7) II	今岡	5875	県告第 235 号	H27. 3. 24
247	金屋(3) II	金屋	7956	県告第 235 号	H27. 3. 24

248	湯(26)Ⅱ	湯	30645	県告第 235 号	H27. 3. 24
249	湯(27)Ⅱ	湯	19606	県告第 235 号	H27. 3. 24
250	湯(28)Ⅱ	湯	2400	県告第 235 号	H27. 3. 24
251	歌長(18)Ⅱ	歌長	881	県告第 235 号	H27. 3. 24
252	湯(32)Ⅱ	湯	9797	県告第 235 号	H27. 3. 24
253	多子(8)Ⅱ	多子	3236	県告第 235 号	H27. 3. 24
254	丹土(7)Ⅱ	丹土	7311	県告第 235 号	H27. 3. 24
255	歌長(19)Ⅱ	歌長	16414	県告第 235 号	H27. 3. 24
256	切畑(6)Ⅱ	切畑	17072	県告第 235 号	H27. 3. 24
257	歌長(20)Ⅱ	歌長	12364	県告第 235 号	H27. 3. 24
258	伊角(13)Ⅱ	伊角	9782	県告第 235 号	H27. 3. 24
259	春来(16)Ⅱ	春来	229	県告第 235 号	H27. 3. 24
260	春来(17)Ⅱ	春来	6266	県告第 235 号	H27. 3. 24
261	春来(18)Ⅱ	春来	5223	県告第 235 号	H27. 3. 24
262	春来(19)Ⅰ	春来	2847	県告第 235 号	H27. 3. 24
263	居組 (10)	居組	7556	県告第 235 号	H27. 3. 24
264	居組 (11)	居組	12831	県告第 235 号	H27. 3. 24
265	諸寄 (13)	諸寄	8643	県告第 235 号	H27. 3. 24
266	諸寄 (14)	諸寄	2220	県告第 235 号	H27. 3. 24
267	諸寄 (15)	諸寄	6650	県告第 235 号	H27. 3. 24
268	諸寄 (19)	諸寄	27103	県告第 235 号	H27. 3. 24
269	諸寄 (23)	諸寄	22014	県告第 235 号	H27. 3. 24
270	諸寄 (24)	諸寄	61887	県告第 235 号	H27. 3. 24
271	諸寄 (25)	諸寄	18440	県告第 235 号	H27. 3. 24
272	浜坂 (5)	浜坂	3840	県告第 235 号	H27. 3. 24
273	三谷(11)	三谷	4, 384	県告第 235 号	H27. 3. 24
274	三谷(12)	三谷	4, 288	県告第 235 号	H27. 3. 24
275	三谷(13)	三谷	3, 630	県告第 235 号	H27. 3. 24
276	三谷(14)	三谷	5, 816	県告第 235 号	H27. 3. 24
277	七釜(6)	七釜	3, 640	県告第 235 号	H27. 3. 24
278	栃谷(2)	栃谷	4, 607	県告第 235 号	H27. 3. 24
279	栃谷(3)	栃谷	2, 115	県告第 235 号	H27. 3. 24
280	田井 (8)	田井	12068	県告第 235 号	H27. 3. 24
281	田井 (9)	田井	11006	県告第 235 号	H27. 3. 24
282	田井 (10)	田井	32109	県告第 235 号	H27. 3. 24
283	七釜(7)	七釜	8, 618	県告第 235 号	H27. 3. 24
284	七釜(8)	七釜	109, 620	県告第 235 号	H27. 3. 24
285	栃谷(6)	栃谷	780	県告第 235 号	H27. 3. 24
286	古市(5)	古市	5, 326	県告第 235 号	H27. 3. 24

287	対田(6)	対田	16,426	県告第235号	H27.3.24
288	田井(12)	田井	9594	県告第235号	H27.3.24
289	田井(13)	田井	3162	県告第235号	H27.3.24
290	田井(14)	田井	12403	県告第235号	H27.3.24
291	田井(15)	田井	3425	県告第235号	H27.3.24
292	対田(7)	対田	9,151	県告第235号	H27.3.24
293	用土(3)	用土	59,844	県告第235号	H27.3.24
294	用土(4)	用土	29,501	県告第235号	H27.3.24
295	用土(5)	用土	2,055	県告第235号	H27.3.24
296	対田(10)	対田	2,691	県告第235号	H27.3.24
297	対田(12)	対田	13,765	県告第235号	H27.3.24
298	三尾(5)	三尾	245	県告第235号	H27.3.24
299	赤崎(11)	赤崎	17,828	県告第235号	H27.3.24
300	和田(8)	和田	1,328	県告第235号	H27.3.24
301	和田(9)	和田	26,925	県告第235号	H27.3.24
302	和田(10)	和田	931	県告第235号	H27.3.24
303	和田(11)	和田	775	県告第235号	H27.3.24
304	和田(12)	和田	2,462	県告第235号	H27.3.24
305	辺地(3)	辺地	14,564	県告第235号	H27.3.24
306	久谷(7)	久谷	879	県告第235号	H27.3.24
307	久谷(10)	久谷	12,199	県告第235号	H27.3.24
308	辺地(4)	辺地	5,835	県告第235号	H27.3.24
309	藤尾(6)	藤尾	9,488	県告第235号	H27.3.24
310	藤尾(7)	藤尾	2,196	県告第235号	H27.3.24
311	境(5)	境	3,397	県告第235号	H27.3.24
312	境(6)	境	9,671	県告第235号	H27.3.24
313	境(7)	境	11,414	県告第235号	H27.3.24
314	久斗山(10)	久斗山	17,478	県告第235号	H27.3.24
315	久斗山(11)	久斗山	10,017	県告第235号	H27.3.24
316	久斗山(12)	久斗山	3,058	県告第235号	H27.3.24
317	指杭(2) I-3	指杭	1,136	県告第98号	R2.1.31
318	指杭(2) I-4	指杭	7,126	県告第98号	R2.1.31
319	赤崎(6) II-2	赤崎	5337	県告第98号	R2.1.31
320	久谷(6) II-2	久谷	8147	県告第98号	R2.1.31
321	和田(13) -2	和田	3298	県告第98号	R2.1.31
322	歌長(21) II	歌長	6530	県告第1019号	H30.11.30

(4) 急傾斜地崩壊警戒区域Ⅲ（人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所）

番号	箇所名	字	面積	公示番号	公示日
1	和田 I	和田	3518	県告第838号	H19. 8. 7
2	久斗山 (10) III	久斗山	17182. 14	県告第838号	H19. 8. 7
3	赤崎 (2) I	赤崎	7155. 97	県告第838号	H19. 8. 7
4	赤崎 (3) I	赤崎	11877. 94	県告第838号	H19. 8. 7
5	指杭 (2) I	指杭	5464	県告第838号	H19. 8. 7
6	三谷 (1) I	三谷	10236. 11	県告第838号	H19. 8. 7
7	浜坂宇都野町 (1) I	浜坂	13868. 97	県告第838号	H19. 8. 7
8	諸寄静岡中町 I	諸寄	14686. 82	県告第838号	H19. 8. 7
9	諸寄奥町 I	諸寄	6434. 7	県告第838号	H19. 8. 7
10	居組 (2) ② I	居組	5072. 54	県告第838号	H19. 8. 7
11	居組 (3) I	居組	2581. 83	県告第838号	H19. 8. 7
12	諸寄 (3) I	諸寄	6659. 55	県告第838号	H19. 8. 7
13	芦屋 (1) I	芦屋	16865. 02	県告第838号	H19. 8. 7
14	三谷 (3) I	三谷	1858. 38	県告第838号	H19. 8. 7
15	高末 (1) I	高末	4229. 97	県告第838号	H19. 8. 7
16	清富 (1) I	清富	6084. 37	県告第838号	H19. 8. 7
17	居組 (7) II	居組	2618. 33	県告第838号	H19. 8. 7
18	諸寄 (7) II	諸寄	1205. 57	県告第838号	H19. 8. 7
19	二日市 (4) II	二日市	1743. 7	県告第838号	H19. 8. 7
20	赤崎 (5) II	赤崎	1114. 26	県告第838号	H19. 8. 7
21	赤崎 (6) II	赤崎	2195	県告第838号	H19. 8. 7
22	和田 (3) II	和田	3909. 74	県告第838号	H19. 8. 7
23	和田 (4) II	和田	1295. 76	県告第838号	H19. 8. 7
24	諸寄 (11) III	諸寄	6546. 2	県告第838号	H19. 8. 7
25	諸寄 (12) III	諸寄	24428. 85	県告第838号	H19. 8. 7
26	芦屋 (6) III	芦屋	33979. 11	県告第838号	H19. 8. 7
27	芦屋 (7) III	芦屋	26502. 19	県告第838号	H19. 8. 7
28	清富 (3) III	清富	21099. 13	県告第838号	H19. 8. 7
29	清富 (4) III	清富	11658. 35	県告第838号	H19. 8. 7
30	清富 (5) III	清富	10055. 94	県告第838号	H19. 8. 7
31	三谷 (10) III	三谷	7609. 07	県告第838号	H19. 8. 7
32	栃谷 III	栃谷	31764. 92	県告第838号	H19. 8. 7
33	指杭 (6) III	指杭	21576. 35	県告第838号	H19. 8. 7
34	田井 (6) III	田井	3042. 95	県告第838号	H19. 8. 7
35	田井 (7) III	田井	7146. 62	県告第838号	H19. 8. 7
36	赤崎 (9) III	赤崎	9155. 15	県告第838号	H19. 8. 7
37	高末 (5) III	高末	17086. 91	県告第838号	H19. 8. 7

38	和田 (6) Ⅲ	和田	10814.31	県告第838号	H19.8.7
39	藤尾 (4) Ⅲ	藤尾	14667.44	県告第838号	H19.8.7
40	藤尾 (5) Ⅲ	藤尾	19367.89	県告第838号	H19.8.7
41	久斗山 (8) Ⅲ	久斗山	18180.56	県告第838号	H19.8.7
42	久斗山 (9) Ⅲ	久斗山	26643.72	県告第838号	H19.8.7
43	栃谷口 (1) ① I	熊谷	8850	県告第405号	H22.3.30
44	天神 I	湯	4726	県告第405号	H22.3.30
45	栃谷口 (1) ② I	熊谷	11819	県告第405号	H22.3.30
46	千谷 (4) I	千谷	8143	県告第405号	H22.3.30
47	内山 (2) I	内山	829	県告第405号	H22.3.30
48	石橋 (1) I	石橋	4000	県告第405号	H22.3.30
49	千原 (2) I	竹田	7871	県告第405号	H22.3.30
50	湯 (6) I	湯	9125	県告第405号	H22.3.30
51	湯 (11) I	湯	17658	県告第405号	H22.3.30
52	桐岡 (1) I	桐岡	2202	県告第405号	H22.3.30
53	桐岡 (2) I	桐岡	747	県告第405号	H22.3.30
54	歌長 (1) I	歌長	15025	県告第405号	H22.3.30
55	歌長 (2) I	歌長	8464	県告第405号	H22.3.30
56	歌長 (4) I	歌長	21551	県告第405号	H22.3.30
57	歌長 (5) I	歌長	6812	県告第405号	H22.3.30
58	岸田 (1) I	岸田	25898	県告第405号	H22.3.30
59	千谷 (6) II	千谷	1289	県告第405号	H22.3.30
60	田中 (2) II	岸田	10652	県告第405号	H22.3.30
61	田中 (3) II	岸田	5252	県告第405号	H22.3.30
62	塩山 (4) II	塩山	2281	県告第405号	H22.3.30
63	井土 (4) II	井土	19935	県告第405号	H22.3.30
64	井土 (5) II	井土	14495	県告第405号	H22.3.30
65	中辻 (2) II	中辻	3976	県告第405号	H22.3.30
66	歌長 (10) II	歌長	947	県告第405号	H22.3.30
67	切畑 (2) II	切畑	1603	県告第405号	H22.3.30
68	春来 (6) II	春来	18329	県告第405号	H22.3.30
69	春来 (8) II	春来	3885	県告第405号	H22.3.30
70	春来 (10) II	春来	685	県告第405号	H22.3.30
71	千谷 (7) Ⅲ	千谷	16337	県告第405号	H22.3.30
72	千谷 (8) Ⅲ	千谷	21612	県告第405号	H22.3.30
73	宮脇 (2) Ⅲ	宮脇	31919	県告第405号	H22.3.30
74	宮脇 (3) Ⅲ	宮脇	14752	県告第405号	H22.3.30
75	鐘尾 (5) Ⅲ	鐘尾	36452	県告第405号	H22.3.30
76	千原 (7) Ⅲ	千原	55585	県告第405号	H22.3.30

77	千原 (10) Ⅲ	千原	25027	県告第405号	H22. 3. 30
78	竹田 (13) Ⅲ	竹田	18238	県告第405号	H22. 3. 30
79	竹田 (14) Ⅲ	竹田	4029	県告第405号	H22. 3. 30
80	飯野 (12) Ⅲ	飯野	14703	県告第405号	H22. 3. 30
81	歌長 (16) Ⅲ	歌長	8651	県告第405号	H22. 3. 30
82	歌長 (17) Ⅲ	歌長	27471	県告第405号	H22. 3. 30
83	熊谷 (12) Ⅲ	熊谷	26388	県告第405号	H22. 3. 30
84	熊谷 (13) Ⅲ	熊谷	17363	県告第405号	H22. 3. 30
85	千谷(10)Ⅲ	千谷	4382	県告第235号	H27. 3. 24
86	海上(4)Ⅲ	海上	5692	県告第235号	H27. 3. 24
87	前(2)Ⅰ	前	6961	県告第235号	H27. 3. 24
88	前(3)Ⅲ	前	2497	県告第235号	H27. 3. 24
89	石橋(3)Ⅲ	石橋	9255	県告第235号	H27. 3. 24
90	塩山(11)Ⅲ	塩山	8483	県告第235号	H27. 3. 24
91	飯野(16)Ⅲ	飯野	3819	県告第235号	H27. 3. 24
92	飯野(18)Ⅱ	飯野	1161	県告第235号	H27. 3. 24
93	井土(10)Ⅲ	井土	2260	県告第235号	H27. 3. 24
94	湯(24)Ⅰ	湯	17478	県告第235号	H27. 3. 24
95	中辻(6)Ⅲ	中辻	2137	県告第235号	H27. 3. 24
96	金屋(4)Ⅲ	金屋	2112	県告第235号	H27. 3. 24
97	湯(29)Ⅰ	湯	14727	県告第235号	H27. 3. 24
98	湯(30)Ⅲ	湯	1288	県告第235号	H27. 3. 24
99	湯(31)Ⅰ	湯	754	県告第235号	H27. 3. 24
100	伊角(12)Ⅲ	伊角	18331	県告第235号	H27. 3. 24
101	居組 (8)	居組	10547	県告第235号	H27. 3. 24
102	居組 (12)	居組	246	県告第235号	H27. 3. 24
103	居組 (13)	居組	18974	県告第235号	H27. 3. 24
104	諸寄 (17)	諸寄	637	県告第235号	H27. 3. 24
105	諸寄 (18)	諸寄	3109	県告第235号	H27. 3. 24
106	芦屋 (8)	芦屋	6959	県告第235号	H27. 3. 24
107	諸寄 (26)	芦屋	18624	県告第235号	H27. 3. 24
108	諸寄 (22)	諸寄	2029	県告第235号	H27. 3. 24
109	芦屋 (10)	芦屋	6716	県告第235号	H27. 3. 24
110	芦屋 (11)	芦屋	4626	県告第235号	H27. 3. 24
111	浜坂 (6)	浜坂	60970	県告第235号	H27. 3. 24
112	浜坂 (7)	浜坂	4676	県告第235号	H27. 3. 24
113	清富 (6)	清富	4456	県告第235号	H27. 3. 24
114	清富 (7)	清富	6679	県告第235号	H27. 3. 24
115	清富 (8)	清富	6923	県告第235号	H27. 3. 24

116	清富 (9)	清富	5492	県告第235号	H27. 3. 24
117	三谷(15)	三谷	3, 813	県告第235号	H27. 3. 24
118	栃谷(4)	栃谷	739	県告第235号	H27. 3. 24
119	栃谷(5)	栃谷	4, 237	県告第235号	H27. 3. 24
120	栃谷(7)	栃谷	7, 128	県告第235号	H27. 3. 24
121	栃谷(8)	栃谷	510	県告第235号	H27. 3. 24
122	対田(5)	対田	37, 761	県告第235号	H27. 3. 24
123	田井 (11)	田井	4016	県告第235号	H27. 3. 24
124	対田(8)	対田	10, 050	県告第235号	H27. 3. 24
125	対田(9)	対田	5, 686	県告第235号	H27. 3. 24
126	対田(11)	対田	1, 665	県告第235号	H27. 3. 24
127	高末(6)	高末	3, 663	県告第235号	H27. 3. 24
128	三尾(4)	三尾	5, 176	県告第235号	H27. 3. 24
129	和田(7)	和田	1, 079	県告第235号	H27. 3. 24
130	和田(13)	和田	1, 907	県告第235号	H27. 3. 24
131	和田(14)	和田	28, 522	県告第235号	H27. 3. 24
132	高末(7)	高末	22, 133	県告第235号	H27. 3. 24
133	辺地(2)	辺地	6, 053	県告第235号	H27. 3. 24
134	久谷(8)	久谷	3, 997	県告第235号	H27. 3. 24
135	久谷(9)	久谷	2, 674	県告第235号	H27. 3. 24
136	久谷(11)	久谷	2, 385	県告第235号	H27. 3. 24
137	境(4)	境	7, 491	県告第235号	H27. 3. 24
138	境(8)	境	738	県告第235号	H27. 3. 24

(5) 急傾斜地崩壊特別警戒区域Ⅰ（人家5戸以上等の箇所）

番号	箇所名	字	面積	公示番号	公示日
1	久斗山 (3) ①Ⅰ	久斗山	21896	県告第 109 号	R2. 1. 31
2	金屋 (1) Ⅰ	今岡	15002	県告第 1023 号	H30. 11. 30
3	高山Ⅰ	歌長	11847	県告第 1023 号	H30. 11. 30
4	竹田 (6) Ⅰ	竹田	5156	県告第 1023 号	H30. 11. 30
5	湯 (9) Ⅰ	湯	19332	県告第 1023 号	H30. 11. 30
6	中辻 (1) Ⅰ	中辻	5138	県告第 256 号	H28. 3. 11
7	今岡 (3) Ⅱ	今岡	22867	県告第 1023 号	H30. 11. 30

(6) 急傾斜地崩壊特別警戒区域Ⅱ（人家1～4戸の箇所）

番号	箇所名	字	面積	公示番号	公示日
1	三尾①Ⅰ	三尾	5072	県告第 109 号	R2. 1. 31

2	三尾 (2) I	三尾	20028	県告第 109 号	R2. 1. 31
3	小三尾 (2) I	三尾	11243	県告第 109 号	R2. 1. 31
4	赤崎 (1) I	赤崎	3582	県告第 109 号	R2. 1. 31
5	下住川 I	和田	1028	県告第 109 号	R2. 1. 31
6	久谷 (1) I	久谷	8709	県告第 109 号	R2. 1. 31
7	藤尾 I	藤尾	1997	県告第 109 号	R2. 1. 31
8	久斗山 (1) I	久斗山	529	県告第 109 号	R2. 1. 31
9	久斗山 (2) ① I	久斗山	4290	県告第 109 号	R2. 1. 31
10	田井 (3) I	田井	9275	県告第 109 号	R2. 1. 31
11	対田 (2) I	対田	4248	県告第 109 号	R2. 1. 31
12	七釜 (1) I	七釜	8026	県告第 109 号	R2. 1. 31
13	新市 I	新市	19781	県告第 109 号	R2. 1. 31
14	古市 I	古市	733	県告第 109 号	R2. 1. 31
15	用土 I	用土	3546	県告第 109 号	R2. 1. 31
16	浜坂宇都野町 (2) I	浜坂	5576	県告第 109 号	R2. 1. 31
17	釜屋 (2) I	釜屋	6949	県告第 109 号	R2. 1. 31
18	居組 I	居組	2589	県告第 109 号	R2. 1. 31
19	諸寄① I	諸寄	2238	県告第 109 号	R2. 1. 31
20	三尾③ I	三尾	5431	県告第 109 号	R2. 1. 31
21	久斗山 (3) ② I	久斗山	5835	県告第 109 号	R2. 1. 31
22	諸寄 (2) I	諸寄	290	県告第 109 号	R2. 1. 31
23	三谷 (6) I	三谷	5370	県告第 109 号	R2. 1. 31
24	田君 (2) I	田君	19975	県告第 109 号	R2. 1. 31
25	指杭 (3) I	指杭	3469	県告第 109 号	R2. 1. 31
26	七釜 (3) I	七釜	5805	県告第 109 号	R2. 1. 31
27	高末 (2) I	高末	12297	県告第 109 号	R2. 1. 31
28	高末 (3) I	高末	3822	県告第 109 号	R2. 1. 31
29	三尾 (3) I	三尾	2902	県告第 109 号	R2. 1. 31
30	久斗山 (4) I	久斗山	7979	県告第 109 号	R2. 1. 31
31	境 (1) I	境	340	県告第 109 号	R2. 1. 31
32	居組 (4) II	居組	1473	県告第 109 号	R2. 1. 31
33	居組 (5) II	居組	586	県告第 109 号	R2. 1. 31
34	居組 (6) II	居組	4743	県告第 109 号	R2. 1. 31
35	釜屋 (3) II	釜屋	3113	県告第 109 号	R2. 1. 31
36	清富 (2) II	清富	18505	県告第 109 号	R2. 1. 31
37	三谷 (7) II	三谷	3791	県告第 109 号	R2. 1. 31
38	古市 (2) II	古市	4616	県告第 109 号	R2. 1. 31
39	古市 (4) II	古市	197	県告第 109 号	R2. 1. 31
40	指杭 (5) II	指杭		県告第 109 号	R2. 1. 31

41	二日市 (3) Ⅱ	二日市	3246	県告第 109 号	R2. 1. 31
42	田井 (4) Ⅱ	田井	631	県告第 109 号	R2. 1. 31
43	田井 (5) Ⅱ	田井	3157	県告第 109 号	R2. 1. 31
44	対田 (1) Ⅱ	対田	984	県告第 109 号	R2. 1. 31
45	高末 (4) Ⅱ	高末	8315	県告第 109 号	R2. 1. 31
46	正法庵 (2) ②Ⅱ	正法庵	1552	県告第 109 号	R2. 1. 31
47	久谷 (4) Ⅱ	久谷	1712	県告第 109 号	R2. 1. 31
48	久谷 (6) Ⅱ	久谷	2040	県告第 109 号	R2. 1. 31
49	藤尾 (2) Ⅱ	藤尾	9715	県告第 109 号	R2. 1. 31
50	藤尾 (3) Ⅱ	藤尾	4126	県告第 109 号	R2. 1. 31
51	境 (3) Ⅱ	境	302	県告第 109 号	R2. 1. 31
52	久斗山 (5) Ⅱ	久斗山	4165	県告第 109 号	R2. 1. 31
53	久斗山 (6) Ⅱ	久斗山	1255	県告第 109 号	R2. 1. 31
54	境大味 (1) Ⅱ	境	3483	県告第 109 号	R2. 1. 31
55	境中小屋 (1) Ⅱ	境	3343	県告第 109 号	R2. 1. 31
56	境中小屋 (2) Ⅱ	境	3690	県告第 109 号	R2. 1. 31
57	赤崎 (10) Ⅲ	赤崎	7542	県告第 109 号	R2. 1. 31
58	桧尾①Ⅰ	桧尾	554	県告第 1023 号	H30. 11. 30
59	仁蓮寺Ⅰ	熊谷	30977	県告第 1023 号	H30. 11. 30
60	今岡Ⅰ	今岡	11993	県告第 1023 号	H30. 11. 30
61	稲負谷Ⅰ	湯	4586	県告第 1023 号	H30. 11. 30
62	切畑Ⅰ	切畑	4216	県告第 1023 号	H30. 11. 30
63	丹土Ⅰ	丹土	3013	県告第 1023 号	H30. 11. 30
64	飯野 (2) ①Ⅰ	飯野	8654	県告第 256 号	H28. 3. 11
65	鐘尾 (1) ①Ⅰ	鐘尾	37350	県告第 1023 号	H30. 11. 30
66	鐘尾 (2) Ⅰ	鐘尾	5560	県告第 1023 号	H30. 11. 30
67	鐘尾 (1) ②Ⅰ	鐘尾	32990	県告第 1023 号	H30. 11. 30
68	内山 (1) Ⅰ	内山	3404	県告第 1023 号	H30. 11. 30
69	鐘尾 (3) Ⅰ	鐘尾	922	県告第 1023 号	H30. 11. 30
70	竹田 (1) Ⅰ	竹田	6130	県告第 1023 号	H30. 11. 30
71	竹田 (2) Ⅰ	竹田	4605	県告第 1023 号	H30. 11. 30
72	千原 (2) Ⅰ	竹田	3905	県告第 1023 号	H30. 11. 30
73	竹田 (5) Ⅰ	竹田	416	県告第 1023 号	H30. 11. 30
74	竹田 (7) Ⅰ	竹田	3635	県告第 1023 号	H30. 11. 30
75	飯野 (3) Ⅰ	飯野	13075	県告第 256 号	H28. 3. 11
76	飯野 (4) Ⅰ	飯野	3284	県告第 256 号	H28. 3. 11
77	今岡 (2) Ⅰ	今岡	24869	県告第 1023 号	H30. 11. 30
78	井土 (2) Ⅰ	井土	15584	県告第 1023 号	H30. 11. 30
79	井土 (3) Ⅰ	井土	2929	県告第 1023 号	H30. 11. 30

80	細田 (2) I	細田	20406	県告第 1023 号	H30. 11. 30
81	細田 (4) I	細田	2664	県告第 1023 号	H30. 11. 30
82	細田 (5) I	細田	2814	県告第 1023 号	H30. 11. 30
83	細田 (6) I	細田	3178	県告第 1023 号	H30. 11. 30
84	湯 (3) I	湯	5255	県告第 1023 号	H30. 11. 30
85	湯 (4) I	湯	5748	県告第 1023 号	H30. 11. 30
86	湯 (6) I	湯	4395	県告第 1023 号	H30. 11. 30
87	湯 (14) I	湯	5324	県告第 1023 号	H30. 11. 30
88	熊谷 (1) I	熊谷	12716	県告第 1023 号	H30. 11. 30
89	熊谷 (2) I	熊谷	3019	県告第 1023 号	H30. 11. 30
90	内山 (9) II	内山	1609	県告第 1023 号	H30. 11. 30
91	越坂 (3) II	越坂	314	県告第 1023 号	H30. 11. 30
92	越坂 (4) II	越坂	1980	県告第 1023 号	H30. 11. 30
93	千原 (6) II	千原	17721	県告第 1023 号	H30. 11. 30
94	竹田 (9) II	竹田	4267	県告第 1023 号	H30. 11. 30
95	竹田 (10) II	竹田	11070	県告第 1023 号	H30. 11. 30
96	竹田 (12) II	竹田	11063	県告第 1023 号	H30. 11. 30
97	飯野 (5) II	飯野	5604	県告第 256 号	H28. 3. 11
98	飯野 (6) II	飯野	1200	県告第 256 号	H28. 3. 11
99	飯野 (7) II	飯野	1431	県告第 256 号	H28. 3. 11
100	飯野 (8) II	飯野	4493	県告第 256 号	H28. 3. 11
101	飯野 (10) II	飯野	1820	県告第 256 号	H28. 3. 11
102	塩山 (9) II	塩山	2046	県告第 1023 号	H30. 11. 30
103	今岡 (4) II	今岡	2533	県告第 1023 号	H30. 11. 30
104	細田 (7) II	細田	2804	県告第 1023 号	H30. 11. 30
105	湯 (17) II	湯	4737	県告第 1023 号	H30. 11. 30
106	湯 (20) II	湯	5636	県告第 1023 号	H30. 11. 30
107	桐岡 (4) II	桐岡	2058	県告第 1023 号	H30. 11. 30
108	桐岡 (5) II	桐岡	4600	県告第 1023 号	H30. 11. 30
109	歌長 (13) II	歌長	8626	県告第 1023 号	H30. 11. 30
110	歌長 (15) II	歌長	3587	県告第 1023 号	H30. 11. 30
111	春来 (2) II	春来	4604	県告第 1023 号	H30. 11. 30
112	春来 (4) II	春来	8667	県告第 1023 号	H30. 11. 30
113	春来 (5) II	春来	7164	県告第 1023 号	H30. 11. 30
114	熊谷 (3) II	熊谷	6715	県告第 1023 号	H30. 11. 30
115	熊谷 (4) II	熊谷	10524	県告第 1023 号	H30. 11. 30
116	熊谷 (7) II	熊谷	1470	県告第 1023 号	H30. 11. 30
117	伊角 (3) II	伊角	603	県告第 1023 号	H30. 11. 30
118	伊角 (7) II	伊角	3977	県告第 1023 号	H30. 11. 30

119	伊角 (9) II	伊角	7384	県告第 1023 号	H30. 11. 30
120	伊角 (11) II	伊角	11470	県告第 1023 号	H30. 11. 30
121	井土 (7) III	井土	14295	県告第 1023 号	H30. 11. 30
122	春來 (13) III	歌長	8886	県告第 1023 号	H30. 11. 30
123	竹田 (15) II	竹田	4325	県告第 1023 号	H30. 11. 30
124	飯野 (17) II	飯野	42	県告第 256 号	H28. 3. 11
125	井土 (10) III	井土	1038	県告第 1023 号	H30. 11. 30
126	細田 (9) II	細田	3368	県告第 1023 号	H30. 11. 30
127	湯 (23) I	湯	2997	県告第 1023 号	H30. 11. 30
128	湯 (25) II	湯	10187	県告第 1023 号	H30. 11. 30
129	金屋 (3) II	金屋	3277	県告第 1023 号	H30. 11. 30
130	湯 (27) II	湯	6929	県告第 1023 号	H30. 11. 30
131	湯 (29) I	湯	4909	県告第 1023 号	H30. 11. 30
132	歌長 (19) II	歌長	7123	県告第 1023 号	H30. 11. 30
133	居組 (11)	居組	4992	県告第 109 号	R2. 1. 31
134	諸寄 (16)	諸寄	6862	県告第 109 号	R2. 1. 31
135	七釜 (6)	七釜	1169	県告第 109 号	R2. 1. 31
136	七釜 (7)	七釜	4511	県告第 109 号	R2. 1. 31
137	七釜 (8)	七釜	73066	県告第 109 号	R2. 1. 31
138	対田 (6)	対田	10339	県告第 109 号	R2. 1. 31
139	久斗山 (11)	久斗山	2176	県告第 109 号	R2. 1. 31
140	指杭 (2) I-4	指杭		県告第 109 号	R2. 1. 31

(7) 急傾斜地崩壊特別警戒区域Ⅲ（人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所）

番号	箇所名	字	面積	公示番号	公示日
1	和田 I	和田	2794	県告第 109 号	R2. 1. 31
2	久谷 (2) I	久谷	124	県告第 109 号	R2. 1. 31
3	久斗山 (10) III	久斗山	9943	県告第 109 号	R2. 1. 31
4	正法庵 (2) ① I	正法庵	2734	県告第 109 号	R2. 1. 31
5	本谷 I	久斗山	8247	県告第 109 号	R2. 1. 31
6	赤崎 (2) I	赤崎	2761	県告第 109 号	R2. 1. 31
7	赤崎 (3) I	赤崎	2910	県告第 109 号	R2. 1. 31
8	田井 (1) I	田井	3994	県告第 109 号	R2. 1. 31
9	田井 (2) I	田井	3282	県告第 109 号	R2. 1. 31
10	指杭 (2) I	指杭	6025	県告第 109 号	R2. 1. 31
11	七釜 (2) I	七釜	1401	県告第 109 号	R2. 1. 31
12	田君 I	田君	9872	県告第 109 号	R2. 1. 31
13	三谷 (1) I	三谷	9019	県告第 109 号	R2. 1. 31

14	三谷 (2) I	三谷	4692	県告第 109 号	R2. 1. 31
15	三谷緑町 I	三谷	3969	県告第 109 号	R2. 1. 31
16	浜坂宇都野町 (1) I	浜坂	6971	県告第 109 号	R2. 1. 31
17	諸寄静岡中町 I	諸寄	9295	県告第 109 号	R2. 1. 31
18	諸寄奥町 I	諸寄	1410	県告第 109 号	R2. 1. 31
19	奥町 I	諸寄	1052	県告第 109 号	R2. 1. 31
20	居組 (2) ① I	居組	2109	県告第 109 号	R2. 1. 31
21	向町 I	居組	1208	県告第 109 号	R2. 1. 31
22	居組 (2) ② I	居組	2210	県告第 109 号	R2. 1. 31
23	三尾② I	三尾	8887	県告第 109 号	R2. 1. 31
24	諸寄 (4) I	諸寄	3212	県告第 109 号	R2. 1. 31
25	諸寄 (5) I	諸寄	1866	県告第 109 号	R2. 1. 31
26	芦屋 (1) I	芦屋	9339	県告第 109 号	R2. 1. 31
27	浜坂 (1) I	浜坂	3974	県告第 109 号	R2. 1. 31
28	三谷 (3) I	三谷	685	県告第 109 号	R2. 1. 31
29	三谷 (5) I	三谷	412	県告第 109 号	R2. 1. 31
30	二日市 (2) I	二日市	1819	県告第 109 号	R2. 1. 31
31	七釜 (4) I	七釜	3918	県告第 109 号	R2. 1. 31
32	用土 (2) I	用土	1029	県告第 109 号	R2. 1. 31
33	高末 (1) I	高末	3508	県告第 109 号	R2. 1. 31
34	和田 (2) I	和田	3998	県告第 109 号	R2. 1. 31
35	居組 (7) II	居組	519	県告第 109 号	R2. 1. 31
36	諸寄 (6) II	諸寄	2698	県告第 109 号	R2. 1. 31
37	諸寄 (7) II	諸寄	389	県告第 109 号	R2. 1. 31
38	諸寄 (8) II	諸寄	307	県告第 109 号	R2. 1. 31
39	芦屋 (4) II	芦屋	6961	県告第 109 号	R2. 1. 31
40	芦屋 (5) II	芦屋	5862	県告第 109 号	R2. 1. 31
41	浜坂 (2) II	浜坂	60	県告第 109 号	R2. 1. 31
42	浜坂 (3) II	浜坂	690	県告第 109 号	R2. 1. 31
43	三谷 (8) II	三谷	843	県告第 109 号	R2. 1. 31
44	古市 (3) II	古市	3024	県告第 109 号	R2. 1. 31
45	指杭 (4) II	指杭	533	県告第 109 号	R2. 1. 31
46	二日市 (4) II	二日市	1472	県告第 109 号	R2. 1. 31
47	二日市 (5) II	二日市	1086	県告第 109 号	R2. 1. 31
48	対田 (3) II	対田	467	県告第 109 号	R2. 1. 31
49	対田 (4) II	対田	2825	県告第 109 号	R2. 1. 31
50	赤崎 (4) II	赤崎	5055	県告第 109 号	R2. 1. 31
51	赤崎 (5) II	赤崎	385	県告第 109 号	R2. 1. 31
52	赤崎 (6) II	赤崎	613	県告第 109 号	R2. 1. 31

53	赤崎 (7) II	赤崎	6008	県告第 109 号	R2. 1. 31
54	和田 (3) II	和田	1625	県告第 109 号	R2. 1. 31
55	和田 (4) II	和田	1065	県告第 109 号	R2. 1. 31
56	辺地 II	辺地	1308	県告第 109 号	R2. 1. 31
57	境 (2) II	境	3368	県告第 109 号	R2. 1. 31
58	久斗山 (7) II	久斗山	1682	県告第 109 号	R2. 1. 31
59	境大味 (2) II	境	262	県告第 109 号	R2. 1. 31
60	赤崎 (8) II	赤崎	2397	県告第 109 号	R2. 1. 31
61	諸寄 (11) III	諸寄	2822	県告第 109 号	R2. 1. 31
62	諸寄 (12) III	諸寄	10827	県告第 109 号	R2. 1. 31
69	三谷 (10) III	三谷	2117	県告第 109 号	R2. 1. 31
70	栃谷 III	栃谷	15751	県告第 109 号	R2. 1. 31
71	指杭 (6) III	指杭	10379	県告第 109 号	R2. 1. 31
72	二日市 (6) III	二日市	3071	県告第 109 号	R2. 1. 31
73	二日市 (7) III	二日市	6921	県告第 109 号	R2. 1. 31
74	田井 (6) III	田井	868	県告第 109 号	R2. 1. 31
75	田井 (7) III	田井	5297	県告第 109 号	R2. 1. 31
76	赤崎 (8) III	赤崎	4736	県告第 109 号	R2. 1. 31
77	赤崎 (9) III	赤崎	3845	県告第 109 号	R2. 1. 31
78	高末 (5) III	高末	8744	県告第 109 号	R2. 1. 31
79	和田 (5) III	和田	6951	県告第 109 号	R2. 1. 31
80	和田 (6) III	和田	7615	県告第 109 号	R2. 1. 31
81	藤尾 (4) III	藤尾	10840	県告第 109 号	R2. 1. 31
82	藤尾 (5) III	藤尾	13636	県告第 109 号	R2. 1. 31
83	久斗山 (8) III	久斗山	11674	県告第 109 号	R2. 1. 31
84	久斗山 (9) III	久斗山	15637	県告第 109 号	R2. 1. 31
85	天神 I	湯	2228	県告第 1023 号	H30. 11. 30
86	千谷 I	千谷	13088	県告第 1023 号	H30. 11. 30
87	田中 I	岸田	3706	県告第 1023 号	H30. 11. 30
88	海上 I	海上	717	県告第 1023 号	H30. 11. 30
89	栃谷口 (1) ② I	熊谷	5904	県告第 1023 号	H30. 11. 30
90	千谷 (2) I	千谷	10688	県告第 1023 号	H30. 11. 30
91	千谷 (4) I	千谷	2877	県告第 1023 号	H30. 11. 30
92	内山 (3) I	内山	4627	県告第 1023 号	H30. 11. 30
93	海上 (2) I	海上	2869	県告第 1023 号	H30. 11. 30
94	竹田 (3) I	竹田	6032	県告第 1023 号	H30. 11. 30
95	竹田 (4) I	竹田	877	県告第 1023 号	H30. 11. 30
96	井土 (1) I	井土	5438	県告第 1023 号	H30. 11. 30
97	細田 (3) I	細田	5869	県告第 1023 号	H30. 11. 30

98	湯 (2) I	湯	3624	県告第 1023 号	H30. 11. 30
99	湯 (5) I	湯	1114	県告第 1023 号	H30. 11. 30
100	湯 (8) I	湯	467	県告第 1023 号	H30. 11. 30
101	湯 (11) I	湯	2198	県告第 1023 号	H30. 11. 30
102	湯 (13) I	湯	3555	県告第 1023 号	H30. 11. 30
103	湯 (15) I	湯	3163	県告第 1023 号	H30. 11. 30
104	歌長 (4) I	歌長	20984	県告第 1023 号	H30. 11. 30
105	熊谷 (7) I	熊谷	1783	県告第 1023 号	H30. 11. 30
106	岸田 (1) I	岸田	1854	県告第 1023 号	H30. 11. 30
107	内山 (5) II	内山	1605	県告第 1023 号	H30. 11. 30
108	内山 (6) II	内山	457	県告第 1023 号	H30. 11. 30
109	内山 (7) II	内山	8374	県告第 1023 号	H30. 11. 30
110	内山 (8) II	内山	6101	県告第 1023 号	H30. 11. 30
111	内山 (10) II	内山	1077	県告第 1023 号	H30. 11. 30
112	越坂 (1) II	越坂	2699	県告第 1023 号	H30. 11. 30
113	越坂 (5) II	越坂	1941	県告第 1023 号	H30. 11. 30
114	海上 (3) II	海上	1456	県告第 1023 号	H30. 11. 30
115	田中 (2) II	岸田	5234	県告第 1023 号	H30. 11. 30
116	田中 (3) II	岸田	2045	県告第 1023 号	H30. 11. 30
117	田中 (4) II	切畑	188	県告第 1023 号	H30. 11. 30
118	鐘尾 (4) II	鐘尾	23955	県告第 1023 号	H30. 11. 30
119	千原 (3) II	千原	6819	県告第 1023 号	H30. 11. 30
120	千原 (4) II	千原	7278	県告第 1023 号	H30. 11. 30
121	千原 (5) II	千原	2083	県告第 1023 号	H30. 11. 30
122	竹田 (11) II	竹田	3049	県告第 1023 号	H30. 11. 30
123	飯野 (2) ②II	飯野	5353	県告第 256 号	H28. 3. 11
124	飯野 (9) II	飯野	1757	県告第 256 号	H28. 3. 11
125	今岡 (5) II	今岡	1376	県告第 1023 号	H30. 11. 30
126	井土 (4) II	井土	14396	県告第 1023 号	H30. 11. 30
127	井土 (5) II	井土	5742	県告第 1023 号	H30. 11. 30
128	井土 (6) II	井土	13914	県告第 1023 号	H30. 11. 30
129	細田 (8) II	湯	8669	県告第 1023 号	H30. 11. 30
130	湯 (16) II	湯	3582	県告第 1023 号	H30. 11. 30
131	湯 (19) II	湯	1316	県告第 1023 号	H30. 11. 30
132	丹土 (2) II	丹土	933	県告第 1023 号	H30. 11. 30
133	中辻 (2) II	中辻	2124	県告第 256 号	H28. 3. 11
134	中辻 (3) II	中辻	436	県告第 256 号	H28. 3. 11
135	歌長 (9) II	歌長	1306	県告第 1023 号	H30. 11. 30
136	歌長 (14) II	歌長	3425	県告第 1023 号	H30. 11. 30

137	多子 (1) II	多子	3011	県告第 1023 号	H30. 11. 30
138	多子 (4) II	多子	868	県告第 1023 号	H30. 11. 30
139	切畑 (5) II	切畑	3670	県告第 1023 号	H30. 11. 30
140	春来 (3) II	春来	2609	県告第 1023 号	H30. 11. 30
141	春来 (7) II	春来	19888	県告第 1023 号	H30. 11. 30
142	熊谷 (5) II	熊谷	7904	県告第 1023 号	H30. 11. 30
143	熊谷 (6) II	熊谷	3167	県告第 1023 号	H30. 11. 30
144	熊谷 (11) II	熊谷	1829	県告第 1023 号	H30. 11. 30
145	伊角 (2) II	伊角	5122	県告第 1023 号	H30. 11. 30
146	伊角 (6) II	伊角	1338	県告第 1023 号	H30. 11. 30
147	伊角 (8) II	伊角	1495	県告第 1023 号	H30. 11. 30
148	桧尾②II	桧尾	3135	県告第 1023 号	H30. 11. 30
149	岸田 (2) II	岸田	15902	県告第 1023 号	H30. 11. 30
150	岸田 (3) II	岸田	36675	県告第 1023 号	H30. 11. 30
151	千谷 (7) III	千谷	10261	県告第 1023 号	H30. 11. 30
152	宮脇 (2) III	宮脇	18674	県告第 1023 号	H30. 11. 30
153	宮脇 (3) III	宮脇	6881	県告第 1023 号	H30. 11. 30
154	鐘尾 (5) III	鐘尾	20535	県告第 1023 号	H30. 11. 30
155	千原 (7) III	千原	34680	県告第 1023 号	H30. 11. 30
156	千原 (8) III	千原	6061	県告第 1023 号	H30. 11. 30
157	千原 (9) III	千原	30336	県告第 1023 号	H30. 11. 30
158	千原 (10) III	千原	13959	県告第 1023 号	H30. 11. 30
159	千原 (11) III	千原	27146	県告第 1023 号	H30. 11. 30
160	竹田 (13) III	竹田	8728	県告第 1023 号	H30. 11. 30
161	飯野 (12) III	飯野	7504	県告第 256 号	H28. 3. 11
162	歌長 (16) III	歌長	6215	県告第 1023 号	H30. 11. 30
163	歌長 (17) III	歌長	15767	県告第 1023 号	H30. 11. 30
164	春来 (12) III	歌長	6609	県告第 1023 号	H30. 11. 30
165	春来 (14) III	春来	11084	県告第 1023 号	H30. 11. 30
166	熊谷 (12) III	熊谷	14305	県告第 1023 号	H30. 11. 30
167	桧尾④III	桧尾	1044	県告第 1023 号	H30. 11. 30
168	千谷(9) II	千谷	812	県告第 1023 号	H30. 11. 30
169	越坂(6) II	越坂	2116	県告第 1023 号	H30. 11. 30
170	宮脇(4) I	宮脇	3584	県告第 1023 号	H30. 11. 30
171	海上(4) III	海上	1191	県告第 1023 号	H30. 11. 30
172	海上(5) I	海上	1437	県告第 1023 号	H30. 11. 30
173	海上(8) II	海上	83	県告第 1023 号	H30. 11. 30
174	前(1) II	前	3787	県告第 1023 号	H30. 11. 30
175	前(2) I	前	2063	県告第 1023 号	H30. 11. 30

176	千原(9) I	千原	3024	県告第 1023 号	H30. 11. 30
177	千原(10) II	千原	3246	県告第 1023 号	H30. 11. 30
178	飯野(13) II	飯野	17806	県告第 256 号	H28. 3. 11
179	飯野(14) III	飯野	452	県告第 256 号	H28. 3. 11
180	塩山(12) II	塩山	331	県告第 1023 号	H30. 11. 30
181	塩山(13) II	塩山	146	県告第 1023 号	H30. 11. 30
182	竹田(16) II	竹田	462	県告第 1023 号	H30. 11. 30
183	竹田(17) II	竹田	679	県告第 1023 号	H30. 11. 30
184	飯野(15) II	飯野	3746	県告第 256 号	H28. 3. 11
185	飯野(16) III	飯野	1157	県告第 256 号	H28. 3. 11
186	飯野(18) II	飯野	236	県告第 256 号	H28. 3. 11
187	岸田(6) II	岸田	955	県告第 1023 号	H30. 11. 30
188	岸田(7) II	岸田	1573	県告第 1023 号	H30. 11. 30
189	中辻(4) II	中辻	947	県告第 256 号	H28. 3. 11
190	今岡(6) II	今岡	0	県告第 1023 号	H30. 11. 30
191	湯(22) II	湯	2287	県告第 1023 号	H30. 11. 30
192	丹土(3) II	丹土	1161	県告第 1023 号	H30. 11. 30
193	丹土(4) II	丹土	864	県告第 1023 号	H30. 11. 30
194	丹土(5) II	丹土	1196	県告第 1023 号	H30. 11. 30
195	中辻(5) II	中辻	1778	県告第 256 号	H28. 3. 11
196	中辻(6) III	中辻	585	県告第 256 号	H28. 3. 11
197	多子(7) II	多子	4592	県告第 1023 号	H30. 11. 30
198	今岡(7) II	今岡	798	県告第 1023 号	H30. 11. 30
199	湯(26) II	湯	9599	県告第 1023 号	H30. 11. 30
200	湯(28) II	湯	861	県告第 1023 号	H30. 11. 30
201	丹土(7) II	丹土	2441	県告第 1023 号	H30. 11. 30
202	歌長(20) II	歌長	1354	県告第 1023 号	H30. 11. 30
203	伊角(13) II	伊角	4816	県告第 1023 号	H30. 11. 30
204	居組 (8)	居組	2044	県告第 109 号	R2. 1. 31
205	居組 (9)	居組	1491	県告第 109 号	R2. 1. 31
206	居組 (10)	居組	3693	県告第 109 号	R2. 1. 31
207	居組 (13)	居組	7512	県告第 109 号	R2. 1. 31
208	諸寄 (14)	諸寄	539	県告第 109 号	R2. 1. 31
209	諸寄 (15)	諸寄	3665	県告第 109 号	R2. 1. 31
210	諸寄 (17)	諸寄	58	県告第 109 号	R2. 1. 31
211	諸寄 (18)	諸寄	636	県告第 109 号	R2. 1. 31
212	芦屋 (8)	芦屋	1759	県告第 109 号	R2. 1. 31
213	諸寄 (26)	芦屋	5538	県告第 109 号	R2. 1. 31
214	諸寄 (19)	諸寄	11332	県告第 109 号	R2. 1. 31

215	諸寄 (22)	諸寄	1112	県告第 109 号	R2. 1. 31
216	諸寄 (23)	諸寄	6079	県告第 109 号	R2. 1. 31
217	諸寄 (24)	諸寄	32762	県告第 109 号	R2. 1. 31
218	諸寄 (25)	諸寄	4483	県告第 109 号	R2. 1. 31
219	芦屋 (10)	芦屋	3840	県告第 109 号	R2. 1. 31
220	芦屋 (11)	芦屋	1533	県告第 109 号	R2. 1. 31
221	浜坂 (5)	浜坂	1415	県告第 109 号	R2. 1. 31
222	浜坂 (6)	浜坂	41407	県告第 109 号	R2. 1. 31
223	浜坂 (7)	浜坂	1708	県告第 109 号	R2. 1. 31
224	三谷(11)	三谷	1005	県告第 109 号	R2. 1. 31
225	三谷(12)	三谷	1274	県告第 109 号	R2. 1. 31
226	三谷(13)	三谷	1465	県告第 109 号	R2. 1. 31
227	三谷(14)	三谷	3964	県告第 109 号	R2. 1. 31
228	清富 (6)	清富	847	県告第 109 号	R2. 1. 31
229	清富 (7)	清富	2714	県告第 109 号	R2. 1. 31
230	清富 (8)	清富	2033	県告第 109 号	R2. 1. 31
231	清富 (9)	清富	4220	県告第 109 号	R2. 1. 31
225	三谷(12)	三谷	1274	県告第 109 号	R2. 1. 31
226	三谷(13)	三谷	1465	県告第 109 号	R2. 1. 31
227	三谷(14)	三谷	3964	県告第 109 号	R2. 1. 31
228	清富 (6)	清富	847	県告第 109 号	R2. 1. 31
229	清富 (7)	清富	2714	県告第 109 号	R2. 1. 31
230	清富 (8)	清富	2033	県告第 109 号	R2. 1. 31
231	清富 (9)	清富	4220	県告第 109 号	R2. 1. 31
232	三谷(15)	三谷	1342	県告第 109 号	R2. 1. 31
233	七釜(5)	七釜	1663	県告第 109 号	R2. 1. 31
234	栃谷(2)	栃谷	1520	県告第 109 号	R2. 1. 31
235	栃谷(3)	栃谷	1259	県告第 109 号	R2. 1. 31
236	栃谷(4)	栃谷	305	県告第 109 号	R2. 1. 31
237	田井 (8)	田井	5827	県告第 109 号	R2. 1. 31
238	田井 (9)	田井	4458	県告第 109 号	R2. 1. 31
239	田井 (10)	田井	8668	県告第 109 号	R2. 1. 31
240	栃谷(5)	栃谷	1762	県告第 109 号	R2. 1. 31
241	栃谷(6)	栃谷	328	県告第 109 号	R2. 1. 31
242	栃谷(7)	栃谷	5737	県告第 109 号	R2. 1. 31
243	栃谷(8)	栃谷	204	県告第 109 号	R2. 1. 31
244	古市(5)	古市	1313	県告第 109 号	R2. 1. 31
245	対田(5)	対田	18173	県告第 109 号	R2. 1. 31
246	田井 (11)	田井	748	県告第 109 号	R2. 1. 31

247	田井 (12)	田井	2432	県告第 109 号	R2. 1. 31
248	田井 (13)	田井	522	県告第 109 号	R2. 1. 31
249	田井 (14)	田井	3643	県告第 109 号	R2. 1. 31
250	田井 (15)	田井	755	県告第 109 号	R2. 1. 31
251	対田 (7)	対田	3213	県告第 109 号	R2. 1. 31
252	対田 (8)	対田	1770	県告第 109 号	R2. 1. 31
253	対田 (9)	対田	2889	県告第 109 号	R2. 1. 31
254	用土 (3)	用土	30117	県告第 109 号	R2. 1. 31
255	用土 (4)	用土	13932	県告第 109 号	R2. 1. 31
256	用土 (5)	用土	266	県告第 109 号	R2. 1. 31
257	対田 (10)	対田	522	県告第 109 号	R2. 1. 31
258	対田 (11)	対田	787	県告第 109 号	R2. 1. 31
259	対田 (12)	対田	4985	県告第 109 号	R2. 1. 31
260	高末 (6)	高末	363	県告第 109 号	R2. 1. 31
261	三尾 (4)	三尾	1406	県告第 109 号	R2. 1. 31
262	赤崎 (11)	赤崎	6096	県告第 109 号	R2. 1. 31
263	和田 (9)	和田	14555	県告第 109 号	R2. 1. 31
264	和田 (12)	和田	371	県告第 109 号	R2. 1. 31
265	和田 (13)	和田	523	県告第 109 号	R2. 1. 31
266	和田 (14)	和田	17902	県告第 109 号	R2. 1. 31
267	高末 (7)	高末	8318	県告第 109 号	R2. 1. 31
268	辺地 (3)	辺地	6801	県告第 109 号	R2. 1. 31
269	久谷 (11)	久谷	1708	県告第 109 号	R2. 1. 31
270	辺地 (4)	辺地	1882	県告第 109 号	R2. 1. 31
271	藤尾 (6)	藤尾	8584	県告第 109 号	R2. 1. 31
272	藤尾 (7)	藤尾	218	県告第 109 号	R2. 1. 31
273	境 (4)	境	2616	県告第 109 号	R2. 1. 31
274	境 (5)	境	943	県告第 109 号	R2. 1. 31
275	境 (6)	境	4103	県告第 109 号	R2. 1. 31
276	境 (7)	境	6997	県告第 109 号	R2. 1. 31
277	境 (8)	境	209	県告第 109 号	R2. 1. 31
278	久斗山 (10)	久斗山	6356	県告第 109 号	R2. 1. 31
279	久斗山 (12)	久斗山	1046	県告第 109 号	R2. 1. 31

第 4 款 治山施設の整備

実施担当 農林水産部（農林水産課）

第 1 趣旨

豪雨等に伴う山崩れ等による被害を防止するため、治山施設等の整備について定める。

第 2 内容

1 治山施設の点検及び整備

町は、県とともに梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため毎年6月に危険地区を中心とした治山施設等の点検を行い、危険度等に応じて整備を行うこととする。

2 山地災害危険区域の住民に対する周知対策

町は、県とともに梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため各自治会に対し、毎年6月に危険地区を中心に、町広報紙・パンフレット等により点検・管理対策について指導を行うこととする。

3 町域内危険箇所

山腹崩壊危険地区 68箇所 182ha

地区名	大字	字	面積 (ha)
清富 (1)	清富	中ノ谷	3.0
指杭	指杭	御城	2.0
田井	田井	村中	8.0
赤崎	赤崎	人坂	3.0
三尾 (1)	三尾	富山	2.0
三尾 (2)	三尾	ヨウナガ	2.0
三尾 (3)	三尾	上	3.0
和田	和田	シヤラ谷	4.0
久谷 (1)	久谷	上の山	1.0
藤尾 (1)	藤尾	高尾	4.0
藤尾 (2)	藤尾	下ガサコ	6.0
境 (1)	境	大味家上	2.0
久斗山 (1)	久斗山	田中住	2.0
久斗山 (2)	久斗山	山傳	2.0
久斗山 (3)	久斗山	山傳	9.0
久斗山 (4)	久斗山	宮谷	4.0
久斗山 (5)	久斗山	イツン谷	1.0
久斗山 (6)	久斗山	下住	2.0
境 (2)	境	大平	4.0
境 (3)	境	ツブク	2.0
境 (4)	境	ニゴリブチ	2.0
藤尾 (3)	藤尾	家ノ向	3.0
新市	新市	家ノ浦	2.0
古市	古市	竹田尾	3.0
浜坂 (1)	浜坂	下夕山	2.0
浜坂 (2)	浜坂	兵庫谷	1.0
芦屋	芦屋	イツノ上	2.0
諸寄	諸寄	松堀ノ上	4.0
釜屋 (1)	釜屋	東本	2.0
釜屋 (2)	釜屋	宮山	1.0
清富 (2)	清富	白馬	2.0
七釜	七釜	ニヨネ	1.0
今岡	今岡	山ノ上	7.0
伊角	伊角	横谷	3.0
歌長 (1)	歌長	太田	1.0

歌長 (1)	歌長	太田	1.0
湯 (1)	湯	伏龍山	1.0
飯野	飯野	奥山	1.0
宮脇	宮脇	上エノ山	6.0
岸田	岸田	菅原	2.0
海上	海上	ニ反畑	6.0
内山 (1)	内山	家ノ奥	6.0
内山 (2)	内山	下山	4.0
鐘尾	鐘尾	坂本口	3.0
湯 (2)	湯	滝谷	1.0
湯 (3)	湯	八幡山	1.0
久谷 (2)	久谷	向山	1.0
歌長 (2)	歌長	譲葉	2.0
諸寄 2	諸寄	久庭ノ上	2.0
高末	高末	松神谷	1.0
諸寄 3	諸寄	京屋ノ上	2.0
田井 2	田井	向山	1.0
七釜 2	七釜	木谷	1.0
栃谷	栃谷	宮平	2.0
歌長 1	歌長	高山谷	1.0
今岡 2	今岡	高手惣合耳谷	2.0
正法庵	正法庵	向山	2.0
熊谷 2	熊谷	奥山西	2.0
竹田	竹田	米持	2.0
飯野 2	飯野	片岡	1.0
湯	湯	齊谷	2.0
藤尾	藤尾	亀谷	2.0
熊谷 3	熊谷	上ノ山	3.0
用土	用土	岩立	3.0
歌長 2	歌長	高山谷	2.0
対田	対田	清水谷	4.0
井土	井土	下ツベキ	2.0
熊谷 4	熊谷	フタメ山	5.0
千原	千原	白谷	4.0

地すべり危険地区 9箇所 258.3ha

地区名	大字	字	面積 (ha)	指定年月日
久斗山 (1)	久斗山	池ヶ平	10.2	S40.8.7 H6.11.4

久斗山 (2)	久斗山	大山	29.0	H11. 7. 21
高山	高山	護葉	49.8	
春来	春来	大宮	45.8	S34. 6. 5 H2. 10. 2
歌長 (1)	歌長	大平	31.5	
歌長 (2)	歌長	ジャマメ	10.7	H9. 3. 27
湯	湯	中山	22.7	S40. 8. 7
細田	細田	岩井谷	18.1	H4. 6. 12
飯野	飯野	相谷	40.5	S55. 4. 17

崩壊土砂流出危険地区 189箇所 165.12ha

地区名	大字	字	危険地区面積 (ha)
指杭	指杭	糸城	0.24
田井	田井	祖谷	0.01
対田	対田	大月	0.7
三尾	三尾	滝谷口	0.81
和田	和田	イジロ谷	1.12
久谷 (1)	久谷	アンカチ	0.39
久谷 (2)	久谷	宮ノ谷	0.2
高末	高末	松神谷	0.07
辺地 (1)	辺地	后山	0.07
辺地 (2)	辺地	三谷山	1.03
藤尾 (1)	藤尾	下ガサゴ	0.01
藤尾 (2)	藤尾	本鹿間谷	1.3
境 (1)	境	横谷	0.4
境 (2)	境	クロボコ	0.12
境 (3)	境	上リサコ	0.44
境 (4)	境	ワシン谷	1.79
久斗山 (1)	久斗山	大滝谷	1.13
境 (5)	境	十郎谷	0.07
久斗山 (2)	久斗山	金畑	0.11
久斗山 (3)	久斗山	横谷	0.59
久斗山 (4)	久斗山	釜谷	0.39
久斗山 (5)	久斗山	山傳	0.05
久斗山 (6)	久斗山	山傳	0.2
久斗山 (7)	久斗山	焼尾	1.99
久斗山 (8)	久斗山	イモジ	0.67
久斗山 (9)	久斗山	門谷	0.56
久斗山 (10)	久斗山	飛ノ谷	0.01

境 (6)	境	山根	0.03
境 (7)	境	ウスン谷	0.29
境 (8)	境	ニゴリブチ	0.07
藤尾 (3)	藤尾	ニゴリブチ	0.71
藤尾 (4)	藤尾	向谷	0.19
用土 (1)	用土	宮ノ谷	0.08
栃谷	栃谷	菅谷	0.12
浜坂	浜坂	宮ノ谷	0.22
諸寄 (1)	諸寄	小久庭	0.04
諸寄 (2)	諸寄	小久庭	0.03
諸寄 (3)	諸寄	小谷上	3.42
諸寄 (4)	諸寄	砥谷ノ上	0.39
諸寄 (5)	諸寄	砥谷ノ上	0.74
諸寄 (6)	諸寄	長谷東平	0.08
諸寄 (7)	諸寄	長谷西谷	0.03
諸寄 (8)	諸寄	柏谷ノ上	0.01
七釜	七釜	木谷	0.26
用土 (2)	用土	向山	0.26
熊谷 (1)	熊谷	栃谷山	1.73
伊角 (1)	伊角	浦栃	0.53
熊谷 (2)	熊谷	奥山東	1.08
細田 (1)	細田	ジイガ向	0.15
春来 (1)	春来	尾崎	5.17
春来 (2)	春来	ニゴリ	0.58
歌長 (1)	歌長	向山	0.52
多子	多子	奥谷	0.42
細田 (2)	細田	小三谷	0.72
中辻	中辻	ハウガ谷	1.53
塩山	塩山	空田	0.21
岸田	岸田	畑ヶ平	4.1
千谷 (1)	千谷	西山	1.84
千谷 (2)	千谷	北谷	2.94
鐘尾 (1)	鐘尾	郷路	1.18
鐘尾 (2)	鐘尾	隠尻	0.86
鐘尾 (3)	鐘尾	カナン谷	0.2
千原	千原	大平	0.05
竹田 (1)	竹田	上中	1.26
竹田 (2)	竹田	グロ谷	1.17
井土 (1)	井土	井谷	0.53

今岡 (1)	今岡	黒坂奥山	1. 2
今岡 (2)	今岡	高平惣合耳	0. 13
鐘尾 (4)	鐘尾	坂本	0. 63
伊角 (2)	伊角	藤谷	0. 18
井土 (2)	井土	・手山	0. 38
岸田 (2)	岸田	田ノ荒	0. 07
飯野	飯野	大門	0. 06
宮脇	宮脇	向林	0. 21
井土 (3)	井土	小阪	0. 89
熊谷 (3)	熊谷	栃谷口山	0. 15
千谷 (3)	千谷	北谷	0. 98
熊谷 (4)	熊谷	アハラ谷	0. 41
春来 (3)	春来		0. 23
千谷 (4)	千谷	北谷	0. 17
千原 2	千原	小坂	0. 16
久斗山 1	久斗山	上川原	2. 81
飯野 2	飯野	殿村	0. 06
宮脇 2	宮脇	瀧ノ下モ	1. 71
久斗山 2	久斗山	イツン谷	1. 69
熊谷 1	熊谷	フタメ山	2. 85
歌長 1	歌長	三ノ谷	0. 69
歌長 2	歌長	大畑	0. 02
飯野 3	飯野	奥山	2. 14
飯野 4	飯野	奥山	1. 2
千原 3	千原	坂本	1. 13
境 1	境	横谷	0. 66
境 2	境	猪ノ奥	0. 3
正法庵	正法庵	岡平	1. 03
久谷 1	久谷	小袋	0. 12
久谷 2	久谷	タルガ山	1. 67
竹田 2	竹田	細見谷	5. 08
井土 1	井土	高手山	1. 06
栃谷 2	栃谷	菅谷	1. 62
諸寄 1	諸寄	松堀	2. 7
諸寄 2	諸寄	久庭ノ上	0. 68
居組 1	居組	寺井	2. 63
諸寄 3	諸寄	柏谷	0. 56
諸寄 4	諸寄	金山川原	1. 44
諸寄 5	諸寄	青葉ノ上	0. 27

諸寄 6	諸寄	松堀	0.66
対田 2	対田	大ズキ	0.73
対田 3	対田	才谷	0.2
指杭 2	指杭	浜	0.29
赤崎 1	赤崎	家ノ上	1.76
和田 5	和田	コイジ	0.05
和田 6	和田	上ノ山	0.92
赤崎 2	赤崎	家ノ上	0.2
赤崎 3	赤崎	家ノ上	0.15
三尾 3	三尾	中尾	0.8
三尾 4	三尾	大谷	0.35
春来 1	春来	山田	0.18
春来 2	春来	横尾	0.05
春来 3	春来	横尾	0.49
歌長 3	歌長	長尾	0.08
田井 2	田井	飛亘谷	0.23
田井 3	田井	古道	0.03
居組 2	居組	居組谷	1.04
居組 3	居組	道奥	2.05
熊谷 2	熊谷	シワガラ奥	0.42
歌長 4	歌長	高山谷	0.29
歌長 5	歌長	大畑	0.05
伊角 1	伊角	柿平	0.63
久斗山 3	久斗山	宮谷	1.33
熊谷 3	熊谷	奥山西	0.2
千谷 1	千谷	岩原谷	0.19
丹土 1	丹土	ヨノキ畑	0.06
中辻 2	中辻	向田	0.27
多子 2	多子	穴虫	0.43
多子 3	多子	登尾	0.21
多子 4	多子	登尾	0.25
多子 5	多子	ヒコヒコ	3.19
湯 1	湯	栗原	1.01
飯野 5	飯野	殿村	2.69
飯野 6	飯野	柏谷	0.53
千原 4	千原	楠谷	1.25
千原 5	千原	楠谷	0.52
千原 6	千原	楠谷	1.21
竹田 3	竹田	ブロ谷	0.09

湯 2	湯	齊谷	0.26
熊谷 4	熊谷	下モ谷山	1.69
高末 2	高末	引谷	0.21
栃谷 3	栃谷	菅谷	0.84
諸寄 7	諸寄	砥谷ノ上	2.09
対田 4	対田	スガマチ	0.18
岸田	岸田	牛尾谷	0.59
石橋 1	石橋	平江	0.51
石橋 2	石橋	平江	0.05
海上 1	海上	東尾	5.62
多子 6	多子	牛ヶ谷	1.07
丹土 2	丹土	ドウラ田	1.91
歌長 6	歌長	高山谷	3.38
歌長 7	歌長	ニノ谷	0.6
歌長 8	歌長	譲葉	2.4
久斗山 4	久斗山	イツン谷	3.06
熊谷 5	熊谷	栃谷口山	0.41
藤尾 2	藤尾	亀谷	0.86
越坂	越坂	宮上工	0.06
千谷 2	千谷	岩原谷	0.25
千谷 3	千谷	南谷	0.16
海上 2	海上	東尾	0.95
石橋 3	石橋	神谷	1.44
湯 3	湯	私有山	0.07
歌長 9	歌長	二ノ谷	1.8
湯 4	湯	子守山	0.03
井土 2	井土	天ノ谷	0.72
湯 5	湯	齊谷	0.47
細田	細田	イモジ谷	2.05
鐘尾	鐘尾	隠尻	0.06
千原 7	千原	坂本	0.07
千原 8	千原	坂本	3.09
竹田 4	竹田	所谷	0.27
竹田 5	竹田	所谷	0.4
竹田 6	竹田	奥中	2.75
竹田 7	竹田	西ヶ谷	0.07
用土	用土	宮ノ谷	0.76
竹田 8	竹田	細見谷	0.4
井土 3	井土	杉谷口	0.63

久斗山 5	久斗山	宮谷	1. 14
和田 7	和田	ミヤン谷	1. 18
和田 8	和田	ム子ハズ	3. 69
久斗山 6	久斗山	畑地	2. 84
伊角 2	伊角	大宮谷	0. 66
湯 (5)	湯	天地面	0. 12

第5款 土地造成等の規制

実施担当 建設部（建設課）

第1 趣旨

災害に伴う崖崩れまたは、土砂の流出等の災害を予防するため、土地造成等の規制について定める。

第2 内容

1 土地造成工事に対する規制

土地造成工事に対しては、都市計画法第29条に定める許可基準を確実に履行させるとともに常時パトロールを強化し、無許可工事及び手抜き工事等の違反工事の発見に努める。

2 既成危険造成地に対する保全対策

(1) 造成地保全調査の実施

土地造成工事において、最も危険な梅雨期及び台風期に対処して、町は県、警察署、消防本部と合同で危険箇所を調査し、その結果、災害の危険が発生する恐れのあるものについて、危険度を考慮して次のとおり分類する。

ア 土地造成に伴って周囲の家屋、交通に直接被害を与える恐れのあるもの

イ 土地造成に伴って間接に付近の家屋及び土地に被害を与える恐れのあるもの

ウ ア、イ以外の小規模の被害でとどまると思われるもの

(2) 造成地保全措置

各地造成について現地調査の際、それぞれ関係者に対して口頭で防災措置を指示するとともに、次の措置を行う。

ア 土地所有者等関係者に対し、聴聞したうえ宅地造成等規制法に基づき改善を命ずる。

イ 小規模でとどまる被害について、口頭で指示した防災措置を直ちに実施するよう文書で指示する。

(3) 危険状態通報

町は事業主、消防本部及び消防団と合同で巡ら警戒隊を編成し、集中豪雨等の降雨があったときは、当該地域の警戒調査を行い、異常の有無を関係機関に通報するとともに、必要に応じて応急措置を実施する。

第4節 交通関係施設の整備

第1款 道路施設の整備

実施担当 建設部（建設課）

第1 趣旨

多元多重の交通ルートの確保を考慮のうえ、災害に強い道路施設の整備等について定める。

第2 内容

1 町内道路の概況

町内道路は幹線となる国県道を中心に、その支線として町道がのびており今後の宅地開発等に伴う交通量の増加により道路及び橋梁整備の必要性が認められる。

2 整備

交通の安全と円滑を確保し、災害発生時の避難及び救助活動等の迅速化を図るため、路線の拡幅改良等の整備を図る。

なお、県道の改良整備については積極的に県へ要請する。

第5節 ライフライン関係施設の整備

第1款 電力施設等の整備

実施担当 関西電力送配電株式会社

第1 趣旨

電力施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策を推進する。

第2 内容

1 施設の保全

- (1) 台風、洪水、集中豪雨、高潮対策
- (2) 雷害対策
- (3) 雪害対策
- (4) 塩害対策

2 電力の安定供給

- (1) 通信設備の確保
- (2) 電気施設予防点検
- (3) 気象通報・予報の早期確認

3 公衆災害、二次災害の防止

- (1) 電気工作物の適正管理の推進
- (2) 災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害の防止に向けた防災意識の向上対策

4 資機材の確保・整備

- (1) 資機材の確保
- (2) 資機材の輸送
- (3) 資機材の広域運営

5 防災訓練、防災教育の実施

- (1) 防災訓練等の実施又は参加
- (2) 従業員の防災教育

6 電力会社相互間の体制強化

第2款 LPガス施設等の整備

実施担当 兵庫県プロパンガス協会但馬支部美方西地区会

第1 趣旨

LPガス施設について災害による被害を防止し、被災後の迅速な復旧を行うための対策について定める。

第2 内容

LPガス施設の防災への整備を推進するため、次の事項を実施する。

- 1 要員の防災に関する教育訓練
- 2 防災事業所リスト（連絡先等）の配布
- 3 必要資機材の備蓄
- 4 関係行政機関との連絡及びLPガス関係事業所、機関との連絡調整
- 5 保安要員の常時待機による即応態勢の整備
- 6 気象情報等の収集

第3款 電気通信設備等の整備

実施担当 西日本電信電話株式会社

第1 趣旨

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がマヒせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関する防災対策について定める。

第2 内容

1 通信施設の災害予防

(1) 建物設備

建物は耐火構造とするほか、周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置する。

(2) 電力設備

- ア 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置
- イ 電力用各種装置の災害対策の整備充実

(3) 通信設備

- ア とう道（共同溝を含む）網の拡充
- イ 通信ケーブルの地中化を推進
- ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実
- エ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の2ルート化を推進
- オ 主要な伝送路を多ルート構成、あるいはループ化
- カ 中継交換機及びIP網整備の分散設置

2 災害対策用機器及び資材等の配備

(1) 通信途絶防止用無線網の整備

次のものを整備する。

- ア 可搬型無線機（TZ-403D）、可搬型デジタル無線方式（11P-150M）

(2) 災害対策用機器の整備・充実

次のものを整備する。

ア 応急復旧ケーブル

イ 非常用可搬形デジタル交換装置、汎用多重化装置衛星車載局、ポータブル衛星通信システム

ウ 移動電源車、可搬型発動発電機

エ 排水ポンプ

(3) 復旧資材の備蓄

災害に備え復旧資材の備蓄に務める。

3 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

(1) 演習の種類

ア 災害対策情報伝達演習

イ 災害対策演習

ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習

(2) 演習方法

ア 広域規模における復旧シュミレーション

イ 事業所単位での駆け付け・情報伝達演習

ウ 防災機関における防災総合訓練への参加

第4款 水道施設等の整備

実施担当 企業部（上下水道課）

第1 趣旨

水道施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず、迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

第2 内容

1 重要施設の安全性診断並びに安全性強化

風水害等による断水・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限にとどめる計画をたて、施設の新設、拡張、改良計画にあわせて計画的に整備を進めることとする。

2 水道施設の保守点検

水道施設について、巡回点検を実施することとする。

(1) 取水施設

ア 施設の保守

(2) 浄水施設

ア 付帯施設の保守

(3) 送配水施設

ア 付属配管・諸施設の保守

3 断水対策

配水ブロックによる被害区域の限定化を実施することとする。

4 図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握することとする。

5 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

6 教育訓練並びに平時の広報

災害発生時に的確な防災対策が行えるよう、防災に係る教育訓練等を実施する。

(1) 職員に対する教育、訓練

町防災担当部局が実施する防災研修及び防災訓練に参加することにより防災意識と災害応急対策能力の向上を図る。

(2) 住民に対する広報

災害時における給水対策、飲料水の確保等について、水道週間、防災週間、その他町実施の催しにおいて印刷物等によるPRを行う。

また、町が行う訓練等への参加協力を求め、住民の防災意識の向上と給水体制への理解を図る。

7 相互応援体制の整備

上水道の迅速な復旧のため周辺市町と広域的相互応援協定を締結し、相互支援要請体制を推進する。「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」により相互応援体制の整備と訓練を行う。

第5款 下水道施設等の整備

実施担当 企業部（上下水道課）

第1 趣旨

下水道による浸水防除機能低下は、住民の生活に多大の影響を与え、非衛生状態を招くためその対策を定める。

第2 内容

1 下水道による浸水防除対策

災害発生時における下水道の浸水防除機能確保のため重要幹線管渠等の整備を推進する。

(1) 重要幹線管渠の整備

(2) 資機材の整備

2 下水道施設の保守点検

平常時の巡視及び点検を行い、老朽施設、故障箇所等の早期発見と改修を実施する。

3 災害時用の資機材の整備

予想される必要資機材の把握と災害時における調達方法及び保管方法を定めておくものとする。

4 相互応援体制の整備

下水道の迅速な復旧のため周辺市町と広域的相互応援協定を締結し、相互支援要請体制を推進する。

第3章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

新温泉町の平時からの防災組織体制について定める。

第2 内容

1 新温泉町の防災組織体制

新温泉町は、町域における総合的な防災対策の推進のため、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるものとする。

(1) 新温泉町防災会議

災害対策基本法第16条により設置し、組織及び運営は、災害対策基本法、新温泉町防災会議条例の定めるところにより行う。

所掌事務は、新温泉町地域防災計画の作成及びその実施の推進等とする。

(2) 新温泉町自主防災連絡会

水防法第3条に定める当町の水防責任を全うするために設置するもので、新温泉町水防計画の定めるところにより、水防態勢の強化及び水防活動の円滑化を図る。

(3) 新温泉町水防本部

新温泉町水防計画により設置し、組織、運営及び所掌事務は同計画の定めるところによる。

2 新温泉町の災害対策要員等の確保体制

新温泉町は、災害発生時の初動体制に万全を期し、緊急必要時の災害対策要員等の確保に努める。

(1) 災害監視、即応体制の確立

災害監視及び災害情報収集と伝達体制等を確保するため、第1段階として防災担当部局の職員をもってこれにあて、その後、必要に応じ宿日直体制を強化して実施するものとする。

(2) 参集可能職員の確保

ア 配備態勢

(ア) 準備段階

総務課長、町民安全課長、建設課長、企画課長、地域振興課長、総務部配置職員、救助環境部配置職員及び建設部配置職員等であらかじめ指定する職員

(イ) 第1号非常配備態勢

各課室長等の管理職員並びに各部配置職員等であらかじめ指定する職員

(ウ) 第2号非常配備態勢

所属人員のうち約5割以内の人員により、災害応急対策等にあたる態勢

(エ) 第3号非常配備態勢

原則として、全所属職員により、災害応急対策等にあたる態勢

イ 配備基準

(ア) 準備段階

a 気象注警報等が発令され、職員配備又は水防指令等の発令が予想されるとき

b 町内で震度3の地震を観測したとき

(イ) 第1号非常配備態勢

- a 災害の発生に備えて、主として情報の収集・伝達態勢を強化する必要があるとき
- b 風水害等により、小規模の被害が発生したとき又は発生するおそれのあるとき
- c 町内で震度4の地震を観測したとき

(ウ) 第2号非常配備態勢

- a 風水害等により、小規模の被害が多発したとき若しくは中規模の被害が発生したとき又は発生するおそれのあるとき
- b 町内で震度5弱以上の地震を観測したとき

(エ) 第3号非常配備態勢

- a 風水害等により、中規模の被害が多発したとき若しくは大規模の被害が発生したとき又は発生するおそれのあるとき
- b 町内で震度6弱以上の地震を観測したとき

ウ 配備指示

配備指示は、原則として災害対策本部長（町長）が決定し、各課長から各課ごとにあらかじめ定められた連絡網・手段により行うものとする。

(ア) 災害対策要員等への連絡手段の確保

有線電話、携帯電話を主に連絡を行い、次いで防災無線等により町内各分団用受令器に対しての一斉伝達により補完を行い、連絡の徹底を図る。

(イ) 災害対策本部員の招集手段の確保

災害発生時における交通途絶を前提として、平時から非常時の登庁経路、方法の検討を行い初動措置に必要な要員の確保に努める。

3 防災組織体制の推進

町の防災対策推進のため、平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備充実に努める。

4 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との連帯強化

町は、平時から指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関と緊密な連携を保ち、各機関の防災組織体制への協力を依頼する。

第2節 災害対策要員の研修・訓練の実施

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

町及び町関連施設の職員の災害対応能力向上のための研修、訓練について定める。

第2 内容

1 町の取り組み

町は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、職員の災害対応能力の向上に努める。

(1) 職員用防災マニュアルの作成

災害発生時の初動体制に重点を置き、時系列的、具体的かつ平易的なものとして作成し、職場研修を基本に他の研修の機会を利用し、内容の徹底を図る。

(2) 情報収集、伝達訓練の実施

初動時の災害情報の収集、連絡及び指示、指令の緊急伝達と正確性の向上を図るための通信機器等の操作研修、訓練を行い習熟化に努める。

(3) 非常招集訓練の実施

勤務時間外における災害の発生に備え、情報収集を包括した訓練計画を作成し、これに基づいた訓練を行う。

(4) 防災研修、訓練の実施

国、県その他防災関係機関と合同で、防災に係る図上訓練及び実地訓練の実施に努める。

2 防災関係機関の協力

町は、県をはじめ、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関に防災研修、訓練等への協力参加の依頼を行い、目的の達成に努める。

第3節 広域防災体制の確立

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

大規模及び広域的な災害に対処するための体制整備について定める。

第2 内容

1 協力体制の強化

兵庫県但馬県民局及び但馬広域行政事務組合の構成団体として、これら機関の行う広域防災協力体制の確立に努めるとともに、隣接する町等との相互応援協力体制についても、同様な体制強化を図る。

(1) 災害応急対策全般に関する、現行の見直し

(2) 隣接市町との広域防災計画作成の検討

資料 「兵庫・鳥取両県境地域消防相互応援協定」

「消防本部区域内消防相互応援協定」

「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」

「東部山陰市町連絡協議会災害時相互応援協定」

「麒麟のまち創生戦略会議災害時相互応援協定」

2 応援・受援体制の整備

応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成し、応援職員の派遣にあたっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型インフルエンザ等の感染症対策に配慮する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

3 広域避難・広域一時滞在の体制の整備

(1) 町は、大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努めるとともに、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- (2) また、町は、県や他防災関係機関などの関係者間で、適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくなど、関係者間での協力体制の構築等に努める。
- (3) 県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認められる場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組を活用した協力体制の活用等も検討する。

第4節 情報通信機器・施設の整備

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

災害時の情報収集、伝達手段として機能する情報通信機器等の施設の整備について定める。

第2 内容

1 災害対応総合情報ネットワークシステム

兵庫県が実施する同システムの整備に伴い、新温泉町に設置している端末機器等について、積極的に活用を図る。

2 災害無線通信体制の充実強化

新温泉町及び当町に係る防災関係機関は、現有の情報通信機器の災害時の支障の発生に備える。

3 災害時情報連絡網の整備について

災害時における情報連絡網の達成を図るため、防災行政無線等の整備促進を行うとともに、現有通信機器の拡充・整備とともに効率的運用に努める。

第5節 防災拠点の整備

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

災害時における防災拠点としての機能を果たす地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備について定める。

第2 内容

1 地域防災拠点の整備

町は、大規模災害時において、救援、救護、復旧活動等の拠点及び広域避難地ともなる地域防災拠点の整備に努める。

- (1) 地域防災拠点は兵庫県が設ける広域防災拠点もしくは広域輸送拠点からの派遣要員及び緊急物資の受付窓口となり、さらに、災害対応の消防、救助、復旧等の活動拠点となるもので、加えて活動に伴う要員資材の集積と物資の備蓄保管場所等の多くの機能が求められる施設である。このため次の設備等が必要とされる。

ア 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース

イ 地域の防災活動のための駐屯スペース

ウ 物資、復旧資機材、備蓄倉庫

エ 災害対策本部、医療機関、消防本部、その他の関係機関等との交信可能な通信設備

オ 非常用発電設備等

カ ヘリポート

キ 耐震性防火水槽等の消防水利

(2) 地域防災拠点の配置と考え方については、兵庫県地域防災計画の定めるところに準じて行う。

2 コミュニティ防災拠点の整備

町は、コミュニティを中心とした生活空間内において、災害時には避難と救援の接点となるコミュニティ防災拠点を整備する。

なお、必要に応じ、コミュニティ防災拠点に至るまでの一時的な避難地となり、また、身近な防災活動拠点となる公園・広場等の整備に配慮することとする。

(1) 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として、地区住民の避難地及び防災拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を果たす。

(2) 機能

コミュニティ防災拠点は、以下の機能・設備を整備するよう努めることとする。

ア 災害時において避難・応急生活が可能な機能

イ 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース

ウ 情報通信設備

エ 対象地区内の防災活動に必要な設備

オ 電気、飲料水等の自給自足機能

カ 救急医療、高齢者・障害者ケア機能との連携等

3 避難路の整備

一時避難地とコミュニティ防災拠点又は避難所若しくは地域防災拠点（広域避難地）を結ぶ道路を避難路として整備を検討する。

第6節 消防施設・設備の整備

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

町における消防力の整備、強化を促進するための対策について定める。

第2 内容

1 総合的な消防計画の策定

新温泉町は、風水害災害及び大火災に対応する、総合的な消防計画の策定に努める。

2 施設の整備

(1) 現況

ア 消防ポンプ等の保有数

種 類	台 数	設 置 箇 所
水槽付消防ポンプ自動車	1	温泉1
消防ポンプ自動車	8	浜坂1・2・3、諸寄、大庭、温泉1、丹土、千谷

小型動力ポンプ付積載車	25	芦屋、田井、赤崎、三尾、栃谷、七釜、久谷、高末、久斗山、奥町、居組、歌長、春來、井土、竹田、熊谷、伊角、多子、中辻、飯野、塩山、千原、田中、海上、青下
指揮車	2	浜坂本部、温泉本部
小型動力ポンプ	36	清富、指杭、和田、三尾、戸田、三谷、田君、古市、新市、用土、対田、正法庵、辺地、藤尾、境、久斗山、諸寄、居組、釜屋、細田、高山、数久谷、今岡金屋、伊角、桐岡、切畑、鐘尾、宮脇、内山、越坂、前、石橋、岸田

イ 消防水利の概要

町の消防水利は、上水道の普及に伴う住宅地には消火栓はほぼ完備されたが、防火水槽については未整備地域があり、今後も計画的に整備増強を図る。

種 別	数量	
消火栓	858基	
防火水槽	40立方メートル未満	12基
	40立方メートル以上	135基
プール	6箇所	
ため池	13箇所	

ウ 消防水利増設計画

(ア) 消火栓の改良増設

水道管の改良工事に伴い、消火栓の増設、整備（移設を含む）を行うとともに、既設の流量不足消火栓等を逐次有効消火栓に改良する。

(イ) 第2次水源の確保

地震その他の原因による断滅水の場合、消火栓にかわる水利として防火水槽、プール、池、河川での消防水利確保を重点計画として、特に耐震性防火水槽の増強を図る。

(ウ) 消防指定水利の増設

池、貯水池等消防の用に利用できるものの所有者の承諾を得て、常時使用可能を図るとともに機能の保持に努める。

(2) 整備計画

ア 消防団消防力の充実

消防団の機動力確保のため、全分団に配備しているポンプ車、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ、指揮車の整備（年次計画による）、充実を図るとともに、活動の効率化を図るため軽量ホース、無反動筒先等最新資機材の充実を図る。

イ 消防活動対策

(ア) 路上工作物対策

- a 路上にみだりに在置、又は放置された物件の整理移動について、消防法第3条によ

る屋外の措置命令をもって措置する。

- b 消防出動路を阻害する工作物等(電柱、塀、出店等)について、交通に支障のないよう関係機関に改善及び取締りを依頼する。

(イ) 道路対策

- a 交通障害の多い道路については、水・火災防衛活動の支障排除のため警察、道路関係者等に対し改善対策を求める。
- b 不法駐車による交通障害については、実状をよく調査して取締りを依頼する。
- c 道路工事等による障害については、消防活動に支障のないよう関係者に措置対策を要求し又は迂回路を事前に考慮し、その適正を期する。

第7節 防災資機材の整備

実施担当 救助環境部(町民安全課・地域振興課)、建設部(建設課)

第1 趣旨

風水害対策に必要な防災資機材等の整備について定める。

第2 内容

防災資機材の整備については、兵庫県地域防災計画に準じて定めるほか、新温泉町水防計画による。

第8節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

実施担当 総務部(総務課・地域振興課)、援護衛生部(健康課・福祉課・地域振興課)

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動における関係機関との役割分担や支援体制の整備について定める。

第2 内容

町は、大規模災害発生時の救援活動にボランティアの協力を得るために、受入れ体制、支援拠点及び活動条件の整備に努める。

1 受入体制の整備

町は、町内で大規模災害等が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、受入体制の整備に努めることとする。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入事務

2 ボランティア活動の支援拠点の整備

町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のボランティア団体と連携を図りながら、町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。

3 災害ボランティア活動の条件

町は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のボランティア団体等と連携を図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのための活動マニュアルの作成、ボランティアのネットワーク化、ボランティアの活動拠点の整備、ボランティア活動資機材の整備その他の条件整備に努めることとする。

4 訓練の実施

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティア受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練）の実施等により、災害中間支援組織の育成・強化に努めるものとする。

第9節 災害救急医療システムの整備

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・地域振興課・浜坂病院）

第1 趣旨

多数の負傷者等に対する応急医療や、避難所、仮設住宅等における医療対策を想定した災害救急医療システムの整備について定める。

第2 内容

1 災害医療体制の整備

町は、県が実施する災害救急医療システム等の整備について協力し、町域内での災害病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について美方郡医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備に努めるものとする。

2 医薬品等の備蓄

- (1) 町は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班等が用いる医療機材の備蓄に努めるものとする。
- (2) 町域内の医療機関に医薬品等の備蓄を依頼、奨励するものとする。
- (3) 町は、発災後、3日間程度の間に必要な医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意するものとする。

第10節 備蓄体制等の整備

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。

第2 内容

1 基本方針

- (1) 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や、外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じるものとする。
- (2) 町は、住民が各家庭や職場で3日間分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織、自治会等を通じて啓発に努める。

(3) 町は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等の小単位に分散する方式で物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄倉庫へ資機材や物資の備蓄を行う。

(4) 町及び町に係る防災関係機関は災害対策要員の必要分として常時3日間の備蓄に努める。

2 食料

(1) 備蓄、調達

ア 配布対象

(ア) 避難所等に避難している被災者

(イ) 住家が被害を受け、炊事ができない者

(ウ) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

イ 目標数量

コミュニティ域又は、小学校区レベルで被災者1日分相当の食料を現物で備蓄し、さらに町域レベルで1日分を現物又は流通在庫備蓄することとする。

ウ 品目

(ア) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食

(イ) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食・飲料水

(ウ) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮することとする。

3 生活必需物資

(1) 備蓄、調達

ア 配布対象

(ア) 住家が被害を受けた者

(イ) 被服、寝具その他、生活上必要な最小限度の家財を失った者

(ウ) 生活必需物資が無い場合、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 目標数量

目標は、平時の日常生活における最低のレベルとし、要配慮者に対する配慮を行うものとする。

ウ 品目

発災日から直ちに必要となるものに重点をおくとともに、要配慮者への対応について十分な配慮を行うものとする。

(ア) 毛布等の寝具

(イ) 下着、靴下、手袋その他

(ウ) タオル、ハンカチ等

(エ) 炊事道具、食器類、哺乳瓶等

(オ) トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、バケツ、洗面用具、生理用品、紙おむつ（乳児、大人）、石鹸等の日用品

(カ) 懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、使い捨てカイロ等

4 衛生物資

(1) 備蓄、調達

災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

ア 品目

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりとする。

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーズブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触型体温計 など
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード など
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

5 応急給水

(1) 対象、目標数量

上水道の給水が停止した断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3リットルを給水することを原則として、給水体制を整備することとする。

給水目標水準

災害発生から3日間	1人1日	3リットル
4日から10日まで	〃	3～20リットル
11日から20日まで	〃	20～100リットル
21日目以降	〃	100リットル～被災前の水準

(2) 供給体制

町は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備するものとする。

6 医薬品

兵庫県地域防災計画の「災害救急医療システムの確立」及び「医療、助産対策の実施」に準じて整備を進めるものとする。

7 備蓄の方法

備蓄については、備蓄倉庫に収納する方式であり、今後は避難所を設ける小、中学校、町関係施設等への備蓄倉庫増設計画の推進に努める。

(1) 現有品名及び数量

品名	数量	資器材配備場所	備考
大鍋	2個	備蓄倉庫	
ひしゃく	4個	備蓄倉庫	
石鹸	300個	備蓄倉庫	

鍋・お玉セット	7個	備蓄倉庫	
ポリバケツ	2個	備蓄倉庫	
給食トレイ	250個	備蓄倉庫	
災害用食器セット	300	備蓄倉庫	
保温コンテナ	9	備蓄倉庫	
ボトルクリッパー	4	備蓄倉庫	
ポリバケツ	2	備蓄倉庫	
まな板	1	備蓄倉庫	
水サーバー	2	備蓄倉庫	
ガスコンロ	2個	備蓄倉庫	
水サーバー	2個	備蓄倉庫	
保温コンテナ	9個	備蓄倉庫	
毛 布	430枚	備蓄倉庫	
救急用品	11箱	備蓄倉庫	
アルファ化米	7,040食	備蓄倉庫	
豚汁セット	0	備蓄倉庫	
保存飲料水2ℓ	4,260	備蓄倉庫	
固形ミルク (0カ月～1歳頃)	140	備蓄倉庫	
固形ミルク (1歳～3歳)	60	備蓄倉庫	
粉ミルク (アレルギー用)	40	備蓄倉庫	
液体ミルク (缶)	24	備蓄倉庫	
非常持出し袋	8袋	備蓄倉庫	
災害用ヘルメット	15個	備蓄倉庫	
自主防ヘルメット	96個	備蓄倉庫	
ゴム手袋	1,540双	備蓄倉庫	
長 靴	11足	備蓄倉庫	
作業服	26着	備蓄倉庫	
靴 下	410足	備蓄倉庫	
婦人用ショーツ	32枚	備蓄倉庫	
婦人用半袖シャツ	32枚	備蓄倉庫	
幼児用おむつ B 25枚入	5個	備蓄倉庫	
幼児用おむつ L 28枚入	5個	備蓄倉庫	
幼児用おむつ S 50枚入	8個	備蓄倉庫	
新生児用おむつ 54枚入	3個	備蓄倉庫	
軍 手	180双	備蓄倉庫	
リサイクルマスター	85着	備蓄倉庫	
雨合羽	11着	備蓄倉庫	
避難梯子	2個	備蓄倉庫	
防塵マスク	50枚	備蓄倉庫	

ウイルス対策マスク	2,400枚	備蓄倉庫	
ブルーシート	58枚	備蓄倉庫	
コードリール	9個	備蓄倉庫	
投光器	20個	備蓄倉庫	
荒縄	6巻	備蓄倉庫	
レンジャーロープ 200m	8巻	備蓄倉庫	
担架	10個	備蓄倉庫	折りたたみ式
消火用バケツ	100個	備蓄倉庫	
チェーンホイスト	9個	備蓄倉庫	1t用
ハンマー	20個	備蓄倉庫	
掛矢	6個	備蓄倉庫	
ハンドメガホン	9個	備蓄倉庫	
ろうそく	100本	備蓄倉庫	
チェーンソー	3台	備蓄倉庫	
緊急土のう	80枚	備蓄倉庫	
土のう袋	1,000枚	備蓄倉庫	
大型土のう袋	20枚	備蓄倉庫	
のこぎり	20本	備蓄倉庫	
クリッパー	24本	備蓄倉庫	
ツルハシ	20丁	備蓄倉庫	
バール	32丁	備蓄倉庫	
スコップ	18丁	備蓄倉庫	丸
一輪車	5台	備蓄倉庫	
災害用トイレ	1台	備蓄倉庫	
のこぎり	5本	水防倉庫(細田)	
トラロープ	10	水防倉庫(細田)	
PPロープ	5	水防倉庫(細田)	
番線	5	水防倉庫(細田)	
針金	2	水防倉庫(細田)	
雨ガッパ	100	水防倉庫(細田)	
ブルーシート	5	水防倉庫(細田)	
ツルハシ	5	水防倉庫(細田)	
ハンマー	12	水防倉庫(細田)	
消火用バケツ	50	水防倉庫(細田)	
ポリバケツ	10	水防倉庫(細田)	
ポリ缶	15	水防倉庫(細田)	
ヘルメット	10	水防倉庫(細田)	
ドラム	3	水防倉庫(細田)	
土のう袋	200	水防倉庫(細田)	

土のう袋（重機用）	100	水防倉庫（細田）	
スコップ	15	水防倉庫（細田）	丸
スコップ	15	水防倉庫（細田）	角
掛 矢	2	水防倉庫（細田）	
鍬	10	水防倉庫（細田）	
鎌	5	水防倉庫（細田）	
鉄杭	100	水防倉庫（細田）	
アルファ化米		水防倉庫（細田）	
一輪車	3	水防倉庫（細田）	

総務省消防庁無償貸与救助資機材

品 名	数 量	資器材配備場所	備 考
発電機付灯光機・三脚・コードリール	各1	備蓄倉庫	
発電機	1	備蓄倉庫	
簡易救急セット	2	備蓄倉庫	
担架	2	備蓄倉庫	
AED	2	備蓄倉庫	
訓練用AED	2	備蓄倉庫	
10ℓガソリン携行缶	3	備蓄倉庫	
ライフジャケット	25	備蓄倉庫	
救命ボート、付属品	1	備蓄倉庫	
簡易ベッド・寝袋	各10	備蓄倉庫	
簡易トイレ	1	備蓄倉庫	
電動削岩機・発電機	各1	備蓄倉庫	
エンジンカッター	1	備蓄倉庫	
チェーンソー	2	備蓄倉庫	
大型テント、付属品	1	備蓄倉庫	
テント・シャワー用発電機	1	備蓄倉庫	
コードリール	1	備蓄倉庫	

平成 27 年度地方創生少子化対策事業分

品 名	数量	資機材配備場所	備 考
やさしい赤ちゃんの水（2L×6本）	40	備蓄倉庫	
非常食シロかゆ50袋入り	10	備蓄倉庫	
クイックパーティション	10	備蓄倉庫	
ベビー コンパクトベッド	20	備蓄倉庫	
パンパース テープ 新生児サイズ360枚	10	備蓄倉庫	
パンパース パンツ Sサイズ248枚	10	備蓄倉庫	
パンパース パンツ Mサイズ232枚	10	備蓄倉庫	

パンパース パンツ Lサイズ176枚	10	備蓄倉庫	
パンパース パンツ ビックサイズ152枚	10	備蓄倉庫	
パンパースおしりふき	50	備蓄倉庫	
保存食（ビスケット）3種類6缶セット	200	備蓄倉庫	
粉ミルク スティック20箱	2	備蓄倉庫	
粉ミルク 新生児期用スティック20箱	2	備蓄倉庫	
粉ミルク（無乳糖ミルクアレルギー除去）スティックパック	10	備蓄倉庫	
救急セット	8	小・中学校、大庭・浜坂認定こども園	

第11節 緊急輸送体制の整備

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、建設部（建設課）

第1 趣旨

災害時における災害応急活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制の整備について定める。

第2 内容

- 1 町は、県が地域防災計画により実施する緊急輸送道路ネットワークの設定に協力し、町内における緊急時輸送路について、平時から整備、点検を行うとともに被災時には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速復旧に備えるものとする。

道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。また、道路啓開を実施する方針・計画をあらかじめ定めておくなど、迅速に緊急輸送道路の通行ができるようにするための体制確保に努めることとする。

- 2 町は、ヘリコプターの臨時離着陸場として、下記の場所を指定し県に届出済であるが、本町の地形等より、山間部への必要性が考えられるので、適地についての検討を実施する。

災害対策用ヘリコプター離着陸場

ア 臨時離着陸場

- (1) 岸田川河川敷（新温泉町清富）
- (2) 山村広場（新温泉町二日市）
- (3) 出合河川敷グラウンド（新温泉町井土）
- (4) 健康公園グラウンド（新温泉町湯）

第12節 避難行動要支援者支援対策の強化

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・地域振興課・浜坂病院）、
救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画について定める。

第2 内容

1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者などの要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。

このため、町、社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

2 町の対策

町は、防災担当部局と保健福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件とするが、具体的には避難行動要支援者避難支援プランに定める。

- ア 一人暮らし、または高齢者世帯で自力避難することが困難な方
- イ 要介護3以上の認定を受けている者
- ウ 身体障害者手帳1・2級に該当する者
- エ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- カ 難病患者
- キ 上記以外で町長が必要と認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿情報

町は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者

町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、町条例に特別の定めがある場合を除き、平常時に名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生児童委員

- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 自治(町内)会
- キ その他避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等

(4) 名簿に掲載する個人情報の入手

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

(5) 名簿の更新

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(6) 名簿提供における情報の管理

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。

(7) 緊急連絡体制の整備

町は、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(9) 避難支援体制の確立

ア 町は、避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなど地域における避難支援体制の整備に努めるものとする。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違い、積雪や凍結といった地域特性等に留意するものとする。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援

体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。

イ 町は、要配慮者が避難のための立退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

ウ 町は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

エ 町は、避難所の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。

(10) 防災教育・訓練の充実等

町は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に
応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

3 地域安心拠点の整備

町は、平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携・供給拠点を、体系的に整備するよう努めることとする。

4 情報伝達体制の整備

(1) 障害者への情報伝達方法の確立

町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずることとする。

また、町は、防災知識の普及啓発に努めるほか、消防機関等は、防災上の相談・指導を行うこととする。

(2) 緊急通報システムの拡充

ひとり暮らし高齢者と消防機関の間に緊急通報システムの整備を進めてきたところであるが、今後避難行動要支援者にも対象範囲を拡大する方向で整備・拡充に努める。

なお、障害者については、町は、緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずることとする。

5 社会福祉施設等の整備

(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の整備

町は、高齢者、障害者等の中で、在宅サービスの必要のある者に対して、社会福祉施設でのデイサービスやショートステイ等のサービスの提供を行ってきたが、緊急に施設で保護する必要がある者に対して社会福祉施設の一時入所措置等の取扱が円滑に行われるよう体制を整備することとする。

また、町は、緊急に施設で保護する必要がある者の一時入所措置等について、県及び近隣市町との協力体制を整備することとする。

(2) 社会福祉施設の対応強化

町は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難な場合もあることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

(3) 社会福祉施設等の整備

町は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。

ア 車いすで通行できる避難経路として敷地内通路及び外部出入口の整備

イ 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

(4) 高齢者、障害者等に配慮した避難所の整備

災害時に避難所となる施設管理者は、高齢者、障害者の利用を考慮して、バリアフリー化に努めることとする。

6 災害時に特に配慮すべき事項

災害時に次の事項について避難行動要支援者に充分配慮することが望ましい。

- (1) 各種広報媒体を活用した情報の提供を行う。
- (2) 区長町内会長、自主防災組織、民生児童委員等地域住民の協力により避難誘導を行う。
- (3) 名簿等の活用による居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な把握を行う。
- (4) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応を行う。
- (5) 避難所等における避難行動要支援者の把握とニーズ調査を実施する。
- (6) おむつやポータブル便器等生活必需品を準備する。
- (7) 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容に配慮する。
- (8) 手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援を行う。
- (9) 巡回健康相談や栄養相談等を重点的に実施する。
- (10) 仮設住宅の構造、仕様について配慮するとともに、避難行動要支援者の仮設住宅の優先的な入居に努める。
- (11) 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認を実施する。
- (12) ケースワーカーの配置や継続的なこころのケア対策を行う。
- (13) インフルエンザ等感染症の防止を行う。
- (14) 社会福祉施設の被害状況調査を実施する。
- (15) 福祉相談窓口を設置する。

第13節 外国人支援対策の強化

実施担当 情報部（企画課・地域振興課・議会事務局）

救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

外国人に対する日常の情報提供及び災害時の情報伝達等について定める。

第2 内容

1 災害時の情報伝達及び安否の確認

在留外国人の被災状況の把握と安否の確認をするとともに、外国人生活支援コーディネーターを活用し外国語による情報提供及び相談を行うものとする。

2 情報の提供

新温泉町国際交流協会のボランティア等の協力を得ながら、可能な限り多言語による情報の提供を行うものとする。

第14節 観光客支援対策の強化

実施担当 情報部（企画課・地域振興課・議会事務局）

商工部（商工観光課・地域振興課）

第1 趣旨

観光客に対する情報提供及び災害時の情報伝達等について定める。

第2 内容

1 災害時の情報伝達及び安否の確認

観光客の被災状況の把握と安否の確認をするとともに、観光客の避難所への誘導や被災地外への速やかな退避を行うための情報提供及び相談を行うものとする。

2 情報の提供

観光協会等の団体や宿泊・集客施設の協力を得て、被害時の対応や避難所等の情報提供を行うものとする。

第4章 住民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

教育部（教育委員会）

第1 趣旨

住民等に対する防災意識の普及、高揚を図るため、防災にかかる学習の推進に関する事項について定める。

第2 内容

1 住民に対する防災思想の普及

町は、住民の一人ひとりが「自らの生命は、自ら守る。」を基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう、自主防災思想の普及、啓発の実施に努めるものとする。

2 住民に対する防災知識の普及

町は、各課等の所管業務にかかる次の事項について広報し、住民の防災意識の高揚を図るものとする。

(1) 周知方法

ア 兵庫県広域防災センター等各種訓練施設の活用

イ インターネット（県は、県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池による危険度等を示すCGハザードマップを公開している。）、ビデオ、ラジオ、テレビ、しんおんせん防災ネット等による普及

[CGハザードマップの内容] <https://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

○ 5つの自然災害（洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池）の危険度（洪水・高潮・津波・ため池・浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等）や避難に必要な情報（避難所等）が確認できる。

○ 雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。

- 駅や主要地点における浸水イメージCGなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。
 - 作図機能で地域の防災マップの作成ができる。
 - ウ ケーブルテレビによる普及
 - エ 出前講座、研修会、シンポジウム等の開催による普及
 - オ ホームページによる普及
 - カ ハザードマップによる普及
 - キ 標語、図画、作文募集等による普及
 - ク 関連資料の収集、展示等による紹介、提供
- (2) 周知内容
- ア 町の防災対策
 - イ 風水害等に対する知識と過去の災害事例
 - ウ 災害に対する平素の心得
 - (ア) 浸水、がけ崩れ等の周辺における災害危険性の把握
 - (イ) 家屋等の点検
 - (ウ) 家族内の連絡手段の確保
 - (エ) 火災の予防
 - (オ) 心肺蘇生等の応急救護知識等の習得
 - (カ) 避難行動への負担感、これまでの経験等のみならず照らした危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み(正常性バイアス)の克服と避難行動に移るタイミング(逃げ時)等をあらかじめ設定しておくことの重要性
 - (キ) 避難の方法(警戒レベルに応じた避難のタイミングや安全な避難経路、指定緊急避難場所及び安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択(立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保)、町内での避難が困難な場合の広域避難等)や避難の必要性(安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと)
 - (ク) 3日分程度の食料、飲料水、物資等の備蓄
 - (ケ) 非常持出し品の確認(貴重品、小型ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食料、飲料水等)
 - (コ) 自主防災組織の結成
 - (サ) 避難行動要支援者等への配慮
 - (シ) ボランティア活動への参加
 - (ス) 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)及び地震保険への加入の必要性
 - エ 災害発生時の心得
 - (ア) 風水害発生時における行動(場所別)
 - (イ) 出火防止と初期消火
 - (ウ) 自宅及び周辺の被災状況の把握
 - (エ) 救助活動
 - (オ) インターネット、防災無線、CATV、テレビ、ラジオ等による情報収集
 - (カ) 避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底
 - (キ) 避難実施時の必要な措置

- (ク) 指定緊急避難場所、指定避難所での行動
- (ケ) 自主防災組織の行動
- (コ) 諸条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時に取るべき行動
- (ク) 安否情報の確認のためのシステムの活用
- (シ) 生活再建に必要な行動(被災家屋の撮影等) など

3 町職員が防災上習熟すべき事項

(1) 町職員は、各々の業務を通じ、また研修等により次の事項の習熟に努めるものとする。

- ア 町の防災体制と防災上処理すべき業務
- イ 災害発生時の動員計画と各自の担当業務
- ウ 各関係機関との連絡体制と情報活動
- エ 関係法令の運用
- オ 災害発生原因についての知識
- カ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等

(2) 町は、兵庫県及び新温泉町地域防災計画を基本に、災害応急対策にかかる共通マニュアルの整備など全職員に対し、災害時における各自の行動の周知徹底に努めるものとする。

4 消防団員が防災上習熟すべき事項

消防団は、消防団員が郷土愛護の精神により地域の安全確保に積極的に取り組むため、講習会や訓練を通じて、火災、風水害、地震災害、特殊災害等の基礎知識と、これらに対する消防活動の知識および技術を習得させるよう努めるものとする。

5 学校、幼稚園における防災教育

町教育委員会は、学校、幼稚園における防災教育の推進に努めるものとする。

- (1) 防災教育推進協議会の設置、運営
- (2) 安全教育の充実
- (3) 教職員の指導力の向上
- (4) 人間教育を原点とした防災教育の推進
- (5) 学校におけるボランティア教育の推進
- (6) 図書館における調べ学習
- (7) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進

6 災害教訓の伝承支援

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、町民が災害教訓を伝承する取組を支援することとする。

第2節 自主防災組織の育成

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、教育部（教育委員会）

第1 趣旨

住民が地域において、自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に関する事項について定める。

第2 内容

1 実施機関等

- (1) 町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の育成、推進に努める。
その際、町は町消防団と密接に連携し、協力するものとする。
- (2) 町は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織への積極参加について、理解と協力を求める。

2 活動

自主防災組織の参加者は、町及び町消防団と十分に協議し、自らの規約、防災計画を定めて活動を行うものとする。

(1) 計画内容

- ア 組織の編成と任務分担を定め、役割の明確化を行うこと。
- イ 防災知識の普及に関すること。
- ウ 防災訓練に関すること。
- エ 情報の収集、伝達に関すること。
- オ 出火防止、初期消火の方法、体制に関すること。
- カ 救出、救護の活動内容、医療機関への連絡に関すること。
- キ 避難指示の方法、要配慮者対応、避難経路、避難場所、避難所の運営協力等の避難誘導、避難生活に関すること。
- ク 食料、飲料水の確保、炊き出し等に関すること。
- ケ 防災資機材の備蓄、調達、保管管理等に関すること。

(2) 自主防災組織の編成

- ア 任務分担による班編成
指揮、連絡、情報、警備、消火、救出救護、避難誘導、給食給水、その他地域上必要と考えられる班の編成を行う。
- イ 構成上の留意事項
 - (ア) 女性の参加と昼夜に分類した方式での結成を検討する。
 - (イ) 地域の事情その他必要に応じて水防、巡視等の班の検討を行う。
 - (ウ) 事業所等の自衛消防組織や従業員の参加について検討を行う。
 - (エ) 地域的片寄りの防止と専門家、経験者等の活用を図る。

(3) 自主防災組織の活動内容

- ア 平常時の活動
 - (ア) 風水害等防災に関する知識の向上
 - (イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連携
 - (ウ) 地域内の危険度の把握
 - (エ) 地域内の消防水利の確認
 - (オ) 家庭内の防火、防災上の措置
 - (カ) 地域における情報収集、伝達体制の確認
 - (キ) 避難所、医療施設等の確認
 - (ク) 防災資機材の整備、管理
 - (ケ) 防災訓練の実施・各種防災訓練への参加
 - (コ) 要配慮者情報の把握

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止と初期消火
- (イ) 負傷者の救助
- (ウ) 地域住民の安否確認
- (エ) 情報の収集、伝達
- (オ) 避難誘導、避難生活の指導
- (カ) 給食、給水
- (キ) 他地域への応援等

ウ その他

自主防災組織は、自治会単位で組織するとともに、婦人防火クラブ等民間の防火組織と連携を図るものとする。また、婦人防火クラブ等との一体的な活動体制づくりの育成強化への協力を努めるとともに、平常時から美方広域消防本部や町消防団との連携を図り、災害時の協力支援体制を強化するよう努めるものとする。

3 育成強化対策

町は、県に協力して、自主防災組織率の上昇を期するため、育成の促進と活動の活性化を図り、指導の強化に努めるものとする。

(1) 自主防災組織育成計画を作成し、自主防災組織に対する意識の高揚を図り、育成指導に努めるものとする。

- ア 県が実施する自主防災組織育成強化対策行事への参加
- イ 啓発資料の作成と情報の提供
- ウ 各種講演会、懇談会等の実施
- エ 各組織（コミュニティ）への指導、助言と訓練、研修会と実施
- オ 顕彰制度の活用
- カ 活動拠点施設の整備（整備補助制度の活用）

(2) 町は、町内のコミュニティ組織である自治会、婦人会、町消防団、婦人防火クラブを主体にその育成に努めるものとする。

(3) 町は、次に該当する地域を推進地区として位置づけ、早急に育成を図るものとする。

- ア 人口の密集地域
- イ 要配慮者の比率が高い地域
- ウ 木造家屋集中地域
- エ 消防水利不足地域
- オ 過去の災害で大被害が発生した地域
- カ その他防災上必要であると認められる地域

第3節 防災訓練の実施

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）、
消防部（消防団）

第1 趣旨

防災関係機関等が単独又は共同して行う防災訓練の内容について定める。

第2 内容

町は、災害時又は災害が発生するおそれのある場合に備えて、実践的な対応力の養成と関係機関及び住民の活動力の向上を図るため、各種訓練を実施して防災対策の充実強化に努めるものとする。

1 総合防災訓練

- (1) 参加機関は、但馬県民局、美方警察署、隣接市町、美方広域消防本部、その他防災関係機関、自主防災組織、各種団体、ボランティア、町内企業等とする。
- (2) 被害想定は、風水害を主として実施する。
- (3) 災害対策本部の設置、情報の収集伝達、災害広報、避難誘導、救出救護、交通規制、救援物資輸送、消防活動、水防活動、ライフライン復旧等を内容とする。

2 個別防災訓練

- (1) 町は、町内防災関係機関又は、災害相互応援協定市町及びその他の防災関係機関等と単独又は共同で各種訓練を実施するものとする。
- (2) 被害想定は、風水害を主として実施する。
- (3) 訓練は、図上訓練と実施訓練に大別し、職員の動員、情報の収集伝達、水防消防、災害救助等とし、その他、各種訓練の基礎訓練を含有するものとする。

3 自主防災組織等の防災訓練

- (1) 町は、町内の自主防災組織に対し、自治会及び町消防団が主となり、防災意識の高揚と技術の向上を図るため、防災訓練の実施に努める。
- (2) 訓練は、情報の収集伝達、消防、消火、心肺蘇生等の応急救護、避難誘導、給食、給水等の単独又は、連携したものとする。

4 要配慮者利用施設の防災訓練

- (1) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、町や関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定するとともに、策定した計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、計画の策定・変更及び訓練を実施した際には、町へ報告するものとする。
- (2) 町は、避難確保に関する計画を作成していない要配慮者利用施設の管理者等に対し、計画の作成を指示するとともに、要配慮者利用施設の管理者等が報告した計画及び訓練結果について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な助言等を行うものとする。

浸水想定区域等に位置する要配慮者利用施設

要配慮者利用施設名称	所在地	区域
ココテラス	新温泉町浜坂 2 1 0 1 - 2 7	浸水
NPOにーず・デイ	新温泉町浜坂 2 4 8 8	土砂
浜坂認定こども園	新温泉町浜坂 8 3 4 - 1	浸水
浜坂北小学校	新温泉町浜坂 2 6 2 0	浸水
のぎく	新温泉町三谷 1 8 3 - 1	浸水
明星認定こども園	新温泉町諸寄 3 5 6	土砂

浜坂西小学校	新温泉町諸寄 1 1 8 1	土砂
介護老人保健施設ささゆり	新温泉町二日市 1 7 7	浸水
多機能型事業所 k i r a r a	新温泉町二日市 1 8 4 - 1	浸水
公立浜坂病院	新温泉町二日市 1 8 4 - 1	浸水
社協浜坂デイサービスセンター	新温泉町二日市 1 9 4 - 2	浸水
大庭認定こども園	新温泉町二日市 7 5 3 - 1	浸水
浜坂南小学校	新温泉町栃谷 4 0 2 - 3	浸水
グループホームありがとう	新温泉町七釜 3 2 9 - 1	浸水
J A たじま七釜デイサービスセンター	新温泉町七釜 6 7 8 - 2	浸水・土砂
浜坂七釜温泉病院	新温泉町七釜 9 0 4	浸水・土砂
浜坂東小学校	新温泉町高末 3 9 0 - 1	浸水・土砂
デイサービスきずな	新温泉町井土 1 0 2 5 - 1	土砂
温泉小学校	新温泉町湯 2 8	土砂
特別養護老人ホームやすらぎの里	新温泉町湯 3 2 2	浸水・土砂
高齢者生活福祉センターもみじホール	新温泉町湯 8 9 4	土砂
社協もみじデイサービスセンター	新温泉町湯 1 0 1 9	土砂
ゆめっこ認定こども園	新温泉町湯 1 6 8 5 - 1 3 7	土砂
夢が丘中学校	新温泉町細田 3 8	土砂
古澤クリニック通所リハビリ	新温泉町細田 2 0 9 - 2	土砂
c h a r m	新温泉町細田 1 5 6	土砂
特別養護老人ホームゆむら	新温泉町歌長 6 0 0	土砂
特別養護老人ホームゆむら通所介護事業所	新温泉町歌長 6 0 0	土砂
いやしの館ゆむら	新温泉町歌長 6 0 0	土砂
いやしの館ゆむら 2 号館	新温泉町歌長 5 9 2 - 1	土砂

第 4 節 企業等の地域防災活動への参画促進

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第 1 趣旨

町内の企業が、当該地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定める。

第 2 内容

1 災害時に企業等が果たす役割

- (1) 従業員、顧客の安全
- (2) 経済活動の維持
- (3) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

2 企業等の平常時対策

町は、美方広域消防本部、町消防団と連携し、平常時から町内企業等に対し、「防災」を主眼に災害時における企業の役割について理解と協力を求め、次の事項の実施の指導を行うものとする。

- (1) 自衛消防組織の育成
 - (2) 防災訓練の実施
 - (3) 地域の防災訓練への参加
 - (4) 防災マニュアル（災害時の行動マニュアル）の作成
 - (5) 防災体制の整備
- 3 事業所の自衛消防組織
- (1) 町は、美方広域消防本部と連携し、町内事業所の自衛消防組織について、消防関係法令で防火管理者の設置義務を進め、防災への理解と協力の推進に努める。
 - (2) 消防計画作成については、予防、学習訓練、応急対策に係る計画の作成を実施する。
 - (3) 自衛消防組織の活動
 - ア 平常時
 - (ア) 防災訓練
 - (イ) 施設及び設備等の訓練整備
 - (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施
 - イ 災害時
 - (ア) 情報の収集伝達
 - (イ) 出火防止及び初期消火
 - (ウ) 避難誘導
 - (エ) 救出、救護

第5章 調査研究体制等の強化

第1節 気象観測体制の整備

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、建設部（建設課）
救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

町内における気象観測施設の整備等について定める。

第2 内容

町内8箇所の雨量観測所及び6箇所の河川水位観測所並びに町内7箇所の積雪観測所の観測データを参考に、災害の傾向を調査分析し、災害予防に努める。

その他の観測機器、施設は下記のとおりであり、気象観測システムを補完するため、精度維持等に努める。

- 1 新温泉町浜坂浄化センター
温度計、雨量計
- 2 新温泉町温泉総合支所
雨量計

第6章 その他の災害の予防対策の推進

第1節 大規模火災の予防対策の推進

第1款 出火防止、初期消火体制の整備

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）、建設部（建設課）

第1 趣旨

新温泉町における出火防止、初期消火体制の整備について定める。

第2 内容

1 組織

本町は、常備消防の美方広域消防本部、非常備消防の町消防団との2組織で町防災の重責を担っている。

2 火災予防対策

(1) 一般予防計画

ア 消防予防行政を強化するとともに、広報活動により、防火思想の普及徹底と予防消防の根本である警戒心の高揚を図ることとするほか、あわせて消火・防火機器の普及に努めるものとする。また、立ち入り検査等を強化する。

イ 地域の自主防災組織、事業所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減に努めるものとする。

ウ 火気使用設備、器具の所有者、使用者に対し、出火の予防に努めさせるものとする。

(2) 建築物の火災予防

ア 住宅密集地において、火災発生時の延焼等の危険性を低減し、町の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路、公園等の都市空間、防火水槽等の防災施設の整備に努めるものとする。

また、発展する町の将来に備えて、防火地域等の指定、耐火構造建築物の延焼防止の基準の整備、さらに危険物等施設と工場等の危険性の高い施設への各用途地域内における設置制限等の火災予防に関する規制について、研究、検討に努めるものとする。

イ 建築物の新築等について、防火上の見地からその計画を審査し、各々の建築物について、あらかじめ火災予防についての指導に努めるものとする。

(3) 林野火災予防対策

ア 広域的、総合的消防防災体制の確立

近接市町及びその他の防災関係機関と相互の連携を密にし、林野火災等の発生防止及び火災による損害を軽減して、森林資源の確保と国土の保全に努めるものとする。

イ 出火防止対策

これまでの、林野火災原因の多くが失火であることから、出火防止に関する啓発と火災多発期における巡視等の強化に努めるものとする。

ウ 火災発生時の被害の軽減を図るため、林野火災の特性に対応し得る消防用資機材の整備に努めるものとする。

エ 兵庫県消防防災航空隊等の派遣要請

林野火災が発生した場合、必要に応じ兵庫県消防防災航空隊等のヘリコプターを活用し

た広域応援の要請について適切に対処する。

オ 自衛隊の派遣要請

林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合の消防用資機材については、町において貸与するものとする。また、これらの資機材について森林組合等と災害発生時の緊急調達の協議を推進するものとする。

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

災害応急対策計画は、風水害を中心として、次の考え方のもとに作成する。

1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速、かつ適確に実施するため、町及びその他の関係機関の緊急時の組織体制、情報収集伝達体制の確立と、防災関係機関等との連携を包括した応急活動体制を確立する。

2 災害応急活動の展開

災害応急活動体制の確立に伴い、災害現場における効率的な活動展開のため、次の事項を重点とする。

- (1) ボランティア等の支援の受入れ
- (2) 住民に対して災害に係る広報広聴活動
- (3) 災害の対策と被害の防止のための水防、消防等の活動
- (4) 人命救助活動と救急医療活動
- (5) 避難対策、食料、飲料水、生活必需物資等の供給、応急仮設住宅の提供、保健衛生対策、生活救援等の被災者に対する救援・救護活動
- (6) 災害防御、救助、救援等活動に関する支援活動及び交通規制等の緊急輸送体制の確保活動
- (7) 被災者の生活確保のためのライフライン、交通網等の応急復旧活動
- (8) 学校等における児童、生徒の安全確保と教育機能の早期回復への活動
- (9) 二次災害防除活動

3 その他の災害応急対策活動の推進

大火災、危険物等事故、突発重大災害の応急対策についても、前記2の災害応急活動の展開に定める重点事項を基本として対策活動を実施する。

4 災害応急対策時の活動原則

区分	災害応急活動体制	災害応急活動の内容		
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策要員の確保（初動体制の確保） ・被害情報の収集・伝達 ・災害対策本部の設置 ・関係機関への応援要請 	住民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助、救急医療 ・水防消防活動による被害防止と災害防除 ・避難対策 ・食料、物資等の供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制 ・緊急輸送
次段階	新温泉町地域防災計画に定める各担当部門の活動体制	住民等への広聴活動 ボランティア等の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、衛生対策 ・仮設住宅の確保 ・教育機能回復 ・生活救護対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害への対策 ・ライフライン、交通施設の復旧

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 組織の設置

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）

第1 趣旨

新温泉町及びその他の防災関係機関の風水害等発生時等の防災組織体制について定める。

第2 内容

1 町の組織

(1) 新温泉町災害対策本部

ア 設置者及び設置場所

設置者は、町長であり、設置場所は町役場2階会議室とする。

イ 設置基準

(ア) 町域内に風水害等の災害発生のおそれがあり、状況を勘案して災害応急対策に備える必要があると認められるとき。

(イ) 風水害等の災害が発生し、特にその対策及び防災の推進を図る必要があるとき。

(ウ) 大規模かつ広範囲にわたる雪害が発生し、またはおそれがあるとき。

ウ 廃止基準

(ア) 災害応急対策に備えるため設置した場合で、災害発生のおそれが解消したと認められるとき。

(イ) 災害応急対策が概ね終了したと認めるとき。

エ 組織及び運営

(ア) 災害対策基本法、新温泉町災害対策本部条例の定めるところによる。

(イ) 町に災害対策本部を設置したときは、災害時に法令等に基づき、設置されている水防本部等を災害対策本部に吸収し、組織の一元化を行う。

オ 設置及び廃止の通知

町は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、兵庫県関係機関、町に係る防災関係機関及び報道機関に通知するものとする。

兵庫県関係機関への連絡はフェニックス防災システムを使用する。

(2) 新温泉町災害警戒本部

ア 設置基準

(ア) 町域に気象予報法に基づく注意報、警報の発表及び水防指令2号が発令され、被害の発生が予想されるとき。

(イ) 町に災害対策本部を設置するに至らない災害等が発生した場合。

(ウ) 雪害の発生するおそれがある場合及び町内観測点の5割以上が警戒深を越えた時。

イ 廃止基準

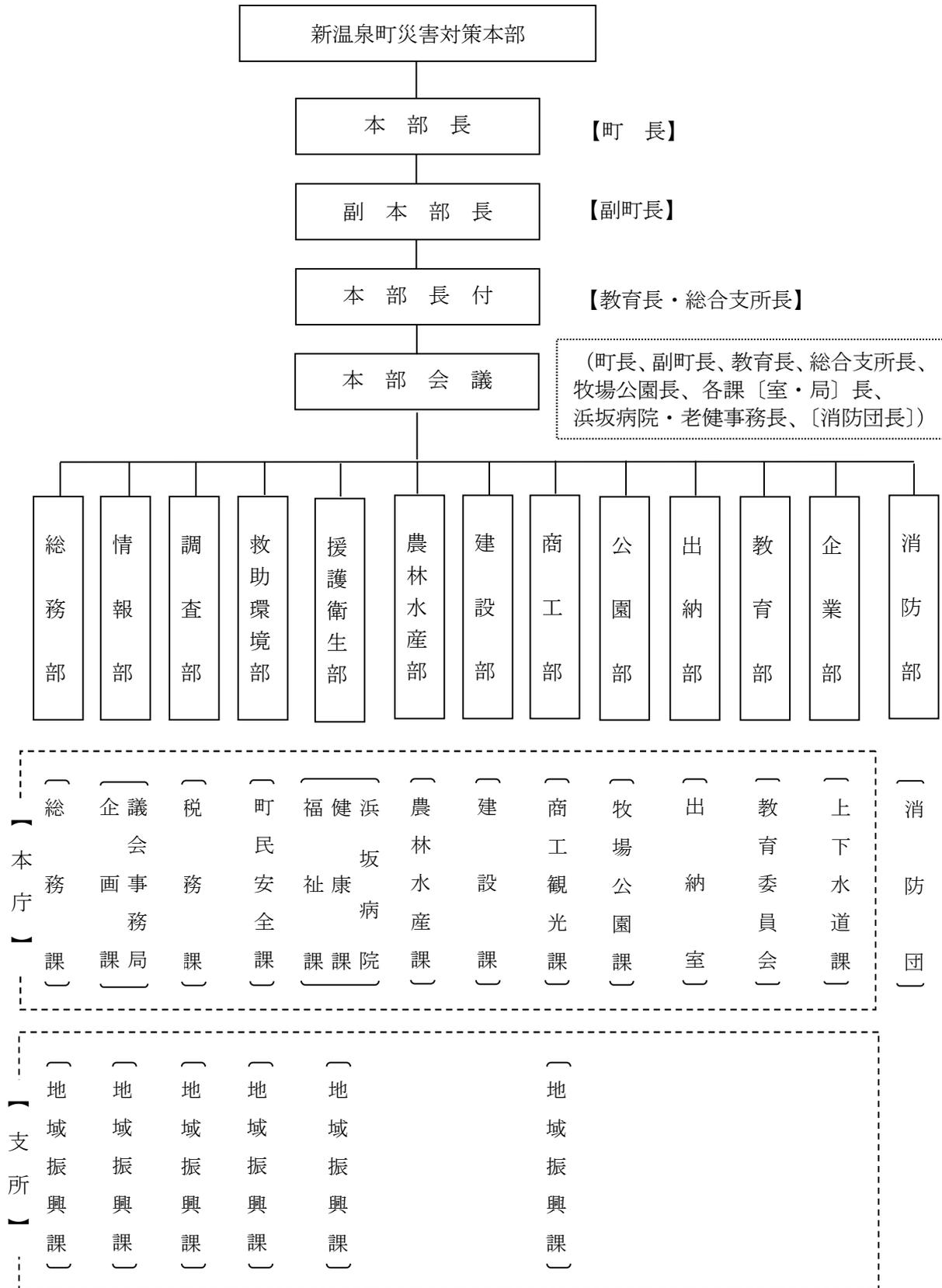
(ア) 風水害等の警戒にあたる必要がなくなると認められるとき。

(イ) 災害対策本部が設置されたとき。

(3) 組織体制

(7) 組織図

新温泉町災害対策本部組織図



(イ) 災害対策本部事務分掌

災害対策本部	編 成		事 務 分 掌
本部長 副本部長 本部長付 〃 本 部	町 長 副町長 教育長 総合支所長 牧場公園長 総務課長 企画課長 議会事務局長 税務課長 町民安全課長 健康課長 福祉課長 農林水産課長 建設課長 商工観光課長 会計管理者 こども教育課長 生涯教育課長 上下水道課長 地域振興課長 浜坂病院事務長 介護老人保健施設事務長 [消防団長]		災害対策本部の総括 1. 本部の設置並びに閉鎖に関する事 2. 本部会議に関する事 3. 配備体制その他本部命令の到達 4. 国・県への要望事項のとりまとめ 5. 防災会議に関する事 6. 各部並びに各機関との連絡調整 7. 災害対策に関する予算措置 8. 情報収集・伝達 9. その他必要事項の処理
事務局	町民安全課		
部名	部(副)部長	担当課	事 務 分 掌
総 務 部	部長 総務課長 副部長 地域振興課長	総務課 地域振興課	1. 災害対応要員の確保に関する事 2. 災害に関する予算措置に関する事 3. 公用車輛の配車運行に関する事 4. 災害用公用車の手配と配置に関する事 5. 庁舎内外の警備と被害調査に関する事 6. 災害用電話に関する事 7. 食料、物資の調達と配給に関する事 8. 自治会との連絡に関する事 9. 各種団体等への協力・要請及びその動員に関する事 10. 災害見舞者の応接に関する事 11. 国・県への要望・陳情に関する事 12. 避難所の設置・人員配置に関する事 13. その他、他の部に属さない事項の処理

情報部	部長 企画課長	企画課 議会事務局 地域振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況及び応急対策実施状況の全般的とりまとめに関する事 2. 各種指令の周知伝達に関する事 3. 避難指令及び避難所の広報に関する事 4. 自衛隊その他関係機関への連絡並びに協力要請に関する事 5. 放送施設の被害調査及び復旧に関する事 6. 報道機関との連絡及び広報活動に関する事 7. 町議会への報告及び提出資料の調査に関する事 8. 記録写真・ビデオ等の作成に関する事
調査部	部長 税務課長	税務課 地域振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人命・財産の被害状況調査に関する事 2. 災害に関する税の減免措置に関する事 3. 避難所との連絡調整に関する事 4. 避難者名簿の作成に関する事 5. 各種相談の実施に関する事
救助環境部	部長 町民安全課長	町民安全課 地域振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議に関する事 2. 本部会議に関する事 3. 被災者の救助に関する事 4. 避難誘導に関する事 5. 応急対策の状況把握と対策の指示 6. 被災者に対する災害弔慰金の支給に関する事 7. 災害救助法事務に関する事 8. 死体の収容及び埋火葬並びに慰霊に関する事 9. 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関する事 10. 環境衛生施設の被害調査に関する事 11. 非常炊出しに関する事 12. 本部との連絡調整に関する事 13. 消防団との連絡調整に関する事 14. 水・火災その他緊急災害に関する事 15. 水防作業に関する事 16. 気象情報の収集に関する事 17. 災害罹災証明に関する事

<p>援護衛生部</p>	<p>部長 健康課長 副部長 福祉課長</p>	<p>健康課 福祉課 浜坂病院 地域振興課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療保険施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2. 防疫、消毒に関すること 3. 日赤奉仕団体との連絡及び協力要請に関すること 4. 福祉施設の被害調査と応急対策に関すること 5. 避難者の収容及び介護に関すること 6. 要配慮者の避難に関すること 7. 義援金の受付、配分に関すること 8. 罹災相談所の開設に関すること 9. 医療機関との連絡及び協力依頼に関すること 10. 被災者の生活援護に関すること 11. 救護物資・見舞金に関すること 12. ボランティアの受入れについて 13. 救護班の編成及び救護所の設置運営に関すること 14. 現地における避難者の応急相談に関すること 15. 要保護世帯の救護に関すること 16. 防疫資機材並びに薬品の調達に関すること 17. 生活必需品の供給に関すること 18. 医療及び助産に関すること 19. 入院患者の避難に関すること 20. 医薬品の確保に関すること 21. 要配慮者の医療対策に関すること 22. 医療関係機関との連絡調整に関すること 23. 避難所の運営に関すること
<p>農林水産部</p>	<p>部長 農林水産課長</p>	<p>農林水産課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地・農業用施設・林業施設等の被害調査と応急対策に関すること 2. 農林業に係る被害調査と応急対策に関すること 3. 農林業関係被災者の資金融資に関すること 4. 農林業に係る罹災証明に関すること 5. 家畜防疫に関すること 6. 農薬、肥料、家畜飼料等の調達に関すること 7. 食料・燃料資材の確保

			<ul style="list-style-type: none"> 8. 家畜のへい獣処理 9. 農林業団体との連絡調整に関する事 10. 水産業に係る被害調査と応急対策に関する事 11. 水産業関係被災者への資金融資に関する事 12. 水産業に係る罹災証明に関する事 13. 漁港の清掃及び廃棄物の処理に関する事 14. 水産業団体との連絡調整に関する事
建設部	部長 建設課長	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 道路・橋梁・河川・土木施設の被害調査と応急復旧対策に関する事 2. 災害対策用器材・資材の調達に関する事 3. 危険箇所の調査と対策に関する事 4. 被災者に対する応急住宅の確保及び仮設住宅の建設に関する事 5. 町営住宅の被害調査及び災害対策に関する事 6. 通行不能箇所の表示に関する事 7. 緊急輸送計画に関する事 8. 公園施設に係る被害調査及び復旧に関する事 9. 一般住宅等の被害調査及び応急危険度判定調査に関する事 10. 一般住宅等の建設資金の斡旋等に関する事 11. 建設・建築業者との連絡調整に関する事 12. 自衛隊の現場活動に関する事 13. 水防作業に関する事
商工部	部長 商工観光課長 副部長 地域振興課長	商工観光課 地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 中小企業等の被害調査と応急対策に関する事 2. 中小企業に対する資金融資に関する事 3. 災害時の外国人及び観光客の救護及び避難状況に関する事 4. 観光用施設の被害調査に関する事 5. 商工団体との連絡調整に関する事 6. 罹災失業者の相談に関する事
公園部	部長 牧場公園長	牧場公園課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 公園施設の被害調査に関する事 2. 家畜伝染病の予防に関する事 3. 災害時の観光客の救護及び避難状況に関する事 4. 本部関係機関との連絡調整に関する事

出納部	部長 会計管理者	出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害関係経費支出の審査及び支払いに関する事 2. 見舞い金・義援金の収入に関する事 3. 各種相談の実施に関する事
教育部	部長 こども教育課長 副部長 生涯教育課長	教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育関係施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 被災児童・生徒・園児の救護及び学用品の調達等応急対策に関する事 3. 在校児童・生徒、在園園児の避難状況の調査に関する事 4. 臨時校舎の開設に関する事 5. 給食施設の被害調査及び応急対策に関する事 6. 給食の確保に関する事 7. 非常食料の応急炊出しに関する事 8. 文化財の被害調査と応急対策に関する事 9. 学校及び社会教育施設の避難場所の対応に関する事
企業部	部長 上下水道課長	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飲料水の確保及び給水に関する事 2. 水道施設の被害調査と復旧対策に関する事 3. 町水道工事指定店の協力要請に関する事 4. 水質検査に関する事 5. 下水道関係被害調査及び応急対策に関する事
消防部	消防団長	消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の予防、警戒、防衛活動に関する事 2. 災害状況の把握、情報の収集に関する事 3. 人命救助、救急活動に関する事 4. 避難指示等の伝達、誘導に関する事 5. 行方不明者の捜索に関する事 6. 他市町村等消防応援部隊の現地運用に関する事 7. 水防作業に関する事

(ウ) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(エ) 本部長付は本部長を補佐する。

(オ) 本部長は、副本部長を補佐するとともに、災害予防及び災害応急対策の実施について関係本部長会議で協議の上、その事務を処理する。

(カ) 総括部長は総務課長とし、副本部長を補佐して、副本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(キ) 部長は、所属部員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。

第2節 動員の実施

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）

第1 趣旨

新温泉町及びその他の防災関係機関における風水害等発生時等の職員動員（招集、配備）体制について定める。

第2 内容

1. 職員の動員

災害対策本部の活動を行うため町職員を指令に基づいて動員する。

(1) 配備体制

配備体制は、次の4種類とし、本部長が状況を判断して決定する。

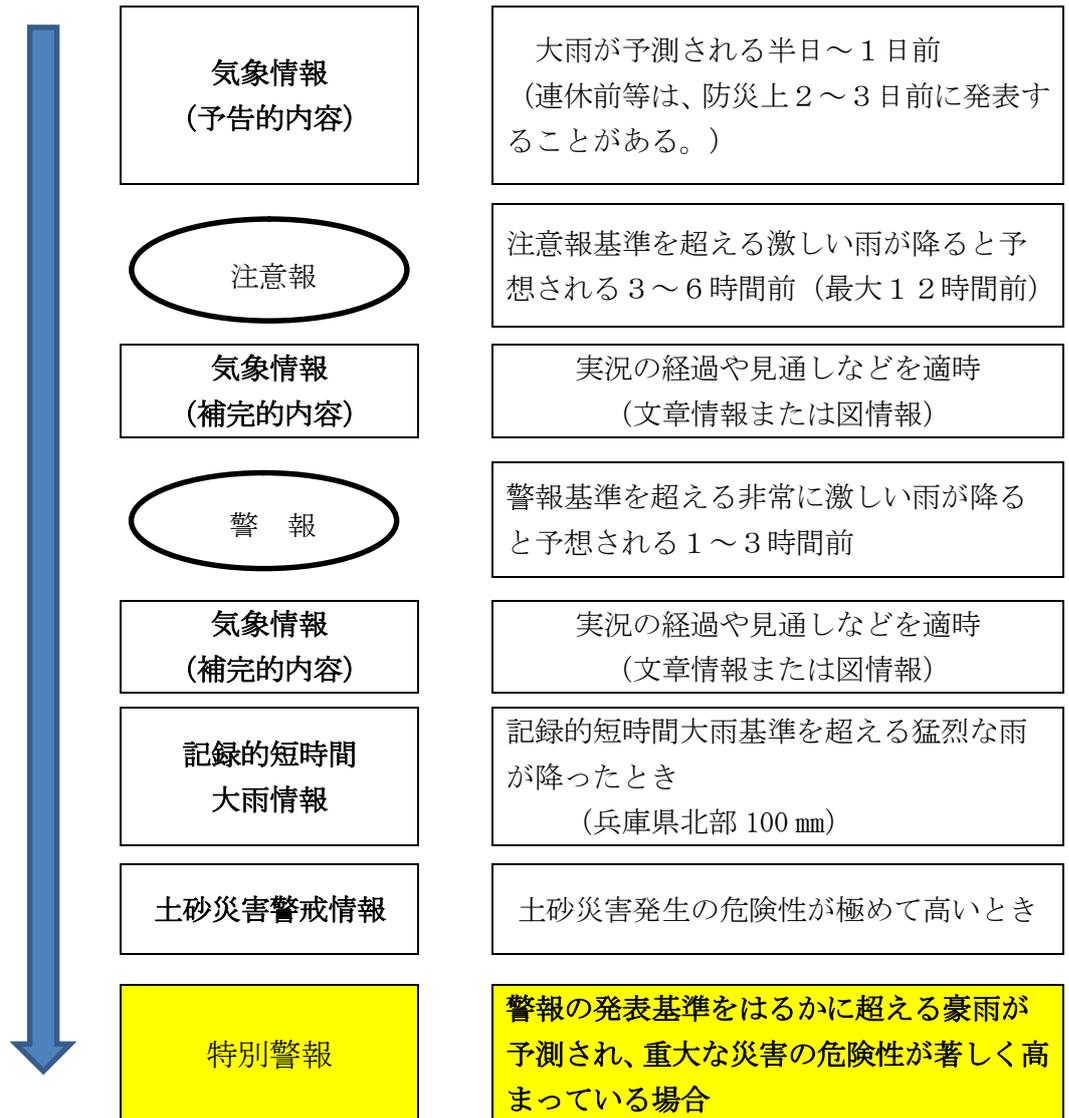
配 備 体 制		発 令 基 準			
区分	配備内容	災害の状況	気象状況	水防指令 発令状況	その他
配備体制	関係部員は情報の収集にあたる。 第1号配備体制に該当の職員は、職場又は自宅待機とする。	1. 職員配備の発令が予想される段階 2. 気象予警報が発令され、町域に災害の発生の恐れがあるとき 3. 災害の発生により情報収集の必要性が生じたとき	次の注意報の1以上が発令されたとき 1. 大雨注意報 2. 風雪注意報 3. 洪水注意報 4. 強風注意報 5. 大雪注意報 6. なだれ注意報		
第1号配備	少数の人員を配備し、主として情報連絡にあたる体制	1. 災害発生の恐れがあるがその時間規模等の推測困難な段階 2. 小規模の災害が発生した場合	次の警報の1以上が発令されたとき 1. 大雨警報 2. 暴風雪警報 3. 洪水警報	管内に水防指令第1号第2号が発令されたとき	本部長が当該配備体制の必要を認めたとき
第2号配備	所属人員の概ね5割以内の人員を配備し防災活動にあたる体制	1. 中規模の災害の発生が予想される段階 2. 中規模の災害が発生した場合	4. 暴風警報 5. 高潮警報 6. 大雪警報	水防指令第3号	同上
第3号配備	所属人員全員を配備し防災活動の万全を期する体制	1. 大規模の災害の発生が予想される段階 2. 大規模の災害が発生した場合	特別警報等、大規模の災害の発生が予想される気象情報が発令されたとき	水防指令第3号	同上

備考 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。
 配備体制はすべての部に発令することを原則とするが、必要に応じて特定の部に対して発令することもある。

(2) 防災気象情報の流れ

発表する情報の種類

発表のタイミング



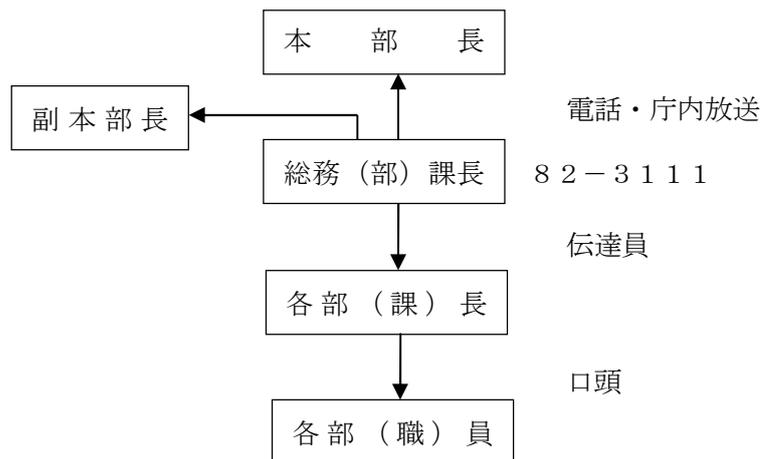
(3) 特別警報の基準

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予測される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予測される場合
高潮		高潮が吹くと予測される場合
波浪		高波が吹くと予測される場合
暴風雨	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予測される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予測される場合	
津波	高いところで3メートルを超える津波が予測される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予測される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)	
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予測される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)	

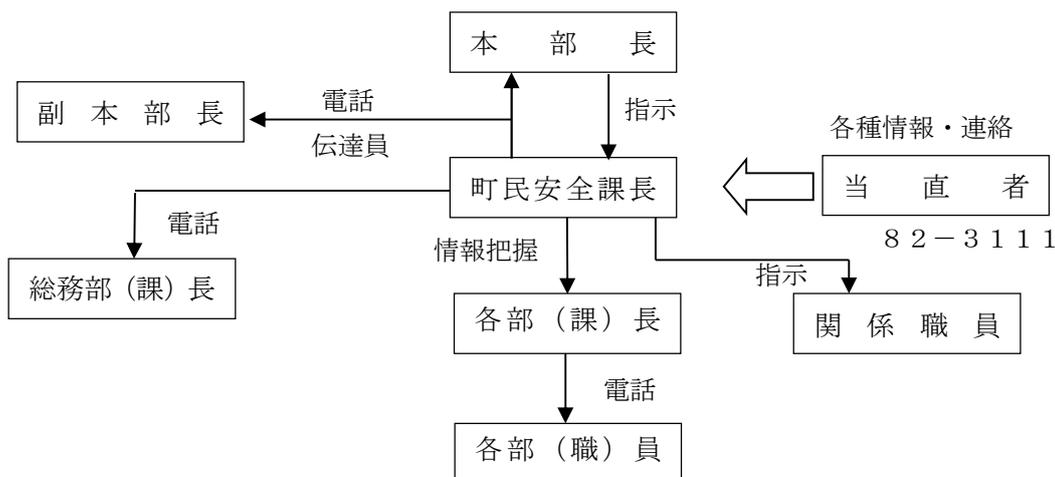
(4) 伝達方法

災害対策本部の配備体制とその動員については、本部長の命令に基づき次の順序で伝達する。

ア 勤務時間内の場合



イ 勤務時間外の場合



部員の緊急招集は本部長の命に基づき、次のとおり伝達する。

(ア) 伝達手段については、有線電話又は携帯電話を第一とし、消防無線（消防団用受令器を含む）を第二とし、また、伝達系統は、各部等において定める連絡網によるものとする。

(イ) 各部員は緊急事態の発生を知った場合は、状況判断を行い速やかに本部に連絡し、自発的に登庁し配備体制の強化に努めなければならない。

ウ 各部員は、配備命令を受けたときは、次のとおり対処するものとする。

(ア) 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備につくものとする。

(イ) 勤務時間外に配備命令を受けた場合において、自身又は家族の被災等のため配備につくことができないときは、速やかにその旨を所属長に連絡しなければならない。

(ロ) 勤務時間外に配備命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに協力、参加し、その旨を所属長に連絡しなければならない。

(ハ) 勤務時間外に配備命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため配備につくことができないときは、最寄りの町の機関に赴き、その機関の長の指示に従って職務に従事し、速やかに所属長に連絡しなければならない。

(ニ) 消防団員等として既に防災業務に従事しているときに配備命令があった場合は、活動中である旨を速やかに所属長に連絡しなければならない。この場合であっても、第3号配備体制の指示であるときは、可能な限り当該業務を引継ぎ指定部署につくよう努めるものとする。

(5) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における風水害発生時等の動員体制については、各機関が定めるところによる。

(6) その他の災害対策要員

ア 町は、災害応急対策を実施するため、技術者等が不足し、又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を発し、技術者その他の災害対策要員の確保を図るものとする。

イ 日本赤十字社奉仕団等の動員

町は、災害応急対策を実施するため、必要に応じて日本赤十字社奉仕団及び自治会、婦人会等の自主防災組織等に協力を求め、災害対策要員の確保を図るものとする。

2 動員対象から除外する職員

- (1) 病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者。
- (2) その他、各部（課）長が認めた者。

3 通信途絶時の動員方法

職員は、通信途絶時により動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により、災害が発生し、又災害が発生するおそれがあることを察知したときは、直ちに登庁し、上司の指示を受けるものとする。

4 交通途絶時の動員方法

災害により交通途絶した場合に、登庁できない職員にあっては、事前に指定された場所へ参集しなければならない。

5 参集時の留意事項

- (1) 参集者は、活動しやすい安全な服装とすること。
- (2) 職員は、動員途上において火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、近隣住民と協力し適切な処置をとること。
- (3) 職員は、動員途上知り得た被害状況、又は災害情報を参集場所の長へ報告すること。

第3節 情報の収集・伝達・調査

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、
情報部（企画課・議会事務局・地域振興課）
調査部（税務課・地域振興課）

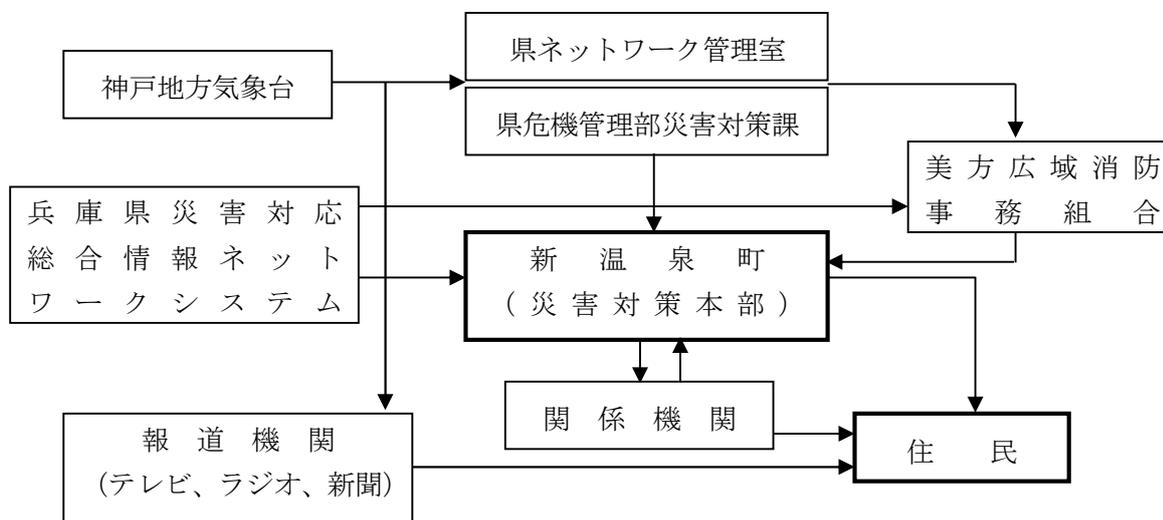
第1 趣旨

災害時における情報の収集、伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

第2 内容

1 気象予警報等の収集、伝達

(1) 伝達系統図



(2) 災害対策本部が行う収集伝達方法

ア 気象予警報等の収集、伝達

(ア) 対策本部は、直接又は県災害対策本部等を通じて、気象台が発する情報等を速やかに収集する。

(イ) 新温泉町気象観測システム及び兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）により、降雨状況、河川水位情報等を収集する。

(ウ) 情報収集は、有線電話、兵庫県衛星通信ネットワーク及びフェニックス防災システムを主とし、不通の場合は消防無線及びラジオ、テレビの放送等により収集する。

イ その他の情報、火災警報の収集伝達方法

(ア) 水防法に基づく水位の状況等の情報は、新温泉町水防計画の定めるところによる。

(イ) 異常現象発見者の通報

a 気象、地象、水象その他の異常現象を発見したものは、電話等により対策本部、又は警察官に通報しなければならない。

b 通報を受けた警察官は直ちに災害対策本部へ通知するものとする。

c 災害対策本部は異常現象の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、早急に対応する応急対策を行うものとする。

ウ 住民への伝達

(ア) 災害対策本部は、必要と認める気象、地象、水象その他の異常現象等の情報に限らず、予想される事態及びこれらに対してとるべき措置等も併せて周知するものとする。

(イ) 気象、地象、水象その他の異常現象等の情報は、報道機関が自主的に行うことにより、一般的な周知効果が得られるが、特殊な情報又は特定地域のみに対する情報は次のいずれかの方法を重視して行い周知徹底を図る。また、これらの方法は、町広報紙などにより住民に対してあらかじめ周知を図る。

a サイレン、警鐘の使用による周知

b 防災行政無線、CATV、電話、FAX等有線通信機器の利用による周知

c 広報車及び拡声装置付車両の利用による周知

d 有線通信途絶時には、消防無線（消防団用受令器を含む）、アマチュア無線の利用による周知

e 町気象情報による気象状況の周知（町ホームページ）

f 臨時刊行印刷物の配布による周知

g 自治会長、消防団員による周知

h しんおんせん防災ネットによる周知

i 衛星携帯電話による周知

エ 対策本部の組織内への伝達

(ア) 気象情報等の伝達は、注意報、警報及びその他重要なものについて行うものとする。

(イ) 勤務時間内にあつては電話、FAX、庁内LAN及び印刷物で行い、勤務時間外について、必要と認める者に電話、FAX又は特定地域に対する情報周知方法により伝達を行う。

(ウ) 関係者は、勤務時間外の対策本部設置に備えてラジオ、テレビ等の情報に配慮し、状況により本部に連絡し、情勢を把握し必要に応じて体制下に入るものとする。

2 災害情報等の収集、伝達

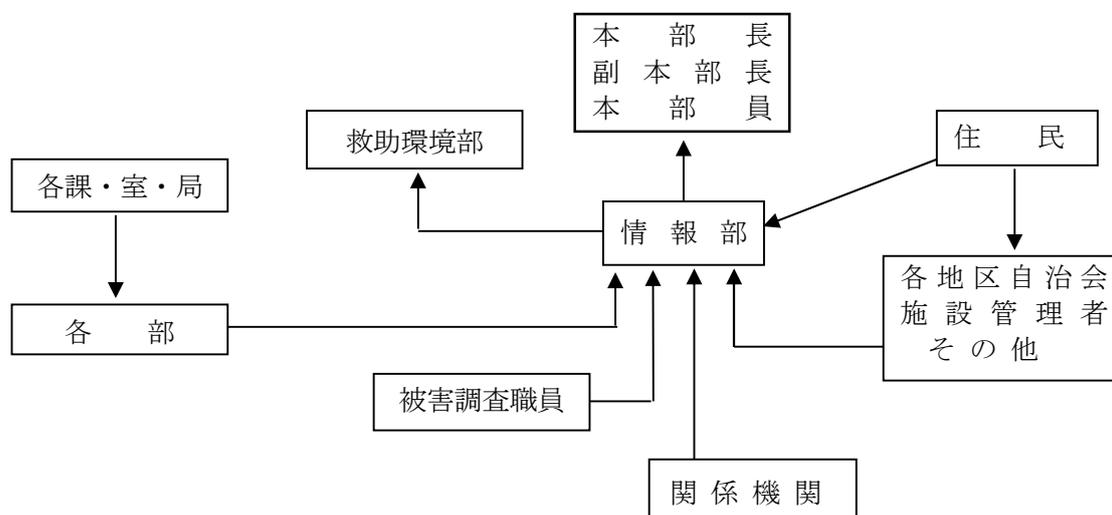
被害状況及び災害応急対策実施状況等災害情報の収集並びに応急対策の指示伝達は本計画の定めるところによる。

(1) 被害情報の収集伝達

ア 被害情報の収集については、災害対策本部に自治会長及び住民等から報告のあったもの並びに対策本部の各部において、それぞれ収集したものを情報部において取りまとめるものとする。

情報の内容	収集時期	収集先	収集手段
<ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫状況 (溢水、決壊箇所、時期等) 浸水区域、浸水状況及び拡大状況 がけ崩れ、地すべり土砂災害の発生状況 	発災状況の 知後即時	<ul style="list-style-type: none"> 町の職員 消防機関の職員 各公共施設の管理者等 自主防災組織 	<ul style="list-style-type: none"> 消防無線 警察無線 アマチュア無線 電話
<ul style="list-style-type: none"> (発災箇所、時期種類、規模等)・ 発災による物的、人的被害に関する情報 特に死者、負傷者等人的被害の予想される事態に関する情報 		<ul style="list-style-type: none"> 住民 被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に 	
<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる道路・橋梁、電気・水道・ガス、CATV線・電話通信施設等の被災状況 	被災後、被災概況が把握された後	各ライフライン関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 電話 専用回線電話
<ul style="list-style-type: none"> 発災段階の避難実施状況 (避難実施区域、避難人数、避難所等) 	避難所への収容後	<ul style="list-style-type: none"> 避難所管理者 消防 警察 自主防災組織 	<ul style="list-style-type: none"> 消防無線 電話

被害状況等収集系統図



イ 被害状況の調査（報告）に関して調査（報告）すべき場合、内容、要領方法等は、それぞれ本部員会議で定めるところにより実施し、被害の判定基準により実施するものとする。

ウ 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（被災者台帳に記載する事項）

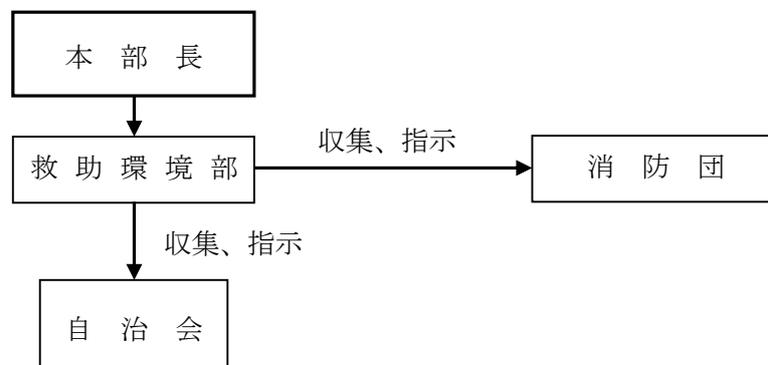
- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- ・ 援護の実施の状況
- ・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 世帯の構成
- ・ 罹災証明書の交付の状況
- ・ 町長が台帳情報を当該町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ・ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

エ 罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付することとする。

(2) 応急対策実施状況の収集並びに応急対策の指示

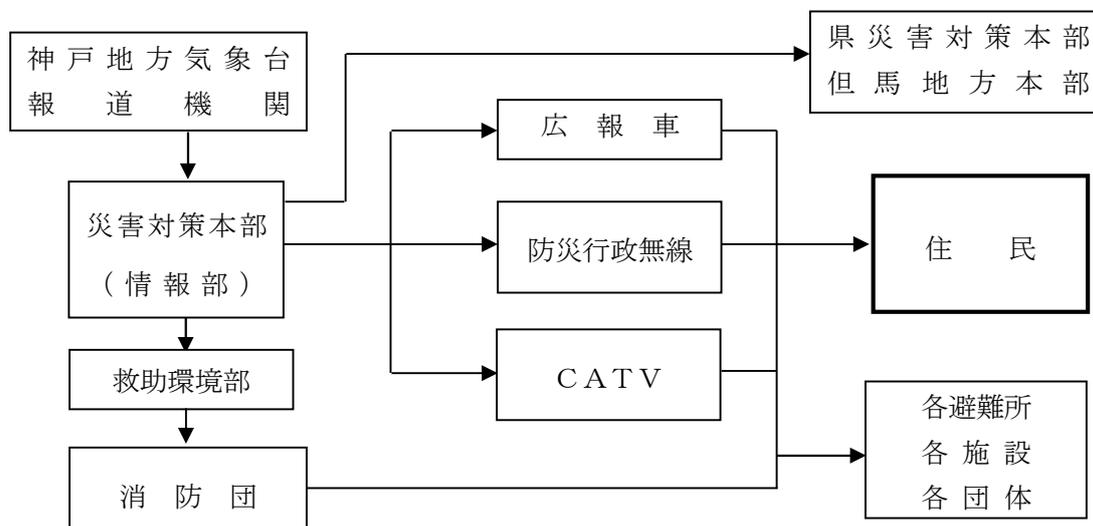
災害発生に伴う応急対策の実施状況の収集並びに必要な指示は、本部長から救助環境部が担当して系統的に行うものとする。



(3) 災害情報の伝達

情報部は収集された災害情報を適宜整理し、本部長の意を受け住民に伝達するものとする。

情報の伝達系統図



(4) 災害情報の報告

ア 町は、下記の災害が発生したときは、県に災害情報を報告するものとする。

(ア) 災害救助法の適用基準に合致する災害

(イ) 災害対策本部を設置した災害

(ウ) 災害の状況及びその災害が及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害

(エ) 自らの市町内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害

(オ) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

(カ) 前記の(ア)、(イ)に定める災害になるおそれのある場合

イ 報告系統及び手段

(ア) 町は県に災害情報報告を行う場合は迅速、的確なる伝達を行うために、フェニックス防災システムの防災端末に入力することとし、必要に応じて有無線電話もしくはFAXなどを活用して実施するものとする。

(イ) 「火災・災害等即報要領」による即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等、地震の場合は震度5以上）を覚知したときは、第1報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

(ウ) 通信の不通等により、県へ報告が不能な場合は、内閣総理大臣（窓口消防庁）に災害情報を報告する。

この場合にも県との連絡確保に努め、連絡の確保後直ちに同様の報告を行うものとする。

(エ) 町は県等への報告、連絡を行うため、上記(ア)による手段が不可能な場合は、通信可能地域への職員派遣等あらゆる手段を用いて伝達実施に努めるものとする。

ウ 報告内容

(ア) 町は、同時多発火災又は多数の死傷者の発生に伴う、消防機関への通報（電話、駆け付け）が殺到した場合は、直ちに消防庁及び県（災害対策但馬地方本部経由）へそれぞれ報告するものとする。

(イ) 災害概況即報

町は、報告すべき災害を覚知した場合は直ちに第1報を、県災害対策但馬地方本部を経て県に報告する。

なお、発災当初段階においての被害状況の把握不完全な状況下では人的被害、建築物被害、土砂災害発生状況等の情報収集に加え、被害規模の概括的情報の報告とする。

また、災害が町の対応力のみでは十分な対応が不可能な規模であると予想される場合は、早急に県災害対策但馬地方本部を経て県に報告するものとする。

(ロ) 被害状況即報

町は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれにより難しい場合は衛星通信やFAX等最も迅速な方法で、「被害状況即報」の様式により、県災害対策但馬地方本部を経て県に即報するものとする。

(ハ) 災害確定報告

町は、応急措置の完了後、速やかに県災害対策但馬地方本部を経て県に文書で報告するものとする。

(ニ) その他

県への報告において、県災害対策但馬地方本部への連絡不能の場合及び緊急時には、直接県災害対策本部へ報告するものとする。

(5) 隣接市町への災害情報通報

ア 河川の破堤等、緊急を要する災害情報の隣接市町への通報体制については、県災害対策本部への報告内容に準ずるものとする。



イ 連絡方法については、県内の市町は原則フェニックス防災システム及び有線電話とし、不通の場合は、兵庫県衛星通信ネットワークシステム又は消防無線（県内波、全国波）及び防災相互波を用いて実施する。

(6) 支援要請

町が、大災害により単独での応急活動あるいは行政事務の執行困難な場合の支援要請経路については次のとおりとする。

ア 県への支援要請については前記（4）、災害情報の報告系統により実施する。

イ 隣接市町及び災害相互応援協定市町への支援要請については、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」及び「東部山陰市町村連絡協議会災害時相互応援協定」に定めるところにより実施する。

ウ 国土交通省への災害対策現地情報連絡員（リエゾン）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣・支援要請については、「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づき、近畿地方整備局に対して実施する。

3 災害情報連絡網の確保

災害に伴う気象予警報、災害情報の伝達及び被害状況、災害応急対策実施状況の情報収集については、前記、1、2に定めるもののほか次のとおりとする。

(1) 災害時における通信は、有線電話、携帯電話、FAX、フェニックス防災システム及び兵庫県衛星通信ネットワークを主とし、これらによる通信困難等の支障発生時は、消防系無線又は、災害対策基本法による非常通信制度により実施する。

(2) 非常通信の利用については、災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条および第79条に基づき、次の方法により通信施設を優先的に利用し又は使用することにより通信連絡を確保するものとする。

ア 電話（公衆電気通信設備）の優先利用

(ア) 非常電話

天災、その他非常の事態が発生、又はそのおそれがある場合、次の電話は非常電話として取り扱われ、優先的に接続される。

a 洪水・山津波等が発生若しくはそのおそれがある旨の通報、又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項を内容とする通話で水防機関（消防機関を含む）相互間に行うもの。

b 災害の予防または救援のため緊急を要する事項を内容とする通話で消防機関又は災害救助機関相互間に行うもの。

c 災害の予防または救援のため必要な事項を内容とする通話で、天災事変その他の非常事態が発生し、またはそのおそれがあることを知った者が、その災害の予防または救助に直接関係ある機関に対して行うもの。

(イ) 緊急通話

火災その他の緊急事変が発生し、または発生するおそれがある場合、次に掲げる電話は緊急電話として取り扱われ、他の電話に先だって接続される。

a 火災・集団的疾患・交通機関の重大な事故、その他これに準ずると認められる緊急事態の発生または発生するおそれがある場合において、その予防、救護、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、その事実を知った者とその予防、救護、復旧等に直接関係がある機関との間またはこれ等の機関相互間において行うもの。

イ 有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げるものが設置する有線・無線通信設備の使用
緊急、非常の事態においては、次の有線・無線通信設備を使用し、通信連絡を確保する。ただし、災害対策基本法第57条の警報等については、今後協議のうえ定めた方法による。

(ア) 警察事務を行うもの

(イ) 消防事務を行うもの

(ウ) 気象事務を行うもの

(エ) 水防事務を行うもの

(オ) 軌道事務を行うもの

- (カ) 電気事務を行うもの
- (キ) 自衛隊事務を行うもの
- ウ アマチュア無線による通信使用

有線電話、電報、有線放送等有線による通信手段が途絶した場合、アマチュア無線局の協力を得て情報収集等の通信手段を確保する。

第4節 防災関係機関との連携促進

第1款 自衛隊への派遣要請

実施担当 情報部（企画課・議会事務局・地域振興課）

第1 趣旨

災害時に人命及び財産の保護のため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続き及び派遣内容について定める。

第2 内容

1 災害派遣要請の方法

(1) 町長→県知事→自衛隊

町長は災害時、人命又は財産保護のため自衛隊の災害派遣要請の必要があると認める場合、但馬県民局長、美方警察署長と十分に連絡をとり、次の事項をあきらかにして県知事に対して自衛隊の派遣要請を行うよう求めるものとする。

2 派遣要請時の必要事項

(1) 災害状況及び派遣を申請する理由

(2) 派遣を必要とする期間

(3) 希望する派遣部隊の人員等の概数

(4) 希望する派遣区域及び活動内容

(5) 要請責任者の職氏名

(6) 災害派遣時における携行装備又は作業種類

(7) 派遣地への最適経路

(8) 連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示

(9) 町長が、知事による自衛隊に対する災害派遣要請をするよう求めた場合、同時にその旨を自衛隊に対して通知することができる。

3 活動内容

(1) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

(2) 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助

(3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索救助

(4) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

(5) 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動

(6) 道路又は水路の確保の措置

(7) 被災者に対する応急医療、救護および防疫

(8) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

(9) 被災者に対する給食、給水及び入浴支援

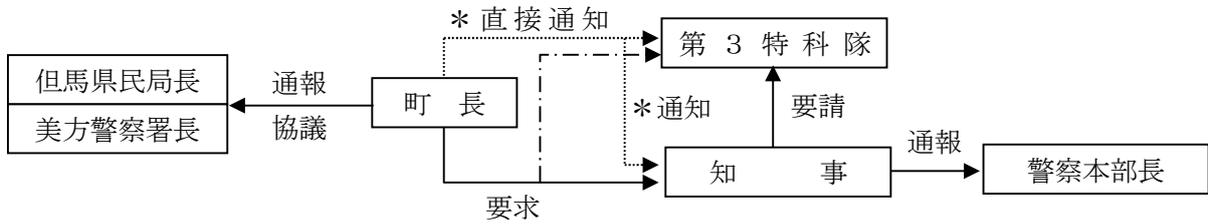
※入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要

(10) 物資の無償貸与または譲与

(11) 危険物等の保安および除去

(12) その他必要と認める事項

ア 派遣要請系統図



(*は知事に要求できない場合)

イ 要請先

区 分	あ て 先	所 在 地
陸上自衛隊	第3特科隊長	姫路市峰南町1番70号

ウ 連絡先

区 分		電 話 番 号		
		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外	衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク
県	災害対策本部事務局 (災害対策本部設置時)	(078)341-7711(代) (時間内) (078)362-9900 (時間内外)		7-151-5333
	災害対策課 (災害対策本部未設置時)	fax (078)362-9911~9912		7-151-3140
自衛隊	第3特科隊 (第1中隊)	(0792)22-4001 内線 235、238 fax. 239	(0792)22-4001 内線 302 (当直司令) fax. 398	7-984-31. 32. 33.

4 任務分担

(1) 県は現場責任者を現地に派遣し、町と自衛隊間の折衝及び調整を行うものとする。

(2) 町は派遣要請に伴い次の事項を実施する。

ア 派遣部隊の作業実施期間中における町の現場責任者は、建設部長がこれにあたる。

イ 派遣部隊の作業に必要な資器材の準備、宿泊施設又は設営適地の準備は、現場責任者が所属の職員を指揮して行う。

5 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として町が負担する。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）

の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料等

(4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係るものを除く。）

6 撤収要請

町長は知事に対し、災害派遣要請方法に準じて撤収の連絡を行うものとする。

7 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事等からの要請による派遣を原則とするが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなくその判断基準に基づいて部隊等を自主派遣することができることとされている。

この場合、自衛隊は速やかに県知事及び町長に連絡し、密接な連絡調整のもと救援活動を実施するよう努めるものとする。

自主派遣の判断基準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき②災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長から災害に関する通知、所轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき③航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであるとき④その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき |
|--|

第2款 関係機関との連携

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、情報部（企画課・議会事務局・地域振興課）

第1 趣旨

大規模な災害が発生した場合に災害対策基本法や応援協定等各種協定に基づき、県及び近隣市町等との連携を密にし、応急対策又は災害復旧の万全を期する。

第2 内容

1 県知事に対する要請

(1) 災害救助法の適用を要請する場合

- ア 災害発生の日時および場所
- イ 災害の原因および被害の概要
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 適用を必要とする地域
- カ すでに実施した救助措置及び実施しようとする措置
- キ その他参考となる事項

(2) 罹災者の他町への移送を要請する場合

- ア 移送を要請する理由
- イ 移送を必要とする罹災者の数

- ウ 希望する移送先
- エ 他町に収容を要する期間
- オ その他必要事項

(3) 県への応援要請または応急措置の実施の要請

- ア 災害状況および応援を要する理由
- イ 応援を必要とする期間
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械器具等の品名および数量
- エ 応援を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容
- エ その他の必要事項

2 近隣市町等に対する応援要請

- (1) 災害時における応急対策の万全を期するため、隣接市町等と平素より協力体制の確立に努めるものとする。なお、災害時応援協定一覧については次の通り。

災害時応援協定一覧

協定の名称	内 容	協定年月日	相手方
兵庫、鳥取両県県境地域消防相互 応援協定	消防隊の派遣	S44. 4. 1	美方・関宮・大屋・波 賀・千種 岩美・国府・郡家・八 東・若桜町
兵庫県自治体病院開設者協議会災害 初動時相互応援協力に関する協定	医療救護チームの派遣、患者の受け 入れ、医師等の派遣	H8. 1. 16	兵庫県自治体病院開設者 協議会に属する病院
東部山陰市町連絡協議会災害時 相互応援協定	食糧・飲料水及び生活必需品、資機 材等の提供斡旋、職員の派遣等	H8. 8. 1	豊岡・城崎・竹野・香 住 鳥取・国府・岩美・福 部・気高・鹿野・青谷
兵庫県水道災害相互応援に関する協 定	水道災害に必要な資機材等の提 供・斡旋、職員の派遣等	H10. 3. 16	県・県内各市町・県簡易水 道協会・水道企業団
但馬地域災害時相互応援に関する協 定	食糧・飲料水及び生活必需品、資機 材等の提供斡旋、職員の派遣等	H10. 3. 31	但馬地域各市町
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に 関する協定	廃棄物処理に必要な資機材等の提 供・斡旋、職員の派遣等	H17. 9. 1	県内各市町・広域事務組合
災害時における応急対策業務に関す る協定	人命救助・道路交通確保のための障 害物の除去等	H18. 8. 31	美方郡西部土木建築業協 会
兵庫県及び市町間の災害時応援協定	必要な資機材等の提供・斡旋、職員 の派遣等	H18. 11. 1	県・県内各市町
災害時における応急対策業務に関す る協定	人命救助・道路交通確保のための障 害物の除去等	H18. 12. 22	温泉町建睦会
自然災害時の避難所に関する協定	観音山相応峰寺を避難所で使用	H19. 3. 1	観音山相応峰寺
消防本部区域内消防相互応援協定	応援隊の派遣	H19. 4. 1	香美町、美方郡広域事務組合

災害時における応急対策業務に関する協定	人命救助・道路交通確保のための障害物の除去等	H19. 5. 1	美方郡西部土木建設業共同組合
災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定	道路上の障害物除去等	H21. 12. 2	兵庫県自動車整備振興会
災害時における応急対策業務に関する協定	情報収集、感電・漏電災害の防止、仮設・応急復旧工事等	H21. 12. 16	兵庫県電気工事工業組合 但馬支部
災害時等の応援に関する申合せ	情報提供、職員の派遣、資機材・車両の貸付	H24. 6. 13	近畿地方整備局長
災害発生時における相互協力に関する協定	情報提供、長期避難時の郵便支援等	H25. 1. 28	新温泉町内郵便局
災害時における相互応援に関する協定	食糧・飲料水及び生活必需品、資機材等の提供斡旋、職員の派遣等	H25. 4. 19	大阪府摂津市
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	特設公衆電話の設置	H26. 3. 5	西日本電信電話株式会社 兵庫支店
災害時における支援協力に関する協定	L P ガス及び燃焼機器等の機材の提供	H26. 3. 10	一般社団法人兵庫県L P ガス協会但馬支部美方西 地区会
災害時における廃棄物処理に関する応援協定	廃棄物(し尿、浄化槽汚泥、管路にたまった土砂等)の撤去等	H26. 12. 4	兵庫県環境事業商工組合
災害時相互応援に関する基本協定	災害時における被災者救護を実施するための応援	H27. 11. 30	小浜市
災害時における応援対策業務に関する協定	災害時における車両及び労力の提供	H27. 12. 1	新温泉自動車整備組合
災害時における物資供給に関する応援協定	災害時における物資の供給	H27. 12. 25	N P O 法人 コメリ災害 対策センター
災害時における救助用物資の供給に関する応援協定	災害時における救助用物資の供給	H28. 1. 19	ゴダイ株式会社
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	災害時における被災者支援のため、行政書士業務を提供	H28. 7. 12	兵庫県行政書士会
災害時等におけるバス利用に関する協定	災害時における所有バスの利用の提供	H28. 10. 12	全但バス株式会社
災害時における畳の提供等に関する協定	災害時における避難所等に対して畳の提供	H29. 3. 6	5日で5000枚の約束 プロジェクト実行委員会
麒麟のまち創生戦略会議災害時相互応援協定	災害時の相互の応援協力	H30. 5. 31	鳥取・岩美・若桜・智頭・ 八頭・香美
災害時における新温泉町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	災害時の災害ボランティアセンターの設置・運営	H30. 12. 21	社会福祉法人新温泉町社 会福祉協議会

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	食材、食事、入浴施設、要配慮者等に対する宿泊施設の提供等	R2. 8. 26	浜坂観光協会
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	食材、食事、入浴施設、要配慮者等に対する宿泊施設の提供等	R2. 8. 26	湯村温泉観光協会
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	災害時における地図製品等の供給等	R2. 9. 29	株式会社ゼンリン
自然災害等の避難所に関する協定	浜坂漁業協同組合諸寄支所を避難所で使用	R3. 3. 16	浜坂漁業協同組合
自然災害等の避難所に関する協定	龍満寺を避難所で使用	R3. 3. 16	龍満寺
災害時における一時避難所としての使用に関する協定	上島プロパンリフォームプラザを一時避難所として使用	R3. 3. 25	上島プロパン株式会社
災害時における物資供給に関する協定	災害時における物資の供給	R3. 4. 1	株式会社ナフコ
新温泉町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定	災害時における物資提供等	R3. 10. 5	大塚製薬株式会社
災害に係る情報発信等に関する協定	災害時の情報発信支援等	R3. 12. 23	ヤフー株式会社
災害時における道路啓開や電気設備の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧、障害物の除去	R4. 6. 20	関西電力送配電株式会社 兵庫支社
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害時における福祉避難所の設置・運営	R5. 5. 24	社会福祉法人 春來福社会 社会福祉法人 徳和会 社会福祉法人 尚徳会
災害時における福祉避難所への介護職員等の派遣に関する協定	災害時における福祉避難所への介護職員等の派遣	R5. 5. 24	社会福祉法人 春來福社会 社会福祉法人 徳和会 社会福祉法人 尚徳会 社会福祉法人新温泉町社会福祉協議会
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	災害時における被災者支援のための相談業務	R6. 3. 15	兵庫県司法書士会
災害時における連携協力に関する協定	災害時における被災者の生活再建等の支援・相談	R6. 7. 25	兵庫県弁護士会

(2) 災害対策基本法第67条の規定に基づき、町が他市町に対し応援を求めまたは応援する場合、その事務が円滑に行われるようあらかじめ近隣市町と応援の種類、手続き等必要な事項について相互応援の協定を締結しておくものとする。

(3) 上記協定に基づき必要と認めたときは、町は相互応援をなし、もって応急措置の万全を期するものとする。

(4) 要請内容は次の事項とする。

ア 災害状況および応援を要する理由

- イ 応援を必要とする期間
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械器具等の品名および数量
- エ 応援を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他の必要事項

3 職員の派遣要請

- (1) 派遣を要する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員表
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (5) その他参考となるべき事項

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 災害ボランティアの派遣・受入れ

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、救護活動が広範囲又は長期に及ぶ場合、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合における災害ボランティアの派遣、受入れについて定める。

第2 内容

1 災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊）の受入れ

町は、町域で大規模災害等が発生し、必要があると認めるときは、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにした上で、県に対しひょうご・フェニックス救援隊「HEART-PHOENIX」の派遣を要請する。

2 災害ボランティアの受入れ

(1) 受入れ窓口等の開設

町は、町域で大規模災害等が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動についてボランティアの協力を得ることとし、町災害対策本部に受入窓口を設ける。ただし、災害対策本部において、受入れ窓口の開設に支障が生じる場合は、新温泉町社会福祉協議会に受付及び紹介窓口を設けるものとする。

ア 災害情報、生活情報等の収集、伝達

イ 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動

ウ 救援物資、資機材の配分、輸送

エ 軽易な応急、復旧作業

オ 災害ボランティアの受入事務

(2) ボランティアの受入れにともなう整備事項

町内自治会、日本赤十字社奉仕団等、住民団体の受入れ、災害応急対策実施に伴い災害対策本部への支援を行うため、次の活動について、町内、住民団体の協力を依頼するものとする。

ア 自治会

(ア) 罹災世帯調査に対する協力

- (イ) 救援物資等の配布に対する協力
- (ウ) その他応急救助の実施に対する協力
- イ 日本赤十字社奉仕団
 - (ア) 救援活動に対する協力
 - (イ) 炊出し等に対する協力
- (3) 町は、町域での災害発生にともないボランティアの受入れについて次の事項の提供に努める。
 - ア ボランティア登録と証明書の発行、交付
 - イ 活動拠点、宿所、給食、移動手段の提供
 - ウ その他ボランティア活動の環境整備
- (4) ボランティアの受入れにともない、行政とボランティアの両者間に入り作業の円滑実施を行うためのコーディネーター等を設ける。
- (5) 災害ボランティアの確保と調整
 - 町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるため、各種の支援に努める。
 - また、災害時におけるボランティア効果を十分に活かすため、行政とボランティア間に平時から良好な関係を維持するべく、連絡経路及び連絡機構等の設置に努めるとする。
- (6) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応
 - 感染症の拡大が懸念される状況下では、町は、感染予防措置を徹底するとともに、ボランティア団体等に対して、感染予防措置の周知徹底を求めることとする。

第2節 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1款 災害広報の実施

実施担当 情報部（企画課・議会事務局・地域振興課）

第1 趣旨

災害時に被害者をはじめとする住民に対して、各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

第2 内容

1 基本方針

(1) 広報の内容

町は災害情報のみならず、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置について積極的に広報するものとし、内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して実施する。

被災者のニーズに応じた多様な内容を提供するよう努めるものとする。

- ア 災害対策本部の設置及び廃止に関する事項
- イ 災害の概況
- ウ 町及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
- エ 避難の指示
- オ 電気、ガス、水道等供給の状況
- カ 防疫に関する事項
- キ 火災状況
- ク 医療救護所の開設状況
- ケ 給食、給水の実施状況
- コ 道路、河川等の公共施設の被害状況
- サ 道路、交通等に関する事項
- シ 被害の防止に関する事項
- ス 通信に関する事項
- セ 一般的な住民生活に関する情報
- ソ 社会秩序の維持及び人心の安定のため必要な事項

(2) 広報の方法

町は、また、記者発表等による情報提供のほか、災害に関する情報及び災害対策等の事項その他住民に周知すべき事項の軽重、緊急性を検討した上であらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。

- ア 防災、行政無線の活用
- イ C A T V（文字放送、告知放送）の活用
- ウ J - A L E R Tの活用
- エ しんおんせん防災ネットの活用
- オ 各携帯電話会社のエリアメール、緊急速報メールの活用
- カ 広報車及び拡声装置付車両等の活用
- キ 公共掲示板の活用
- ク 電話、F A X、パソコン通信等の有線通信機器の活用
- ケ 町のホームページ（携帯版共）の活用
- コ 臨時刊行印刷物の発行、配布
- サ 新聞紙面購入による災害関連情報の提供
- シ 消防系無線及びアマチュア無線の活用
- ス 各機関の広報紙及びミニコミ誌等への情報提供
- セ 県提供のテレビ、ラジオ番組への情報提供

(3) 報道機関一覧表

報道機関名		所在地	電話番号	FAX番号
新聞社	朝日新聞社 豊岡支局	豊岡市寿町 8-30 3F	0796-22-3105	0796-24-3939
	朝日新聞社 香住支局	香美町香住区若松 614-4	0796-36-3357	0796-36-3711
	神戸新聞社 但馬総局	豊岡市寿町 7-23	0796-22-3121	0796-24-3795
	神戸新聞社 浜坂支局	新温泉町浜坂 462-3	0796-82-1171	0796-82-5220
	産経新聞社 豊岡支局	豊岡市幸町 13-20	080-3245-8959	0796-36-4499
	産経新聞社 香住通信部	香美町香住区香住 1569-2	0796-36-4499	0796-36-4499
新日本海新聞社 但馬支社	新温泉町芦屋 145-3	0796-82-4541	0796-82-4544	
毎日新聞社 豊岡支局	豊岡市元町 10-6	0796-22-6331	0796-23-5188	
毎日新聞社 香住通信部	香美町香住区香住 1733	0796-36-1740	0796-36-3203	
読売新聞社 豊岡支局	豊岡市泉町 4-22	0796-22-6201	0796-22-6202	
読売新聞社 浜坂通信部	新温泉町浜坂 423-6	0796-82-1468	0796-82-4518	
テレビ局	日本放送協会 豊岡通信部	豊岡市中央町 9-5	0796-22-3766	0796-22-1363
	関西テレビ	香美町香住区訓谷 383-1	0796-38-0416	0796-38-0975
	読売テレビ	豊岡市幸町 3B205	0796-22-1750	0796-22-1750
	サンテレビ	豊岡市河谷 758-1	0796-23-5707	0796-23-5707
	毎日放送	豊岡市中陰 520-1-II 306	0796-23-5545	0796-20-2504
	朝日放送	豊岡市桜町 10-11	0796-24-6373	0796-24-6380

(4) 災害時における避難に関する情報を県の情報伝達体制により放送事業者へ情報伝達し、住民への周知を図る。

ア 情報内容

(ア) 町が行う「警戒レベル5、緊急安全確保」

(イ) 町が行う「警戒レベル4、避難指示」

並びに避難先の指示

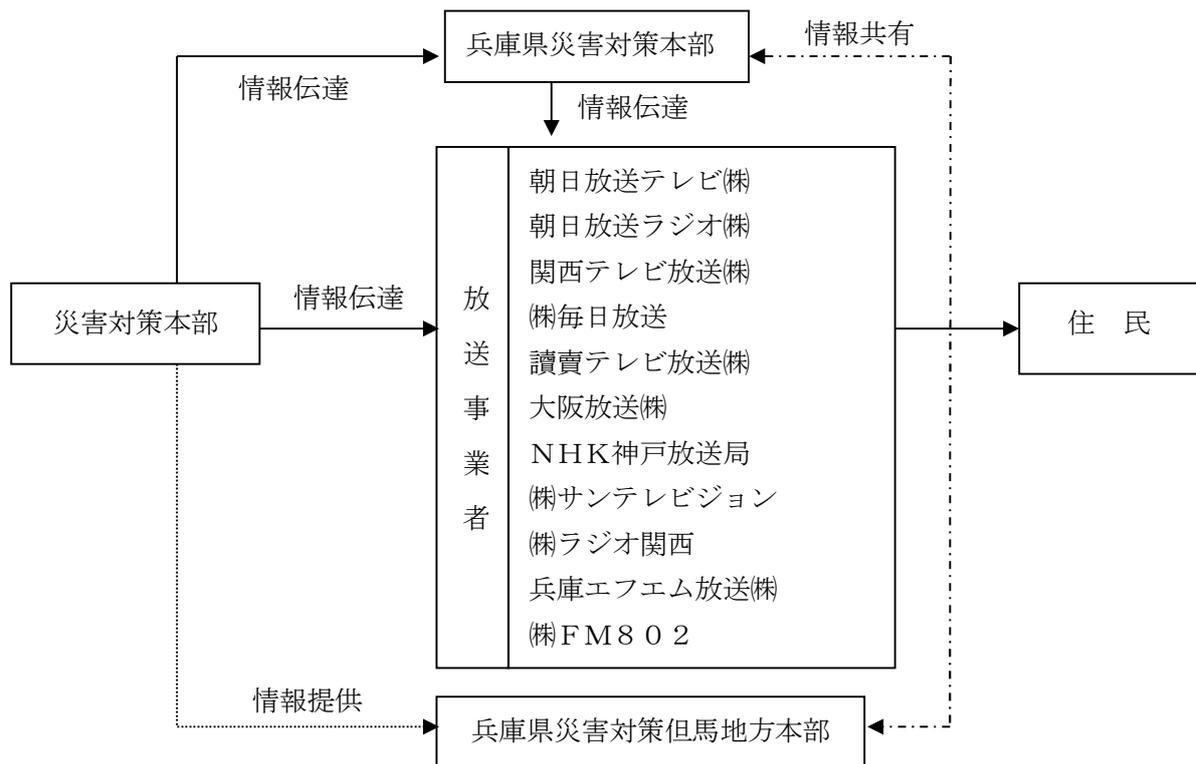
(ウ) 町が行う「警戒レベル3、高齢者等避難」

イ 情報伝達ルート

原則として町からFAXで直接放送事業者へ伝達する。

緊急を要するなどの状況によりFAXでの伝達が困難な場合は電話で連絡を行い、事後速やかにFAXで同一情報を提供する。

ウ 情報伝達ルート



2 町における広報

(1) 災害時の広報体制

災害時には、災害対策本部事務分掌に定める情報部において情報の一元化を図る。

(2) 災害情報の収集

ア 災害情報の収集については、本編、第2章第3節「情報の収集・伝達・調査」の定めるところにより行う。

イ 収集した資料を最大限に活用し、災害現場での現地取材を主として行い被害情報等の撮影記録及び他機関収集記録について提供を求めその他関係資料等の収集等に積極的に努めるものとする。

3 広報の実施

広報の実施については、前記、1基本方針「(1) 広報の内容」及び「(2) 広報の方法」により行う。

(1) 報道機関との連携を重視し、災害情報や応急対策等についてその都度、速やかに発表する。

(2) 住民に対する広報は報道機関を通じて必要な情報、注意事項及び応急対策など周知徹底を図るとともにテレビ、ラジオ等情報メディアの効果的活用を努める。

この他、次の対象について一般広報とは別系で情報伝達ルートを確認して実施するよう努める。

ア 避難所等

イ 町外避難者

ウ 障害者、高齢者等の要配慮者

エ 外国人

第2款 各種相談の実施

実施担当 調査部（税務課・地域振興課）、出納部（出納室）

第1 趣旨

被災者または関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動について定める。

第2 内容

町は、被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談または要望事項を聴取し、早急に所管課または関係機関と連絡調整のうえ、速やかに解決を図るよう努めるものとする。

第3款 災害放送の要請

実施担当 情報部（企画課・議会事務局・地域振興課）

第1 趣旨

災害時における放送要請について、次のとおり定める。

第2 内容

1 災害時における放送要請

町長は災害時において、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き県を通じて行うものとする。県への放送要請を行う場合は、次の事項を明らかにして要望するものとする。

なお、原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によるものとする。

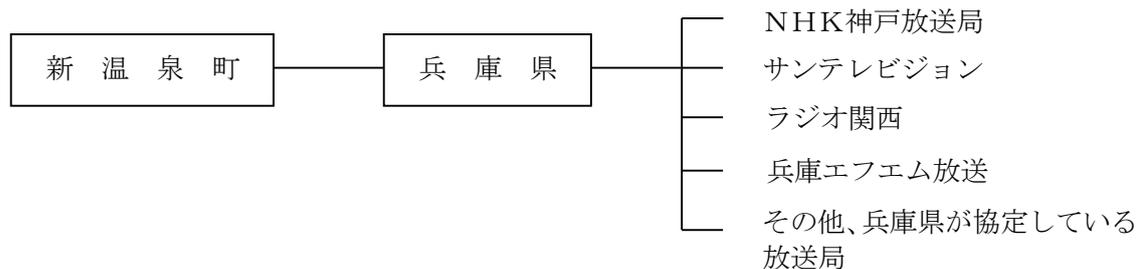
- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他放送上必要な事項

2 緊急放送の要請

町長は災害が発生し、または発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を保護するため避難指示等緊急に住民に対して周知する必要のある場合の緊急警報放送の要請は、やむを得ない場合を除き県に要請するものとする。

- (1) 緊急警報放送により放送要請をすることができる事項は次のとおりとする。

- ア 住民への警報、通知等
- イ 災害時における混乱を防止するための指示等
- ウ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの



第3節 消火活動の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

火災、地震その他の災害が発生した場合の被害の拡大防止を有効、適切に行うため、非常災害に有効に対処し得る消防体制を確立する。

第2 内容

1 消防施設の保全整備方針

火災時の消火活動の適正かつ効率化と、地震、水害その他災害の場合の活動の迅速を期するために、消防の機動性の向上に努める。

このため、現有消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ等の保守点検に万全を期するとともに、防火水槽等の設置及び水利の整備充実に努め、有事即応体制の整備を図る。

2 予防対策の強化

火災発生原因の多様化とともに、大火災発生防止の手段として行政立入検査等を強化するとともに、広報活動による防火思想の普及徹底を図る。

- ア 個別訪問による防火指導
- イ 年末の夜警、巡回等の特別警戒
- ウ 秋の火災予防運動時の町内パレード
- エ 自主防災組織、婦人防火クラブとの連携
- オ 防災講習会等の防災行事の実施

3 消防団員の教育訓練

防火活動は、施設の充実と人員の確保並びに業務従事者のより進歩した技術と知識によってその成果が期待できるものであり、しかも社会生活、環境等の変化に対応できる体制を維持するために、次のとおり訓練を実施して団員の資質の向上を図るものとする。

なお、消防団員の教育訓練は、団長が計画を策定し、町長と協議して実施する。

4 消防団員の現場活動要領

現場活動業務の種類		活 動 内 容	摘 要
消 火 活 動	人 命 救 助	消防署隊到着前における火元建物等の人命検索（聞き込み）、人命救助活動並びに避難誘導	消防署隊が到着したら、直ちに現場最高指揮者に状況報告をする。

	消 火	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消火器等による初期消火活動並びに関係者への初期消火活動の指示 2. 消防署隊到着直前における火元建物の火勢鎮圧並びに延焼防止のための注水（要救助者があるときは、その防護を主眼とする注水） 3. 消防署隊と連携しての火勢の鎮圧注水 4. 消防署隊の人命救助活動時における援護注水 5. 消防活動上の障害排除 6. 残火処理 7. その他消火活動に必要な業務 	消防署隊到着後は現場最高指揮者の指示を受ける。
	充 水	消防署隊引揚後における貯水槽(池)への充水	
情報収集	情報収集	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火元建物の家族の状況掌握(寝たきり高齢者、高齢者の独り暮らし、身体障害者等を重点)並びに報告 2. 火元建物等の危険物等の有無、位置、数量などの状況掌握並びに報告 3. 関係者及び避難者等の状況の掌握並びに報告 4. 地域住民を通じての各種情報の収集並びに報告 	原則として現場指揮本部へ報告する
警 戒	消防警戒等の設定	<ol style="list-style-type: none"> 1. ロープ等による消防警戒区域の設定並びに当該区域への出入りの禁止若しくは制限等 2. 現場保存区域の監視、警戒 	消防署隊到着時に消防警戒区域設定の指示を現場指揮本部から受ける。
警 戒	飛 火 警 戒	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高所見張り、巡ら等による飛火火災の警戒、早期発見 2. 可搬ポンプ等の移動配備あるいは消火器の集中配備等を行い、地域住民等の協力を得て飛火警戒 	消防署隊配備の必要性から原則として、現場指揮本部の指示を受ける。
	再 出 火 防 止 警 戒	可搬ポンプ（ポンプ車）を水利に配置し、ホース延長により再出火防止、警戒	異常を認めたとときあるいは警戒終了時には必ず消防本部へ報告する。

第4節 水防活動の実施

実施担当 建設部（建設課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

洪水等に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための水防活動について定める。

第2 内容

水防の責任、水防体制及び活動、住民への周知方法、情報連絡先及び使用通信施設、輸送並びに水防設備の確保、警察署との連携、隣接水防管理団体との協力応援、避難のための立退、水防記録については、別冊新温泉町水防計画の定めるところによる。

第5節 救援・救護活動等の実施

第1款 災害救助法の適用

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、情報部（企画課・議会事務局・地域振興課）
調査部（税務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）
援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）、農林水産部（農林水産課）、建設部（建設課）、商工部（商工観光課・地域振興課）、公園部（牧場公園課）、出納部（出納室）、教育部（教育委員会）、企業部（上下水道課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

町は、兵庫県、日本赤十字社兵庫県支部、その他関係機関及び住民等の協力のもと、災害救助法の適用に関する事項について定める。

第2 内容

1 適用基準

町長は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、県民局長及び警察署長と十分連絡をとり知事に対して上申する。

(1) 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

- ① 町内で住家の滅失世帯数が50世帯以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- ② 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ町の区域内で住家の滅失世帯数が25世帯以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達し、かつ町の区域内で住家の滅失世帯数が5世帯以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第3号）
- ④ 住家の滅失世帯が多数で、被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）
- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

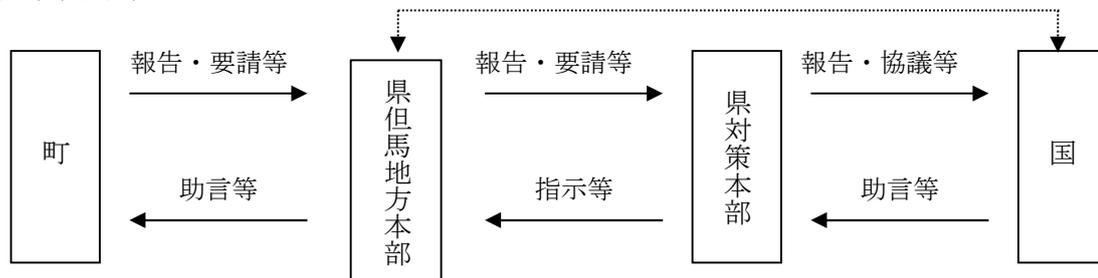
(2) 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、町において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合

2 適用手続

町長は、町における災害の規模が前記1に定める基準に該当し又は該当する見込みがある場合は次の報告系統により被害状況等を知事に報告しなければならない。

(報告等系統図)



※破線は、緊急の場合及び補助ルートとする。

3 救助の実施内容

町は、災害が大規模となり知事の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を行おうとするときは、知事が、町長の行うこととする事務の内容及び期間を町長に通知する。

町は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、町長が行うこととされた救助の事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務の内緊急を要する事務を実施する。

その実施の細目を次に定める。

- (1) 避難所の供与
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 障害物の除去

※ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)

4 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は次のとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することとする。

(1) 関係資機材の保有状況及び物資の調達計画

災害予防計画第3章第7節「防災資機材の整備」及び災害応急対策計画第3章第4節第6款「物資の供給」により実施する。

(2) 応急仮設住宅の建設予定地

災害応急対策計画第3章第5節第7款「住宅の確保」により実施する。

(3) 救助に関し必要な業者等の把握

町内商工会加入業者、建設業協会加入業者及び新温泉町上下水道工事指定工事店と災害時への支援について、本計画により協約を締結し、実施する。

(4) 救助に関する報告等の情報伝達計画

災害応急対策計画第2章第3節「情報の収集・伝達・調査」により実施する。

災害救助基準（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）

（令和4年8月1日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり （建設型応急住宅） 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり （建設型応急住宅） 6,285,000円以内 （賃貸型応急住宅） 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じて、地域の実情に応じた額で設定 3 （建設型応急住宅） 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	（建設型応急住宅） 災害発生の日から 20日以内着工 （賃貸型応急住宅） 速やかに供与	1 建設型応急住宅の場合における限度額は、平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
		全壊 流出	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
			冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内			災害発生の日から 14日以内		患者等の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から 7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から 3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修が行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり イ ロに掲げる世帯以外の世帯 655,000円以内 ロ 半壊（焼）に準ずる程度の損傷を受けた世帯 318,000円以内			災害発生の日から 3ヶ月以内		半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷とは、損害割合10%以上20%未満とする。		
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円			災害発生の日から（教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内		1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。		

埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 213,800 円以内 小人 (12 歳未満) 170,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 死体一時収容施設 通常の実費 上記が利用できない場合 1 体当たり 5,400 円以内 一時保存 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合や住家倒壊のおそれのある場合の雪下ろし等で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
賃金職員等 雇上費	4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分			
救助に要した 事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金 3 旅費 4 消耗品費 5 燃料費 6 食糧費 7 印刷製本費 8 光熱水費 9 修繕費 10 使用料及び賃借料 11 委託費 12 通信運搬費 13 災害ボランティアセンターに係る費用	応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる。	災害発生の日から 救助の期間内に支出したものに限る	救助費合算額に応じて定められた割合を乗じて得た額の範囲内が国庫負担の対象となり、その範囲内で県が予算措置した額を上限とする。
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定するもの	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は、別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第2款 人命救出活動の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

災害のため生命・身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出・保護するための対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 町は、救出活動を実施することとする。なお、災害救助法が適用された場合における被災者の救出、捜索は知事の委任を受けて町長が実施する。
- (2) 町長は、町において救出等の作業困難なときは警察、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (3) 町は、町域内における関係機関の救出活動の調整を行う。
- (4) 町は、救出活動が困難な場合は、県に対し次の事項を明らかにして、救出活動の実施の支援要請を行う。しかし、県への連絡不能のときは、自衛隊に状況を通知するものとする。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他必要な事項

2 救出隊の編成及び組織

- (1) 町は、救出班を編成し保有資機材をもって職員の動員と負傷者等の救出を実施する。
- (2) 消防本部及び消防団は、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、関係機関（警察署等）又は地元団体の協力を得て各部と連携を保ち、第1次行動は消防本部が行い、被害の状況により消防団をもって増強し実施するものとする。

なお、必要により兵庫県広域消防相互応援協力による県内消防本部及び緊急消防援助隊等の支援を要請する。
- (3) 自主防災組織、事業所の自衛消防組織、住民等は次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。
 - ア 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
 - イ 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
 - ウ 警察、消防機関等への連絡

3 実施の方法

実施の方法及び実施基準等については、災害救助法を適用する分については同法により、同法によらない分については同法に準じて行う。

(1) 災害救助法による実施基準

ア 災害にかかった者の救出

(ア) 災害にかかった者の救出は、災害のために現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生命不明の状態にある者に対して行うものとする。

(イ) 災害にかかった者の救出のために支出する費用の範囲は、船艇その他救出のために必

要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

(ウ) 災害にかかった者の救出を行う期間は、災害の発生の日から3日以内とする。

第3款 避難対策の実施

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）、教育部（教育委員会）

第1 趣旨

災害による避難のための立退きの指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護について定める。

第2 内容

1 実施機関

(1) 避難の指示

避難のための立退きの指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。

実施者	災害の種類	要件	根拠
町長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水津波高潮	洪水、津波又は高潮による氾濫により著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条
知事又は、その命を受けた吏員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。	地すべり等防止法第25条
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条

(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。

2 避難の実施

(1) 組織的避難を要する場合

- ア 火災の延焼拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合
- イ 大規模な津波の襲来が予想され、または襲来した場合
- ウ 地すべり等、大規模な地盤被害が予想され、または発生した場合
- エ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難する必要がある場合

(2) 避難の指示の基準

- ア 町長は、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル3、高齢者等避難」を発令することとする。
- イ 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要がある場合には、危険地域の住民等に対し「警戒レベル4、避難指示」を発令することとする。災害が実際に発生している又は切迫している状況を把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル5、緊急安全確保」を発令することとする。
- ウ 町長は、避難行動要支援者等へ的高齢者等避難、避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指定したとき、また、緊急安全確保を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- エ 安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等がある事から、災害リスクのある地域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定することとする。
- オ 避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要する場合は、居住者に対し、屋内での退避等の緊急安全確保措置を指示することとする。
- カ 警察官又は海上保安官は、町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は町長から要求があったときは、住民に対して避難の指示をすることができる。この場合は避難の指示をした旨を直ちに町長に通知する。
- キ 災害派遣を命じられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にはいない時は、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

避難情報等と居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>●居住者等がとるべき行動：命の危険、直ちに安全確保</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

<p>【警戒レベル4】</p> <p>避難指示</p> <p>(町長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <p>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>
<p>【警戒レベル3】</p> <p>高齢者等避難</p> <p>(町長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <p>・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>

(発令判断基準等)

ア 気象官署や防災関係機関より災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断される
とき

	気象庁が発表する情報			町の対応	住民の行動
	注意・警戒の対象とする災害				
	土砂災害	浸水害	洪水害		
約1日程度前、大雨の可能性が高くなる	大雨に関する気象情報			<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の連絡態勢確立 気象情報や雨量の状況を収集 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報・空の変化に注意 周りより低い場所など、危険箇所を把握 避難場所や避難ルートを確認しておく
半日～数時間前、大雨始まる 強さ増す	大雨注意報		洪水注意報	<ul style="list-style-type: none"> 注意呼びかけ 警戒すべき区域の巡回 	<ul style="list-style-type: none"> 最新の情報に注意して、災害に備えた早めの準備を 雨・風の影響を受けやすい地区・避難困難者は早めの行動！ 気象情報や外の様子に注意 非常用品や避難場所、避難ルートを確認 窓や雨戸など家の外の点検
数時間前～2時間程度前	大雨警報(土砂災害)	大雨警報(浸水害)	洪水警報	<ul style="list-style-type: none"> 警報の住民への周知 避難場所の準備・開設 必要地域に「警戒レベル3、高齢者等避難」 	<ul style="list-style-type: none"> 町が発表する避難に関する情報に注意し、必要に応じ速やかに避難
大雨が一層激しくなる	大雨に関する情報			<ul style="list-style-type: none"> 応急対応態勢確立 必要地域に「警戒レベル4、避難指示」 	<ul style="list-style-type: none"> ただちに命を守る行動をとる 避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる

				・避難呼びかけ	
広い範囲で 数十年に 一度の大雨	大雨 特別警報 (土砂災害)	大雨 特別警報 (浸水害)		・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 ・必要地域に「警戒レベル5、緊急安全確保」 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	「住居の位置」や「住居の構造」、「既に浸水が生じている状況なのか否か」によって「自宅外避難」の必要性は異なる。冷静な判断が重要。災害から命を守ることができる行動を考える。

イ 水防警報河川・水位情報周知河川が警戒水位を突破し洪水が生ずるおそれがあるとき

水防警報河川・水位情報周知河川						
名 称	指定区域	水位計	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
				水防団出動目安	高齢者等避難基準	避難指示基準
岸田川	全域	浜坂	1.40	2.40	2.90	3.20
		温泉	0.50	1.10	1.30	1.80
久斗川	流域	対田	1.50	2.20	2.80	3.10
大栃川	諸寄	諸寄	0.80	1.40	2.00	2.10

ウ 上記以外の河川の堤防に破堤につながるような亀裂等が発見された場合や河川の水位が堤防天端高から30cm未満となり、さらに水位の上昇が見込まれ、洪水が生ずるおそれがあるとき

エ 河川の上流地域が水害を受け下流の地域に危険があるとき

オ 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等について土砂災害警戒情報及び補足情報を受けたとき

土砂災害警戒基準雨量（消防庁）による基準

	避難準備情報	避難指示
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき
前日までの連続雨量が40mm以上あった場合	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを越え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき
前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が100mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき

(ア) その他の基準

a 警戒レベル3、高齢者等避難

- ・大雨警報（土砂災害）が発令され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キクル）が「警戒（赤）」となった場合

- ・「地域別土砂災害危険度」の「1時間後予測」及び「2時間後予測」がCL（土砂災害警戒基準線）を超えている場合
- ・警戒レベル3、高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- b 警戒レベル4、避難指示
 - ・「土砂災害警戒情報」が発表された場合
 - ・土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）で「危険（紫）」となった場合
 - ・「地域別土砂災害危険度」の「実況」がCL（土砂災害警戒基準線）を超え、かつ、「1時間後予測」及び「2時間後予測」がCLを超えている場合
 - ・警戒レベル4、避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
 - ・警戒レベル4、避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
 - ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
- c 警戒レベル5、緊急安全確保
 - ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合
 - ・土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）で「災害切迫（黒）」となった場合
 - ・土砂災害の発生が確認された場合

カ 火災（地震火災含む。）の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき

キ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき

ク 台風や発達した低気圧の接近・通過などにより、住民等に生命の危険を及ぼす高潮の発生又はそのおそれがあるとき

- a 警戒レベル3、高齢者等避難
 - ・高潮注意報の発表において、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合
 - ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれている場合
 - ・警戒レベル3、高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
 - ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、高潮特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
- b 警戒レベル4、避難指示
 - ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合

- ・警戒レベル4、避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- ・高潮注意報が発表され、夜間～翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合
- c 警戒レベル5、緊急安全確保
 - ・水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合
 - ・異常な越波・越流が発生した場合
 - ・水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合

高潮特別警戒水位

水位周知海岸	基準水位観測所	高潮特別警戒水位
但馬沿岸	津居山・柴山	T.P. +1.1m

どちらかの基準水位観測所が高潮特別警戒水位に到達すれば、高潮氾濫発生情報が発表される

ケ その他住民の生命又は身体を災害から保護するのに必要と認められるとき

(3) 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達等緊急を要する情報はあらゆる手段を用いて伝達するよう徹底を図る。

- ア 防災行政無線による伝達
- イ CATVによる伝達
- ウ 各地区の有線放送による伝達
- エ 町ホームページ（携帯版共）による伝達
- オ 広報車による伝達
- カ サイレンによる伝達
- キ 消防団員・自主防災組織等による口頭伝達
- ク しんおんせん防災ネットによる伝達
- ケ エリアメール、緊急速報メールによる伝達
- コ 衛星携帯電話による伝達
- サ その他

(4) 情報の伝達事項

町長は、避難指示等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。

- ア 予想される災害及び避難指示等が出された地域名
- イ 避難経路及び避難先
- ウ 避難時の服装、携行品
- エ 避難行動における注意事項

(5) 警戒区域の設定

ア 設定の基準（災害全般）

- (ア) 町長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合においては、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を

設定することとする。

(イ) 警察官又は海上保安官は、町長（権限を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

(ウ) 災害派遣を命じられた自衛官は、町長その他の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

イ 規制の内容及び実施方法

(ア) 町長は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講ずることとする。

(イ) 町長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

(6) 避難誘導

ア 避難の誘導は、警察官、消防職員、町職員等が行うものとするが、各地域ごとに責任者及び誘導員を定めておき、誘導にあたっては極力安全と統制をはかるものとする。

イ 避難の順序は病人、妊産婦、高齢者、幼児を優先し、一般の人を次順位とする。

町は、あらかじめ名簿等により避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。

ウ 住民は、あらかじめ自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所と避難経路を把握しておくこととする。

エ 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、浸水地等には必要に応じロープ等の資材を配置して誘導の安全を期するものとする。

オ 町は、避難に自家用車を使用しないよう指導する。（要配慮者は状況に応じて使用することができる。）

カ 水害時において、浸水想定区域にある避難所が浸水しているまたは浸水のおそれがある場合は町長の判断により開所しないので、最寄りの安全な避難所へ避難する。

キ 洪水により避難所へ避難することが困難なときは、コンクリート製の建物または丈夫な建物の2階以上に垂直避難する。

(7) 移送の方法

避難の移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両等により行うものとする。

ただし、避難経路の安全性が確認できない場合は車両等は使用しないものとする。

なお、被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、災害対策本部長は、県知事に対し応援要請を行うものとする。

3 緊急避難場所・指定避難所

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を町長が指定する。

(2) 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として町長が指定する。指定避難所の政令による基準は、以下の全てを満たすこととなっている。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ・速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること。
- ・想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
- ・車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

(3) 避難所の開設

避難所の開設は本部長が決定する。

避難所は災害の場所及び状況等により、学校・寺院・神社・その他公共的施設、民間の施設等を指定又は変更して開設するものとする。ただし、水害の場合は避難所であっても浸水することが予想されるため、過去の浸水や洪水ハザードマップにより浸水想定範囲内の避難所については、気象情報や降水雨量、目視により判断し、避難所の開設・閉所を決定する。

なお、浸水想定範囲内の避難所にあつては、開設・閉所の決定、代替避難所の指示を防災行政無線、CATV、広報車による広報、消防団等の呼び掛けによって周知する。避難後に浸水危機が発生した場合については、早期に他の安全な避難所へ誘導する。

避難行動要支援者への避難に関する情報伝達については、避難行動要支援者台帳をもとに、自主防災組織を中心に消防署、消防団、警察署、関係機関の協力を得て確実な方法により行う。

避難所の開設期間は、災害発生から7日以内とする。ただし、大規模災害発生時においては、発災後4週間（28日間）以内を目標とする。また、町長が必要と認めたときは延期することができる。

指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(令和3年3月16日現在)

指定緊急避難場所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備考
			計画規模	想定最大						想定最大時浸水深	
芦屋公会堂	—	芦屋	○	○	○	○	○	○	○	—	
芦屋坂	—	浜坂 芦屋・松原町・ 浜岡町・	—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
浜坂高校 体育館・トレーニング室	82-3174	御屋敷町・ 元堀町・浜町・ 戎崎町	○	○	○	○	○	○	○	—	津波時は松原町のみ
浜坂海岸レクリエーションセンター	82-0932		○	○	○	○	○	—	○	—	
高田記念碑	—	御屋敷町・ 浜町・浜岡町	—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
浜坂中学校 体育館	82-1104	宇都野町・ 緑町・南町・ 秋葉台	○	○	×	○	○	○	○	—	
浜坂体育センター	82-5244		○	×	×	○	○	○	○	3.0m未満	津波時は宇都野町のみ
B&G海洋センター	82-4512		○	×	○	○	○	○	○	3.0m未満	津波時は宇都野町のみ
文化会館	82-3328	栄町・東町1・ 東町2・東町3	○	△ 2階以上	○	○	○	—	○	3.0m未満	
下稲場(山)	—	旭町・南町	—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
秋葉山	—	京口1・秋葉台・ 東町1・東町2・ 東町3・泉町・ 栄町・緑町	—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
秋葉台公園	—	秋葉台	—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
新温泉町 商工会館	82-1152	旭町・京口町・ 京口1・京口2・ 泉町	○	△ 2階以上	○	○	○	○	○	3.0m未満	津波時は京口町・ 京口1・京口2・ 老松町・新町のみ
浜坂北小学校 体育館	82-1101	上六軒・高見1・ 高見2・高見3・ 奥中町・八幡町・	○	△ 1階以上	○	○	○	○	○	0.5m未満	津波時は八幡町・ 清水町・寺町・ 奥中町・上六軒町のみ
サンシー ホール浜坂	82-1735	門陀町・寺町・ 地堂1・地堂2	○	△ 2階以上	○	○	○	○	○	3.0m未満	津波時は門陀町のみ
浜坂子育て 支援センター	82-4152		○	○	○	○	○	—	○	—	
浜坂多目的 集会施設	82-4339	地堂1・地堂2・ 高見1・高見2・ 高見3	—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
浜坂認定 こども園	82-1360	新町・清水町・ 老松町	×	×	○	○	○	○	○	5.0m未満	

指定緊急避難場所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備考
			計画規模	想定最大						想定最大時浸水深	
ユートピア浜坂	82-5080	港筋町・小井津町・本町・下本町・中本町・柱松町	○	△ 1階以上	○	○	○	○	○	0.5m未満	津波時は本町・中本町・小井津町・下本町・港筋町・戎崎町・元堀町
荒神社	—	柱松町	—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
相応峰寺	82-0831	清富	○	○	×	○	○	○	○	—	
清富集会所	—	清富	×	×	○	○	○	○	○	5.0m未満	
指杭公会堂	—	指杭	○	○	×	—	○	—	○	—	
田井公園	—	清富・田井・指杭	○	○	○	—	○	—	○	—	
田井高齢者若者センター	—	田井	△ 2階以上	×	×	—	○	—	○	3.0m未満	
赤崎コミュニティ消防センター	—	赤崎	○	○	×	—	○	—	○	—	
和田公会堂	—	和田	○	×	×	—	○	—	○	—	
赤崎地区公民館(体育館)	—	田井・指杭	○	○	×	—	○	—	○	—	
赤崎公民館	82-3678	赤崎・和田	○	○	×	—	○	—	○	—	
三尾第1消防格納庫	—	大三尾	○	○	×	○	○	○	○	—	
旧御火浦保育所	—	小三尾	○	○	×	○	○	○	○	—	
御火浦コミュニティセンター	—	三尾	○	○	×	○	○	—	○	—	
椎木山駐車場	—	大三尾	—	—	—	—	—	○	—	—	
二日市高齢者等活性化センター	—	二日市	○	△ 2階以上	×	—	○	—	○	3.0m未満	
大庭認定こども園	82-1239	二日市・福富	△ 1階以上	×	○	—	○	—	○	5.0m未満	
福祉センター	82-1071		△ 1階以上	×	○	—	○	—	○	5.0m未満	
福富集会所	—	福富	×	×	○	—	○	—	○	3.0m未満	
戸田公会堂	—	戸田	○	△ 2階以上	○	—	○	—	○	3.0m未満	

指定緊急避難場所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備考
			計画規模	想定最大						想定最大時浸水深	
三谷公会堂	—	三谷	○	× 河岸浸食	○	—	○	—	○	—	
栃谷公会堂	—	栃谷	○	×	○	—	○	—	○	5.0m 未満	
田君集落センター	—	田君	○	×	○	—	○	—	○	3.0m 未満	
七釜ふれあいセンター	—	七釜	×	×	×	—	○	—	○	10.0m 未満	
新市生活改善センター	—	新市	△ 2階以上	×	○	—	○	—	○	5.0m 未満	
古市ふれあいセンター	—	古市	×	× 氾濫流	×	—	○	—	○	10.0m 未満	
用土ふれあいセンター	—	用土	○	△ 1階以上	×	—	○	—	○	0.5m 未満	
浜坂南小学校体育館	82-1237	栃谷・田君・七釜・ 新市・古市・用土・ 若松町・後山	○	×	○	—	○	—	○	5.0m 未満	
対田生活改善センター	—	対田	○	△ 2階以上	○	—	○	—	○	3.0m 未満	
久谷民俗芸能伝承館	—	久谷	△ 1階以上	△ 2階以上	×	—	○	—	○	3.0m 未満	
高末公民館	—	高末	○	△ 2階以上	×	—	○	—	○	3.0m 未満	
正法庵生活改善センター	—	正法庵	○	○	×	—	○	—	○	—	
辺地集会所	—	辺地	○	○	×	—	○	—	○	—	
藤尾公会堂	—	藤尾	○	× 河岸浸食	○	—	○	—	○	—	
浜坂東小学校体育館	82-1238	対田・久谷・ 高末・正法庵・ 辺地・藤尾	○	×	×	—	○	—	○	3.0m 未満	
境集会所	—	境	○	× 河岸浸食	×	—	○	—	○	0.5m 未満	
旧大味分校	—	大味・中小屋	○	○	○	—	○	—	○	—	
久斗山公会堂	85-0047	久斗山	○	× 河岸浸食	×	—	○	—	○	3.0m 未満	
久斗山地区公民館	—		○	× 河岸浸食	×	—	○	—	○	3.0m 未満	
諸寄基幹集落センター	82-5233	諸寄・釜屋	○	△ 2階以上	×	○	○	—	○	3.0m 未満	

指定緊急避難場所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備考
			計画規模	想定最大						想定最大時浸水深	
奥町公会堂	—	奥町	○	△ 2階以上	×	○	○	—	○	3.0m未満	
浜坂西小学校体育館	82-1134	諸寄・奥町	○	○	×	○	○	—	○	—	
浜坂漁業協同組合諸寄支所	82-1140	諸寄	○	×	○	○	○	—	○	—	
龍満寺	82-5501		○	○	×	○	○	—	○	—	
J R 諸寄駅	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
178国道歩道橋	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
八坂神社	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
大谷の山	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
為世永神社	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
日和山	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
川部の山側	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
釜屋公会堂	—		釜屋	○	○	×	○	○	○	○	—
旧国道平尾下	—	—		—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
居組農山漁村婦人の家	82-4447	居組	○	△ 2階以上	×	○	○	—	○	3.0m未満	
居組地区公民館(体育館)	—		×	×	×	○	○	—	○	3.0m未満	
居組公民館	82-4034		×	×	×	○	○	—	○	3.0m未満	
居組東浜道路	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
龍雲寺	82-4037		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
龍神堂	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
大歳神社	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
春来地区公民館(旧春小)	92-1094	春来	○	○	○	—	○	—	○	—	
春来公民館	50-1366		○	○	○	—	○	—	○	—	

指定緊急避難場所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備考
			計画規模	想定最大						想定最大時浸水深	
歌長公民館	50-3481	歌長	○	× 河岸浸食	×	-	○	-	○	-	
高山公民館	50-2017	高山	○	○	×	-	○	-	○	-	
美方郡農村総合研修センター	92-1910	高山・歌長	○	× 河岸浸食	○	-	○	-	○	3.0m未満	
数久谷公民館	50-2667	数久谷	○	○	×	-	○	-	○	-	
夢ホール	92-1870	歌長・湯	○	× 氾濫流他	×	-	○	-	○	-	
湯集会施設	92-1884	湯	○	○	×	-	○	-	○	-	
温泉小学校体育館	92-1092		○	○	×	-	○	-	○	-	
細田公民館	92-2532	細田	×	× 河岸浸食	○	-	○	-	○	-	
夢が丘中学校体育館	92-1090		○	○	×	-	○	-	○	-	
竹田公民館	92-0043	竹田	△ 2階以上	× 氾濫流	×	-	○	-	○	3.0m未満	
後山公民館	50-1949		○	○	×	-	○	-	○	-	
井土集落センター	92-1964	井土・井土団地	○	○	×	-	○	-	○	-	
今岡金屋公民館	92-0787	今岡金屋	○	× 河岸浸食	×	-	○	-	○	3.0m未満	
旧熊谷小学校体育館	92-1178	熊谷	○	× 河岸浸食	×	-	○	-	○	-	
熊谷多目的集会施設	92-1888		○	○	×	-	○	-	○	-	
仁連寺集会施設	50-0252		○	○	×	-	○	-	○	-	
伊角公民館	50-0399	伊角	○	× 河岸浸食	×	-	○	-	○	-	
切畑公民館	92-2176	切畑	○	× 河岸浸食	×	-	○	-	○	-	

指定緊急避難場所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備考
			計画規模	想定最大						想定最大時浸水深	
多子公民館	92-1153 CATV 電話	多子	○	○	○	-	○	-	○	-	
桐岡公民館	92-2110	桐岡	○	○	×	-	○	-	○	-	
丹土公民館	92-0440	丹土	○	○	×	-	○	-	○	-	
中辻公民館	92-1894	中辻	○	○	×	-	○	-	○	-	
塩山公民館	92-1887	塩山	○	○	×	-	○	-	○	-	
農村環境改善センター	92-0770	飯野	○	×	○	-	○	-	○	-	
千原公民館	50-0678	千原・あさひヶ丘	○	○	×	-	○	-	○	-	
鐘尾公民館	93-0112	鐘尾	○	×	×	-	○	-	○	-	
旧八田小学校体育館	93-0601	千谷	○	×	×	-	○	-	○	-	
宮脇公民館	50-0193	宮脇	○	×	×	-	○	-	○	3.0m 未満	
内山公民館	50-0776	内山	○	○	×	-	○	-	○	-	
越坂公民館	50-0267	越坂	○	○	×	-	○	-	○	-	
海上公民館	93-0533	海上	○	○	×	-	○	-	○	-	
前公民館	50-5455	前	○	○	×	-	○	-	○	-	
石橋公民館	50-5762	石橋	○	○	○	-	○	-	○	-	
田中公民館	50-1249	田中	○	○	×	-	○	-	○	-	
上山高原ふるさと館	99-4600		○	○	○	-	○	-	○	-	
奥八田交流館みあけ	93-0088		○	○	○	-	○	-	○	-	
岸田公民館	50-3124	岸田	○	×	○	-	○	-	○	3.0m 未満	
青下公民館	50-2740	青下	○	○	○	-	○	-	○	-	

「○」: 適、「△」: 不適、「×」: 不適、「-」: 対象外

「△」の場合: 他の避難場所へ避難する。(安全な場所への移動、近隣の高い場所への移動など)

ただし、他の避難場所へ避難することが出来ない場合は、洪水想定区域の算出に用いた降雨量や避難場所の浸水深などを参考にして避難場所での垂直避難を検討する。

「×」の場合: 他の避難場所へ避難する。(安全な場所への移動、近隣の高い場所等への移動など)

	想定最大規模降雨	計画規模降雨
岸田川	518mm/24 時間	248mm/24 時間
大栃川	444mm/12 時間	170mm/12 時間
結 川	463mm/12 時間	158mm/12 時間

指定避難所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備考
			計画規模	想定最大						想定最大時浸水深	
浜坂中学校	82-1104	旧浜坂小学校区	○	○	×	○	○	○	○	-	
浜坂体育センター	82-5244		○	×	×	○	○	○	○	3.0m 未満	
B&G海洋センター	82-4512		○	×	○	○	○	○	○	3.0m 未満	
浜坂高校 体育館・トレーニング室	82-3174	旧浜坂小学校区	○	○	○	○	○	○	○	-	
浜坂中学校 体育館	82-1104	旧浜坂小学校区	○	○	×	○	○	○	○	-	
浜坂北小学校 体育館	82-1101		○	×	○	○	○	○	○	0.5m 未満	
赤崎地区公民館 (体育館)	-	旧赤崎小学校区	○	○	×	-	○	-	○	-	
御火浦 コミュニティセンター	-	旧御火浦小学校区	○	○	×	○	○	○	○	-	
浜坂南小学校 体育館	82-1237	旧大庭小学校区 及び後山	○	×	○	-	○	-	○	5.0m 未満	
浜坂東小学校 体育館	82-1238	旧久斗小学校区	○	×	×	-	○	-	○	3.0m 未満	
久斗山地区 公民館	-	旧久斗山小学校区	○	×	×	-	○	-	○	3.0m 未満	
諸寄基幹 集落センター	82-5233	旧諸寄小学校区	○	×	×	○	○	-	○	3.0m 未満	
浜坂西小学校 体育館	82-1134		○	○	×	○	○	-	○	-	
居組地区公民館 (体育館)	-	居組	×	×	×	○	○	-	○	3.0m 未満	
春来地区公民館 (旧春小)	92-1094	春来	○	○	○	-	○	-	○	-	
夢ホール	92-1870	高山・歌長・湯・数久谷	○	×	×	-	○	-	○	-	

指定避難所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な 火事	洪水	備考
			計画規模	想定最大						想定最大 時浸水深	
温泉小学校 体育館	92-1092	湯	○	○	×	-	○	-	○	-	
夢が丘中学校 体育館	92-1090	細田・竹田・ 井土・今岡金屋	○	○	×	-	○	-	○	-	
旧熊谷小学校	92-1178	熊谷・伊角	○	×	×	-	○	-	○	-	
健康公園 体育館	92-1713	切畑・多子・ 桐岡	○	○	○	-	○	-	○	-	
照来小学校 体育館	92-1093	丹土・中辻・ 塩山・飯野	○	○	○	-	○	-	○	-	
旧八田小学校 体育館	93-0601	千原・ あさひヶ丘・ 鐘尾・千谷・ 宮脇・内山・越坂	○	×	×	-	○	-	○	-	
旧奥八田 小学校体育館	-	海上・前・石橋	○	○	○	-	○	-	○	-	
上山高原 ふるさと館	99-4600	田中・岸田・ 青下・霧滝	○	○	○	-	○	-	○	-	

「○」：適、「×」：不適、「-」：対象外

	想定最大規模降雨	計画規模降雨
岸田川	518mm/24時間	248mm/24時間
大栃川	444mm/12時間	170mm/12時間
結川	463mm/12時間	158mm/12時間

- 注 1 避難所の収容人員を超えたときは、特別教室等を使用し、収容人員の増員を図るとともに、他の地区の収容人員に余裕のある避難所に移動する。
- 2 新型インフルエンザ等への感染防止対策として、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するために、指定避難所だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、その他の公共的施設や民間施設等の避難所としての活用等を検討することとする。
- 3 町は、新型インフルエンザ等の感染症に対応した避難所運営等を円滑に行えるよう、避難方法などの住民への事前周知のほか、避難所で必要な物資・資機材、要員の配備や役割分担・手順を確認するなど、必要な準備を整えておくとともに、避難所運営マニュアルに新型インフルエンザ等の感染症への対応を適宜反映させるものとする。
- 4 避難経路については避難開始場所から最短距離を選択して主要道路に至り、避難所から最短距離の位置まで主要道路を移動し、避難所に到達する経路を設定するものとする。
- 5 町は、避難所の場所について、標識、広報紙の掲載等により住民に周知徹底を図るとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、災害時には可能な限り多くの避難所を開設し、防災行政無線やホームページ、アプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- 6 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、教育委員会及び当該学校と町防災担当部局は十分協議し、継続的に連絡会議

等を開催して施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平素からの協力・連携体制の充実に努めることとする。

7 避難所の運営については、避難所の設置・運営に係る町の責任の明確化と初動体制の整備、町、学校、地域コミュニティ相互の役割分担と連携強化、避難所運営にあたる教員の防災に関する知識の涵養を基本原則とする。

8 表中電話番号の(50局)はCATV電話の電話番号である。

(4) 避難所の運営

町は、避難所の開設及び運営に関して、町及び住民がそれぞれ担うべき役割を明確にし、避難所での救援・救護活動の実施について定める避難所運営マニュアル等の作成に努めることとする。

ア 町は、あらかじめ避難所ごとの担当職員を居住地にも配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努める。

イ 町は避難所の運営を行うために、原則として最低2名の町職員を派遣して駐在させ避難住民との連絡にあたらせる。

ウ 避難所から本部への連絡は避難所に駐在する町職員が行い、町職員が不在の場合は自主防災組織の代表が行うものとし、学校施設の避難所は教職員又は自主防組織の代表が行うものとする。

エ 避難所から本部への通信手段は施設に備え付けの有線電話を使用し、有線電話がない施設は個人の携帯電話を借り上げて使用する。

オ 災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

(ア) 施設等開放区域の明示

(イ) 避難者誘導・避難者名簿の作成

(ウ) 情報連絡活動

(エ) 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

(オ) ボランティアの受入れ

(カ) 炊き出しへの協力

(キ) 避難所運営組織づくりへの協力

(ク) 重傷者への対応

カ 自主防災組織は、避難所の運営に関して町に協力するとともに役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

キ 避難所の運営のため電気、水道、下水道など優先的に応急復旧をする。

ク 町は、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、管理責任者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。

ケ 町は、ボランティア活動について、ボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

- コ 新型インフルエンザ等への感染防止対策が必要な場合、町は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行い、避難者の受入にあたっては、避難者受付前に健康チェック、検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症に留意した避難所運営を行うとともに、分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により避難対策を推進することとする。
- サ 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染症による自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておくものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース及び資材の確保に努める。
- シ 町は避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難者生活に必要な物品の確保や食料飲料水等の提供、炊き出し等を行う。
- ス 町は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、町で対応が困難な場合は、県に要請することとする。
- セ 町は避難生活の長期化による精神的・身体的疲労に伴う健康状態の悪化や生活環境の激変に伴う心身の変化に対しては、迅速に対応し避難者の健康保持に努める。
- ソ 町は、保健、衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護（避難所開設当初からパーテーションを設置する等）するほか、文化的・福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるように努める。
- タ 町は、要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。
- 〔女性のニーズ例〕
女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等
- 〔性的マイノリティのニーズ例〕
性的マイノリティに配慮した物干し場や更衣室の確保、多目的トイレの設置、アウトティング(本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)防止への配慮等プライバシーの確保、性的マイノリティが相談できる場づくり等
- チ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ツ 町は、あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を設置するよう努めることとする。

テ 発災直後に避難した住民の受入にあたっては、高齢者、障害者、傷病者等の要配慮者を優先し、暖かいところ、トイレに近いところを確保する。2日目以降の高齢者、障害者、傷病者等の収容については、可能な限り専用避難所若しくは専用施設等へ移送する。やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなど代替措置をとるよう努める。

ト 避難所開設期間中に必要となる業務は、可能な限り地区若しくは避難者自身で行う。避難所が不足する場合は、県並びに関係機関、団体、事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の確保、野外受入施設（テント）等の確保により対応する。

ナ 町は、想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合等には、立地条件や施設の耐水性等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を、避難所として位置付けることができることとする。

ニ 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

(5) 避難所開設の報告

避難所を開設した場合は県、美方警察署等の関係機関へ、次の事項を報告する。

- ア 避難所開設の場所
- イ 避難所開設の日時
- ウ 収容状況、収容人員
- エ 炊き出し等の状況
- オ 開設期間の見込み

(6) 避難所の設備

ア 町は、避難所の指定にあたり、施設の現状や整備計画等を勘案のうえ、地域の実情に応じて貯水槽、倉庫、通信設備、非常用発電機等の整備や食料、物資の備蓄等の計画的な実施に努めるものとし、避難所の設備の整備に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮するものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 避難所となる施設の管理者は、高齢者、障害者等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努める。

(7) 避難状況の報告

避難場所に派遣された要員は、避難者数、避難者の健康状態その他必要な事項について本部長（町長）に連絡する。

(8) 避難所の衛生対策

ア 仮設トイレの確保

町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。仮

設トイレの確保が困難な場合は、県に斡旋を依頼することとする。

イ 入浴・洗濯対策

町は、仮設風呂や洗濯機を設置管理することとする。その確保が困難な場合は、県に民間業者の斡旋や自衛隊への協力要請等を依頼することとする。

ウ 感染症予防対策

感染予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努め、被災地において新型インフルエンザ等の感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(9) 学校を避難所として使用する場合は、避難所の円滑な運営並びに学校の早期再開を行うため、次の施設を使用しないよう徹底する。

ア 校長室、職員室、事務室、放送室、専門機器や化学薬品等のある特別教室

イ 保健室、和室（負傷者や医療行為の必要な避難者を除く）

(10) 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

4 避難所の縮小・閉鎖

(1) 縮小・閉鎖は本部長が決定する。

(2) 本部長はライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況など、避難者が自立した生活を再建できると総合的に判断した場合は避難所の縮小・閉鎖を検討する。

5 福祉避難所の設置

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では避難生活に支障をきたす要配慮者のために、福祉避難所を指定する。一般的には二次的な避難所として位置付けられ、指定避難所から条件を満たした場合に移動する。重篤者は最初から福祉避難所に直接避難する。一般の避難所での生活が困難で、福祉避難所の開設が必要と判断した場合に施設管理者へ開設を要請する。

(1) 福祉避難所として指定する施設

福祉避難所として利用可能な施設としては、以下の施設が良い。（ガイドライン）

- ・ 指定避難所（小・中学校、公民館等）
- ・ 老人福祉施設（デイサービスセンター、小規模多機能施設等）、障害者支援施設等の施設（公共・民間）、保健センター、養護学校
- ・ 宿泊施設（公共・民間）

(2) 福祉避難所の指定要件

ア. 施設自体の安全性が確保されていること。

- ・ 原則として、耐震、耐火構造の建築物であること。〔地震、火災〕
- ・ 原則として、土砂災害危険箇所区域外であること。〔土砂災害〕
- ・ 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配

慮者の避難生活のための空間を確保できること。〔水害〕

- ・ 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
- イ. 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
 - ・ 原則として、バリアフリー化されていること。
 - ・ バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。
- ウ. 要配慮者の避難スペースが確保されていること。
 - ・ 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。
(1人あたり面積については、目標値も実際の面積も地方公共団体により様々であるが、概ね2～4㎡/人が多い。)

福祉避難所

令和5年2月15日現在

	施設名	住所
1	公立浜坂病院	新温泉町二日市184番地の1
2	介護老人保健施設ささゆり	新温泉町二日市177番地
3	保健福祉センターすこやか〜に	新温泉町湯1019番地
4	浜坂中学校	新温泉町浜坂77番地の185
5	夢が丘中学校	新温泉町細田38番地
6	浜坂北小学校	新温泉町浜坂2620番地
7	浜坂東小学校	新温泉町高末390番地の1
8	浜坂西小学校	新温泉町諸寄1181番地
9	浜坂南小学校	新温泉町栃谷402番地の3
10	温泉小学校	新温泉町湯28番地
11	照来小学校	新温泉町桐岡374番地
12	観光交流センター「薬師湯」	新温泉町湯1604番地
13	ユートピア浜坂	新温泉町浜坂1352番地の1
14	奥八田交流館みあけ	新温泉町石橋744番地の1

(3) 福祉避難所の利用対象となる者

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその家族。

なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるので原則として福祉避難所の対象とはしていない。

(4) 開設期間

開設期間は、災害発生の日から最大7日間と定め、延長が必要な場合は必要最小限期間を延長することとする。

(5) 福祉避難所の拡大

大規模災害に備えて民間の福祉施設や宿泊施設にも協力を要請していくものとする。

(6) 人手と資器材

開設に当たっての必要な人材配置や物資について整備をしていくこと。

(7) 災害発生時における福祉避難所の開設手順

災害発生 ⇒ 災害判断により指定避難所開設 ⇒ 要配慮者に別の避難所が必要と判断した場合 ⇒ 福祉避難所の開設を決定 ⇒ 開設依頼 ⇒ 職員派遣（保健師・看護師等の派遣）

6 広域避難・広域一時滞在

(1) 県内における広域避難及び広域一時滞在

町は、被災した住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を直接協議するものとする。

その際、県に対し、協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めるものとする。

(2) 県外における広域避難及び広域一時滞在

町は、被災した住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めるものとする。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村と協議するものとする。

(3) 県や他市町村から協議を受けた場合

町は、県や他市町村から協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供するものとする。

(4) 情報共有

町は、広域避難及び広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在进行している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備するものとする

(5) 広域避難及び広域一時滞在への配慮

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞用の用にも供することについて定めるなど、他市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞用の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得るよう努めることとする。

第4款 食料の供給

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、教育部（教育委員会）

第1 趣旨

災害が発生した場合には、罹災者及び応急対策従事者に対し、すみやかに食品の応急給与を行い人心の安定と応急対策活動の円滑な推進を図るものとする。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 町長は、被災者等への食料の供給を実施するものとする。災害救助法が適用された場合は、被災者に対するものについては、町長が県知事の委任を受けて実施する。
- (2) 防災関係機関は、防災要員に対する食料の供給を実施するものとする。
- (3) 町は、広域にわたる大災害が発生した場合は、状況により、県に食料の供給及び供給幹旋を要請するものとする。
- (4) 住民は、自ら3日分の食料を備蓄し、災害発生時に活用するものとする。

2 供給対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は、床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者
- (5) その他本部長が必要と認める者

3 給与の方法

食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を給与するものとする。

(1) 米飯の炊き出し

米飯の炊き出しは、町学校給食センター調理場及び有限会社湯村炊飯センターに協力を要請して行う。

(2) 産業給食（弁当等）による食品の給与

炊き出し施設の利用が不可能な場合、又は炊き出し施設の利用だけでは充当不可能の場合は、民間給食業者に提供を要請する。

(3) 食品の品目としては次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮することとする。

- (ア) 炊出し用米穀、弁当、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食類
- (イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム、ソーセージ、調理缶詰、緑茶等の副食類・飲料水
- (ウ) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

4 食料の備蓄及び調達

災害時の給与に備えて食料の備蓄を行うこととし、目標人数を1,000人に設定して調達に努める。

また、災害時の食料調達は次のとおりとする。

(1) 米穀

町長は被災者に対して給与の必要があると認めた場合は、町内取扱店へ発注するものとする。

(2) パン類及びその他の食品

町内業者に発注し優先的に購入できるよう協定書を締結するものとする。

(1)(2)の方法で、応急食料に不足が生じる場合及び被災者等への食料の供給が困難な場合、必要に応じ次の事項を示して、県へ供給斡旋を要請するものとする。

(ア) 供給斡旋を必要とする理由

(イ) 主食、副食の必要な品目、数量

(ウ) 引渡しを受ける場所及び担当責任者

(エ) 荷役作業者の派遣の必要の有無

(オ) その他参考となる事項

5 炊出し場

学校給食センターを主とし、その他必要に応じて各避難所に臨時設置する。

6 供給方法

責任者を通じて行い、その他の罹災者には直接又は、小売販売業者を指定して供給する。

7 輸送方法

避難所等の被災者には、調達業者車両による輸送を実施する。

なお、県より町の防災拠点までの搬送は、兵庫県地域防災計画の定めるところによるものとする。

8 配分の方法

町は被災者への配分を行うことを原則とするが、配分に際しての基準値は次のとおりとする。

ア 炊出し用として供給する場合

一人1食あたり 200g

イ 通常の供給機関以外で供給する場合

一人1食あたり 400g

ウ 救助、復旧作業等現場及び特定職場への現場給食、供給する場合

一人1食あたり 300g

第5款 応急給水の実施

実施担当 企業部（上下水道課）

第1 趣旨

災害時における被災者等に対する給水対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

(1) 町は、被災者等へ飲料水及び生活用水の供給を実施することとする。

(2) 住民は、自ら3日分の飲料水を備蓄し、災害発生時に活用することとする。

2 給水対象

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者。

3 給水量

町は災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、

20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、その以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させることとする。

内容 時系列	期 間	1人あたり水量 (リットル/日)	水量の 用途内訳	給水方法と 応急給水量の想定
第1次 給 水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用と併 せ水を得られなかった者 に対する応急拠点給水
第2次 給 水	4日目から 10日まで 11日目から 20日まで	3～20 20～100	調理、洗面等最低 限生活に必要な 水量 最低限の浴用、洗 濯に必要な水量	自己防災組織を中心とす る給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に 設置する仮設拠点給水
第3次 給 水	21日目から完 全復旧まで	100～	被災前水量通常 給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

第6款 物資の供給

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、援護衛生部（健康課・福祉課・地域振興課）

第1 趣旨

災害時における被災者等に対する緊急物資の供給対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 町長は、被災者等への緊急物資の供給を実施するものとする。災害救助法が適用された場合は、被災者に対するものについては、町長が県知事の委任を受けて実施する。
- (2) 防災関係機関は防災要員に対する、物資の供給を実施する。
- (3) 町は、大災害が発生した場合は状況により、県に緊急物資の供給、調達、斡旋を要請するものとする。
- (4) 住民は、自ら3日分の生活必需品を備蓄し、災害発生時に活用することとする。

2 供給対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他、生活上必要な最小限度の家財を失った者
- (3) 生活必需物資が無く、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 調達方法

災害救助用物資は、町内の商店より調達する。数量は、災害の程度に応じて総務部において決定する。調達方法は、電話又は直接自動車を派遣する。

物資品目は被災した日から直ちに必要となるものに重点をおくとともに、要配慮者に対して配慮するものとする。

4 緊急物資の供給要請

(1) 町は、災害により緊急物資に不足が生じる場合、必要に応じ次の事項を示して、県へ供給斡旋を要請するものとする。

- ア 供給斡旋を必要とする理由
- イ 必要な緊急物資の品目、数量
- ウ 引渡しを受ける場所及び担当責任者
- エ 荷役作業者の派遣の必要の有無
- オ その他参考となる事項

(2) 町は、業務完了までの間、緊急物資の在庫量の把握を行う。

5 輸送方法

第5節第4款「食料の供給」に準じて実施する。

6 供給の方法

第5節第4款「食料の供給」に準じて実施する。

7 配分の方法

町は、被災者への配分を行うことを原則とし、物資の用途、数量、被災者数により実施する。

第7款 住宅の確保

実施担当 建設部（建設課）

第1 趣旨

災害により住宅が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、県、町連携のもとに応急仮設住宅を建設するとともに、住宅が半壊、半焼し、日常生活に欠くことのできない部分を自らの資力では応急修理できない者に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。

第2 内容

1 実施機関

応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理は町が行う。災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅の設置は原則として知事が行う。なお、知事の職権の一部を委任された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は本部長が行うものとする。

2 住宅対策の主な種類と順序

(1) 災害直後

- ア 避難所の設置
- イ 空き家の斡旋
- ウ 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
- エ 仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去
- オ 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
- カ 住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、斡旋

(2) 引続き実施すべき対策

- ア 国民生活金融公庫による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付け(特別貸

付け)

- イ 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- ウ 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- エ 土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施
- オ 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- カ 民間住宅の復興に対する支援

3 応急仮設住宅の建設

(1) 実施期間

町は被災者への応急仮設住宅の建設、管理を実施するとともに被災建物の日常生活に欠くことのできない部分への応急修理を実施する。

また、大規模災害等で、町による対応が困難と考えられる場合は、県による建設が検討される。

(2) 入居基準

- ア 住家が全焼、全壊又は流出した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自己資金による住宅確保困難な者

(3) 設置戸数

全焼、全壊、流出世帯の合計数の30%以内を原則とする。

(4) 供給方法

町は、平時から業界の協力を得られるように努めるものとする。

(6) 住宅の構造

住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り入居者の状況や利便性の配慮に努めるものとする。

(7) 入居者の認定

- ア 町は、自己資力で、住宅の応急修理不可能者を対象に認定する。
- イ 町は、高齢者、障害者の優先入居等、要配慮者への配慮に努めるものとする。
- ウ 生活保護世帯から順次入居させ、高齢者や障害者等の要配慮者の優先入居を十分配慮する。

(8) 管理

町において通常の管理を行うものとする。

(9) 生活環境の整備

- ア 町は仮設住宅等の整備とあわせて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりの促進に努める。
- イ 町は、地域の状況により、商業施設、医療施設の整備を行うとともに福祉、医療サービスが必要な独居高齢者、障害者等に対してケースワーカーの配置、手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かい対応に努めるものとする。

4 空き家住宅の確保

町は、公営住宅等の空き家住宅の斡旋に努めるものとする。

5 住宅の応急修理

(1) 町は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己資金による住宅応急修理不能者（半壊及び半焼、準半壊）又は大規模なに補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、ブルーシートの展張等を含む応急修理を実施するものとする。

(2) 町は、建設業者不足や建築資機材の調達が困難な場合は、県に対し可能な限り次の事項を連絡し斡旋調達を依頼するものとする。

ア 被害戸数（大規模半壊、半壊、半焼、準半壊）

イ 修理必要戸数

ウ 調達を必要とする資機材の品目、数量

エ 派遣を必要とする建築業者数

オ 連絡責任者

カ その他参考となる事項

6 住宅等に流入した土石等障害物の除去

(1) 町は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し障害物の除去を実施するものとする。

(2) 町は、対応が困難なときは県に対し、可能な限り次の項目を示して応援を求めるものとする。

ア 除去を必要とする住家戸数

イ 除去に必要な人員

ウ 除去に必要な期間

エ 除去に必要な機械器具の品目別数量

オ 除去した障害物の集積場所の有無

カ その他参考となる事項

7 公営住宅法による災害公営住宅建設及び既設公営住宅復旧事業

兵庫県地域防災計画の定めるところによる。

8 住宅相談窓口の設置

町は住宅相談対策窓口を設ける。

第8款 救急医療の提供

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

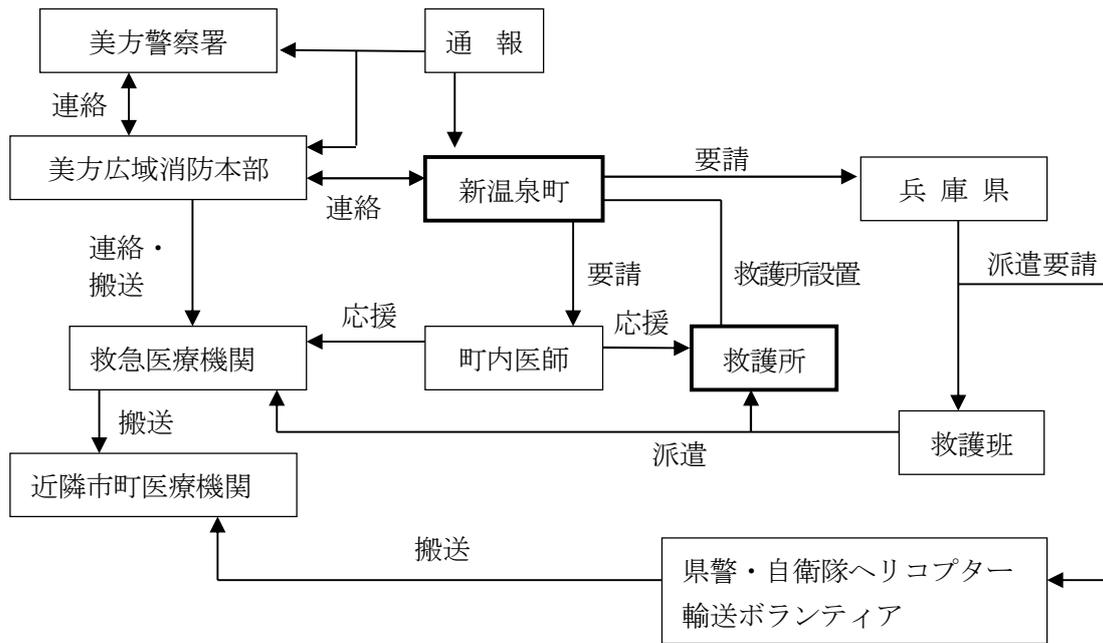
第1 趣旨

災害により、短時間に集団的に発生する傷病者に対する初期救急医療体制について、事故発生等責任機関、警察、町、医療機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画を次のとおり定める。

第2 内容

1 実施機関

業務	担当機関		
	路上で事故等が発生した場合		
	一般道路上の場合	鉄道上の場合	工場等の場合
発見・通報	事故発生責任者 事故等発見者	事故等発見者 事故等発生責任機関	事故等発生責任機関
関係機関へ連絡	第1報受信機関 (美方警察) (美方広域消防本部) (新温泉町)	事故等発生責任機関 第1報受信機関 (事故等発生責任機関) (美方警察署) (美方広域消防本部) (新温泉町)	事故等発生責任機関 第1報受信機関 (但馬労働基準局) (美方警察署) (美方広域消防本部) (新温泉町)
現場における傷病者の救出	美方警察署 美方広域消防本部	事故等発生責任機関 美方警察署 美方広域消防本部	事故等発生責任機関 美方警察署 美方広域消防本部
現場から医療施設への傷病者の搬送	美方警察署 美方広域消防本部	事故等発生責任機関 美方広域消防本部	事故等発生責任機関 美方広域消防本部
医師団医療関係者の出動要請	事故等発生責任機関 新温泉町 兵庫県	事故等発生責任機関 新温泉町 兵庫県	事故等発生責任機関
現場及び搬送中の救急措置	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急隊員
傷病者の収容	事故等発生責任機関 救急指定病院 その他の医療機関 新温泉町	事故等発生責任機関 救急指定病院 その他の医療機関 新温泉町	事故等発生責任機関 救急指定病院 その他の医療機関 新温泉町
死体の収容	事故等発生責任機関 新温泉町		
関係機関への協力(出動)要請	美方警察署 美方広域消防本部 兵庫県 事故等発生責任機関	事故等発生責任機関 新温泉町 兵庫県	事故等発生責任機関 新温泉町 兵庫県



2 実施方法

(1) 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者または事故等発生責任機関から第1報を受信した機関は、事故等の状況（日時、場所、原因、死傷者の数）を必要に応じて関係機関に直ちに連絡するものとする。

(2) 現場における負傷者等の救出

救出を要する負傷者に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮のうえ、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたるものとする。

(3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

ア 事故等の通報を受信した救出担当機関は、事故等の規模、内容等を考慮のうえ、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたるものとする。

イ 救急自動車等が不足する場合は、次の応急措置を講じるものとする。

- (ア) 病院の患者搬送車の活用を行う。
- (イ) 応急的に調達した車両の活用を行う。
- (ウ) 隣接市町の応援を要請する。

ウ ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、速やかに県に出動を要請するものとする。

- (ア) 県消防防災ヘリコプターによる搬送
- (イ) 自衛隊ヘリコプターによる搬送
- (ウ) 報道関係機関のヘリコプターによる搬送

(4) 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

ア 事故等発生責任機関は、事故等の規模・内容を考慮のうえ、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期するものとする。

イ 町は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、または、事故等発生責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場に出動させるものとする。

(5) 負傷者等の収容

ア 負傷者等の収容については、事故等発生責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図るものとする。

(ア) 救急医療機関

(イ) 病院・診療所

(ウ) その他の医療施設

(エ) 学校等に設置された救護所

イ 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、すみやかに警察に連絡し、死体検分その他所要の処理を行わなければならない。

(6) 関係機関への協力要請

災害の規模、内容等により必要があるときは、時機を失うことなく関係機関に協力を要請するものとする。

(7) 「事故等対策連絡本部」の設置

災害の規模、内容により必要があるときは、関係機関を構成員とする「事故等対策連絡本部」を現地に設置し、諸活動の調整を図ることとする。

なお、その区分は、おおむね次のとおりとする。

区 分	陸上で事故等が発生した場合		
	一般路上の場合	鉄道上の場合	工場とその他の場合
諸活動の調整にあたるもの	警察又は町の現場の指揮者	事故等発生責任機関の現場指揮者	同左

(8) 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは、同法により、その他のものについては事故等発生責任機関の負担とするものとする。

第9款 医療・助産対策の実施

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第1 趣旨

災害のため町の医療機関が被災し、その機能が喪失、不足した場合や混乱した場合における医療及び助産対策について定める。

第2 内容

1 実施責任機関

(1) 被災者等に対する保健医療活動は、町が中心となり実施する。

(2) 町は、災害救助法が適用された場合には、必要に応じて町長から知事に救護班等の現地派遣を要請する。

2 救護班の編成

(1) 町は、災害時に医療の必要な者が発生した場合は、町内医療機関に要請して保健医療活動を実施する。

(2) 町は必要に応じ、美方郡医師会の協力を求め、医師を班長として看護師（助産師を含む）または保健師3名をもって救護班を編成する。ただし、災害の状況により増減する場合があります。

(3) 救護班は、町の指揮の下に、救護所における医療提供や避難所巡回医療相談等にあたることとする。

3 救護所の設置

(1) 次の場合に救護所を設置することとする。

ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と護送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の移送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

(2) 救護所の設置場所、収容人員、名称等は医療機関と協議し、あらかじめ定めておくこととする。

(3) 地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療機関に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所及び救護センターを廃止することとする。

4 医療助産用資機材の備蓄、調達

(1) 医療助産用資機材については被害を想定して備蓄に努める。

(2) 救護所等で使用する医薬品は、町内の薬局を通じて確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、不足が生じた場合は健康福祉事務所と連携し、補給を行うこととする。

第10款 防疫対策の実施

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第1 趣旨

災害発生時に感染症の流行を未然に防止するための対策について定める。

第2 内容

1 実施責任

災害時における防疫は町長が実施する。ただし、災害の状況により町長に於いて防疫が不可能な場合は知事と協議して行うものとする。

2 事前対策

(1) 町は、次の対策を準備しておくこととする。

ア 防疫対策計画の作成

イ 器具機材の整備

（常備する薬剤）

薬 剤 名	数 量
オスバン（500ml）	15

(常備する器具・機材)

物 品 名	数 量	物 品 名	数 量
肩掛け噴霧器	5	ポリバケツ	2
ポンプ (薬剤汲出し用)	4	漏斗	2
計量器	4		

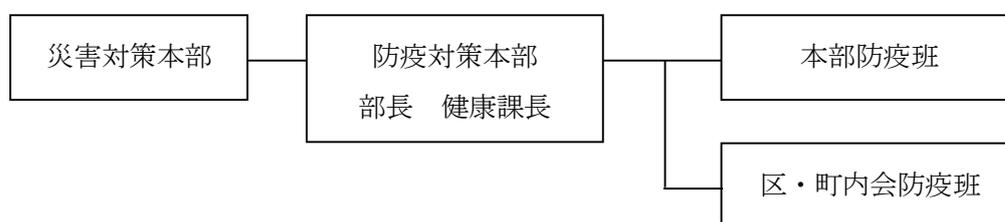
ウ 防疫対策に関する職員の訓練

エ 予防教育と広報活動

3 防疫活動

(1) 組織の設置

災害が発生したときは対策本部長の決定により、防疫対策本部を設置して防疫対策の実施にあたる。防疫対策本部長は援護衛生部長があたる。



ア 保健師を中心とした本部防疫班と区・町内会防疫班で適宜チームを編成して消毒業務にあたる。

イ 予防教育と広報活動の推進に努める。

ウ 塵芥、汚泥などは積換所及び分別所を経て埋め立てもしくは焼却するとともに、し尿の処理に万全を期することとする。浸水地域のし尿処理は、感染症予防上極めて重要であるから迅速にして適切な処理を行う。

エ 消毒方法

町は、速やかに次の事項について消毒方法を施行するため必要な薬剤を保管することとする。

(ア) 飲料水の消毒

(イ) 避難場所・浸水地域における浸水家屋、側溝、その他不潔な場所の消毒

(ウ) 便所の消毒

(エ) 芥溜、溝渠の消毒

(オ) 患者輸送用器などの消毒

オ ねずみ族、昆虫等駆除

町は、県の指示に基づき、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(ア) 罹災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。

(イ) 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及び塵芥、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫、殺蛆効果のある殺虫剤を使用することとする。

(ウ) 薬剤、器具などは、次の算出方法により必要量を算出し、確保する。

[薬剤所要量の算出方法]

散布場所、種類例	算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	指示地域内の罹災戸数×85.8 m ² ×(1-0.5)×0.05 $\frac{\text{リットル}}{\text{m}^2}$ (家屋 39.6 m ² の場合)
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内の罹災戸数×1 m ² ×0.06 $\frac{\text{リットル}}{\text{m}^2}$
家屋外及び塵芥等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域内の罹災戸数×56.1 m ² ×15g/m ² (敷地 56.1 m ² の場合)

(エ) 薬剤及び器具の調達には下記の薬局から購入する。

品 目	調 達 先	電 話 番 号
薬 剤	アイ・プラス薬局	82-5566
	岡田薬局	92-0101
	くすだ薬局	82-1240
	ゴダイドラッグ湯村店	99-2565
	ゴダイドラッグ浜坂店	83-1820
	山川商店	82-1357
器 具	(株) ケーエスケー	0796-43-1631
	(株) メディセオ	0796-23-4411
	マリヤ医科興業 (株)	0796-22-6155

カ 家用水の供給等

県の、指示に基づき速やかに家用水の供給をすることとし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行うこととする。

キ 患者等に対する措置

町は、被災地において、感染病患者、または病原体保有者が発生したときは、新温泉健康福祉事務所への連絡をとり、速やかに入院の勧告又は措置をとることとする。

ク 避難所の感染症対策指導等

町は、県感染症対策担当職員（県健康福祉事務所）との連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図ることとする。

ケ 報告

町は、感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、新温泉健康福祉事務所長を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告することとする。

4 災害感染症対策完了後の措置

町は、災害感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害感染症対策完了報告書を作成し新温泉健康福祉事務所を経由して県に提出する。

第 1 1 款 健康対策の実施

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第 1 趣旨

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策について定める。

第 2 内容

1 巡回健康相談の実施

- (1) 町は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行うものとする。
- (2) 町は、県の応援を得て、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するものとする。
- (3) 町は、保健、医療、福祉等のサービスの提供について、福祉関係者、かかりつけ医師、民生児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行うものとする。
- (4) 町は、巡回健康相談の実施にあたり、県と連携して要配慮者をはじめ被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関やこころのケアチーム（D P A T）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行うものとする。

2 巡回栄養相談の実施

- (1) 町は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、巡回栄養相談等を実施するものとする。

町は、巡回栄養相談の実施にあたり、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）等関係団体と連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めるものとする。

第 1 2 款 精神医療の実施

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・地域振興課・浜坂病院）

第 1 趣旨

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保と P T S D（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

第 2 内容

1 精神科救護所の設置

- (1) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、精神科救護所を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の発症・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うこととする。
- (2) 県（健康福祉事務所）とともに町は、精神科救護所の管理運営を行うとともに、コーディネーションセンター等を設け、精神科救護所を中心とした精神保健活動の調整を図ることとする。
- (3) 町は、時に災害による心理的影響を受けやすい高齢者等に対し、継続的なケアを行うなど、きめ細かな配慮をすることとする。

2 精神科夜間診療体制の確保

町は、夜間における避難所等での精神疾患の発症・急変に対応するため、精神科夜間診療対応窓口を設置し、県内の精神病院の協力の下、夜間の入院患者受入れも含め、県とともに精神科夜間診療体制の確保に努めることとする。

3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

町は県とともに、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努めることとする。

4 こころのケアセンターの設置

町は、被災の状況等を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期的に対応するとともに、被災精神障害者の地域での生活を支援するため、地域に根ざした精神保健活動の拠点となるこころのケアセンターを被災地域に設置するよう努めることとする。

第13款 遺体の火葬等の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）

援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第1 趣旨

災害による犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。

第2 内容

1 実施機関

町は犠牲者の遺体の搜索、処理及び火葬等を実施するものとする。なお、災害救助法が適用された場合は、救助の実施に関する知事の職権を町長が実施することとする。

2 死体の搜索

(1) 死体の搜索は災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものである。

(2) 死体の搜索を行う期間は、災害の発生の日から10日以内とする。ただし、10日を経過してもなお搜索を必要とするとき、災害対策本部長の指示により搜索及び収容隊の規模を縮小してこれを行う。

3 死体の収容班の編成

町は、救出班を収容班に充て、医師の協力、葬儀業者等の雇用により業務にあたる。また、死体が多数の場合は地元住民の協力を求める。

4 死体の処置方法

(1) 発見された死体は速やかに警察官に引渡す。

(2) 警察官に引渡された死体及び警察官が発見した死体については、警察官が検死、その他所要処理を行った後遺族に引渡す。

(3) 遺族が不明または引取人のない場合は、死体を一時保管所に収容し、24時間を経過したときは行路病死人の取扱いとして処置する。

(4) 災害のため殆ど原型をとどめない死体及び泥土、汚物等が付着した死体については、洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

- (5) 身元が識別できない死体、または死体を短期間の間に埋葬することが困難な場合は、そのまま一時保存する。
- (6) 死体輸送車等必要な資機材は、その都度町において調達し配備する。
- (7) 遺体の保存のため、民間業者の協力によりドライアイス及びひつぎ等の確保に努める。

5 死体の埋・火葬

- (1) 埋・火葬を行う場合は次のとおりとする。
 - ア 緊急に避難を要するため、遺族において埋・火葬を行うことが困難な場合。
 - イ 身元が不明、死亡した者の遺族がなく又は引取人がなく、死体一時収容所に収容して24時間が経過したとき。
 - ウ 墓地又は火葬場の浸水又は流出等により個人で埋・火葬を行うことが困難な場合。
 - エ その他の理由により個人で埋・火葬を行うことが困難な場合。
 - オ 埋・火葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

6 死体収容所（安置所）

死体収容所は、公共施設又は町内の寺院と調整し、収容するものとする。

7 大規模災害発生時における県等への要望

町は大規模災害により多数の犠牲者が発生し、町の火葬能力を超えると判断される場合には、県に応援を求め遺体の火葬が速やかに実施できるよう努める。

第14款 食品衛生対策の実施

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第1 趣旨

災害時における食品の衛生管理について定める。

第2 内容

- 1 食中毒の防止及び食中毒発生時の対応方法
「兵庫県地域防災計画」の定めるところに従い県が実施する業務に協力するものとする。
- 2 食品衛生に関する広報
町は、梅雨期、夏期等を中心に災害時に食品衛生に関する広報等を行い、中毒の未然防止に努めるものとする。

第15款 愛玩動物の収容対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）

援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第1 趣旨

災害で被災、放置された愛玩動物の収容対策について定める。

第2 内容

- 1 実施機関
獣医師並びに動物愛護団体等と連携協力して動物救援本部を設置し、獣医師並びに動物愛護団体等の指導、助言のもと愛玩動物の収容対策を実施するものとする。

2 実施方法

- (1) 飼養されている動物に対する餌の支給
- (2) 負傷した動物の収容、治療
- (3) 放浪動物の収容・保管
- (4) 飼育困難動物の一時保管
- (5) 収容動物の情報収集並びに提供
- (6) 死亡した動物の収集処分
- (7) その他動物（野生動物を含む）に関する相談

3 その他

町は動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供するものとする。

第16款 生活救援対策の実施

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・地域振興課・浜坂病院）
救助環境部（町民安全課・地域振興課）、
調査部（税務課・地域振興課）、出納部（出納室）

第1 趣旨

災害による被災者の生活の安定を促進するための援助対策について定める。

第2 内容

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

- (1) 町は、「新温泉町災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。
- (2) これらの支給措置の早期実施を図るため、発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、被災証明等の交付体制を整備することとする。

2 災害弔慰金

住民が死亡したときは、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下本款において「法」という。）及び同施行令（昭和48年政令第374号。以下本款において「令」という。）の規定により、その者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

①死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族	500万円
上記の①以外の場合	250万円

3 災害障害見舞金

住民が災害により負傷し又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金を支給する。

障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合	250 万円
①以外の場合	125 万円

4 災害援護資金

町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

当該世帯の被害の種類及び程度	1世帯あたり貸付限度額
(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合 ア 家財についての被害金額がその家財の価値のおおむね3分の1以上の損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 ウ 住居が半壊した場合 エ 住居が全壊した場合	150 万円 250 万円 270 万円 350 万円
(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 イ 住居が半壊した場合 ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) エ 住居の全体が滅失又は流失した場合	150 万円 170 万円 250 万円 350 万円

※ (1) のウ又は (2) のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- (1) 償還期間は、10年とし、措置期間はそのうち3年以内（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。
- (2) 利率は措置期間中は無利子とし、措置期間後は保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、その利率を延滞の場合を除き年1%とする。
- (3) 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
- (4) 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者はいつでも繰上償還することができる。

5 災害見舞金の給付

町長は、町内に発生した災害による罹災者に対し、被害の程度に応じ見舞金を給付する。

被災の程度	被害の程度	見舞金額	摘要
住家 (母屋)	全壊・全焼・流出	50,000 円	被害度 70%以上をいう。
	半壊・半焼	30,000 円	被害度 20%以上 70%未満をいう。
	床上浸水	10,000 円	消火作業による著しい水損を含む。
	床下浸水	5,000 円	

工場、作業場 及び家屋 (母屋) 以外 の建物	全壊・全焼・流出	30,000 円	被害度 70%以上をいう。
	半壊・半焼	10,000 円	被害度 20%以上 70%未満をいう。
	床上浸水	5,000 円	消火作業による著しい水損を含む。
	床下浸水	3,000 円	
死 亡 者		50,000 円	
負 傷 者		5,000 円	
家財、商品等	損害の程度に応じ、5,000 円の範囲内において町長が定める額		

6 被災証明

(1) 申請

災害により被災した被災者は、家屋、物品等に損害があった場合は、「災害による被災証明願」を提出することとする。

「災害による被災証明願」の提出にあたっては、被災した家屋物品等の被害の程度が証明できる資料を添付することとする。

被災者より被災証明願が提出されれば、被害の程度を調査し、審査するものとする。

(2) 判定及び発行

予め定めてある被害の程度の基準に基づき、全壊、半壊、その他等の判定を行い、「被災証明書」を発行するものとする。

7 救援物資

(1) 受け入れ

町は、兵庫県に対し、受け入れを希望する品目をとりまとめ報告する。

(2) 配分

ア 町は、仕分けに際し、ボランティアの活用や専門業者への委託などの方法により、迅速な処理に努める。

イ 町は、被災者に対し、物資を配付することとする。

8 要配慮者への援護

(1) 社会福祉施設等への緊急保護

町は、高齢者・障害者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対し一時入所措置等の措置を講じることとする。

第6節 廃棄物対策の実施

第1款 ガレキ対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、建設部（建設課）

第1 趣旨

災害により発生したガレキ（災害廃棄物）処理の対策について定める。

第2 内容

1 実施責任

町は、災害廃棄物処理を実施する。なお、災害廃棄物は、一般廃棄物として対処する。

2 処理措置

- (1) 損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡するものとする。
- (2) ガレキの処理は長時間を要する場合があるので、災害の規模に応じて仮置場を確保設定する。
- (3) ガレキの処理については、速やかに実施するため、災害時における応急対策業務に関する協定による土木・建築業者の応援を求めると共に土木建設業者等を臨時雇用して処理班を編成し業務を実施する。
- (4) 災害による損壊建造物のガレキのうち、危険なものまたは通行上支障あるものから優先的に撤去することとする。
- (5) 町は計画的処理を行うため、速やかに全体処理量の把握に努めるものとする。
- (6) 選別・保管・焼却のできる仮置場の確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (7) 応急処理後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、ガレキの粉碎・分別を徹底して木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

3 支援要請

- (1) 町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分場までの処理ルートが確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な支援を要請するものとする。
- (2) 県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に、処理に関する事務委託を行うものとする。さらに(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

4 資機材の保有、調達

ガレキ処理に必要な資機材は、災害対策本部において計画的に整備を進める。

第2款 ごみ処理対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

災害により発生したごみ処理対策について定める。

第2 内容

町は被災地におけるごみ収集処理について、速やかに実施するものとする。

1 災害発生後の対応

- (1) 避難所等の人員、場所の確認を行い、当該避難所におけるごみの処理の必要性及び処理見込みの把握に努める。

(2) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込の把握を速やかに行い、必要に応じ仮置場の確保に努める。

2 処理作業過程

(1) 避難者の生活に支障を生じることのないよう避難所等の生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により多量に発生したごみについては、3～4日以内に収集を開始し、7～10日以内には収集完了となるように努める。

(2) 生活ごみ等の早期処理不能の場合は一時的な保管場所の確保とその管理について衛生上、十分に配慮することとする。

(3) 処理は、焼却、破砕及び資源化の方法により実施する。

3 収集処理方法

(1) 災害時に発生するごみの早急処理を行うため清掃班を編成し対策の実施に努める。

清掃班は町職員、許可業者及び委託業者をもって編成する。

可燃ごみ、その他の廃棄物の処理は原則として「クリーンセンター・リサイクルセンター」で行うこととし、必要に応じて埋め立て等、環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

(2) 収集、処理用資機材

清掃に必要な車両・機材は町所有の塵芥収集車及びトラックとするが必要に応じて建設業者に協力を求める。

災害により発生したごみの処理量が現有資機材の処理能力を超える場合は、関連業者等から人員、資機材の借上調達を行うものとする。

4 処理施設の応急復旧

町は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に応急復旧に努めるものとする。

5 県への支援要請

町は、生活ごみ等の収集・処理に必要な人員、資機材等の処理能力が不足する場合は、災害応急対策活動相互応援の協定市町及び近隣市町等や応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な支援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うものとする。さらに(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うものとする。

第3款 し尿処理対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

災害により発生したし尿の処理対策について定める。

第2 内容

町は被災地域におけるし尿処理について24時間以内に実施するよう努めるものとする。

1 災害発生後の対応

(1) 避難所等の避難人員及び場所の確認を行い、下水道の復旧状況等を確認のうえ、当該避難所等の仮設便所の必要数やし尿収集処理見込みの把握に努める。

(2) し尿処理施設の被害状況、稼働見込みの把握を行い、必要に応じて避難所等へ仮設便所を設けるものとする。

また、あらかじめ仮設便所の備蓄と確保について計画的な推進に努める。

(3) 仮設便所の管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上の配慮に努める。

2 収集、処理方法

(1) 災害時のし尿の早期収集のため清掃班を編成し、対策の実施に努める。清掃班は、業者に委託して実施する。

(2) 処理方法は通常の収集処理形式で実施する。処理は原則として「浜坂・温泉浄化センター」を利用するものとし、他の方法による場合は協議する。

3 災害により発生したし尿の処理は関連業者等から人員、資機材の借上調達を行うものとする。

4 し尿処理施設の応急復旧

町は、し尿処理施設に被害が生じた場合は早急に応急復旧に努めるものとする。

5 県等への支援要請

町は、し尿の収集・処理に必要な人員、資機材等の処理能力が不足する場合は、災害応急対策活動相互応援協定市町及び近隣市町等や応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な支援を要請することとする。

第7節 環境対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

災害による工場、事業所等からの有害物質の漏洩や廃棄物処理に伴う環境汚染の防止対策について定める。

第2 内容

(1) 被害状況の把握

町は、町域内の工場・事業所と連絡をとり、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等の必要な情報を迅速、的確に収集し、県等へ連絡する。

(2) 応急対策

町は、前記の県への連絡後は、兵庫県地域防災計画の定めるところにより、県に協力して対策を実施し、住民の安全確保に努めるものとする。

第8節 交通・輸送対策の実施

第1款 交通の確保対策の実施

実施担当 建設部（建設課）

第1 趣旨

災害時における安全かつ円滑な交通の確保対策について定める。

第2 内容

1 交通応急対策

災害により道路、橋りょう等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合交通の安全と災害時における交通を確保し、輸送の便を図るために実施する。

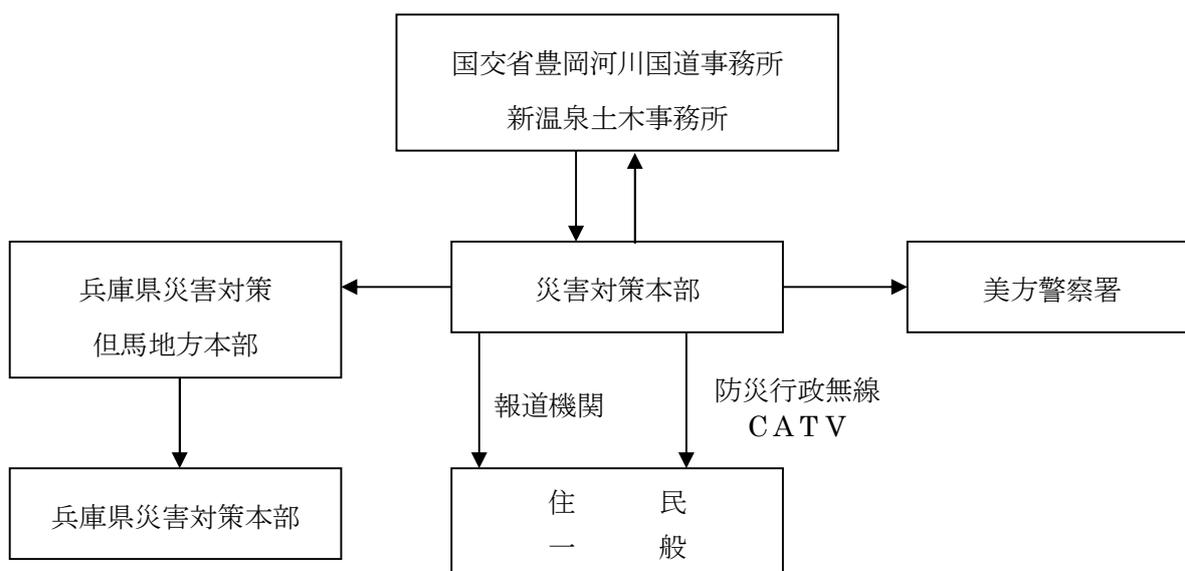
(1) 被災地内の交通規制

災害等により、交通施設、道路等に危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報等により承知したときは、次の区分により、速やかに必要な規制を行うものとする。

ただし、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡のもとに、適切な処置をとるものとする。

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 町長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき	道路法 46条
警察	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがあると認めるとき	災害対策基本法 76条 道路交通法 4条～6条

災害対策本部又は町長より（1）の規制を行うときは、その内容を下図により通知するとともに一般に周知させるものとする。



(2) 道路交通の確保対策（町道及び国県道）

ア 危険箇所が発生した場所は、直ちに美方警察署に連絡のうえ、交通の規制を行うと同時に、これにかかる迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。

イ 災害箇所については、早急に仮復旧等の応急措置を行うものとする。

(3) 緊急通行車両の確保対策

災害応急対策活動に資するため、町は緊急通行車両として対象となる車両を、県及び県公安委員会に対して事前届出する。

(4) 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。

① 措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

② 県公安委員会との連携

ア 指定の通知

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

イ 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4）

県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。

③ 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、立看板、防災行政無線等を活用して周知させる措置をとることとする。

第2款 緊急輸送対策の実施

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）
建設部（建設課）

第1 趣旨

災害時のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送対策について定める。

第2 内容

1 緊急輸送時の基本的事項

(1) 実施機関

ア 災害防災関係機関はそれぞれ緊急輸送を実施するものとする。

イ 町は、指定地方公共機関である輸送業者等に協力を要請し、輸送手段の確保を図るものとする。

(2) 緊急輸送活動の基本方針

災害時における輸送は、災害の状況・輸送路の状況・輸送物資の内容等を十分調査し、最も迅速、確実に輸送できる方法をもって行う。

ア 輸送にあたっての配慮事項

(ア) 人命の安全

(イ) 被害の拡大防止

(ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象

(ア) 第1段階

a 救助、救急、医療等の人命救助活動に従事する人員、医療品等の物資

b 国、県、市、町の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動対策に必要な人員、物資

c 後方医療機関への転送負傷者等

(イ) 第2段階

a 第1段階の続行

b 食料、飲料水等の生命維持に必要な物資

c 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(ウ) 第3段階

a 第2段階の続行

b 災害応急復旧に必要な人員及び物資

c 生活必需品

(3) 輸送の方法

ア 自動車による輸送

(ア) 車両の掌握、配車は総務部が担当する。

(イ) 町有車両が不足する場合、または町有以外の車両を必要とする場合は次の関係機関に協力を要請する。

a 県災害対策本部

b 兵庫県トラック協会但馬支部

c 全但バス株式会社

d 美方郡西部土木建設業協同組合・美方郡西部土木建築業協会・温泉町建睦会

e その他関係機関

イ 鉄道による輸送

自動車による輸送が不可能なとき、または鉄道による輸送が適当な場合は西日本旅客鉄道株式会社に鉄路輸送を依頼する。

ウ 人力による輸送

車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行うものとする。

エ 航空機による輸送

交通の途絶、その他の理由により空中輸送が必要な場合は「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより空中輸送の要請を行うものとする。

オ 船舶による輸送

交通による途絶により陸上輸送が困難な場合、また船舶による輸送が適当な場合は香住海上保安署または浜坂漁業協同組合に依頼し海上輸送の要請を行うものとする。

(4) 輸送路等に関する状況の把握

町は、災害発生時における緊急輸送路確保のため、美方警察署、新温泉土木事務所と密接な連携を保ち、常に道路状況の確保に努めるとともに、災害発生時には直ちに道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見と改修を行い、必要により美方警察署の協力により交通規制等を実施し、緊急輸送路の確保に努める。

2 緊急輸送対策

町は「兵庫県地域防災計画」に定める緊急輸送対策の実施について、陸上、空中部門について支援を行う。

(1) 陸上支援については、本計画に定めるもののほか、町域の誘導その他について実施する。

(2) 空中支援については、ヘリコプター臨時離着陸場の確保と物資等の搬入出荷役要員を確保する。

3 被災地としての緊急輸送時の措置

(1) 町域内における緊急輸送については、原則として本計画に定めるものとし輸送手段については町有車両を主に実施する。

(2) 避難等により他市町への緊急輸送を行う場合は原則として、本計画に定めるものとし、輸送手段については、輸送業者等に依頼して実施する。

(3) 緊急輸送を他機関に依頼した場合の受入れ措置としては、本計画の定めるところによる。

第3款 兵庫県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）

第1 趣旨

町内に災害が発生し、ヘリコプターによる活動の必要を認める場合は、兵庫県に対し、消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を求めるものとする。

第2 内容

1 使用目的

(1) 災害応急対策活動

(2) 救急・救助活動

(3) 火災防御活動

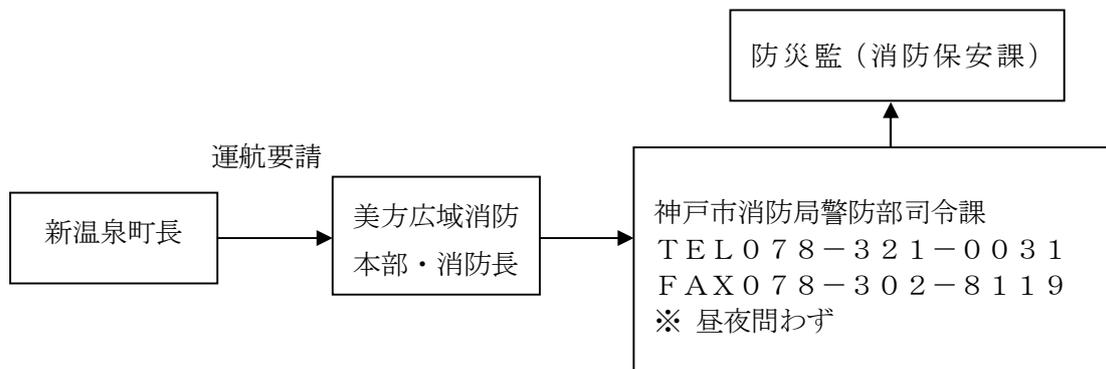
2 運航

「兵庫県航空機使用管理要綱」によるほか、「兵庫県地域防災計画」の定めるところによる。

3 緊急運航要請

(1) 要請手続及び要請先

町長は運行を美方広域消防本部に要請し、美方広域消防本部は消防防災ヘリコプター緊急運航要請書により、防災監に要請を行い、事後速やかに正式書類を提出する。



○ 県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL 078-362-9900～9902 FAX 078-362-9911

(2) 要請時の連絡事項

- ア 支援を求める理由及び目的地
- イ 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- ウ 現地責任者氏名
- エ 人命救助、医薬品の緊急輸送などの内容
- オ 人命救助の場合、被救助者の性別、年齢等
- カ 現地の受け入れ体制、連絡方法
- キ 現地の気象条件

(3) 町において措置する事項

- ア 離着陸場に必要の人員配置を行い、危険防止の措置を実施する。
- イ 離着陸場に至る交通機関等の確保を行う。
- ウ 現地責任者を離着陸場に待機させ、必要に応じて、機長等の連絡にあたるものとする。
- エ 緊急搬送の場合、患者の航空機搬送について医師の承認を明示するものとし、搬送同乗については、医師又は看護師1人とする。

(4) 災害対策用ヘリコプター離着陸場

ア 臨時離着陸場

施設名称	所在地	管理者		最大対応機種
岸田川河川敷	清富河原地内	兵庫県知事	82-3141	川崎CH-47J
山村広場	二日市263	新温泉町体育協会	82-5244	川崎CH-47J
出合河川敷グラウンド	井土	新温泉町建設課	82-3115	川崎CH-47J
健康公園グラウンド	湯	株式会社 夢公社	92-2002	川崎CH-47J

第9節 ライフラインの応急対策の実施

第1款 電力の確保

実施担当 関西電力送配電株式会社

第1 趣旨

電気施設を災害から防護するため各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

第2 内容

1 災害発生後の対応

(1) 応急対策人員の確保

ア 協力会社等も含め、応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握することとする。

イ 非常災害時における特別組織の構成により、動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。

なお、災害予想時についても待機並びに非常呼出体制を確立することとする。また、交通途絶や対策要員自身の被災により参集困難となった場合の対応要領についてあらかじめ定めておくこととする。

ウ 社外者（協力会社等）及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受け入れ、管理及び指揮の体制を確立する。

2 非常災害時の体制

(1) 非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等の対策組織を設定し、被害復旧等応急対策を実施する。

なお、非常災害が発生するおそれがある場合にも、予防対策を実施するために対策組織を設置することとする。

(2) 被害状況の把握

ア 各電力施設の被害状況を把握し、復旧対策にあたることとする。

イ 電力施設のみならず、道路の被害状況等の災害全般にわたる被害状況を把握することとする。

(3) 応急復旧用資機材の整備、確保

ア 保有資機材を確認し、在庫量を把握する。

イ 応急復旧資機材を緊急に手配する。

ウ 道路情報を入手のうえ、応急復旧用資機材の運搬方法、ルート等を検討し、輸送手段を確保する。

エ 緊急用資材の現地調達及び使用に関する県又は市町との連携を確保する。

オ 災害時において、復旧用資機材置場として用地確保の必要があり、かつ、自社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人を使用する必要がある場合等）には、町に要請して確保を図ることとする。

3 復旧作業過程

(1) 復旧順位に基づく復旧箇所の決定

ア 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、原則として避難所、医療機関、官公庁等の公共機関、報道機関等を優先することとする。

イ 復旧作業は原則として上記の施設を優先して行うが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施することとする。

(2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報

ア 電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し迅速かつ的確に情報を伝達することとする。

イ 復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止することとする。

4 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、被害により感電等の二次災害のおそれのある場合で、関西電力送配電株式会社が必要と認めた場合、又は、町、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じることとする。

第2款 電気通信設備の確保

実施担当 西日本電信電話株式会社兵庫支店

第1 趣旨

災害により機能が停止した電気通信の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 担当機関の所在地、名称

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番	078-393-9440	078-326-7363

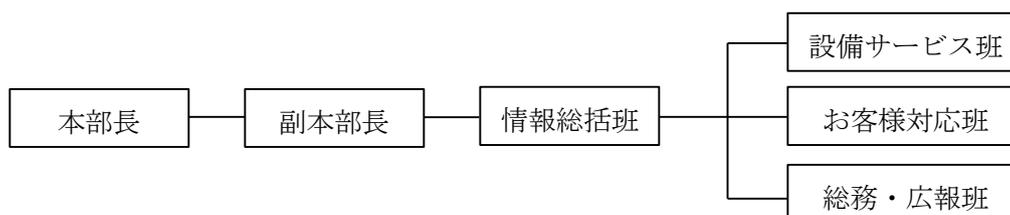
2 災害時の活動体制

災害時により、電気通信施設が被災発生した場合、または被災するおそれがある場合は、西日本電信電話株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

3 災害対策本部の設置

災害が発生し、また発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

4 災害対策本部の組織及び所掌事項



所掌事項

- [情報統括班] 災害対策本部各班の掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整
- [設備サービス班] 被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
- [お客様対応班] ユーザへの対応
- [総務・広報班] 社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、兵站活動、報道対応

5 電気通信サービスの確保

災害により、電話線などの通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、西日本電信電話株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

(1) 重要通信の確保

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備、被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じる。

- ア 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- オ 非常用移動電話装置の運用
- カ 臨時・特設公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と確保

風水害等災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段について、広報活動を実施する

- ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- イ 非常緊急電話及び非常緊急電報の疎通ルートを確保し、他の通話に優先して取り扱う。
- ウ 被害の状況に応じた案内トーキを挿入する。
- エ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。

(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)

オ 西日本電信電話株式会社兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

カ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和を実施する。

(ア) 提供の開始

- a 地震、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話などが増加し、被災地への通話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合に開始する。
- b 被災者の方は、本人・家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板（web171）」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等は、その内容を聴取、又は閲覧して安否等を確認する。

(イ) 伝言の条件等

- ・「災害用伝言ダイヤル(171)」
 - a 伝言時間：1 伝言あたり 30 秒間録音
 - b 伝言保存期間：提供終了まで
 - c 伝言蓄積数：1 電話番号あたりの伝言数は 1～20 伝言で、提供時に知らせる。
- ・「災害用伝言板（web171）」
 - a 接続条件：インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
 - b アクセスURL：https://www.web171.jp
 - c 伝言文字数：1 件あたり 100 文字まで入力可能
 - d 伝言登録数：20 件まで（20 件をこえる場合は古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される）
 - e 伝言保存期間：提供終了まで（ただし、最大で 6 ヶ月）

(ウ) 伝言通知容量

約 800 万伝言

(エ) 提供時の通知方法

- a テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリアなどを知らせる。
- b 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルをご利用していただききたい旨の案内」を流す。
- c 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレットなどを配備する。
- d 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

(5) 復旧順位

風水害等災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じて表－1 の復旧順位を参考とし、適切な措置により回線の復旧を図る。

表－1 電気通信サービスの復旧順位

第1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関
----------	--

第2 順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、 預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位 以外の国又は地方公共団体
第3 順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第3款 水道の確保

実施担当 企業部（上下水道課）

第1 趣旨

災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

水道事業者は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

ア 応急対策人員の動員

災害発生直後にあらかじめ定めるところにより、応急対策人員を動員し災害対策を実施することとする。

イ 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（取水、浄水、送水、配水、給水施設）の被害状況及び地域の断水区域における被害状況の調査を実施することとする。

被害状況の的確な把握は応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うこととする。

ウ 県等への応援要請

応急復旧に必要な人員、資機材が不足する場合は、町防災担当部局と連携し、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく支援要請を行うとともに、県を通じて国、県内市町及び関係機関への広域的な支援を要請するものとする。

(2) 復旧過程

ア 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧にあたる工事班編成（人員、資機材）を行う。外部からの支援者については到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示することとする。

イ 施設毎の復旧方法

(ア) 取水及び浄水施設

応急復旧にあたり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械、電気並びに計装設備などの大規模な被害については、状況に応じ設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処することとする。

(イ) 送配水施設並びに給水管

配水池、ポンプ場については、(ア)と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進めることとする。

a 第1次応急復旧

主要な管路の応急復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消することとする。

b 第2次応急復旧

第1次応急復旧により、ほぼ断水地域が解消した段階で引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

ウ 復旧の記録

災害の被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報、記録写真等を整えることとする。

エ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

(3) 飲料水の供給

被災地において、飲料水の確保が困難なときは、被災地に近い水道施設から給水車、容器による運搬、あるいは仮設配管等により給水を行う。

第4款 下水道の確保

実施担当 企業部（上下水道課）

第1 趣旨

災害により機能が停止した下水道の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 町は、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

ア 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施することとする。

(ア) 被害状況の調査と点検

災害発生後、次の事項に留意して、速やかに被害状況の調査及び点検を行い、排水機能の支障や二次災害の恐れのあるものについては、平行して応急対策を実施することとする。

a 二次災害の恐れのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査、点検を実施する。

- b 調査、点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。
- c 調査、点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

イ 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員、資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

(2) 復旧過程

被災箇所の応急復旧にあっては、その緊急度を考慮し、工法、人員、資機材等も勘案のうえ、全体の応急復旧計画を策定して実施することとする。

ア 施設毎の応急措置、復旧方法

(ア) 管路施設

a 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じることとする。

b マンホール等からのいっ水

可搬式ポンプを利用して他の下水道の汚水管渠、排水路等へ緊急排水する。

分流式下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じたうえ、排水路に誘導して緊急排水する。

(イ) ポンプ場及び処理場施設

a ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じることとする。

b 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施することとする。

c 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努めることとする。

d 燃料タンク等からの危険物の漏えい

危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じることとする。

e 消毒施設からの塩素ガスの漏えい

消毒設備において、塩素ガスの漏えいが生じた場合は、呼吸保護器を着用して速やかに漏えい箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の住民に連絡することとする。

f 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい

地震発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じることとする。

ウ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被害状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

第10節 教育対策の実施

実施担当 教育部（教育委員会）

第1 趣旨

町域に災害が発生し、または発生するおそれがあるときに設置する町災害対策本部教育部について定めるとともに、災害時の教育対策について定める。

第2 内容

1 教育対策

(1) 災害時における学校の基本的な役割は、児童、生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることである。避難所として指定を受けた学校においても、避難所は町が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、災害下の状況に応じて校長はじめ教職員は災害対策本部の調整の下、避難所の運営などに協力体制を取る。

(2) 応急教育の実施のための措置

ア 児童、生徒の被災状況や教育施設の状態を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、但馬教育事務所を通じて県教育委員会に報告することとする。

(ア) 災害の状況に応じ休校、短縮授業、二部授業、分散授業の措置をとる。

(イ) 児童生徒の通学の安全を期するための適切な措置と指導を行う。

(ウ) 児童生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導を行う。

(エ) 学校給食の応急措置

a 学校給食の実施にあつては、その実施校数、人員、給食種別（完全給食、補食給食等）及び実施機関について所定の様式で県教育委員会へ報告する。

b 応急給食の実施にあつては衛生管理に万全を期し、食中毒等の事故が発生しないよう十分に注意する。

c 風水害等の災害の発生によって、学校給食の運営が極めて困難となった場合等は、すみやかに県教育委員会へ報告する。

イ 災害により校舎の倒壊や、避難住民の滞在の長期化等により学校再開が遅れ正常な教育活動ができない場合、教育委員会は他の公的施設並びに寺社の借用等、代替施設を早急に確保し、教育活動を実施する。

ウ 被災状況により次の措置を講ずることとする。

(ア) 適切な教育施設の確保

(イ) 授業料の免除や奨学金制度の活用

(ウ) 災害時における児童生徒の転校手続き等の弾力的運用

(エ) 被災職員の裏付対策

a 複式授業の実施

b 昼夜二部授業

c 近隣市町からの人的な支援要請

d 非常勤講師または臨時講師の発令

e 教育委員会事務局職員の応援

エ 災害救助法に基づく措置

(ア) 町は、学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行うこととする。

a 対象

住居が全焼、全壊、流失、半壊、半焼等により就学上支障のある児童生徒

b 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品

(イ) 町教育委員会は災害により補給を要する教科書等の状況についての報告を但馬教育事務所を通じて県教育委員会へ行う。

(3) 心の健康管理

ア 被災児童生徒へ心のケアを行う

(ア) 教職員によるカウンセリング

(イ) 電話相談等の実施

(ウ) こども家庭センター等の専門機関との連携

(エ) 図書館における読み書き等の児童サービス

2 避難所となった学校の役割

(1) 教職員の人的支援体制の確立

学校に避難所としての役割が位置づけられると、その学校の教職員は本来の教育活動以外に教職員の指導力、行動力に期待が寄せられるところから避難所業務にも携わる事も生じる。このため教育委員会は災害時の教職員の人的支援体制を作成する。

災害救助法第2条に規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校が避難所となった場合は、教職員が原則として次の避難所運営に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

ア 施設開放区域の明示

イ 避難者誘導、避難者名簿の作成

ウ 情報連絡活動

エ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

オ ボランティアの受入れ

カ 炊き出しへの協力

キ 避難所運営組織づくりへの協力

ク 重傷者への対応

(2) 教職員の勤務条件の整備

災害時における学校の避難所の運営システムが確立するまでの間、教職員の協力・援助は必要不可欠であるが、避難所運営業務の負担が過重にならないよう、災害時における教職員の役割をあらかじめ明確にしておくとともに、運営業務に従事する場合における勤務条件の整備を検討する。

(3) 避難所となった学校に対する教育委員会の役割

教育委員会は、学校の避難所としての役割が一時的なものでない場合においては、学校の避難所の運営が円滑になされ、かつ学校機能が早期に回復されるよう人的支援、非常時の諸手続き等の必要な処置を講じるとともに災害応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

(4) 避難所の運営

災害時、避難所となる学校において、避難住民との共存を図り円滑な運営を行なっていくことが学校機能の回復にとって重要である。災害対策本部並びに学校は関係する自治会と連絡協議しながらそのための支援を行う。

3 教育施設の応急復旧対策

町は、災害発生後速やかに被災状況を調査し、応急復旧等必要な措置を講ずることとする。

ア 町立学校

(ア) 町は、被害状況を教育事務所を經由して県教育委員会へ報告することとする。

(イ) 町は、状況により一時的な復旧工事や間接的な復旧を行うこととする。

イ 社会教育施設

(ア) 町の施設管理者は県施設の被害状況を県教育委員会へ報告することとする。

(イ) 町の施設管理者は、町施設の被害状況を但馬教育事務所を經由して県教育委員会へ報告することとする。

(ウ) 町の施設管理者は状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行うこととする。

ウ 指定文化財

国、県、町指定文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、町教育委員会を經由して県教育委員会へ報告することとする。

4 学校の防災機能の強化

(1) 教育委員会は、学校が災害時にその機能を損なうことのないよう防火性の強化、設備、備品の安全管理、ライフラインの整備、情報通信基盤の整備、学校給食施設の機能強化等を推進することとする。

なお、避難所として指定を受けた学校の整備については、必要により町と十分に協議調整を図ることとする。

(2) 防災教育の推進

災害予防計画により計画的に防災教育を実施する。

第 1 1 節 農林関係対策の実施

実施担当 農林水産部（農林水産課）

第 1 趣旨

風水害等による影響を受けやすい農林業について、災害時の対策について定める。

第 2 内容

1 農林業技術応急指導

町は、被害農林物に対する緊急技術指導を行うため、必要があるときは県農業改良普及センターの改良普及員の派遣を依頼することとする。

2 家畜防疫対策

(1) 町は、県農業共済組合連合会家畜診療所および J A たじま美方畜産事業所とともに畜舎及び家畜の被害状況を把握することとする。

(2) 町は、県農業共済組合連合会家畜診療所および J A たじま美方畜産事業所とともに、救命治療の実施体制を整備し、獣医師及び動物用医薬品の確保を図ることとする。

(3) 町は、家畜の被害状況を勘案し、死亡家畜の処分施設、場所の確保を県家畜保健衛生所に依頼する。

(4) 町は、汚染物等の流出の危険がある畜舎に対し、県家畜保健衛生所の指導のもと、流出阻止及び消毒の実施を指導することとする。

(5) 町は、家畜保健衛生所に依頼し、発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種を行うこととする。

3 飼料確保対策

(1) 町は、J Aたじま等を通じて流通飼料について業界団体に対して、輸送経路を確保して農家に遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送を行うよう指導することとする。

(2) 町は、県農業改良普及センターとともに、自給飼料について排水対策、収穫時期の調整、サイレージへの変更等状況に応じた適切な肥培管理を行うよう農家に指導することとする。

4 流通対策

町は、災害発生時において情報収集に努める。また、関係機関と協力し、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めることとする。

(1) 畜産

ア 町は、集出荷施設等の被災状況を把握し、生産者団体に情報を提供することとする。

イ 町は、県農業共済組合連合会家畜診療所およびJ Aたじまみかた畜産事業所と協力し、被災家畜の予後を判定し、農家に緊急出荷を指導することとする。

ウ 町は、農業協同組合等生産者団体に、出荷先の被害状況等を勘案して出荷経路の確保及び出荷先変更、または、貯蔵施設等への一時保管及び出荷時期等を農家に指導することとする。

5 林業種苗

生産者は、町または県の指導のもと、苗床の排水と流入した土砂の除去、土壌の理化学性を改善するための、たい肥及び土壌改良剤の施用を行うこととする。

6 水稻

町は、県及び農業関係団体と協力して、水稻生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。また農業用資機材取扱業者は、次の対策の実施に要する資材の確保に努めることとする。

ア 強風時の深水による被害の軽減

イ 水没苗の処理、排水、泥土の除去、病虫害の防除

ウ 倒伏した田の湛水の中止及び成熟期に近い倒伏稲の早期収穫

エ 被害激甚地における他作物への植替え

7 野菜

町は、県及び農業関係団体と協力して、情報収集に努めるとともに、以下の対策が速やかに実施されるよう指導の徹底をおこなうこととする。

(1) 排水の徹底

(2) 適切な薬剤散布

(3) 長雨期における雨上がり後の周到的な灌水

(4) 施肥（追肥）の減量と吸肥性のよい液肥の使用

(5) 収穫物の除水滴、除湿の徹底

8 特用作物

町は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。また、農薬等取扱業者は、次の対策の実施に要する資材の確保に努めることとする。

- (1) 明きょ等による排水の促進
- (2) 病虫害防除の徹底

9 果樹

町は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策を図ることとする。また、農薬等取扱業者は、次の対策の実施に要する資材の確保に努めることとする。

- (1) 明きょ等による排水の促進
- (2) 主幹や、主枝が裂けたものの補強・切断
- (3) 折損した結果枝の切除
- (4) 倒伏木の支柱等による補強
- (5) 侵食により露出した根の覆土
- (6) 病虫害防除の徹底

10 花き

町は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。

- (1) 温室、ハウス等の応急措置
- (2) 病虫害防除の徹底
- (3) 早期排水の励行とマルチや高畦栽培の導入
- (4) 支柱やネットによる誘引の補強、補修

11 その他

農林業は、自然環境や気象によって大きな影響を被りやすく、風水害以外にも干害、冷夏など、多様な災害の発生が考えられるので、関係機関と連携して対策を講じることとする。

第12節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進

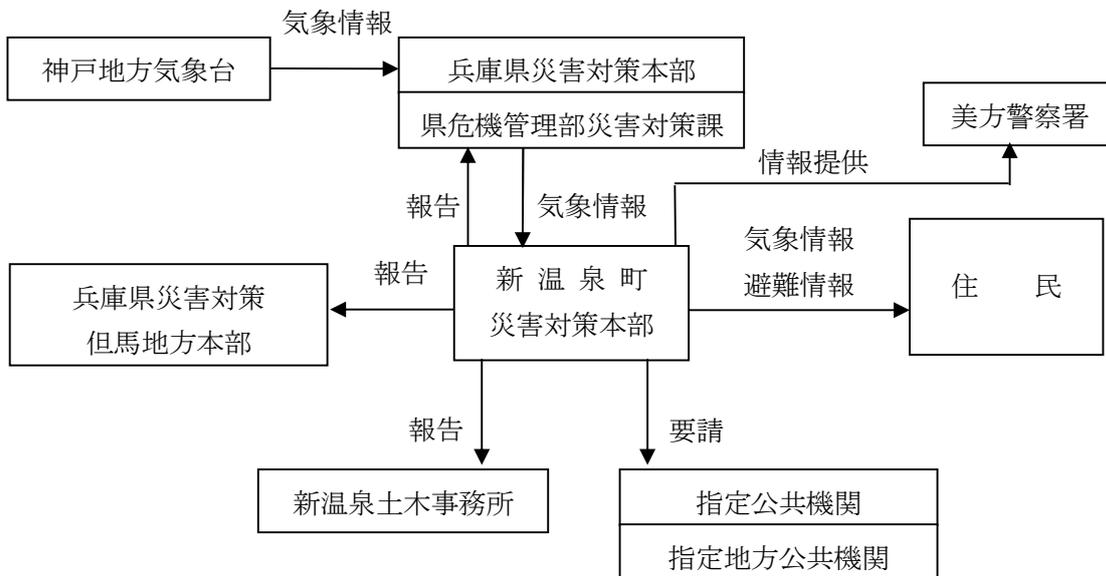
実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、情報部（企画課・議会事務局・地域振興課）
救助環境部（町民安全課・地域振興課）、建設部（建設課）
農林水産部（農林水産課）、企業部（上下水道課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

降雨等による水害、土砂災害等に備えた二次災害防止施策について定める。

第2 内容

1 連絡体制



2 対策内容

(1) 土砂災害

ア 町指定地方行政機関のうち関係機関、県、町等は、総合土砂災害対策推進連絡会を活用して総合的な土砂災害対策を推進することとする。

イ 町は、緊急パトロールを実施し、危険箇所の把握をすることとする。

ウ 町は、それぞれの管理する箇所での緊急対策を実施することとする。

(ア) 緊急復旧資材の点検・補強

(イ) 観測機器の設置の推進

(ウ) クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策

エ 町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図ることとする。

オ 町は、地すべり防止区域において異常等が発見された場合、県に協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行うこととする。

カ 町は、急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所について、地域防災計画の第3編第2章第3節に記載のとおり情報の収集・伝達方法、災害に関する予報・警報の発令と伝達方法、避難対策、救助対策、被害の拡大防止対策を定めることとする。

キ 町は災害時における応急対策業務に関する協定により、協定した団体に依頼して速やかに土砂の撤去を行うものとする。

(2) 道路

ア 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握することとする。

イ 管理者は、危険箇所について通行制限または禁止を行うとともに、関係機関への連絡や住民への周知を図ることとする。

ウ 管理者は、緊急輸送路について重点的に検討し、状況により復旧、確保を図ることとする。

エ 管理者は、危険箇所を対象にした応急復旧工事を早期に実施することとする。

オ 町は災害時における応急対策業務に関する協定により、協定した団体に依頼して速やかに道路上の障害物を撤去し道路の早期開通を図るものとする。

(3) 河川

ア 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況を把握のうえ、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施することとする。

イ 管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な対応を図ることとする。

ウ 町は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の事情を勘案して、実施に高度技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することとする。

(4) ため池

ア 管理者は、緊急にパトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

イ 管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。

(ア) 緊急復旧資機材の点検・補強

(イ) ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削

ウ 町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

(5) 森林防災対策

ア 町は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

イ 町は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。

(ア) 緊急復旧資材の点検・補強

(イ) 危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去

ウ 町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図ることとする。

(6) 農業土木施設対策

ア 施行中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めることとする。

イ 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行うこととする。

(7) 宅地防災対策

ア 町は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

イ 町は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。

(ア) ビニールシート等の応急措置

(イ) 宅地防災相談等の開設

ウ 町は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

3 住民への広報

広報は、本計画、第3章第2節「災害情報等の提供と相談活動の実施」により実施する。

4 避難対策

避難については、本計画、第3章第4節第3款「避難対策等の実施」により実施する。

第4章 その他の災害の応急対策の推進

第1節 雪害の応急対策の推進

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、建設部（建設課）

第1 趣旨

豪雪時において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における雪害（豪雪）対策について定める。

第2 内容

1 大雪対策

- (1) 積雪状況により、家屋倒壊の危険が予想されるとき、未処置家屋に対して雪おろしを勧告し、処置不能の家屋等で極めて雪おろしが困難な家屋に対しては関係機関と連携して適切な措置をとる。
- (2) 倒壊家屋が発生したときで、人命救助の必要のあるときは、美方警察署、美方広域消防本部、新温泉町消防団、自主防災会の協力を得てこれにあたる。
- (3) 積雪時には要配慮者は特に大きな影響を受けることから、安否確認について区長、町内会長、民生児童委員に訪問協力を求めるとともに、町長は必要があるときは職員を派遣して調査、対策を講じる。
- (4) 消火栓および防火水槽等消防水利は、常に適切な状態を確保するよう区長・消防団に対し除排雪実施の協力を求める。特に重要な消防水利箇所については、消防団が除排雪するものとする。
- (5) 積雪の量および密度を考慮し、早めに屋根雪おろしを実施するよう住民に広報するとともに、安全対策、計画的な実施を指導する。
- (6) 雪おろしに際しては、建物の老朽度、堅ろう度、緊急度、堆積状況等を十分考慮しながら作業を行うよう行政放送により注意喚起する。
- (7) 大雪によりライフラインが停止した時は、町長は関係機関と連絡を取って原因と復旧計画を把握するとともに、復旧が長期にわたる恐れがあるときは職員を現地へ派遣し、情報収集、物資支援を行う。
- (8) 町は、域住民からなる地域コミュニティによる除雪を推進するとともに、ボランティア等 地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。なお、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故防止のため、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。

2 道路除雪対策

積雪期における道路除雪対策については、「新温泉町道路除雪要綱」のとおりである。

3 雪崩発生時の応急対策

気象台の発する予警報及び情報並びに積雪観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、警戒体制をとるとともに、県及び関係機関に通報することとする。

雪崩対策を積極的に推進するために、次の項目について十分留意し、雪崩発生時の応急対策を推進することとする。

- (1) 雪崩対策の体制及び窓口の明確化
 - (2) 雪崩情報の連絡体制の確立
 - (3) 雪崩警戒体制の確立
 - (4) 雪崩発生時における避難、救出、給水、食料供給、感染症対策等の応急措置の体制の整備
 - (5) 除雪機械、通信施設の整備点検
- 4 屋根雪等の処置
- 屋根雪等による事故を防ぐため、早期の雪下ろしを呼びかける。一人暮らしの高齢者、母子家庭等の除雪困難世帯については自治会、ボランティア等の協力を得て、屋根雪等の除雪に万全を期する。

第2節 大規模火災の応急対策の推進

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

大規模な火災等の災害が発生した場合において、その鎮圧、被害の拡大防止に努め、住民の生命、身体、財産を保護するための消火活動について定める。

活動にあたっては美方広域消防本部と連携をとり行うものとする。

第2 内容

1 消火活動の実施

速やかに町内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うこととする。特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。

2 相互応援協定の運用

町は、その消防責任を果たすため、隣接市町との防災応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努めることとする。

3 災害時における救急業務

災害時における要救助者の緊急輸送等について、まず町内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、第二手段として隣接市町等よりの応援を求めることとする。

4 町の消防計画

町は、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立することとする。

(1) 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- ア 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- イ 危険物施設に対する防御
- ウ 避難路の火災に対する防御
- エ 救助・救急
- オ 情報活動
- カ 広報

(2) 消防計画に定める基本的事項

大規模火災に対処するため、防災計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- ア 町災害対策本部との業務分担に関する事項
- イ 広域消防本部、消防団の業務分担に関する事項
- ウ 職員の動員と編成・配置
- エ 通信網の確保に関する措置
- オ 情報収集等に関する体制
- カ 町災害対策本部との連絡等に関する事項
- キ 警察機関をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
- ク 重点防御に関する方針
 - (ア) 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
 - (イ) 避難路の防御に対する措置
- ケ 広報に関する措置

5 住民等の活動

(1) 火気使用者

災害発生時に火気を使用している者は、出火を防止するため、可能な限り、直ちに必要な措置をとるとともに、出火のおそれがある場合には近隣の応援を求めると延焼防止に努めることとする。

(2) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たることとする。

(3) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努めることとする。

6 相互応援協定

(1) 兵庫・鳥取両県境地域消防相互応援協定（昭和44年4月1日締結）

香美町 香美町長
養父市 養父市長
岩美町 岩美町長
宍粟市 宍粟市長
鳥取市 鳥取市長
若桜町 若桜町長
八頭町 八頭町長

(2) 消防本部区域内消防相互応援協定（平成17年10月1日締結）

香美町 香美町長
美方広域消防本部

(3) 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（平成18年11月1日締結）

兵庫県及び県下各市町

- (4) 東部山陰市町村連絡協議会災害時相互応援協定（平成8年8月1日締結）
豊岡市 豊岡市長
香美町 香美町長
鳥取市 鳥取市長
岩美町 岩美町長
- (5) 災害時相互応援に関する基本協定（平成27年11月30日締結）
小浜市
- (6) 麒麟のまち創生戦略会議災害時相互応援協定（平成30年5月31日締結）
鳥取市 鳥取市長
岩美町 岩美町長
若桜町 若桜町長
智頭町 智頭町長
八頭町 八頭町長
香美町 香美町長

第3節 危険物等の事故の応急対策の推進

第1款 危険物事故の応急対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

災害時における危険物（石油等）の保安及び応急対策について定める。

対策にあたっては美方広域消防本部と連携をとり行うものとする。

第2 内容

1 消防法に定める危険物（石油等）

当該事業所等が、消防署等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、町、その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとることとする。

ア 連絡通報

(ア) 責任者は、発災時に直ちに119番で消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、近隣住民並びに近隣企業に通報することとする。

(イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報することとする。

イ 初期防除

責任者は各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行うこととする。なかでも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講ずることとする。

ウ 医療救護

責任者は事業所内の救護班を組織し、応急救護を実施することとする。

エ 避難

責任者は、事業者の計画により、従業員等の避難を実施することとする。

オ 住民救済対策

事業者は、被災地区の僅少なものについて、事業者自体の補償で救済することとする。

(2) 県、町その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び町地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施することとする。

ア 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うこととする。

イ 災害広報

町、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。

ウ 救急医療

当該事業所、警察、消防本部、県、医療機関、その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施するものとする。

エ 消防応急対策

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施するものとする。

オ 避難

町長は、所轄警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難場所の開設並びに避難所への収容を行うものとする。

カ 自衛隊、日本赤十字社等の出動

町は、必要により自衛隊及び日本赤十字社等の出動要請を行うものとする。

キ 公共機関応急対策

関西電力送配電株式会社、NTT、その他の公共機関は、新温泉町地域防災計画の定めるところにより、それぞれ必要により、応急対策を実施するものとする。

ク 給水

町は、地域防災計画の定めるところにより、必要により飲料水を供給するものとする。

ケ 住民救済対策

事業者、県、町その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講じることとする。なお被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによるものとする。

コ 災害原因の究明

県、警察、労働基準局、消防機関、学識経験者は災害の発生原因の究明に当たることとし、高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明をまって、公式発表を行うものとする。

第2款 火薬類事故の応急対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

火薬類に関する災害時における応急措置及び被害の拡大防止措置について定める。

第2 内容

当該事業者等が消防本部に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、町等関係機関が総合的な対策を実施するものとする。

1 緊急通報

- (1) 事業者は、火薬類施設が発災または危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、町、消防機関、警察）等に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図るものとする。

2 災害対策本部等の設置

事業者は、火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに現地に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連絡して応急対策を実施するものとする。

3 応急措置の実施

事業者は、防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずることとする。

(1) 消費場所における応急措置

- ア 火薬類の使用者は、土砂崩れ・鉄砲水等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれがある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外を立入禁止とすることとする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は、廃棄するものとする。
- イ 火薬類の使用者は、雷が消費場所周辺に発生すれば、発破作業を中止することとし、雷雲の発生、接近を察知するため、作業前に気象情報を把握するとともに、発破場所に雷検知器またはラジオを持ち込むこととする。

(2) 火薬庫における応急措置

- ア 施設管理者、保安責任者等は火薬庫付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある時は、すみやかに火薬類を安全な場所へ搬出し、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- イ 火薬類を搬出することができない場合は、美方広域消防本部、美方警察署と協力をして、爆発による危険が及ぶ範囲を警戒区域に設定して住民の避難措置と立入禁止等の措置を行う。
- ウ 施設管理者、保安責任者等は災害において火災や爆発が発生した場合は直ちに美方広域消防本部、美方警察署、町へ報告する。

(3) 販売所における応急措置

- ア 事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出することとする。搬出にあたっては、美方広域消防本部、美方警察署、町等の関係機関に対して連絡を密にして対処する。

イ 事業者は時間的余裕がない等の事情により搬出できないときは、美方広域消防本部へ消火活動に必要な情報を提供し、必要に応じた安全措置を行うものとする。

(4) 運搬中における応急措置

ア 運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両または、火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視するものとする。

イ 運搬者は、車両に損傷を受けたとき緊急措置が必要な場合、荷送人または、運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受けることとする。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託等を行うものとする。

ウ 警察は、必要があれば支援措置を行うこととし、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力することとする。

4 避難

町は、必要に応じ避難の指示を行うものとする。

避難については、本計画、第3章第5節第3款「避難対策の実施」の定めるところによる。

第3款 毒物・劇物事故の応急対策の実施

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第1 趣旨

毒物・劇物に関する災害時における応急措置及び被害の拡大防止措置について定める。

第2 内容

当該事業所等が健康福祉事務所等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、町、関係機関等が総合的な対策を実施するものとする。

1 事業所等の通報

事業所は、毒物・劇物が流失し近隣住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、健康福祉事務所、消防機関、警察等へ緊急通報を行うものとする。

2 応急措置

美方広域消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努めるものとする。

3 避難

町長は、必要があれば避難の指示を行うものとする。（避難場所については、町地域防災計画で定めるところによる）

第4款 放射性物質事故の応急対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

放射性物質に係る事故等が発生した場合に、地域住民等を放射線から守るための応急対策について定める。

第2 内容

1 核燃料輸送車両の事故等

- (1) 事業所は、核燃料の輸送中に地震による緊急事態が発生した場合、科学技術庁、県、警察、消防本部等に連絡することとする。
- (2) 県は、情報を市町等に連絡するとともに、国と連携して必要な対応を図ることとする。
- (3) 警察、消防は、人命救助、消火等、状況に応じて必要な対策を講じることとする。
- (4) 町は、必要があるときは警戒区域を設定し、住民の立ち入り制限、避難等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動等を実施することとする。

第4節 突発重大事故の応急対策の推進

第1款 突発重大事故の応急対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

航空機事故、列車事故、爆発事故、サリン等の大量放出、雑踏事故等の突発重大事案であって、多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される突発事案による災害から、住民を守るための各種応急対策について定める。

第2 内容

1 突発重大事故の認定基準

航空機事故、列車事故、自動車事故、火災事故、爆発事故、毒劇物事故、雑踏事故等により、多数の死傷者が発生したときで、認定の基準は、概ね次の程度とする。

死者（行方不明を含む）	20人以上
死傷者	50人〃
重症を含む負傷者	70人〃
負傷者	100人〃

2 突発重大事故の認定

- (1) 町長は、事故現場に出動した警察または美方広域消防本部から突発重大事案発生との連絡を受け、又は自ら認知した場合は、意見を聞いて、突発重大事故の認定を行い、県に通報するものとする。

3 現地災害対策本部の設置

- (1) 町長は、突発重大事故と認定された場合、原則として現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置するものとする。

(2) 現地災害対策本部の構成は、県、町防災関係機関とし、必要により事故原因者の参加を求めるものとする。

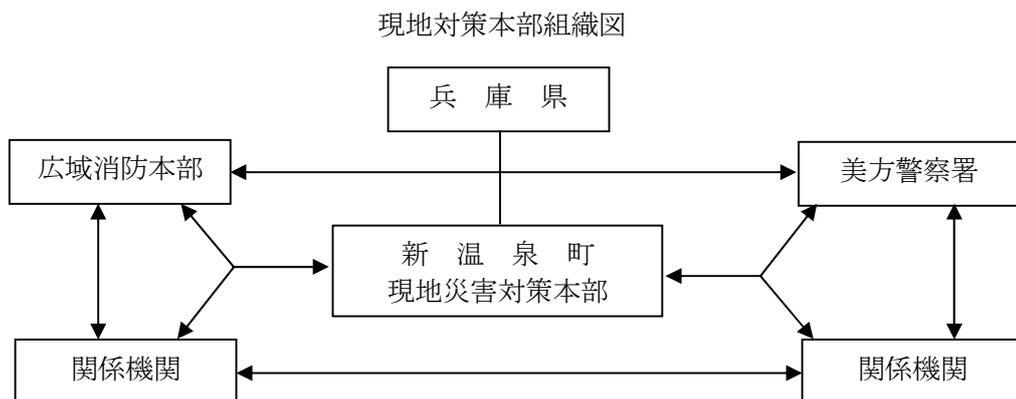
4 現地災害対策本部の機能

現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動の規模、被災状況など情報の統一化を図るため、次の事項を処理し、総合的な連絡調整にあたるものとする。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 広報
- (3) 防災関係機関の情報交換
- (4) 防災関係機関相互における応急対策の実施
- (5) 防災関係機関に対する応援要請
- (6) その他必要な事項

5 現地災害対策本部の設置場所

- (1) 町長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設け表示するものとする。
- (2) 各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整にあたる。



6 現地災害対策本部の閉鎖

町長は、事故に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聞いて現地災害対策本部を閉鎖するものとする。

7 有毒ガス類またはサリン等の発散による被害発生時の措置

- (1) 警察官又は消防吏員は、サリン等又は毒ガス等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体に被害が生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し又はこれらの場所にいる者を退去させ、毒ガス等を含む物品等を回収、撤去、廃棄し、その他、その被害を防止するために必要な措置をとるものとする。
- (2) 住民は、有毒ガス類もしくはサリン等の疑いがある物質もしくはこれらの物質を含む物品を発見し、又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報するものとする。
- (3) 町は、有毒ガス類もしくはサリン等の発散による被災の予測又は、発生を知ったときは、本計画により、県に報告するものとする。

第2款 航空機事故の応急対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

航空機の墜落炎上等の災害から住民を守るための各種応急対策について定める。

第2 内容

1 災害情報の伝達

災害発生予測の通報を受けた消防機関は必要関係機関に通報するものとする。

2 応急措置

救難行動における優先順位は、次のとおりとする。

(1) 人命救助

(2) 被害の軽減

(3) 事故調査資料の確保

(4) 航空機の収容

3 消防活動

(1) 航空機に係る火災が発生した場合、化学消火資機材による消防活動を重点的に実施する。

また、町及び消防機関の職員は、住民の生命身体の安全を図り、消防活動の円滑化を期するため、消防法令に基づき警戒区域を設定するものとする。

(2) 災害の規模が大きく災害地消防機関等で対処不能と判断される場合は本計画、第4章第1節「大規模火災の応急対策の推進」により、近接消防機関に対し消防相互応援協定に基づき応援を求めるものとする。

第5節 海上災害の応急対策の推進

第1款 流出油等の応急対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

日本海の荒波により、船舶の遭難、座礁、沈没等の大事故が発生するおそれがある。これらの突発的な事故による大量の油類等の流出事故の応急対策について定める。

第2 内容

重油等を排出した船長等、当該事故発生原因者が関係機関に通報のうえ、事故発生原因者等の定める計画により応急対策を実施するが、流出の規模、漂着の範囲によって県、町等関係機関が総合的な対策を実施するものとする。

1 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関とすみやかに調整を図るものとする。

2 災害対策本部等の設置

事故発生原因者は、災害が発生した場合は速やかに現地に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連絡して応急対策を実施するものとする。

3 応急措置の実施

流出した油類や材木等の回収・処理について、事故発生原因者の活動のみで十分な対応ができない場合は、必要に応じて町と防災関係機関が協力をして対応する。

- (1) 町長は大量の油が流出し、沿岸に漂着するおそれがある場合には、関係機関と連携をして漂着の範囲、漂着量、漂着の予定時間等を調査し、住民や漁業関係者に情報を周知する。
- (2) 漂着の未然防止を図るため、兵庫県災害対策但馬地方本部や関係機関にオイルフェンス等の海上での防除設置を要請する。
- (3) 町は海域における油類防除のため関係機関と連携して防除のための資機材を調達する。
- (4) 陸岸に漂着した油類の回収作業を行うときは、県の作成した重油等回収方針に沿って作業計画を策定し、県に報告をする。
- (5) 町は油類の漂着状況及び回収状況を把握し、回収作業計画により自主防災組織や消防団、ボランティア等とともに油類の回収に努める。回収作業においては、漂着した油等の特性を熟知し作業従事者の健康に配慮するものとする。
- (6) 回収した油類の処理は、県の指導を受けて事故発生原因者の用意した回収業者に引き渡す。
- (7) 町は漂着した油類等が広範囲又は漂着量が多くて回収が困難と予想されたときは、県に災害救援専門ボランティアの派遣要請を行う。派遣要請後は速やかにボランティア受け入れの窓口を開設し、受け入れの準備を行う。
- (8) 町は流出した油等により魚介類が汚染されたおそれがある場合は、市場への流通制限や浜坂漁業協同組合及び関係機関と連携して検査を行い、消費者の安全確保に努めるものとする。

第 4 編 災害復旧・復興計画

第4編 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の実施

実施担当 総務部（総務課・地域振興課） 救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

第2 内容

1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 砂防設備災害復旧事業
 - ウ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - エ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - オ 道路災害復旧事業
 - カ 水道災害復旧事業
 - キ 下水道災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
 - ア 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (3) 都市施設等災害復旧事業
- (4) 廃棄物処理施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業

2 激甚災害の指定

- (1) 大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等は以下のとおりである。
 - ア 激甚災害に関する調査
町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
 - イ 特別財政援助額の交付手続
町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。
- (2) 激甚災害に係る財政援助措置
 - ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
 - (イ) 公共土木施設災害関連事業
 - (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
 - (エ) 公営住宅等災害復旧事業
 - (オ) 生活保護施設災害復旧事業
 - (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
 - (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
 - (ク) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - (ケ) 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
 - (カ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - (シ) 感染症予防事業
 - (ス) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内外）
 - (セ) 湛水排除事業
- イ 農林水産業に関する特別の助成
- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - (ク) 森林災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に関する特別の助成
- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還機関等の特例
 - (ウ) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- エ その他の財政援助措置
- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (ウ) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - (エ) 水防資材費の補助の特例
 - (オ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - (カ) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - (キ) 公共土木施設、公共学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (3) 局地激甚災害に係る財政援助措置
- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (ア) 公共土木施設災害復旧事業

- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 知的障害者援護施設災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内外）
- (セ) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- (ウ) 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

エ その他の財政援助措置

- (ア) 公共土木施設、公共学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

(1) 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、農林漁業者金融公庫法により融資することとする。

ア 天災資金

関係機関は、暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に農林漁業の経営等に必要な再生資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

イ 農林漁業金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資することとする。

(2) 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うこととする。

(3) 災害復興住宅資金

住宅金融公庫は、住宅に災害を受けた者に対して、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は、補修資金の貸付を行うこととする。

4 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由などで自立して生活を再建することが困難な者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支出する被災者生活再建支援法が平成10年5月15日に成立（平成16年3月31日一部改正）しており、災害が発生した場合は、その積極的な活用を図ることとする。

その主な内容は次のとおり。

(1) 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

オ ア～ウの区域に隣接し、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

(2) 対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

(3)支給額（下記アとイの合計で最大 300 万円）

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

被災世帯の区分	ア 基礎支援金 (住宅の被害程度)	イ 加算支援金 (住宅の再建方法)	計	
・全壊 (被害割合 50%以上) ・解体 ・長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
・大規模半壊 (被害割合 40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
・中規模半壊 (被害割合 30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円

(注) 1 世帯人数が1人の場合は、上記支給額の3/4の額

2 申請期間：自然災害発生からアが13月間、イが37月間

5 その他

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。さらに高齢化が進む中山間地域等への対応として、福祉的な支援の充実に努めることとする。

第2節 災害義援金・義援物資の取扱い

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第1 趣旨

災害による被災者の生活を救援するための災害義援金・義援物資の取扱いについて定める。

第2 内容

1 義援金の募集

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、兵庫県、日本赤十字社兵庫県支部等の関係機関と協議し、共同し、あるいは、協力して募集方法及び期間、広報等を定めて募集を行うこととする。

2 義援金の取扱い

(1) 義援金の受付及び保管

援護衛生部内に義援金の受付窓口を開設し、必要に応じて金融機関に保管するものとする。

(2) 義援金の配布

援護衛生部内に義援金配布委員会を設置し、関係機関と調整の上、公平かつ適切な義援金の配布基準を設定する。

(3) 義援金の交付

義援金の交付は、被災者の申請及び被害調査結果に基づき、被災状況を勘案して実施するものとし、金融機関等への口座振込等により交付するものとする。

3 義援物資

(1) 義援物資の受付及び保管

援護衛生部内に義援物資の受付窓口を開設するとともに、避難所の運営状況等を考慮し、公共建築物に保管場所の確保を行う。

(2) 義援物資の配布

町は、被災者への配分を行うことを原則とし、物資の用途、数量、被災者数により実施する。

第3節 災害復興計画の実施

第1款 復興本部

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）

第1 趣旨

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第2 内容

1 復興本部の設置

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に組織として復興本部を設置することとする。なお、復興本部には、部等を置くこととするが、その構成と分掌事務については、設置の際に定めることとする。

2 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、阪神・淡路大震災における県復興本部等を例として、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定するものとする。

なお、復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

第2款 復興計画

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）

第1 趣旨

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

第2 内容

1 復興計画の基本的な考え方

被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに県の復興計画との調整を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定することとする。

2 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進にあたっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画—基本構想—」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していくこととする。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮する。

- (1) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体への意見募集
- (2) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- (3) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

3 復興計画の策定

(1) 策定上の留意事項

計画策定にあたっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

ア 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

イ ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や県民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

ウ 阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用

震災対策国際総合検証事業の検証結果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(2) 構成例

- ア 基本方針
- イ 基本理念
- ウ 基本目標
- エ 施策体系
- オ 復興事業計画等

4 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進するうえで、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

(1) 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

(2) 住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

(3) 都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフラインを緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

(4) 産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した住民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

(5) その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

